官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三七）　四
○政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令（三三八）　七
○総務省組織令の一部を改正する政令（三三九）　八
○ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（三四〇）　九
○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四一）　一〇
○国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令（三四二）　一〇
〔府　令〕
○国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行規則（内閣府九二）　二
○防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（同九三）　一三
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同九四）　一三
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同九五）　一三
〔復興庁令〕
○東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令（復興庁六）　一三
〔省　令〕
○日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務一二二）　一三
○日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令（同一二三）　一四
○郵便法施行規則等の一部を改正する省令（同一二四）　一五
○政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令（同一二五）　一五
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一五
○商業登記規則等の一部を改正する省令（法務五一）　一五
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務二四）　一六
○ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令（財務六四）　一六
○ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（経済産業七八）　一七
○建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八五）　一七
〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府一二）　一七
〔法規的告示〕
○防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府関係告示の整備に関する告示（内閣府一二三）　一七
○地方税法施行規則附則第六条第二十三項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産の一部を改正する件（同一二四）　一七
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（個人情報保護委一二）　一七
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件及び本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁七九）　一七
○特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（同八〇）　一八
○重要通信を行う機関を指定する件の一部を改正する件（総務三九三）　一八
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務八五）　一八
○乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業・国土交通七）　一八

（以下次のページへ続く）　八〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

○建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件等の一部を改正する告示
（**国土交通**一三二六）　六

〔**その他告示**〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示
（**デジタル庁**一一）　六七

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示
（**デジタル庁・総務**三九）　六八

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
（**同**四〇）　九〇

○中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について関税定率法第八条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件
（**財務**二九五）　九二

○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件
（**同**二九六、二九七）　九七

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を告示する件
（**同**二九八）　一三六

○消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が指定する自動販売機を定める件の一部を改正する件
（**国税庁**一二六）　一三九

○道路に関する件
（**東北地方整備局**一〇七、一〇九）　一四一

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則第四条に規定する国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示
（**関東地方整備局**一三六）　一四二

○道路に関する件
（**近畿地方整備局**一一〇）　一四五

〔**官庁報告**〕

官庁事項

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一四六

国家試験

令和八年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　一四六

基本測量関係事項公告（国土交通省）　一四九

〔**資　料**〕

国庫歳入歳出状況（令和八年度令和八年八月分）（財務省）　一五〇

本号で公布された法令のあらまし

◇日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百三十七号）（総務省）

1　在外投票人証の交付方法の見直し等に関する事項

⑴　在外投票人証に変更に係る事項を記載した場合及び在外投票人証を再交付する場合の在外投票人証の交付方法について、総務省令で定めるところにより、領事官を経由して送付しなければならないものとすること。（第二十一条第六項及び第二十二条第三項関係）

⑵　在外投票人名簿登録申請書、在外投票人名簿登録申請事項等変更届出書、在外投票人証記載事項変更届出書及び在外投票人証再交付申請書の領事官から市町村の選挙管理委員会への送付について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しないものとすること。（第十五条第二項、第十六条第四項及び第二十一条第四項関係）

⑶　市町村の選挙管理委員会が在外投票人名簿登録申請者を在外投票人名簿に登録しなかったときの通知、在外投票人名簿に登録されている者を在外投票人名簿から抹消したときの通知及び在外投票人名簿に登録されている事項に係る記載を修正又は訂正したときの通知並びに領事官が在外投票人名簿の登録をされるべきでなかったことを知ったときの通知について、外務大臣を経由することを要しないものとすること。（第十九条、第二十九条及び第三十条関係）

2　投票管理者の交替制に関する事項

市町村の選挙管理委員会は、二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務代理者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間を告示しなければならないものとすること。（第三十五条関係）

3　投票管理者等の住所の一部の告示に関する事項

市町村選挙管理委員会等が投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票長又はこれらの職務代理者を選任した場合に行う住所の告示について、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができるものとすること。（第三十五条、第百十条、第百二十四条及び第百三十条関係）

4　市町村の区域が数開票区に分かれている場合における指定投票区の指定等に関する事項

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の区域が数開票区に分かれている場合であって、天災その他避けることのできない事故により、国民投票の期日に一の開票区に属するいずれの投票区の投票管理者にも不在者投票の送致をすることができない状況があると認めるときは、当該投票の送致をすることができない状況があると認める開票区（以下「送致不能開票区」という。）に属する投票区を、当該送致不能開票区以外の開票区に属する指定投票区に係る指定関係投票区として定めることができるものとすること。（第三十六条第二項関係）

5　投票に関する書類の保存に関する事務の合理化に関する事項

投票に関する書類の保存に係る所要の規定の整備を行うものとすること。（第五十七条及び第百条第二項関係）

6　期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容の見直しに関する事項

期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、国民投票の当日に当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の包括的な宣誓で足りるものとすること。（第六十一条及び第六十六条関係）

7　病院の不在者投票管理者の職務代理者となる者の要件に関する事項

病院の不在者投票管理者の職務代理者に医師又は歯科医師以外の者もなることができるものとすること。（第六十九条第九項関係）

8　国民投票の期日前二日以後に開票区を設けた場合の開票立会人の取扱いに関する事項

国民投票の期日前二日以後に開票区を設けた場合の開票立会人の選任について、所要の規定の整備を行うものとすること。（第百十三条の二関係）

9　施行期日等に関する事項

⑴　この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとすること。（附則第一項関係）

⑵　この政令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に登録基準日がある国民投票について適用し、この政令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例によるものとすること。（附則第二項関係）

⑶　その他所要の規定の整備を行うこと。

◇政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令（政令第三百三十八号）（総務省）

第１　政治資金規正法施行令の一部改正

収支報告閲覧対象文書が電磁的記録である場合について、写しの交付の方法及び写しの交付に係る手数料の額等を定める。（第十八条、第十九条関係）

第２　政党助成法施行令の一部改正

公表対象報告文書が電磁的記録である場合について、写しの交付の方法及び写しの交付に係る手数料の額等を定める。（第七条、第八条関係）

第３　施行期日等

１　この政令は、令和九年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　その他所要の規定の整備を行う。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第三百三十九号）（総務省）

１　情報流通行政局郵政行政部企画課及び郵便局活用課の所掌事務を変更する。（第八十七条及び第八十九条関係）

２　この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。（附則関係）

◇ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第三百四十号）（財務省）

１　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）若しくは台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又は中国若しくは台湾から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について、関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項及び第二項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定める。

⑴　不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地等及び課税期間並びに不当廉売関税を課さない場合を定める。（第一条関係）

⑵　不当廉売関税の税率を定める。（第二条関係）

⑶　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板を輸入しようとする者等の提出書類を定める。（第三条関係）

⑷　不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定める。（第四条関係）

⑸　不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定める。（第五条関係）

⑹　その他所要の規定の整備を行う。（附則第二項関係）

２　この政令は、令和八年十月三十一日から施行する。（附則第一項関係）

◇郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百四十一号）（総務省）

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十二号）の施行期日は、令和八年十二月一日とすること。

◇国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令（政令第三百四十二号）（内閣官房）

１　首都中枢機能代替地域に係る要件

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号。以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める要件は、次のいずれにも該当しない地域であることとする。（第一条関係）

⑴　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域

⑵　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第一項に規定する火山災害警戒地域（当該地域に東京圏の区域が含まれる火山に係るものに限る。）

２　副首都の指定に係る要件

⑴　国の行政機構の立地状況

法第十八条第一項第一号の政令で定める要件は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十三条及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第九条の地方支分部局が十四以上置かれている市町村であることとする。（第二条第一項関係）

⑵　人口及び経済の集積状況

法第十八条第一項第二号の政令で定める要件は、次のいずれにも該当する市町村であることとする。（第二条第二項関係）

イ　官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口を当該国勢調査の結果による全国の人口で除して得た割合が一・二パーセント以上であること。

ロ　最近に公表された年度までの過去三年間における各年度の各道府県の道府県内総生産を当該道府県内総生産と同一の会計年度における国内総生産で除して得た割合の平均が二・一パーセント以上である道府県の区域内にあること。

⑶　必要な地方行政体制

法第十八条第一項第三号の政令で定める要件は、次のいずれかの地方行政体制が整備されていることとする。（第二条第三項関係）

イ　大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号。以下「大都市法」という。）の規定により特別区が設けられていること又は大都市法第九条第二項の規定による告示がされていること。

ロ　指定都市であって、当該指定都市をその区域に含む道府県と共同して地域における首都中枢機能の代替機能を確保し経済の成長を実現するための施策に関する基本的な計画を定めるとともに、当該道府県と次に掲げる事務を処理するに当たっての基本的な方針及び具体的な役割分担並びに当該事務を一体的かつ統一的に処理するための方法として相互間の協議の実施又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）上の協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、一部事務組合の設置若しくは広域連合の設置を定める連携協約を締結し、かつ、当該道府県と同法第二百五十二条の七第一項の規定により副首都の整備に係る施策を推進するための内部組織を共同設置していることその他当該施策の推進に関する一体性、統一性及び透明性を確保するために必要な取組として内閣府令で定めるものを実施する体制を整備していること。

⑴　産業の振興に関する重要な計画の策定及び変更その他産業の振興に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

⑵　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第九条第一項に規定する都道府県官民データ活用推進計画、同条第三項に規定する市町村官民データ活用推進計画その他の情報通信に関する重要な計画の策定及び変更その他情報通信に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

(ハ)　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第五条第一項に規定する地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画その他の教育及び研究に関する重要な計画の策定及び変更その他教育及び研究に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

(ニ)　当該指定都市の区域を含む都市計画区域に係る都市計画のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項各号に掲げるもの及び同項の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第四十六条各号に掲げるものに関するものであって当該指定都市が定めるものの決定及び変更

(ホ)　道路、河川その他の公共施設で副首都の整備に当たって特に重要なものとして内閣府令で定めるものの整備及び管理に関する重要な方針又は計画の策定及び変更

(ヘ)　スポーツ施設、会議場施設その他の公益的施設で副首都の整備に当たって特に重要なものとして内閣府令で定めるものの整備及び管理に関する重要な方針又は計画の策定及び変更

(ト)　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第十三条に規定する国土強靱化地域計画その他の防災に関する重要な計画の策定及び変更その他防災に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

(4)　特別区の特例

大都市法の規定により一の道府県に設けられた特別区の存する区域については、当該区域を一の市とみなして、(1)及び(2)の規定を適用する。（第一条第四項関係）

3　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　令

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十七号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六条第三項、第四十六条、第四十八条第五項、第六十条第八項、第六十一条第一項、第百四十条第二項及び第百四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第十六条第四項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第十九条中「外務大臣及び」を削る。

第二十一条第四項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第二十一条第六項中「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）をもって、第二項の規定による」を「総務省令で定めるところにより、第二項の規定による届出書を送付した領事官を経由して、当該」に改め、同項ただし書を削る。

第二十二条第三項中「郵便等をもって、同項の規定による」を「総務省令で定めるところにより、前項において準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、当該」に改め、同項ただし書を削る。

第二十七条中「郵便等」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）」に改める。

第二十九条第一項中「外務大臣を経由して、」を削り、同条第二項中「外務大臣及び」を削り、同条第三項中「外務大臣を経由して、」を削る。

第三十条中「外務大臣を経由して、」を削る。

第三十四条第二項中「においては」を「には」に改める。

第三十五条中「においては」を「には」に改め、「氏名」の下に「（二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第三十六条第二項中「前項」を「市町村の選挙管理委員会は、前二項」に改め、「、市町村の選挙管理委員会は」を削り、「これ」を「その旨」に、「又は」を「、又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、市町村の選挙管理委員会は、法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により当該市町村の区域が数開票区に分かれている場合であって、天災その他避けることのできない事故により、国民投票の期日に一の開票区に属するいずれの投票区の投票管理者にも第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致をすることができない状況があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該投票の送致をすることができない状況があると認める開票区（以下この項において「送致不能開票区」という。）に属する投票区を、当該送致不能開票区以外の開票区に属する指定投票区（国民投票の期日に当該指定投票区の投票管理者に当該投票の送致をすることができるものに限る。）に係る指定関係投票区として定めることができる。

第三十六条に次の一項を加える。

4　市町村の選挙管理委員会が、国民投票の期日に第一項又は第二項の規定により指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したときは、当該指定及び定め又は変更をした時前に第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定により送致された法第六十一条の規定による投票に関する事務については、当該指定及び定め又は変更は、その効力を有しない。

第三十七条第二項中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改め、「送致されたもの」の下に「（国民投票の期日に指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したことにより当該指定関係投票区となった投票区に属する投票人がしたものにあっては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に同条第一項（同号に係る部分に限る。）又は第二項の規定により当該指定投票区の投票管理者に送致されたものに限る。）」を加え、同条第三項中「による投票」の下に「（国民投票の期日に指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したことにより指定関係投票区となった投票区に属する投票人がしたものにあっては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に第八十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による送致をするものに限る。）」を加える。

第四十条中「ないものとみなす」を「なくなるものとする」に改める。

第四十一条中「選挙管理委員会は、」の下に「法第四十九条第一項の規定により」を加え、「においては」を「には」に、「その者」を「当該投票立会人」に、「、氏名及び」を「及び氏名並びに」に、「をその」を「（投票所が開いている時間の一部について投票に立ち会わせる投票立会人を選任したときは、当該投票立会人の住所及び氏名、当該投票立会人の属する政党その他の政治団体の名称並びに当該投票立会人が投票に立ち会うべき時間）を当該」に改める。

第四十二条第二項中「時刻までに」の下に「（投票所を開いた時刻後に当該投票所に係る投票区を指定投票区に指定し、及び指定関係投票区を定めたとき、又は指定投票区の投票所を開いた時刻後に当該指定投票区に係る指定関係投票区を変更したことにより指定関係投票区となった投票区があるときは、当該指定及び定め又は変更をした時以後直ちに）」を加える。

第五十七条中「書類」の下に「（国民投票に用いなかった投票用紙を含む。）」を、「まで」の下に「（国民投票に用いなかった投票用紙にあっては、当該訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなった日のうちいずれか遅い日まで）」を加える。

第六十条の表第三十五条の項及び第四十一条の項を次のように改める。

第三十五条	氏名（	氏名並びにその者が職務を行うべき日（同一の日に
	時間	日及び時間
第四十一条	氏名並びに	氏名、
	名称（	名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日（期日前投票所を設ける日ごとの当該
	投票所	期日前投票所
	時間	日及び時間

第六十一条中「においては、」を「には、国民投票の当日に」に、「のうち国民投票の当日自らが」を「のいずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第六十六条中「投票人は、」の下に「国民投票の当日に」を加え、「のうち国民投票の当日自らが」を「のいずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第六十九条第九項中「の職務を代理すべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は」を「、病院の院長、」に、「船長若しくは」を「船長又は」に改める。

第八十八条第一項中「直ちに」を削り、「送致し、又は郵便等をもって送付しなければ」を「、直ちに（第二号又は第三号に掲げる場合には、当該各号に定める投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに）、送致又は郵便等による送付（第二号又は第三号に掲げる場合には、送致）をしなければ」に改め、同条第二項中「直ちに」を削り、「）に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第八十九条第一項中「によって」を「により」に改め、同条第五項中「（第三項において読み替えて適用される場合を含む。）」を削る。

第九十条中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改める。

第九十三条中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に、「においては」を「には」に改める。

第九十八条第一項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「によって」を「により」に改め、「直ちに」を削り、「投票管理者に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第百条第二項中「除く」を「除き、国民投票に用いなかった投票用紙を含む」に改め、「まで」の下に「（国民投票に用いなかった投票用紙にあっては、当該訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなった日のうちいずれか遅い日まで）」を加える。

第百二条第二項中「によって」を「により」に改め、「直ちに」を削り、「投票管理者に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第百七条中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改める。

第百十条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第百十二条中「同条第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、「においては」を「には」に改める。

第百十三条第三項中「数市町村合同開票区」の下に「（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものを除く。）」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「数区合同開票区」の下に「（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものを除く。）」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　数区合同開票区（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものに限る。）においては、法第七十六条第四項又は第五項の規定による区の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任及び前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が行う。

第百十三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　数市町村合同開票区（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものに限る。）においては、法第七十六条第四項又は第五項の規定による市町村の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任及び前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。

第百十三条の次に次の一条を加える。

（国民投票の期日前二日以後に開票区を設けた場合の開票立会人）

第百十三条の二　公職選挙法施行令第七十条の四から第七十条の八までの規定は、国民投票において法第七十六条第四項の規定により開票立会人を選任する場合について準用する。この場合において、これらの規定（同令第七十条の四第一項の規定を除く。）中「所属選挙人名簿登録者数」とあるのは「所属投票人名簿登録者数」と、「政党その他の政治団体」とあり、及び「公職の候補者」とあるのは「政党等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十条の四第一項	分割開票区を	分割開票区（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（以下「憲法改正手続法施行令」という。）第五十九条の四第一項に規定する分割開票区をいう。以下同じ。）を
	所属選挙人名簿登録者数（法第十八条第二項の規定により開票区が設けられた日前の直近の法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録の日現在において、当該開票区に属する投票区の選挙人名簿に登録されている選挙人の数を合計した数をいう。	所属投票人名簿登録者数（国民投票の期日前十五日に当たる日現在において、当該開票区に属する投票区の投票人名簿に登録されている投票人の数を合計した数をいう。
	（所属選挙人名簿登録者数の所属選挙人名簿登録者数	（所属投票人名簿登録者数の所属投票人名簿登録者数
	政党その他の政治団体	政党等（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号。以下「憲法改正手続法」という。）第百六条第二項に規定する政党等をいう。以下同じ。）

第七十条の五第一項	数市町村合同開票区を	数市町村合同開票区（憲法改正手続法施行令第五十八条第一項に規定する数市町村合同開票区をいう。以下同じ。）を
	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三条第四項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の五第三項	第六十六条第一項	憲法改正手続法施行令第百八条第一項
第七十条の五第五項	数区合同開票区を	数区合同開票区（憲法改正手続法施行令第五十八条第二項に規定する数区合同開票区をいう。以下同じ。）を
第七十条の五第六項	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三条第九項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の五第八項	第六十六条第二項	憲法改正手続法施行令第百八条第二項
第七十条の六第一項	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三条第四項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第三項	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第五項	第六十六条第一項	憲法改正手続法施行令第百八条第一項
第七十条の六第六項	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三条第四項
	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三条第九項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第八項	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項

第七十条の六第十項	第六十六条	憲法改正手続法施行令第百八条
第七十条の六第十一項	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三条第九項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第十三項	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第十五項	第六十六条第二項	憲法改正手続法施行令第百八条第二項
第七十条の七第一項	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三条第四項
第七十条の七第三項	第六十六条第一項	憲法改正手続法施行令第百八条第一項
第七十条の七第四項	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三条第九項
第七十条の七第六項	第六十六条第二項	憲法改正手続法施行令第百八条第二項

第百二十四条中「においては」を「には」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第百三十条中「においては」を「には」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第百四十一条第一項中「第七十六条第一項から第四項まで」を「第七十六条第一項から第五項まで」に改める。

第百四十二条第一項中「第三十一条第一項」の下に「、第三十六条第二項」を加え、同条第二項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、「第百三十六条第一項」の下に「並びに第百十三条の二において準用する公職選挙法施行令第七十条の四第一項、第七十条の五第一項、第七十条の六第一項及び第六項並びに第七十条の七第一項」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に登録基準日（日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下同じ。）がある国民投票（同法第一条に規定する国民投票をいう。以下同じ。）について適用し、この政令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

総務大臣　藤井比早之
内閣総理大臣　高市　早苗

政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十八号

政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令

内閣は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十六第十九項、第二十条の二第三項及び第三十三条並びに政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第六項及び第四十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（政治資金規正法施行令の一部改正）

第一条　政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条ただし書中「ものをいう」の下に「。第十八条各号において同じ」を加え、「を行う」を「の方法を実施する」に、「同号」を「第四号」に改め、同条第一号中「に複写したもの（」を「の片面又は両面に」に改め、「に限る。）」を削り、同条第二号中「次号において」を「以下」に改める。

第十三条第二項第二号イ中「十円」の下に「。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。」を加え、同号ロ及びハ中「光ディスク」を「同号に規定する光ディスク」に改める。

第十八条中「第十二条の規定は、」を削り、「第二十条の二第二項」の下に「（第一号ニ及び第二号ニにあつては、同項及び情報通信技術活用法第七条第一項）」を加え、「について準用する」を「は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が受理した収支報告閲覧対象文書が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める方法とする」に改め、同条に次の各号を加える。

一　文書である場合　次に掲げる方法（ロからニまでに掲げる方法の実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラムによりこれらの方法を実施することができる場合に限り、ニに掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第二十条の二第二項の規定による請求があつた場合（次号において「電子請求の場合」という。）に限る。）

イ　収支報告閲覧対象文書を複写機により総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写したものの交付

ロ　収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を第十二条第二号に規定する光ディスクに複写したものの交付

ハ　収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を第十二条第三号に規定する光ディスクに複写したものの交付

ニ　収支報告閲覧対象文書に係る写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

二　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により提出され、又は添付された電磁的記録である場合　次に掲げる方法であつて、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（ニに掲げる方法の実施にあつては、電子請求の場合に限る。）

イ　収支報告閲覧対象文書を総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で出力したものの交付

ロ　収支報告閲覧対象文書を第十二条第二号に規定する光ディスクに複写したものの交付
ハ　収支報告閲覧対象文書を第十二条第三号に規定する光ディスクに複写したものの交付
ニ　収支報告閲覧対象文書を電子情報処理組織を使用して交付を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法

第十九条第一項各号を次のように改める。

一　前条第一号イに掲げる交付　交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。
二　前条第一号ロに掲げる交付　第十二条第二号に規定する光ディスク一枚につき百円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額
三　前条第一号ハに掲げる交付　第十二条第三号に規定する光ディスク一枚につき百二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額
四　前条第一号ニに掲げる方法　収支報告閲覧対象文書一枚につき十円
五　前条第二号イに掲げる交付　交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。
六　前条第二号ロに掲げる交付　第十二条第二号に規定する光ディスク一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
七　前条第二号ハに掲げる交付　第十二条第三号に規定する光ディスク一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
八　前条第二号ニに掲げる方法　一ファイルにつき二百十円

（政党助成法施行令の一部改正）

第二条　政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第四号に」を「第一号ニ及び第二号ニに」に、「次に掲げる」を「総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が受理した公表対象報告文書が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める」に改め、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

一　文書である場合　次に掲げる方法（ロからニまでに掲げる方法の実施にあっては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。）によりこれらの方法を実施することができる場合に限り、ニに掲げる方法の実施にあっては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下この条及び次条第一項において「電子情報処理組織」という。）を使用して法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求があった場合（同号において「電子請求の場合」という。）に限る。）
イ　公表対象報告文書を複写機により総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写したものの交付
ロ　公表対象報告文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）を光ディスク（日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付
ハ　公表対象報告文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付
ニ　公表対象報告文書の写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法
二　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により提出された電磁的記録である場合　次に掲げる方法であって、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（ニに掲げる方法の実施にあっては、電子請求の場合に限る。）
イ　公表対象報告文書を総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で出力したものの交付
ロ　公表対象報告文書を前号ロに規定する光ディスクに複写したものの交付
ハ　公表対象報告文書を前号ハに規定する光ディスクに複写したものの交付
ニ　公表対象報告文書を電子情報処理組織を使用して交付を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法

第八条第一項各号を次のように改める。

一　前条第一号イに掲げる交付　交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。
二　前条第一号ロに掲げる交付　同号ロに規定する光ディスク一枚につき百円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額
三　前条第一号ハに掲げる交付　同号ハに規定する光ディスク一枚につき百二十円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額
四　前条第一号ニに掲げる方法　公表対象報告文書一枚につき十円
五　前条第二号イに掲げる交付　交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。
六　前条第二号ロに掲げる交付　同条第一号ロに規定する光ディスク一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
七　前条第二号ハに掲げる交付　同条第一号ハに規定する光ディスク一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
八　前条第二号ニに掲げる方法　一ファイルにつき二百十円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和九年一月一日から施行する。

（政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

2　政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第二十条の二第二項」を「第二十条の二第二項（」に改め、「書面」と」の下に「、同条第一号中「法第二十条の二第二項」とあるのは「改正法附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される法第二十条の二第二項」と」を加える。

総務大臣　藤井比早之
内閣総理大臣　高市　早苗

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十九号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第八号を次のように改める。

八　日本郵政株式会社の組織及び運営一般に関すること（地域貢献基金に関するものを除く。）。

第八十七条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　日本郵便株式会社の組織及び運営一般に関すること（郵便局の設置に関するものを除く。）。

第八十九条第一号中「第四条第二項第二号及び第三号」を「第四条第一項第八号イ及びロ並びに第二項第二号」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　地域貢献基金に関すること。

附　則

この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。

総務大臣　藤井比早之
内閣総理大臣　高市　早苗

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十号

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項、第二項、第三十二項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和八年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令

第一条第一項中「第八条第九項」を「第八条第一項」に、「同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）」を「不当廉売関税」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　令和八年十月三十一日から令和十三年十月三十日までの期間

第一条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項第一号に掲げる貨物であって、特定国等を原産地とするもの又は特定国等から本邦に輸出されたもののうち、令和八年七月九日から同年十月三十日までの期間内に輸入されたもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、法第八条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、不当廉売関税を課する。

第二条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

第三条第三項中「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

第四条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

本則に次の一条を加える。

（還付の計算期間等）

第五条　特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和八年十月三十一日から施行する。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

２　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第七〇号の一五中「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十一号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十二月一日とする。

総務大臣　藤井比早之
内閣総理大臣　高市　早苗

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十二号

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令

内閣は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第二条第三項及び第十八条第一項各号の規定に基づき、この政令を制定する。

（首都中枢機能代替地域に係る要件）

第一条　国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当しない地域であることとする。

一　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する首都直下地震緊急対策区域

二　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する火山災害警戒地域（当該地域に東京圏（首都直下地震対策特別措置法第二条第一項に規定する東京圏をいう。）の区域が含まれる火山に係るものに限る。）

（副首都の指定に係る要件）

第二条　法第十八条第一項第一号の政令で定める要件は、地方支分部局（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十三条及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第九条の地方支分部局をいう。）が十四以上置かれている市町村であることとする。

２　法第十八条第一項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する市町村であることとする。

一　官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口を当該国勢調査の結果による全国の人口で除して得た割合が一・二パーセント以上であること。

二　最近に公表された年度までの過去三年間における各年度の各道府県の道府県内総生産（国際連合の定める基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系（以下この号において「国民経済計算の体系」という。）に準拠して道府県が作成する県民経済計算の体系における県内総生産をいう。）を当該道府県内総生産と同一の会計年度における国内総生産（国民経済計算の体系における国内総生産をいう。）で除して得た割合を合算して得た割合の三分の一に相当する割合が二・一パーセント以上である道府県の区域内にあること。

３　法第十八条第一項第三号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかの地方行政体制が整備されていることとする。

一　大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号。以下「大都市法」という。）の規定により特別区が設けられていること又は大都市法第九条第二項の規定による告示がされていること。

二　指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）であって、当該指定都市をその区域に含む道府県と共同して地域における首都中枢機能の代替機能を確保し経済の成長を実現するための施策に関する基本的な計画を定めるとともに、当該道府県と次に掲げる事務を処理するに当たっての基本的な方針及び具体的な役割分担並びに当該事務を一体的かつ統一的に処理するための方法として相互間の協議の実施又は同法第二百五十二条の二の二第一項の規定による協議会の設置、同法第二百五十二条の七第一項の規定による機関等の共同設置、同法第二百五十二条の十四第一項の規定による事務の委託、同法第二百五十二条の十六の二第一項の規定による事務の代替執行、同法第二百八十四条第二項の規定による一部事務組合の設置若しくは同条第三項の規定による広域連合の設置を定める連携協約（同法第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約をいう。）を締結し、かつ、当該道府県と同法第二百五十二条の七第一項の規定により副首都の整備に係る施策を推進するための内部組織（同法第百五十八条第一項に規定する内部組織をいう。）を共同設置していることその他当該施策の推進に関する一体性、統一性及び透明性を確保するために必要な取組として内閣府令で定めるものを実施する体制を整備していること。

イ　産業の振興に関する重要な計画の策定及び変更その他産業の振興に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

ロ　都道府県官民データ活用推進計画（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第九条第一項に規定する都道府県官民データ活用推進計画をいう。）、市町村官民データ活用推進計画（同条第三項に規定する市町村官民データ活用推進計画をいう。）その他の情報通信に関する重要な計画の策定及び変更その他情報通信に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

ハ　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第五条第一項に規定する地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画その他の教育及び研究に関する重要な計画の策定及び変更その他教育及び研究に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

ニ　当該指定都市の区域を含む都市計画区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。）に係る都市計画（同条第一項に規定する都市計画をいう。以下このニにおいて同じ。）のうち同法第十五条第一項各号に掲げるもの及び同項の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第四十六条各号に掲げるものに関するものであって当該指定都市が定めるものの決定及び変更

ホ　道路、河川その他の公共施設で副首都の整備に当たって特に重要なものとして内閣府令で定めるものの整備及び管理に関する重要な方針又は計画の策定及び変更

ヘ　スポーツ施設、会議場施設その他の公益的施設で副首都の整備に当たって特に重要なものとして内閣府令で定めるものの整備及び管理に関する重要な方針又は計画の策定及び変更

ト　国土強靱化地域計画（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第十三条に規定する国土強靱化地域計画をいう。）その他の防災に関する重要な計画の策定及び変更その他防災に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

４　大都市法の規定により一の道府県に設けられた特別区の存する区域については、当該区域を一の市とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

府令

○内閣府令第九十二号

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第十八条第七項及び国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令（令和八年政令第三百四十二号）第二条第三項第二号の規定に基づき、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行規則

（副首都の整備に係る施策を推進するために必要な取組）

第一条　国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第三項第二号に規定する副首都の整備に係る施策の推進に関する一体性、統一性及び透明性を確保するために必要な取組は、次に掲げるものとする。

一　指定都市及び当該指定都市をその区域に含む道府県が令第二条第三項第二号に掲げる事務を一体的かつ統一的に処理するための相互間の協議を行う場合は、誠実に協議を行うとともに、当該協議が調うように努めるほか、必要と認めるときは、相手方に対して意見を申し出ることができる旨を約していること。

二　指定都市及び当該指定都市をその区域に含む道府県が設ける指定都市都道府県調整会議（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十一の二第一項に規定する指定都市都道府県調整会議をいう。以下同じ。）において、同条第七項に規定する必要な事項として、次に掲げる事項を定めていること。

イ　副首都の整備に係る施策を推進するため、毎会計年度少なくとも二回以上、指定都市都道府県調整会議において、令第二条第三項第二号イからトまでに掲げる事務の実施に関する基本的な方向性その他副首都の整備の推進に関し必要な事項について協議（当該事務の実施状況の報告を含む。ロにおいて同じ。）を行うこと。

ロ　指定都市の長及び当該指定都市をその区域に含む道府県の知事が、指定都市都道府県調整会議において副首都の整備に係る施策について協議した事項を公表するとともに、それぞれの議会に報告すること。

（令第二条第三項第二号ホに規定する内閣府令で定める公共施設）

第二条　令第二条第三項第二号ホに規定する内閣府令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

一　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五条第一項の一般国道（同法第十三条第一項の規定により国土交通大臣が管理を行う区間外のものに限る。）及び同法第七条第一項の都道府県道のうちその一部が指定都市の区域内に存するもの

二　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の一級河川（同法第九条第二項の規定により国土交通大臣が指定した区間内のものに限る。）及び同法第五条第一項の二級河川のうち同法第九条第五項及び同法第十条第二項の規定により指定都市の長が管理を行う区域を含むもの

三　指定都市又は当該指定都市をその区域に含む道府県が管理する国際戦略港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾をいう。）、国際拠点港湾（同項に規定する国際拠点港湾をいう。）及び重要港湾（同項に規定する重要港湾をいう。）（当該指定都市が管理する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾が存しない場合を除く。）

四　指定都市又は当該指定都市をその区域に含む道府県が設置する都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。）のうち、敷地面積が五十ヘクタール以上であるもの

（令第二条第三項第二号ヘに規定する内閣府令で定める公益的施設）

第三条　令第二条第三項第二号ヘに規定する内閣府令で定める公益的施設は、指定都市又は当該指定都市をその区域に含む道府県が整備及び管理するものであって、次に掲げるもののうち、一の市町村の区域を超える広域の利用に供することが見込まれるものとする。

一　スポーツ施設

二　文化施設

三　会議場施設

四　前三号に掲げるもののほか、副首都の整備に当たって特に必要な公益的施設

（連携協約を締結、変更又は廃止した旨の通知等）

第四条　指定都市及び当該指定都市をその区域に含む道府県が連携協約（地方自治法第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約をいう。以下この条において同じ。）であって、令第二条第三項第二号に規定するものを締結、変更又は廃止したときは、当該道府県は、内閣総理大臣にその旨を通知するものとする。

2　道府県の区域に複数の指定都市が所在する場合には、当該道府県は、令第二条第一項及び第二項の要件に該当する指定都市と、連携協約であって、同条第三項第二号に規定するものを締結することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第九十三号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）等の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（災害救助法施行規則の一部改正）

第一条　災害救助法施行規則（昭和二十二年総理庁・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（災害救助法施行令第四条第三号の防災庁令で定める者） **第四条の二**　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第四条第三号の防災庁令で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員とする。	（災害救助法施行令第四条第三号の内閣府令で定める者） **第四条の二**　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第四条第三号の内閣府令で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員とする。

（内閣府所管旅費取扱規則の一部改正）

第二条　内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表（第二条関係）

相当する職務の級	重要政策に関する会議又は審議会等の非常勤の委員等	宮内庁職員	非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員
指定職	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）、総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）、男女共同参画会議の議員（有識者）、食品安全委員会の非常勤の委員、原子力委員会の非常勤の委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、国会等移転審議会委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、カジノ管理委員会の非常勤の委員、サイバー通信情報監理委員会の非常勤の委員、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、企業会計審議会会長、企業会計審議会委員、企業会計審議会臨時委員	東宮大夫、式部官長	

別表（第二条関係）

相当する職務の級	重要政策に関する会議又は審議会等の非常勤の委員等	宮内庁職員	非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員
指定職	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）、総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）、中央防災会議の委員（指定公共機関の代表者及び有識者）、男女共同参画会議の議員（有識者）、食品安全委員会の非常勤の委員、原子力委員会の非常勤の委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、国会等移転審議会委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、カジノ管理委員会の非常勤の委員、サイバー通信情報監理委員会の非常勤の委員、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、企業会計審議会会長、企業会計審議会委員、企業会計審議会臨時委員	東宮大夫、式部官長	

10	経済財政諮問会議専門委員、総合科学技術・イノベーション会議専門委員、男女共同参画会議専門委員、審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員、食品安全委員会専門委員、原子力委員会参与、原子力委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、サイバー通信情報監理委員会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、企業会計審議会幹事	一般職給与法を準用して定められている職務の級	行政職俸給表(一)の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級
	[略]		

備考　[略]

（台風常襲地帯の指定基準と関する政令第１号に規定する期間を定める内閣府令の一部改正）

第三条　台風常襲地帯の指定基準に関する政令第１号に規定する期間を定める内閣府令（昭和三十三年総理府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
台風常襲地帯の指定基準に関する政令第１号に規定する期間を定める防災庁令 台風常襲地帯の指定基準に関する政令（昭和三十三年政令第二百十六号）第１号の防災庁令で定める期間は、大正十五年１月１日から昭和三十年十二月三十１日までの三十年間とする。	台風常襲地帯の指定基準に関する政令第１号に規定する期間を定める内閣府令 台風常襲地帯の指定基準に関する政令（昭和三十三年政令第二百十六号）第１号の内閣府令で定める期間は、大正十五年１月１日から昭和三十年十二月三十１日までの三十年間とする。

（災害対策基本法施行規則の一部改正）

第四条　災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第二十条の三第１号の防災庁令で定める基準） **第一条の三**　令第二十条の三第１号の防災庁令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者（第一条の八第二号において「居住者等」という。）の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域（令第二十条の三第二号に規定する安全区域をいう。）外にある同号ロに規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。 （令第二十条の三第二号イの防災庁令で定める技術的基準） **第一条の四**　令第二十条の三第二号イの防災庁令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によつて損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること（当該異常な現象が津波である場合にあつては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。）とする。	（令第二十条の三第１号の内閣府令で定める基準） **第一条の三**　令第二十条の三第１号の内閣府令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者（第一条の八第二号において「居住者等」という。）の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域（令第二十条の三第二号に規定する安全区域をいう。）外にある同号ロに規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。 （令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準） **第一条の四**　令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によつて損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること（当該異常な現象が津波である場合にあつては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。）とする。

10	経済財政諮問会議専門委員、総合科学技術・イノベーション会議専門委員、中央防災会議専門委員、男女共同参画会議専門委員、審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員、食品安全委員会専門委員、原子力委員会参与、原子力委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、サイバー通信情報監理委員会専門委員、金融審議会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、企業会計審議会幹事	一般職給与法を準用して定められている職務の級	行政職俸給表(一)の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級
	[同左]		

備考　[同左]

（令第二十条の三第三号イの防災庁令で定める技術的基準）

第一条の五　令第二十条の三第三号イの防災庁令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

（令第二十条の四の防災庁令で定める異常な現象の種類）

第一条の六　令第二十条の四の防災庁令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

（令第二十条の六第五号の防災庁令で定める基準）

第一条の九　令第二十条の六第五号の防災庁令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　略］

（令第二十三条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の二　［略］

（法第六十一条の四第四項の防災庁令で定める者等）

第二条の三　法第六十一条の四第四項の防災庁令で定める者は、同項の要避難者を受け入れるべき避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第六十一条の四第六項の防災庁令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第六十一条の五第六項及び第六十一条の六第五項の防災庁令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第六十一条の五第十項及び第六十一条の六第七項の防災庁令で定める者について準用する。

（令第二十四条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の四　［略］

（令第二十四条の防災庁令で定める部隊等の長）

第三条　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。

［一～三　略］

四　駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十三号において「部隊等」という。）の長

［五～十三　略］

（法第六十四条第九項の防災庁令で定める部隊等の長）

第四条　［略］

（令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準）

第一条の五　令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

（令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類）

第一条の六　令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

（令第二十条の六の内閣府令で定める基準）

第一条の九　令第二十条の六の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

（令第二十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の二　［同上］

（法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者等）

第二条の三　法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者は、同項の要避難者を受け入れるべき避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第六十一条の四第六項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第六十一条の五第六項及び第六十一条の六第五項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第六十一条の五第十項及び第六十一条の六第七項の内閣府令で定める者について準用する。

（令第二十四条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の四　［同上］

（令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長）

第三条　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。

［一～三　同上］

四　駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十二号において「部隊等」という。）の長

［五～十三　同上］

（法第六十四条第九項の内閣府令で定める部隊等の長）

第四条　［同上］

（法第八十六条の八第五項の防災庁令で定める者等）

第八条の二　法第八十六条の八第五項の防災庁令で定める者は、同項の被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第八十六条の八第七項の防災庁令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第八十六条の九第九項の防災庁令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第八十六条の九第十三項の防災庁令で定める者について準用する。この場合において、第二項中「協議元市町村長」とあるのは、「都道府県外協議元市町村長」と読み替えるものとする。

5　法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十二項の防災庁令で定める者は、法第八十六条の十一前段の災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた市町村の市町村長及び当該市町村の区域において同条後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十二項の協議元都道府県知事が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元都道府県知事が必要と認める者とする。

（被災者台帳に記載又は記録する事項）

第八条の五　法第九十条の三第二項第八号の防災庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大規模地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和五十四年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（危険動物の範囲） **第一条**　大規模地震対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第十六号の二の防災庁令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （令第七条第二項の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所） **第二条の二**　令第七条第二項の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。 （法第八条第一項第八号の防災庁令で定めるもの） **第三条**　法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして防災庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ （令第十条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所） **第四条の二**　令第十条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部及び海上保安航空基地とする。	（危険動物の範囲） **第一条**　大規模地震対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第十六号の二の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （令第七条第二項の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所） **第二条の二**　令第七条第二項の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。 （法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの） **第三条**　法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （令第十条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所） **第四条の二**　令第十条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部及び海上保安航空基地とする。

（交通の禁止又は制限についての標示の様式等）

第五条　令第十一条第一項及び令第十八条第一項の防災庁令で定める標示の様式は、それぞれ別記様式第四及び別記様式第五のとおりとする。

２　令第十一条第一項及び令第十八条第一項の防災庁令で定める場所は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限しようとする道路の区間の前面及びその区間内の必要な地点における道路の中央又は路端（歩道と車道の区別のある道路にあつては、歩道の車道側）とする。

（令第十三条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所）

第六条の六　令第十三条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上保安署とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和五十五年総理府令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成　　年」を「　　年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二号中「平成　　年」を「　　年」に、「昭和平成　　年」を「　　年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（被災者生活再建支援法施行規則の一部改正）

第七条　被災者生活再建支援法施行規則（平成十年総理府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第四条第一項の防災庁令で定める書面） **第一条**　被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の防災庁令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。 （法第十一条第三項の防災庁令で定める事項） **第五条**　法第十一条第三項の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ （会計規程） **第十四条**　支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの庁令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。 ２　［略］	（令第四条第一項の内閣府令で定める書面） **第一条**　被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の内閣府令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。 （法第十一条第三項の内閣府令で定める事項） **第五条**　法第十一条第三項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （会計規程） **第十四条**　支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの府令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。 ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十五年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（危険動物の範囲） **第一条**　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第十七号の防災庁令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。	（危険動物の範囲） **第一条**　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第十七号の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。

（法第八条第一項第九号の防災庁令で定めるもの）

第三条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号。以下「法」という。）第八条第一項第九号の計画又は規程に準ずるものとして防災庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一　略］

二　索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和六十二年運輸省令第十六号）第三条第一項の細則

［三～五　略］

（法第十二条第八項の防災庁令で定める軽微な変更）

第五条　法第十二条第八項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地震防災対策特別措置法施行令第二条第二項の額の算定に関する内閣府令及び災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令の一部改正）

第九条　次に掲げる府令の規定中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

一　地震防災対策特別措置法施行令第二条第二項の額の算定に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第五十一号）題名

二　災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令（平成三十年内閣府令第五十七号）題名

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十七年内閣府令第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（危険動物の範囲） **第一条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第十七号の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （対策計画の特例） **第三条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （法第十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更） **第五条**　法第十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ （令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定） **第六条**　［同上］	（危険動物の範囲） **第一条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第十七号の防災庁令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （対策計画の特例） **第三条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして防災庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ （法第十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更） **第五条**　法第十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ （令第八条第二項に規定する防災庁令で定める額の算定） **第六条**　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大規模災害からの復興に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年内閣府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（土地利用方針の記載事項） **第二条**　法第十条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］	（土地利用方針の記載事項） **第二条**　法第十条第二項第三号の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］

（復興整備事業に係る記載事項）

第三条　法第十条第二項第四号の防災庁令で定める事項は、名称、実施主体、実施区域、実施予定期間及び同号イ、ロ、ハ又はヘに掲げる事業にあっては種類とする。

２　前項に定める事項のほか、特定被災市町村等は、法第十条第二項第四号の防災庁令で定める事項として実施期間及び事業費に関する事項その他の復興整備事業に関する事項を記載することができる。

（防災庁令で定める軽微な変更）

第四条　法第十条第七項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

（会議における協議が困難な場合の理由）

第六条　法第十二条第二項の防災庁令で定める理由は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

（届出の対象となる事項）

第九条　法第二十八条第四項の防災庁令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第十条　法第二十八条第五項の防災庁令で定める事項は、行為の設計又は施行方法のうち、その変更により同条第四項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第十二条　大規模災害からの復興に関する法律施行令第五条の防災庁令で定める様式は、別記様式第二とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令の一部改正）

第十二条　災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成二十五年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
災害救助法施行令第一条第一項第三号の防災庁令で定める特別の事情等を定める防災庁令 （令第一条第一項第三号の防災庁令で定める特別の事情） **第一条**　災害救助法施行令（以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する防災庁令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。 （令第一条第一項第四号の防災庁令で定める基準） **第二条**　令第一条第一項第四号に規定する防災庁令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 ［一・二　略］ （令第十一条第二項の防災庁令で定める各障害等級に該当する身体障害） **第三条**　令第十一条第二項に規定する防災庁令で定める各障害等級に該当する身体障害は、別表に定めるところによる。 （法第二十条第二項の防災庁令で定める国に対する弁済の要請） **第四条**　［略］	災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令 （令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情） **第一条**　災害救助法施行令（以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。 （令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準） **第二条**　令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 ［一・二　同上］ （令第十一条第二項の内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害） **第三条**　令第十一条第二項に規定する内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害は、別表に定めるところによる。 （法第二十条第二項の内閣府令で定める国に対する弁済の要請） **第四条**　［同上］

（法第二十条第三項及び第二十一条第二項の防災庁令で定める弁済の要請を行った被請求都道府県等に対する通知）

第五条　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第十三条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令（平成二十五年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

別記様式第一から別記様式第四まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（首都直下地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第十四条　首都直下地震対策特別措置法施行規則（平成二十五年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十条第一項の防災庁令で定める軽微な変更） **第一条**　首都直下地震対策特別措置法（以下「法」という。）第十条第一項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（法第十条第一項の内閣府令で定める軽微な変更） **第一条**　首都直下地震対策特別措置法（以下「法」という。）第十条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］
（地方緊急対策実施計画の記載事項） **第二条**　法第二十一条第三項第八号の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］	（地方緊急対策実施計画の記載事項） **第二条**　法第二十一条第三項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］
（法第二十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更） **第三条**　法第二十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］	（法第二十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更） **第三条**　法第二十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］
（法第二十六条第一項の防災庁令で定める軽微な変更） **第六条**　法第二十六条第一項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（法第二十六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更） **第六条**　法第二十六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（活動火山対策特別措置法施行規則の一部改正）

第十五条　活動火山対策特別措置法施行規則（平成二十七年内閣府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成　　年」を「　　年」に、「昭和　　平成　　年」を「　　年」に改める。

（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令の一部改正）

第十六条　災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する防災庁令	災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令
（法附則第二条第一項の防災庁令で定める場合） **第一条**　災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）附則第二条第一項の防災庁令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 ［一・二　略］	（法附則第二条第一項の内閣府令で定める場合） **第一条**　災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）附則第二条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 ［一・二　同上］

（法附則第三条第一項の防災庁令で定める事由）

第二条　法附則第三条第一項の防災庁令で定める事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次の各号のいずれにも該当すると認めた場合とする。

［一・二　略］

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（官報の発行に関する内閣府令の一部改正）

第十七条　官報の発行に関する内閣府令（令和六年内閣府令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（行政機関の諸活動に関する事項） **第四条**　法第四条第二項第一号の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。 一　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条第六項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第六項若しくは第五十八条第七項若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第八条第六項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第六項、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第七条第六項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十四条第二項の訓令であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は当該訓令を定める機関の判断により公にされるもの ［二～二十　略］ **附　則** （経過措置） **第四条**　［略］ ２　復興庁が廃止されるまでの間における別表の規定の適用については、同表の規定中「防災庁令」とあるのは、「防災庁令、復興庁令」とする。 **別表** 掲載項目：［略］ 掲載事項：［略］ 行政機関の命令（政令を除く。）：内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、防災庁令、省令その他の行政機関の定める規則（内閣総理大臣が内閣官房の所掌事務について定める規則を除く。） ［略］：［略］	（行政機関の諸活動に関する事項） **第四条**　法第四条第二項第一号の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。 一　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条第六項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第六項若しくは第五十八条第七項若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第八条第六項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第六項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十四条第二項の訓令であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は当該訓令を定める機関の判断により公にされるもの ［二～二十　同上］ **附　則** （経過措置） **第四条**　［同上］ ２　復興庁が廃止されるまでの間における別表の規定の適用については、同表の規定中「デジタル庁令」とあるのは、「デジタル庁令、復興庁令」とする。 **別表** 掲載項目：［同上］ 掲載事項：［同上］ 行政機関の命令（政令を除く。）：内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、省令その他の行政機関の定める規則（内閣総理大臣が内閣官房の所掌事務について定める規則を除く。） ［同上］：［同上］

（法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由）

第二条　法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次の各号のいずれにも該当すると認めた場合とする。

［一・二　同上］

２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（登録被災者援護協力団体に関する内閣府令の一部改正）

第十八条　登録被災者援護協力団体に関する内閣府令（令和七年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
登録被災者援護協力団体に関する防災庁令	登録被災者援護協力団体に関する内閣府令
（趣旨）	（趣旨）
第一条　災害対策基本法（以下「法」という。）第三十三条の二第一項の規定による登録被災者援護協力団体の登録に関しては、この庁令の定めるところによる。	**第一条**　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十三条の二第一項の規定による登録被災者援護協力団体の登録に関しては、この府令の定めるところによる。
（用語）	（用語）
第二条　この庁令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。	**第二条**　この府令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
（被災者援護協力団体として登録することができる法人に準ずる団体）	（被災者援護協力団体として登録することができる法人に準ずる団体）
第三条　法第三十三条の二第一項の防災庁令で定める団体（次条第二号において「法人に準ずる団体」という。）は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。	**第三条**　法第三十三条の二第一項の内閣府令で定める団体（次条第二号において「法人に準ずる団体」という。）は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）
第五条　法第三十三条の二第三項第二号ロの防災庁令で定める行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）第一条各号に掲げる罪のうちいずれかに該当する行為とする。	**第五条**　法第三十三条の二第三項第二号ロの内閣府令で定める行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）第一条各号に掲げる罪のうちいずれかに該当する行為とする。
（法第三十三条の二第三項第二号ホの防災庁令で定める者）	（法第三十三条の二第三項第二号ホの内閣府令で定める者）
第六条　法第三十三条の二第三項第二号ホの防災庁令で定める者は、被災者援護協力業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	**第六条**　法第三十三条の二第三項第二号ホの内閣府令で定める者は、被災者援護協力業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
（被災者援護協力業務に従事する者）	（被災者援護協力業務に従事する者）
第七条　法第三十三条の二第四項第一号の防災庁令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	**第七条**　法第三十三条の二第四項第一号の内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
〔一・二　略〕	〔一・二　同上〕
（登録被災者援護協力団体登録簿の登録事項）	（登録被災者援護協力団体登録簿の登録事項）
第八条　法第三十三条の二第五項第四号の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。	**第八条**　法第三十三条の二第五項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
〔一・二　略〕	〔一・二　同上〕
（被災者援護協力業務の実施基準）	（被災者援護協力業務の実施基準）
第十条　法第三十三条の五の防災庁令で定める基準は、次のとおりとする。	**第十条**　法第三十三条の五の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。
〔一～六　略〕	〔一～六　同上〕

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。

別記様式第一号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

（内閣府本府組織規則の一部改正）

第十九条　内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（経済動向特別分析官、企画官、調査官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官）	（経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官）
第八条　本府に、経済動向特別分析官、企画官、調査官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官を置く。	**第八条**　本府に、経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官を置く。
2～4　〔略〕	2～4　〔同上〕

［項を削る。］

［項を削る。］

5　地域原子力防災推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画に関する事項（原子力防災に関するものに限る。）についての指導及び助言に関するものを助ける。

6　原子力防災訓練推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち原子力事業者、地方公共団体及び国が実施する防災訓練（原子力防災に関するものに限る。）の企画及び立案又は当該防災訓練についての指導及び助言に関するものを助ける。

7　経済動向特別分析官の定数は一人と、企画官の定数は併任の者を除き十六人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第九十四号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（総務運航課の所掌事務） **第八十三条**　総務運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　略］ 八　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 八の二　物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に関する計画の認定に関すること。 ［九・十　略］	（総務運航課の所掌事務） **第八十三条**　総務運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　同上］ 八　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 ［号を加える。］ ［九・十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

○内閣府令第九十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十六条の六第一項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（控除すべき固定資産等） **第百七十七条**　［略］ 2　前項第一号の固定資産のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。 一　金融商品取引業者が自己の債務の担保に供した建物　当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額のうちいずれか少ない額 二　金融商品取引業者が自己の債務の担保に供した土地　当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額のうちいずれか少ない額 三　リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるものを除く。）に係る使用権資産（対応する原資産が有形固定資産である場合に限る。）　当該リースに係るリース負債の額又は当該使用権資産の額のうちいずれか少ない額 3　前項第一号及び第二号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっている全ての資産について評価額の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。 ［4～7　略］ 8　前各項に規定するもののほか、第二項第一号及び第二号、第三項並びに第五項各号の評価額の計算その他控除資産の額の算出に関し必要な事項は、金融庁長官が定める。	（控除すべき固定資産等） **第百七十七条**　［同上］ 2　前項第一号の固定資産のうち、金融商品取引業者が自己の債務の担保に供したものであって、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。 一　建物　当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額のうちいずれか少ない額 二　土地　当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額のうちいずれか少ない額 ［号を加える。］ 3　前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっている全ての資産について評価額の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。 ［4～7　同上］ 8　前各項に規定するもののほか、第二項各号、第三項及び第五項各号の評価額の計算その他控除資産の額の算出に関し必要な事項は、金融庁長官が定める。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

復興庁令

○復興庁令第六号

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）及び防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第三百五号）の施行に伴い、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第一条各号の内閣府令・防災庁令で定める事業） **第一条**　東日本大震災復興特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～七　略］ ２　令第一条第二号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～十一　略］ ３　令第一条第三号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～四　略］ ４　令第一条第四号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ ５　令第一条第五号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～十四　略］ （法第二条第三項第三号の内閣府令・防災庁令で定める事業） **第二条**　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第二条第三項第三号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～九　略］ （法第二条第三項第三号の内閣府令・防災庁令で定める金融機関） **第三条**　法第二条第三項第三号の内閣府令・防災庁令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。 ［一～九　略］ （法第六条第一項の内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更） **第六条**　法第六条第一項の内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ （法第四十四条第一項の指定金融機関の要件） **第二十条**　法第四十四条第一項の内閣府令・防災庁令で定める要件は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ （法第四十四条第三項の内閣府令・防災庁令で定める償還方法） **第二十一条**　法第四十四条第三項の内閣府令・防災庁令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間は五年間）とする元金均等半年賦償還とする。 （法第四十四条第五項の内閣府令・防災庁令で定める期間） **第二十二条**　法第四十四条第五項の内閣府令・防災庁令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ ２　［略］ （土地利用方針の記載事項） **第二十六条**　法第四十六条第二項第三号の内閣府令・防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（令第一条各号の内閣府令で定める事業） **第一条**　東日本大震災復興特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～七　同上］ ２　令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～十一　同上］ ３　令第一条第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～四　同上］ ４　令第一条第四号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ ５　令第一条第五号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～十四　同上］ （法第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業） **第二条**　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～九　同上］ （法第二条第三項第三号の内閣府令で定める金融機関） **第三条**　法第二条第三項第三号の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。 ［一～九　同上］ （法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更） **第六条**　法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ （法第四十四条第一項の指定金融機関の要件） **第二十条**　法第四十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ （法第四十四条第三項の内閣府令で定める償還方法） **第二十一条**　法第四十四条第三項の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間は五年間）とする元金均等半年賦償還とする。 （法第四十四条第五項の内閣府令で定める期間） **第二十二条**　法第四十四条第五項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ ２　［同上］ （土地利用方針の記載事項） **第二十六条**　法第四十六条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］

（復興整備事業に係る記載事項）

第二十七条　法第四十六条第二項第四号の内閣府令・防災庁令で定める事項は、名称、実施主体、実施区域、実施予定期間及び同号イ、ロ、ハ又はヘに掲げる事業にあっては種類とする。

2　前項に定める事項のほか、被災関連市町村等は、法第四十六条第二項第四号の内閣府令・防災庁令で定める事項として実施期間及び事業費に関する事項その他の復興整備事業に関する事項を記載することができる。

（内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更）

第二十八条　法第四十六条第七項の内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

（会議における協議が困難な場合の理由）

第三十条　法第四十八条第二項の内閣府令・防災庁令で定める理由は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

（届出の対象となる事項）

第三十三条　法第六十四条第四項の内閣府令・防災庁令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第三十四条　法第六十四条第五項の内閣府令・防災庁令で定める事項は、行為の設計又は施行方法のうち、その変更により同条第四項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第三十六条　令第十条の内閣府令・防災庁令で定める様式は、別記様式第十とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この庁令は、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

省　令

○総務省令第百二十二号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第二十一条第六項、第二十二条第三項及び第百四十八条の規定に基づき、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
（在外投票人証の記載事項の変更等）	（在外投票人証の記載事項の変更等）
第十四条　［略］	**第十四条**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］

5　令第二十一条第六項の規定による在外投票人証の交付は、当該在外投票人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第四項の規定により同条第二項の規定による届出書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

（在外投票人証の再交付等）

第十五条　［略］

［2　略］

3　令第二十二条第三項の規定による在外投票人証の再交付は、当該在外投票人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第二項において準用する令第二十一条第四項の規定により令第二十二条第一項の規定による申請書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

（在外投票人名簿の記載事項の修正に関し通知すべき事項）

第十八条　令第二十九条第三項に規定する総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。

（指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い）

第五十三条　［略］

［2　略］

3　前項の送致をすべき投票区について法第七十条の規定によって国民投票の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票を、令第四十条第一項の規定により当該投票区に係る指定投票区でなくなった投票区又は当該指定投票区でなくなった投票区に係る指定関係投票区であった投票区の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

［4・5　略］

別記第十三号様式（在外投票人証の様式）（第十三条関係）

表

［略］

［略］

裏

備考

選挙管理委員会委員長の印は、刷込み式とする。

別記第十四号様式（在外投票人証記載事項変更届出書の様式）（第十四条関係）

在外投票人証記載事項変更届出書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第21条第２項の規定により、在外投票人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

［略］

［新設］

（在外投票人証の再交付等）

第十五条　［同上］

［2　同上］

［新設］

（在外投票人名簿の記載事項の修正に関し通知すべき事項）

第十八条　令第二十九条第三項に規定する総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。

（指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い）

第五十三条　［同上］

［2　同上］

3　前項の送致をすべき投票区について法第七十条の規定によって国民投票の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区又は当該指定投票区に係る指定関係投票区の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

［4・5　同上］

別記第十三号様式（在外投票人証の様式）（第十三条関係）

表

［同左］

［同左］

裏

［新設］

別記第十四号様式（在外投票人証記載事項変更届出書の様式）（第十四条関係）

在外投票人証記載事項変更届出書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第21条第２項の規定により、在外投票人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

［同左］

［略］

□ 住所以外の送付先	□　新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領） □　在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 □　「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）	
	新たな住所以外の送付先 ＜在留届の緊急連絡先＞ （外国語表記） （選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、＿＿＿＿の上には、氏名を忘れずに書いてください。）	Name Address

注　意

［１～８　略］

［削る］

別記第十六号様式（在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十五条関係）

表

在外投票人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）

次の事由が生じたことを誓い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第22条第１項の規定により、在外投票人証の再交付を申請します。

何年何月何日

［略］

［略］	
在外投票人証の記載事項の変更	□　無　□　有

注　意

［１～４　略］

［削る］

［同左］

□ 住所以外の送付先	□　新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領） □　在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 □　「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）	
	新たな住所以外の送付先 ＜在留届の緊急連絡先＞ （外国語表記） （選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、＿＿＿＿の上には、氏名を忘れずに書いてください。）	Name Address
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵送等で送付	□　領事官経由での交付を希望	

注　意

［１～８　同左］

９　「交付の方法」欄には、記載事項を変更した後の在外投票人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にレをつけてください。

別記第十六号様式（在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十五条関係）

表

在外投票人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）

次の事由が生じたことを誓い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第22条第１項の規定により、在外投票人証の再交付を申請します。

何年何月何日

［同左］

［同左］	
在外投票人証の記載事項の変更	□　無　□　有
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵送等で送付	□　領事官経由での交付を希望

［略］

別記第二十号様式（在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出書の様式）（第二十条関係）

［様式　略］

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）

［様式　別紙二　挿入］

別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第二十六条関係）

［様式　別紙四　挿入］

別記第五十五号様式（期日前投票所投票録の様式）（第五十五条関係）

［様式　別紙六　挿入］

別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五条関係）

［様式　略］

備　考

［1　略］

2　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

別記第六十一号様式（在外公館等における在外投票に関する調書の様式）（第六十一条関係）

［様式　略］

備考

［1～6　略］

7　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

別記第六十三号様式（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）（第六十四条関係）

［様式　略］

備考

［1～4　略］

5　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）

［様式　別紙八　挿入］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

注　意

［1～4　同左］

5　「交付の方法」欄には、再交付される在外投票人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にレをつけてください。

［同左］

別記第二十号様式（在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出書等の様式）（第二十条関係）

［様式　同左］

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）

［様式　別紙一　挿入］

別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第二十六条関係）

［様式　別紙三　挿入］

別記第五十五号様式（期日前投票所投票録の様式）（第五十五条関係）

［様式　別紙五　挿入］

別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五条関係）

［様式　同左］

備　考

［1　同左］

2　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第六十一号様式（在外公館等における在外投票に関する調書の様式）（第六十一条関係）

［様式　同左］

備考

［1～6　同左］

7　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第六十三号様式（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）（第六十四条関係）

［様式　同左］

備考

［1～4　同左］

5　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）

［様式　別紙七　挿入］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　この省令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の日以後に登録基準日（日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下この項において同じ。）がある国民投票（同法第一条に規定する国民投票をいう。以下この項において同じ。）について適用し、この省令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）［別紙一］

その一

何年何月何日
執　行
国民投票投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区

1	投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）						
2	投票所の変更	年月日		場所		事由		告示年月日
3	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間		参会時刻	辞職の時刻及び理由
	⑴ 市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～午後何時			午前（後）何時何分 事由　何々
	⑵ 投票管理者の選任した者			（参会時刻）				
				（参会時刻）				
4	投票所開閉時刻	午前何時開始		午後何時閉鎖				
5	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派		氏名				

6	投票の状況	投票人名簿登録者	投票当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者		
					総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
		（男）							
		（女）							
		（計）							

⑴	投票用紙再交付者	（氏名）	（再交付の事由）	
⑵	決定書又は判決書により投票をした者	（氏名）		
⑶	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	（氏名）		
⑷	点字により投票をした者			人
⑸	代理投票	投票人	補助者	
		（氏名）	（氏名）	（氏名）
		代理投票者数		人
⑹	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票	投票総数　票　内	受理と決定したもの	票
			不受理と決定したもの	票
		不受理又は拒否の決定を受けた者		
		不受理の決定を受けた者	（氏名）	
		代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）	

⑺	投票拒否の決定をした者		投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無
		日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否			
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否			

7	投票所事務従事者	総数　何人　内	1　市区町村選挙管理委員会書記	何人
			2　市区町村の職員	何人
			3　その他の者	何人

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人　氏名
投票立会人　氏名

備考
1　この様式は、投票所における投票録の様式である。
2　指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第53条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載しなければならない。
3　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
4　「投票当日有権者」欄には、期日前投票を行った者のうち国民投票の期日までの間に国民投票の投票権を有しなくなったものも含まれるものであること。
5　投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を「投票者」欄に記載しなければならない。
6　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載しなければならない。
7　投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
8　署名をする投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
9　指定関係投票区である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及び６⑹の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する投票人がした日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の規定による投票の送致を受けた場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第53条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
10　法第69条ただし書に規定するときにあっては、「５　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
11　この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日
執　　行

国民投票共通投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1	共通投票所開設場所							
2	共通投票所の変更	年月日		場所		事由		告示年月日
3	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由	
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後）　何時何分 事由　何々	
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)				
				(参会時刻)				
4	共通投票所開閉時刻	午前何時開始　午後何時閉鎖						
5	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派　　氏名						
6	投票の状況	投票者			仮投票による投票者			
		(男)						
		(女)						
		(計)						
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)　　(再交付の事由)						
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)						
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)						
(4)	点字により投票をした者	人						
(5)	代理投票	投票人		補助者				
		(氏名)		(氏名)		(氏名)		
		代理投票者数　　人						
(6)	投票拒否の決定をした者			投票人の氏名		拒否の事由		仮投票の有無
		日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否						
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否						
7	共通投票所事務従事者	総数　　何人　　内		1　市区町村選挙管理委員会書記　　何人 2　市区町村の職員　　何人 3　その他の者　　何人				

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　名

投票立会人　　氏　名

備考

1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。

2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

3　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。

4　投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

5　署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。

6　法第69条ただし書に規定するときにあっては、「5　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

7　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に準ずる。

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）［別紙二］

その一

何年何月何日
執　行

国民投票投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区

1	投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）					
2	投票所の変更	年月日	場所	事由	告示年月日		
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～午後何時		職務代理（管掌）者　氏名 午前何時～何時　事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～午後何時		午前（後）何時何分 事由　何々
(2)	投票管理者の選任した者			（参会時刻）			
				（参会時刻）			
5	投票所開閉時刻	午前何時開始　午後何時閉鎖					
6	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派　氏名					
7	投票の状況	投票人名簿登録者	投票当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者
					総数	仮投票による投票者	総数
							不受理の決定を受けた者の数
							拒否の決定を受けた者の数
		（男）					
		（女）					
		（計）					
(1)	投票用紙再交付者	（氏名）　（再交付の事由）					
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	（氏名）					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	（氏名）					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	投票人（氏名）	補助者（氏名）	補助者（氏名）			
		代理投票者数　人					
(6)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票	投票総数　票　内　受理と決定したもの　票 不受理と決定したもの　票					
		不受理又は拒否の決定を受けた者					
		不受理の決定を受けた者	（氏名）				
		代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）				
(7)	投票拒否の決定をした者		投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否					
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否					
8	投票所事務従事者	総数　何人　内　1　市区町村選挙管理委員会書記　何人 2　市区町村の職員　何人 3　その他の者　何人					

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者（職）　氏名
投票立会人　氏名
投票立会人　氏名

備考

1　この様式は、投票所における投票録の様式である。

2　指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第53条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載しなければならない。

3　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

4　「投票当日有権者」欄には、期日前投票を行った者のうち国民投票の期日までの間に国民投票の投票権を有しなくなったものも含まれるものであること。

5　投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を「投票者」欄に記載しなければならない。

6　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。

7　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

8　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載しなければならない。

9　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

10　署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。

11　指定関係投票区である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及び７(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する投票人がした日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の規定による投票の送致を受けた場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第53条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。

12　法第69条ただし書に規定するときにあっては、「６　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

13　この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日
執　　行

国民投票共通投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1	共通投票所開設場所						
2	共通投票所の変更	年　月　日	場　所	事　由	告示年月日		
3	投票管理者	氏　名		選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等
					午前何時～ 午後何時		職務代理（管掌）者　氏名 午前何時～何時　事由何々
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後）　何時何分 事由　何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
				(参会時刻)			
5	共通投票所開閉時刻	午前何時開始　午後何時閉鎖					
6	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派　氏名					
7	投票の状況	投票者		仮投票による投票者			
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)		(再交付の事由)			
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	投票人	補助者				
		(氏　名)	(氏　名)	(氏　名)			
		代理投票者数　人					
(6)	投票拒否の決定をした者		投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		日本国憲法の改正手続に関する法律第 63 条の投票の拒否					
		日本国憲法の改正手続に関する法律第 59 条の代理投票の拒否					
8	共通投票所事務従事者	総数　何人　内	1　市区町村選挙管理委員会書記　何人 2　市区町村の職員　何人 3　その他の者　何人				

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人　氏　名
投票立会人　氏　名

備考
1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
3　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
4　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。
5　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
6　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
7　署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
8　法第 69 条ただし書に規定するときにあっては、「6　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
9　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考 13 に準ずる。

別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）
（第二十六条関係）［別紙三］

宣　誓　書

私は、国民投票の当日、下記の事由に該当する見込みです。

次の１から６のいずれかに○を付して下さい。

1	［ア．仕事　イ．学業　ウ．地域行事の役員 エ．本人又は親族の冠婚葬祭　オ．その他（　　）］に従事	［※左のアからオのいずれかに○を付して下さい。オの場合は具体的に記載して下さい。］
2	１以外の用事又は事故のため、 ［ア．本市町村以外 イ．本市町村内（　　）］に外出・旅行・滞在	［※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。イの場合は具体的に記載して下さい。］
3	［ア．疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ．刑事施設等に収容］	［※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。］
4	交通至難の島等（　　）に居住・滞在	（※具体的に記載して下さい。）
5	住所移転のため、本市町村以外に居住	
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難	

上記は、真実であることを誓います。

何年何月何日

氏　　名		生年月日	
現　住　所			
投票人名簿に記載されている住所	（現住所と異なる場合のみ記載すること）		

別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）
（第二十六条関係）［別紙四］

宣　誓　書

私は、国民投票の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。

○　仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
○　用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
○　疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
○　交通至難の島等に居住・滞在
○　住所移転のため、本市町村以外に居住
○　天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

何年何月何日

氏　　名		生年月日	
現　　住　　所			
投票人名簿に記載されている住所	（現住所と異なる場合のみ記載すること）		

何年何月何日
執　　行

国民投票期日前投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

<table>
<tr><td>1　期日前投票年月日</td><td colspan="6">何年何月何日</td></tr>
<tr><td>2　期日前投票所設置の状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>⑴　期日前投票所開設場所</td><td colspan="6">何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）</td></tr>
<tr><td>⑵　期日前投票所を設ける期間</td><td colspan="6">何年何月何日から何年何月何日まで</td></tr>
<tr><td>3　投票立会人</td><td>党派</td><td>氏名</td><td>選任年月日</td><td>立会時間</td><td>参会時刻</td><td>辞職の時刻及び事由</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑴　市区町村の選挙管理委員会の選任した者</td><td></td><td></td><td></td><td>午前何時～
午後何時</td><td></td><td>午前（後）　何時何分
事由　何々</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑵　投票管理者の選任した者</td><td></td><td></td><td colspan="4">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="4">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td>4　期日前投票所開閉時刻</td><td colspan="6">午前何時開始　午後何時閉鎖</td></tr>
<tr><td rowspan="4">5　投票の状況</td><td colspan="3">投票者</td><td colspan="3">仮投票による投票者</td></tr>
<tr><td colspan="3">（男）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（女）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（計）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑴　投票用紙再交付者</td><td colspan="6">（氏名）　（再交付の事由）</td></tr>
<tr><td>⑵　決定書又は判決書により投票をした者</td><td colspan="6">（氏名）</td></tr>
<tr><td>⑶　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者</td><td colspan="6">（氏名）</td></tr>
<tr><td>⑷　点字により投票をした者</td><td colspan="6">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑸　代理投票</td><td colspan="3">投票人</td><td colspan="3">補助者</td></tr>
<tr><td colspan="3">（氏名）</td><td colspan="2">（氏名）</td><td>（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="6">代理投票者数　人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑹　投票拒否の決定をした者</td><td></td><td>投票人の氏名</td><td>拒否の事由</td><td colspan="2">仮投票の有無</td></tr>
<tr><td>日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>6　期日前投票所事務従事者</td><td colspan="6">総数　何人　内　1　市区町村選挙管理委員会書記　何人
2　市区町村の職員　何人
3　その他の者　何人</td></tr>
</table>

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　氏　名
投票立会人　氏　名

備　考

1　この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。

2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

3　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載しなければならない。

4　投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

5　署名をする投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。

6　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

何年何月何日
執　　行

国民投票期日前投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1　期日前投票年月日	何年何月何日					
2　期日前投票所設置の状況						
⑴　期日前投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）					
⑵　期日前投票所を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3　投票管理者	氏名		選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等
				午前何時～ 午後何時		職務代理（管掌）者　氏名 午前何時～何時　事由何々
4　投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び事由
⑴　市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後）　何時何分 事由　何々
⑵　投票管理者の選任した者			（参会時刻）			
			（参会時刻）			
5　期日前投票所開閉時刻	午前何時開始　午後何時閉鎖					
6　投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
	（男）					
	（女）					
	（計）					
⑴　投票用紙再交付者	（氏名）　（再交付の事由）					
⑵　決定書又は判決書により投票をした者	（氏名）					
⑶　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	（氏名）					
⑷　点字により投票をした者	人					
⑸　代理投票	投票人			補助者		
	（氏名）			（氏名）	（氏名）	
	代理投票者数　人					
⑹　投票拒否の決定をした者				投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無
	日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否					
	日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否					
7　期日前投票所事務従事者	総数　何人　内			1　市区町村選挙管理委員会書記		何人
				2　市区町村の職員		何人
				3　その他の者		何人

何年何月何日調製

投票管理者（職）　　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　名

投票立会人　　氏　名

備　考

1　この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。

2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

3　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。

4　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

5　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載しなければならない。

6　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

7　署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。

8　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

その一

何年何月何日

執　　行

国民投票投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区

<table>
<tr><td>1　投票所開設場所</td><td colspan="7">何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　投票所の変更</td><td>年月日</td><td colspan="2">場所</td><td>事由</td><td colspan="2">告示年月日</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3　投票立会人</td><td>党派</td><td>氏名</td><td>選任年月日</td><td>立会時間</td><td>参会時刻</td><td colspan="2">辞職の時刻及び理由</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(1)　市区町村の選挙管理委員会の選任した者</td><td></td><td></td><td></td><td>午前何時
～
午後何時</td><td></td><td colspan="2">午前（後）　何時何分
事由　何々</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)　投票管理者の選任した者</td><td></td><td></td><td colspan="5">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td>4　投票所開閉時刻</td><td colspan="7">午前何時開始　午後何時閉鎖</td></tr>
<tr><td>5　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人</td><td colspan="7">党派　氏名</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">6　投票の状況</td><td rowspan="2">投票人名簿登録者</td><td rowspan="2">投票当日有権者</td><td rowspan="2">投票者</td><td colspan="2">投票所における投票者（在外投票人を除く。）</td><td colspan="3">不在者投票者（在外投票人を除く。）</td></tr>
<tr><td>総数</td><td>仮投票による投票者</td><td>総数</td><td>不受理の決定を受けた者の数</td><td>拒否の決定を受けた者の数</td></tr>
<tr><td>（男）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（女）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（計）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>(1)　投票用紙再交付者</td><td colspan="6">（氏名）　（再交付の事由）</td></tr>
<tr><td>(2)　決定書又は判決書により投票をした者</td><td colspan="6">（氏名）</td></tr>
<tr><td>(3)　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者</td><td colspan="6">（氏名）</td></tr>
<tr><td>(4)　点字により投票をした者</td><td colspan="6">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5)　代理投票</td><td colspan="2">投票人</td><td colspan="2">補助者</td><td colspan="2">補助者</td></tr>
<tr><td colspan="2">（氏名）</td><td colspan="2">（氏名）</td><td colspan="2">（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="6">代理投票者数　人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(6)　投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票</td><td colspan="6">投票総数　票　内　受理と決定したもの　票
不受理と決定したもの　票</td></tr>
<tr><td colspan="6">不受理又は拒否の決定を受けた者</td></tr>
<tr><td colspan="2">不受理の決定を受けた者</td><td colspan="4">（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">代理投票の拒否の決定を受けた者</td><td colspan="4">（氏名）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(7)　投票拒否の決定をした者</td><td></td><td colspan="2">投票人の氏名</td><td>拒否の事由</td><td colspan="2">仮投票の有無</td></tr>
<tr><td>日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">7　在外投票人の投票の状況</td><td>在外投票人名簿登録者</td><td colspan="2">投票当日有権者</td><td colspan="4">投票者（イ＋ロ＋ハ）</td></tr>
<tr><td>（男）</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>（女）</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>（計）</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">投票所における投票者（在外投票人に限る。）</td><td colspan="3">不在者投票者（在外投票人に限る。）</td><td colspan="3">在外投票者</td></tr>
<tr><td>総数（イ）</td><td>仮投票による投票</td><td>総数（ロ）</td><td>不受理の決定を受けた者の数</td><td>拒否の決定を受けた者の数</td><td>総数（ハ）</td><td>不受理の決定を受けた者の数</td><td>拒否の決定を受けた者の数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑴ 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第 61 条の投票	投票総数　　票　内	受理と決定したもの	票
		不受理と決定したもの	票
	不受理又は拒否の決定を受けた者		
	不受理の決定を受けた者	（氏名）	
	代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）	
⑵ 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第 62 条の投票	投票総数　　票　内	受理と決定したもの	票
		不受理と決定したもの	票
	不受理又は拒否の決定を受けた者		
	不受理の決定を受けた者	（氏名）	
	代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）	
⑶ 備　　考			
８ 投票所事務従事者	総数　　何人　　内	１ 市区町村選挙管理委員会書記	何人
		２ 市区町村の職員	何人
		３ その他の者	何人

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　　名

投票立会人　　氏　　名

備考

１　この様式は、投票所における投票録の様式である。

２　指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第 53 条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載しなければならない。

３　投票人の氏名のみの記載では投票人を確認することが困難である場合は、住所等を記載して確認することができるようにすること。

４　「投票当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち国民投票の期日までの間に国民投票の投票権を有しなくなったものも含まれるものであること。

５　「６　投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。

６　「６　投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を記載しなければならない。

７　「７　在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。

８　「７　在外投票人の投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数、不在者投票者の総数及び在外投票者の総数の計を記載しなければならない。

９　在外投票人について、指定在外投票区の投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「７⑶備考」欄に、「６⑴」欄から「６⑸」欄まで又は「６⑺」欄の記載方法に準じて、記載をしなければならない。

10　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。

11　投票立会人を交替した場合は、引継ぎに係る書類を添付しなければならない。

12　署名をする投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。

13　指定関係投票区である場合は、「６　投票の状況」欄の「不在者投票者」欄及び「６⑹」欄に斜線を引かなければならない。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する投票人がした日本国憲法の改正手続に関する法律第 61 条の規定による投票の送致を受けた場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第 53 条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。

14　法第 69 条ただし書に規定するときにあっては、「５　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

15　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第 23 号様式（投票録の様式）その一の備考 11 に準ずる。

そのニ

何年何月何日
執　　行

国民投票共通投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1	共通投票所開設場所							
2	共通投票所の変更	年月日		場所		事由		告示年月日
3	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由	
⑴	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～午後何時		午前（後）何時何分 事由　何々	
⑵	投票管理者の選任した者			（参会時刻）				
				（参会時刻）				
4	共通投票所開閉時刻	午前何時開始　午後何時閉鎖						
5	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派　氏名						
6	投票の状況	投票者				仮投票による投票者		
		（男）						
		（女）						
		（計）						
⑴	投票用紙再交付者	（氏名）　（再交付の事由）						
⑵	決定書又は判決書により投票をした者	（氏名）						
⑶	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	（氏名）						
⑷	点字により投票をした者	人						
⑸	代理投票	投票人（氏名）		補助者（氏名）		補助者（氏名）		
		代理投票者数　人						
⑹	投票拒否の決定をした者			投票人の氏名		拒否の事由	仮投票の有無	
		日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否						
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否						
7	在外投票人の投票の状況	投票者				仮投票による投票者		
		（男）						
		（女）						
		（計）						
		備考						
8	共通投票所事務従事者	総数　何人　内		1　市区町村選挙管理委員会書記　何人 2　市区町村の職員　何人 3　その他の者　何人				

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　氏　名
投票立会人　氏　名

備考

1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
3　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
4　「6　投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。
5　「7　在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。
6　在外投票人について、市町村の選挙管理委員会の指定した共通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7　在外投票人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「6⑴」欄から「6⑹」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
7　投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
8　署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
9　法第69条ただし書に規定するときにあっては、「5　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
10　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

その三

何年何月何日
執　　行

国民投票期日前投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

<table>
<tr><td>1　期日前投票年月日</td><td colspan="6">何年何月何日</td></tr>
<tr><td>2　期日前投票所設置の状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>⑴　期日前投票所開設場所</td><td colspan="6">何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）</td></tr>
<tr><td>⑵　期日前投票所を設ける期間</td><td colspan="6">何年何月何日から何年何月何日まで</td></tr>
<tr><td>3　投票立会人</td><td>党派</td><td>氏名</td><td>選任年月日</td><td>立会時間</td><td>参会時刻</td><td>辞職の時刻及び理由</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑴　市区町村の選挙管理委員会の選任した者</td><td></td><td></td><td></td><td>午前何時～
午後何時</td><td></td><td>午前（後）　何時何分
事由　何々</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑵　投票管理者の選任した者</td><td colspan="6">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td colspan="6">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td>4　期日前投票所開閉時刻</td><td colspan="6">午前何時開始　　午後何時閉鎖</td></tr>
<tr><td rowspan="4">5　投票の状況</td><td colspan="4">投票者</td><td colspan="2">仮投票による投票者</td></tr>
<tr><td colspan="4">（男）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">（女）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">（計）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑴　投票用紙再交付者</td><td colspan="6">（氏名）　　（再交付の事由）</td></tr>
<tr><td>⑵　決定書又は判決書により投票をした者</td><td colspan="6">（氏名）</td></tr>
<tr><td>⑶　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者</td><td colspan="6">（氏名）</td></tr>
<tr><td>⑷　点字により投票をした者</td><td colspan="6">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑸　代理投票</td><td colspan="2">投票人
（氏名）</td><td colspan="2">補助者
（氏名）</td><td colspan="2">補助者
（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="6">代理投票者数　　人</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑹　投票拒否の決定をした者</td><td colspan="2"></td><td>投票人の氏名</td><td>拒否の事由</td><td colspan="2">仮投票の有無</td></tr>
<tr><td colspan="2">日本国憲法の改正手続に関する法律第 63 条の投票の拒否</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">日本国憲法の改正手続に関する法律第 59 条の代理投票の拒否</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">6　在外投票人の投票の状況</td><td colspan="3">投票者</td><td colspan="3">仮投票による投票者</td></tr>
<tr><td colspan="3">（男）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（女）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（計）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>7　期日前投票所事務従事者</td><td colspan="6">総数　　何人　　内　1　市区町村選挙管理委員会書記　何人
2　市区町村の職員　何人
3　その他の者　何人</td></tr>
</table>

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　　名
投票立会人　　氏　　名

備考

1　この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
3　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
4　「5　投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。
5　「6　在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。
6　在外投票人について、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「6　在外投票人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「5⑴」欄から「5⑹」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
7　投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
8　署名をする投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
9　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第 23 号様式（投票録の様式）その一の備考 11 に準ずる。

その一

何年何月何日

執　　行

国民投票投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区

<table>
<tr><td>1　投票所開設場所</td><td colspan="8">何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　投票所の変更</td><td colspan="2">年月日</td><td colspan="3">場所</td><td>事由</td><td colspan="2">告示年月日</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">3　投票管理者</td><td colspan="2">氏名</td><td>選任年月日</td><td>職務時間</td><td>参会時刻</td><td colspan="3">辞職の時刻及び理由</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>午前何時～
午後何時</td><td></td><td colspan="3">職務代理（管掌）者　氏名
午前何時～何時　事由何々</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>4　投票立会人</td><td>党派</td><td>氏名</td><td>選任年月日</td><td>立会時間</td><td>参会時刻</td><td colspan="3">辞職の時刻及び理由</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(1)　市区町村の選挙管理委員会の選任した者</td><td></td><td></td><td></td><td>午前何時～
午後何時</td><td></td><td colspan="3">午前（後）　何時何分
事由　何々</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(2)　投票管理者の選任した者</td><td></td><td></td><td colspan="6">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="6">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td>5　投票所開閉時刻</td><td colspan="8">午前何時開始　午後何時閉鎖</td></tr>
<tr><td>6　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人</td><td colspan="8">党派　氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="5">7　投票の状況</td><td rowspan="2">投票人名簿登録者</td><td rowspan="2">投票当日有権者</td><td rowspan="2">投票者</td><td colspan="2">投票所における投票者（在外投票人を除く。）</td><td colspan="3">不在者投票者（在外投票人を除く。）</td></tr>
<tr><td>総数</td><td>仮投票による投票者</td><td>総数</td><td>不受理の決定を受けた者の数</td><td>拒否の決定を受けた者の数</td></tr>
<tr><td>（男）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（女）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（計）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(1)　投票用紙再交付者</td><td colspan="8">（氏名）　（再交付の事由）</td></tr>
<tr><td>(2)　決定書又は判決書により投票をした者</td><td colspan="8">（氏名）</td></tr>
<tr><td>(3)　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者</td><td colspan="8">（氏名）</td></tr>
<tr><td>(4)　点字により投票をした者</td><td colspan="8">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5)　代理投票</td><td colspan="3">投票人</td><td colspan="3">補助者</td><td colspan="2">補助者</td></tr>
<tr><td colspan="3">（氏名）</td><td colspan="3">（氏名）</td><td colspan="2">（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="8">代理投票者数　人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(6)　投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票</td><td colspan="8">投票総数　票　内　受理と決定したもの　票
不受理と決定したもの　票</td></tr>
<tr><td colspan="8">不受理又は拒否の決定を受けた者</td></tr>
<tr><td colspan="3">不受理の決定を受けた者</td><td colspan="5">（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="3">代理投票の拒否の決定を受けた者</td><td colspan="5">（氏名）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(7)　投票拒否の決定をした者</td><td colspan="3"></td><td>投票人の氏名</td><td>拒否の事由</td><td colspan="2">仮投票の有無</td></tr>
<tr><td colspan="3">日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">8　在外投票人の投票の状況</td><td colspan="3">在外投票人名簿登録者</td><td colspan="3">投票当日有権者</td><td colspan="2">投票者（イ＋ロ＋ハ）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（男）</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（女）</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（計）</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">投票所における投票者（在外投票人に限る。）</td><td colspan="3">不在者投票者（在外投票人に限る。）</td><td colspan="3">在外投票者</td></tr>
<tr><td>総数（イ）</td><td>仮投票による投票</td><td>総数（ロ）</td><td>不受理の決定を受けた者の数</td><td>拒否の決定を受けた者の数</td><td>総数（ハ）</td><td>不受理の決定を受けた者の数</td><td>拒否の決定を受けた者の数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑴ 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第 61 条の投票	投票総数　　票　内	受理と決定したもの　　票 不受理と決定したもの　　票					
	不受理又は拒否の決定を受けた者						
	不受理の決定を受けた者	（氏名）					
	代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）					
⑵ 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第 62 条の投票	投票総数　　票　内	受理と決定したもの　　票 不受理と決定したもの　　票					
	不受理又は拒否の決定を受けた者						
	不受理の決定を受けた者	（氏名）					
	代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）					
⑶ 備　　考							
9 投票所事務従事者	総数　　何人　　内	1 市区町村選挙管理委員会書記　　何人 2 市区町村の職員　　何人 3 その他の者　　何人					

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　　名
投票立会人　　氏　　名

備考

1　この様式は、投票所における投票録の様式である。

2　指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第 53 条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載しなければならない。

3　投票人の氏名のみの記載では投票人を確認することが困難である場合は、住所等を記載して確認することができるようにすること。

4　「投票当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち国民投票の期日までの間に国民投票の投票権を有しなくなったものも含まれるものであること。

5　「７　投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。

6　「７　投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を記載しなければならない。

7　「８　在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。

8　「８　在外投票人の投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数、不在者投票者の総数及び在外投票者の総数の計を記載しなければならない。

9　在外投票人について、指定在外投票区の投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「８⑶備考」欄に、「７⑴」欄から「７⑸」欄まで又は「７⑺」欄の記載方法に準じて、記載をしなければならない。

10　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。

11　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

12　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。

13　投票管理者又は投票立会人を交替した場合は、引継ぎに係る書類を添付しなければならない。

14　署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。

15　指定関係投票区である場合は、「７　投票の状況」欄の「不在者投票者」欄及び「７⑹」欄に斜線を引かなければならない。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する投票人がした日本国憲法の改正手続に関する法律第 61 条の規定による投票の送致を受けた場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第 53 条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。

16　法第 69 条ただし書に規定するときにあっては、「６　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

17　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第 23 号様式（投票録の様式）その一の備考 13 に準ずる。

そのニ

何年何月何日
執　　行

国民投票共通投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1	共通投票所開設場所						
2	共通投票所の変更	年月日	場所	事由	告示年月日		
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由	
				午前何時～ 午後何時		職務代理（管掌）者　氏名 午前何時～何時　事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後）　何時何分 事由　何々
(2)	投票管理者の選任した者			（参会時刻）			
				（参会時刻）			
5	共通投票所開閉時刻	午前何時開始		午後何時閉鎖			
6	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派		氏名			
7	投票の状況	投票者		仮投票による投票者			
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)		(再交付の事由)			
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	投票人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)			
		代理投票者数					人
(6)	投票拒否の決定をした者		投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否					
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否					
8	在外投票人の投票の状況	投票者		仮投票による投票者			
		(男)					
		(女)					
		(計)					
		備考					
9	共通投票所事務従事者	総数　何人　内	1　市区町村選挙管理委員会書記	何人			
			2　市区町村の職員	何人			
			3　その他の者	何人			

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者（職）　氏　名
投票立会人　氏　名
投票立会人　氏　名

備考

1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
3　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
4　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。
5　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
6　「7　投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。
7　「8　在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。
8　在外投票人について、市町村の選挙管理委員会の指定した共通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8　在外投票人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「7(1)」欄から「7(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
9　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
10　署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
11　法第69条ただし書に規定するときにあっては、「6　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
12　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

その三

何年何月何日
執　　行

国民投票期日前投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1　期日前投票年月日	何年何月何日					
2　期日前投票所設置の状況						
⑴　期日前投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）					
⑵　期日前投票所を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3　投票管理者	氏名		選任年月日	職務時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
				午前何時～ 午後何時		職務代理（管掌）者　氏名 午前何時～何時　事由何々
4　投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
⑴　市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後）　何時何分 事由　何々
⑵　投票管理者の選任した者			（参会時刻）			
			（参会時刻）			
5　期日前投票所開閉時刻	午前何時開始　　午後何時閉鎖					
6　投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
	（男）					
	（女）					
	（計）					
⑴　投票用紙再交付者	（氏名）　　（再交付の事由）					
⑵　決定書又は判決書により投票をした者	（氏名）					
⑶　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	（氏名）					
⑷　点字により投票をした者	人					
⑸　代理投票	投票人		補助者			
	（氏名）		（氏名）		（氏名）	
	代理投票者数　　人					
⑹　投票拒否の決定をした者			投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
	日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否					
	日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否					
7　在外投票人の投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
	（男）					
	（女）					
	（計）					
	備考					
8　期日前投票所事務従事者	総数　　何人　　内	1　市区町村選挙管理委員会書記　　何人 2　市区町村の職員　　何人 3　その他の者　　何人				

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者（職）　氏　　名

投票立会人　　氏　　名
投票立会人　　氏　　名

備考

1　この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
3　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
4　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。
5　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
6　「6　投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。
7　「7　在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。
8　在外投票人について、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7　在外投票人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「6⑴」欄から「6⑹」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
9　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
10　署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
11　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

○総務省令第百二十三号

郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）の施行に伴い、並びに日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第六条の二第二項、第十二条の二第二項から第五項まで、第十六条第二項及び第十六条の二第三項、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項第五号及び第三項第五号、第四条第四項及び第六項、第七条第一項及び第二項並びに第十八条第二項並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第十八条の二第三項及び第十八条の三第三項の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令

（日本郵政株式会社法施行規則の一部改正）

第一条　日本郵政株式会社法施行規則（平成十八年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（地域貢献資金の交付） **第一条の二**　地域貢献資金として交付する金銭の額は、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第五項に規定する地域貢献業務を実施する事業年度において必要とする額の範囲内でなければならない。	［新設］
（事業計画の認可の申請） **第七条**　会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、法第五条第一項及び第三項に規定する責務の履行に係る業務運営の基本方針その他業務運営に関する事項を明らかにした事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。 ［2　略］	（事業計画の認可の申請） **第七条**　会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、法第五条第一項に規定する責務の履行に係る業務運営の基本方針その他業務運営に関する事項を明らかにした事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。 ［2　同上］
（剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請） **第九条**　会社は、法第十一条の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理、法第六条の二第一項の規定による地域貢献資金の交付及び法第十二条の二第二項の規定による地域貢献基金への積立てを除く。）の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の額及び次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～四　略］ ［2　略］	（剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請） **第九条**　会社は、法第十一条の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の額及び次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～四　同上］ ［2　同上］
（地域貢献基金に積み立てることができる剰余金） **第十一条の二**　法第十二条の二第二項に規定する総務省令で定めるものは、利益剰余金とする。	［新設］
（地域貢献基金に係る経理の整理） **第十一条の三**　会社は、その経理について、法第十二条の二第一項に規定する地域貢献基金に属する資産その他地域貢献基金に関する事項が明らかになるように地域貢献基金に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。 2　会社は、法附則第三条の三第一項又は法第十二条の二第二項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額を、地域貢献基金として、貸借対照表の純資産の部に計上しなければならない。 3　会社は、地域貢献基金に属する資産の額を、地域貢献基金資産として、貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。	［新設］

4　会社は、法第六条の二第一項の規定により交付した地域貢献資金又は法第十二条の三の規定により交付した法第五条第一項の責務の履行に要する費用に充てるための資金（以下この項及び次条第二項において「特例資金」という。）の額を、地域貢献資金又は特例資金として、損益計算書の適切な項目に計上しなければならない。

（地域貢献基金等に関する書類）

第十一条の四　法第十二条の二第四項の規定により提出する書類には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　法第六条の二の規定により地域貢献資金として日本郵便株式会社に交付した地域貢献資金の内訳

二　法附則第三条の三第一項又は法第十二条の二第二項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額の算定根拠

2　会社は、法第十二条の三の規定により特例資金を交付したときは、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

一　法第十二条の三の規定により取り崩した額

二　法第十二条の三の規定により取り崩した額の算定根拠

三　日本郵便株式会社法第五条第一項の責務の履行の確保が困難であると認めた理由

（情報の公表）

第十三条　［略］

［2　略］

3　法第十六条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

［一～三　略］

四　法第十二条の二第四項の規定による提出をしたとき　当該提出をした書類の内容

［4　略］

5　第三項の公表は、法第四条第二項、法第九条若しくは法第十条の規定による認可を受けた後又は法第十二条の二第四項の規定による提出をした後速やかに、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社との協議の実施状況に関する報告）

第十三条の二　法第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十六条の二第一項の協議の相手方

二　法第十六条の二第一項の協議の実施状況（当該協議の開始日を含む。）

三　法第十六条の二第一項の協議の内容及び結果

2　会社は、法第十六条の二第三項の規定により協議の実施状況の報告を行うときは、同条第一項の協議の内容を説明する参考資料（当該協議を書面により行った場合は当該書面を含む。）を添付するものとする。

［新設］

（情報の公表）

第十三条　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

［4　同上］

5　第三項の公表は、法第四条第二項、法第九条又は法第十条の規定による認可を受けた後速やかに、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（日本郵便株式会社法施行規則の一部改正）

第二条　日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（銀行窓口業務） **第一条**　［略］ ２　法第二条第二項第五号に規定する総務省令で定める事項は、銀行窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項とする。 （保険窓口業務） **第二条**　［略］ ２　法第二条第三項第五号に規定する総務省令で定める事項は、保険窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項とする。 （業務の届出） **第三条**　日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第四条第四項の規定により同条第一項第八号ロに掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 一　委託元 二　活用する経営資源 三　［略］ 四　［略］ 五　［略］ ２　会社は、法第四条第四項の規定により同条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 一　業務の内容 二　業務の開始の時期 三　業務を営む理由 ３　［略］ ４　法第四条第六項の規定による通知は、地域貢献業務（法第四条第五項に規定する「地域貢献業務」をいう。以下この条において同じ。）を開始する一月前までに、次の各号に掲げる者への通知の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載して行わなければならない。 一　総務大臣への通知　次に掲げる事項 イ　地域貢献業務の内容及び実施の方法 ロ　地域貢献業務の開始の時期 ハ　法第四条第五項第一号に該当することの説明 ニ　実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明	（銀行窓口業務） **第一条**　［同上］ ２　法第二条第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　銀行窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項 二　銀行窓口業務契約に係る手数料に関する事項 （保険窓口業務） **第二条**　［同上］ ２　法第二条第三項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　保険窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項 二　保険窓口業務契約に係る手数料に関する事項 （業務の届出） **第三条**　日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第四条第四項の規定により同条第二項第三号に掲げる業務又はこれに附帯する業務を営むことの届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 ［新設］ 一　［同上］ 二　［同上］ 三　［同上］ ［新設］ ２　［同上］ ［新設］

二　日本郵政株式会社への通知　次に掲げる事項
イ　地域貢献業務の内容及び実施の方法
ロ　地域貢献業務の開始の時期
ハ　法第四条第五項第一号に該当することの説明
ニ　実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明
ホ　日本郵政株式会社が地域貢献基金を積み立て、又は地域貢献資金を交付するために必要な情報

5　会社は、前項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更による地域貢献業務を開始する前に、次の各号に掲げる者への通知の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載して通知しなければならない。
一　総務大臣への通知　次に掲げる事項
イ　変更の内容及び理由
ロ　変更後に実施しようとする地域貢献業務が法第四条第五項第一号に該当することの説明
ハ　変更後に実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明
二　日本郵政株式会社への通知　次に掲げる事項
イ　変更の内容及び理由
ロ　変更後に実施しようとする地域貢献業務が法第四条第五項第一号に該当することの説明
ハ　変更後に実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明

6　会社は、第四項の規定により通知した地域貢献業務（前項の規定により変更した場合を含む。）について翌事業年度以降も引き続き実施しようとするときは、日本郵政株式会社に対して、毎事業年度開始の一月前までに日本郵政株式会社が地域貢献基金を積み立て、又は地域貢献資金を交付するために必要な情報を記載して通知しなければならない。

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の認可の申請等）

第六条　会社は、法第七条第一項前段の規定により銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他総務大臣が当該認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一　略］

二　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結しようとする日

［三　略］

［新設］

［新設］

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出）

第六条　会社は、法第七条前段の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する日の一月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書に銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一　同上］

二　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する日

［三　同上］

2　会社は、法第七条第一項後段の規定により銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他総務大臣が当該認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結しようとする日

［四　略］

3　法第七条第一項の総務省令で定める軽微な変更は、法第二条第二項第三号又は同条第三項第三号に掲げる事項の変更とする。

4　法第七条第二項の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日の前日までに、次に掲げる事項を記載した届出書に変更後の銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更の理由

三　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日

四　変更に係る銀行窓口業務又は保険窓口業務の開始の時期

（情報の公表）

第十八条　［略］

［2　略］

3　法第十八条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

一　法第十八条第二項第一号に掲げる場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

［イ・ロ　略］

ハ　法第七条第二項の規定による届出をしたとき　当該届出をした銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の変更の内容

二　法第十八条第二項第二号に掲げる場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める事項

イ　法第七条第一項の規定による認可を受けたとき　当該認可を受けた銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容

ロ　法第十条の規定による認可を受けたとき　当該認可を受けた事業計画の内容

［三　略］

［4　略］

5　第三項の公表は、同項第一号に掲げる場合にあっては、法第四条第四項、法第六条第二項又は法第七条第二項の規定による届出をした後速やかに、第三項第二号に掲げる場合にあっては、法第七条第一項又は法第十条の規定による認可を受けた後速やかに、それぞれ、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、第三項第三号に掲げる場合にあっては、法第十四条の規定による提出をした後速やかに、公表事項を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該事項を会社の主たる営業所及び事務所に備え置く電子計算機その他の機器の映像面に必要に応じ直ちに表示させて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　会社は、法第七条後段の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日の一月前までに（法第二条第二項第三号又は同条第三項第三号に掲げる事項を変更する場合にあっては、これらの事項を変更するための契約を締結する日の前日までに）、次に掲げる事項を記載した届出書に変更後の銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日

［四　同上］

［新設］

［新設］

（情報の公表）

第十八条　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　法第七条の規定による届出をしたとき　当該届出をした銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容

二　法第十八条第二項第二号に掲げる場合　法第十条の規定による認可を受けた事業計画の内容

［三　同上］

［4　同上］

5　第三項の公表は、同項第一号に掲げる場合にあっては、法第四条第四項、法第六条第二項又は法第七条の規定による届出をした後速やかに、第三項第二号に掲げる場合にあっては、法第十条の規定による認可を受けた後速やかに、それぞれ、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、同項第三号に掲げる場合にあっては、法第十四条の規定による提出をした後速やかに、公表事項を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該事項を会社の主たる営業所及び事務所に備え置く電子計算機その他の機器の映像面に必要に応じ直ちに表示させて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則 （法第四条第四項の総務省令で定める届出事項の特例） **第二条**　会社について郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十二条の規定の適用がある場合には、法第四条第四項の総務省令で定める事項は、第三条第一項から第三項までに掲げる事項のほか、その業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項とする。	附　則 （法第四条第四項の総務省令で定める届出事項の特例） **第二条**　会社について郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十二条の規定の適用がある場合には、法第四条第四項の総務省令で定める事項は、第一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項のほか、その業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項とする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令） **第三条**　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。	
改　正　後	改　正　前
附　則 （令和八年度における交付金の額等及び拠出金の額等に係る認可の申請の特例） **第三条**　第十一条の三及び第十一条の五の規定は、令和八年四月一日の属する年度については、適用しない。	附　則 ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する法律（以下「令和八年改正法」という。）の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定　公布の日

二　次条の規定　令和八年改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年十一月一日）

（経過措置）

第二条　令和八年改正法附則第四条第一項の規定による令和八年改正法第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法（以下「新日本郵便株式会社法」という。）第四条第一項第八号ロに掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出は、第二条の規定による改正後の日本郵便株式会社法施行規則（以下「新日本郵便株式会社法施行規則」という。）第三条第一項の規定の例により行うものとする。

2　令和八年改正法附則第四条第一項の規定による新日本郵便株式会社法第四条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出は、新日本郵便株式会社法施行規則第三条第二項の規定の例により行うものとする。

3　令和八年改正法附則第四条第三項の規定による新日本郵便株式会社法第七条第一項前段の認可に係る申請については、新日本郵便株式会社法施行規則第六条第一項の規定の例により行うものとする。

○総務省令第百二十四号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第七十五条及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第四十一条の規定に基づき、郵便法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

郵便法施行規則等の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条　郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改　正　後	改　正　前
（料金の上限の額の認可申請） **第二十三条**　会社は、法第六十七条第三項の規定により定形郵便物の料金の上限の額の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一　定形郵便物の料金の上限の額（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） 二　変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由	（定形郵便物の料金の上限） **第二十三条**　法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、百十円とする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　定形郵便物の料金の上限の額の算出の根拠に関する説明書
二　郵便の役務に関する事業収支見積書
（料金の認可申請）
第二十四条　会社は、法第六十七条第五項の規定により第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
［一～三　略］
［2　略］
（料金の届出）
第二十五条　会社は、法第六十七条第七項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。
［一～三　略］
（法第六十七条第七項の総務省令で定める料金）
第二十六条　法第六十七条第七項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。
［一～三　略］
［2　略］
（収支状況の報告及び公表）
第二十七条　法第六十七条第九項の規定による郵便事業の収支の状況の報告は、毎事業年度終了後四月以内に、別記様式第五による報告書を総務大臣に提出することにより行うものとする。
［2～4　略］
5　法第六十七条第九項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は、第一項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該報告の内容を会社の主たる営業所及び事務所に備え置く電子計算機その他の機器の映像面に必要に応じ直ちに表示させて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
［6　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国際郵便規則の一部改正）
第二条　国際郵便規則（平成十五年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用） **第一条**　郵便法（以下「法」という。）第四十三条、第六十七条第一項、第七項及び第九項、第六十八条第一項、第六十九条、第七十条第二項第五号並びに第三項第二号、第五号及び第六号並びに第七十二条第一項の規定による国際郵便に関する事項については、郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の規定（第十条、第十一条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条、第三十二条第一項、第二項、第六項、第七項及び第八項並びに第三十三条の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。 **第四条**　会社は、法第六十七条第七項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。 ［一～三　略］	（適用） **第一条**　郵便法（以下「法」という。）第四十三条、第六十七条第一項、第五項及び第七項、第六十八条第一項、第六十九条、第七十条第二項第五号並びに第三項第二号、第五号及び第六号並びに第七十二条第一項の規定による国際郵便に関する事項については、郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の規定（第十条、第十一条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条、第三十二条第一項、第二項、第六項、第七項及び第八項並びに第三十三条の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。 **第四条**　会社は、法第六十七条第五項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。 ［一～三　同上］

（法第六十七条第七項の総務省令で定める料金） **第五条**　法第六十七条第七項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。 ［一～三　略］	（法第六十七条第五項の総務省令で定める料金） **第五条**　法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定形信書便物の大きさ及び形状の基準） **第二十二条**　［略］ （定形信書便物の料金の上限の額の認可の申請） **第二十三条**　法第十六条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十二の二の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。 一　定形信書便物の料金の上限の額の算出の根拠に関する説明書 二　信書便の役務に関する事業収支見積書	（料金上限規制の対象となる二十五グラム以下の信書便物の大きさ及び形状の基準） **第二十二条**　［同上］ （大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額） **第二十三条**　法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、百十円とする。
様式第12（第20条関係） ［略］ ［注１　略］ ２　料金の種類の欄には、一般信書便物の送達の役務に係る料金（以下「送達料金」という。）と一般信書便物の送達の役務に付加する役務に係る料金（以下「付加料金」という。）とを区分して記載することとし、送達料金については、定形信書便物の送達料金とそれ以外の送達料金の区分ごとに記載すること。また、付加料金については、「書留」、「速達」等の当該役務の名称を記載すること。 ［３～６　略］	**様式第12**（第20条関係） ［同左］ ［注１　同左］ ２　料金の種類の欄には、一般信書便物の送達の役務に係る料金（以下「送達料金」という。）と一般信書便物の送達の役務に付加する役務に係る料金（以下「付加料金」という。）とを区分して記載することとし、送達料金については、第22条に規定する大きさ及び形状の基準に適合する25グラム以下の信書便物（以下「定形信書便物」という。）の送達料金とそれ以外の送達料金の区分ごとに記載すること。また、付加料金については、「書留」、「速達」等の当該役務の名称を記載すること。 ［３～６　同左］
様式第12の２（第23条関係） 定形信書便物の料金の上限額設定（変更）認可申請書 年　月　日 総務大臣　殿 （ふりがな） 住　所 （ふりがな） 氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。） 許可の番号及び年月日	［新設］

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第16条第３項の規定により、次のとおり定形信書便物の料金の上限の額の設定（変更）の認可を受けたいので申請します。

定形信書便物の料金の上限の額	
変更を必要とする理由	

注１　変更の認可の申請の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。
　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。

○総務省令第百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第四項、第二十条第五項及び第二十条の二第二項並びに政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第四項及び第四十二条並びに政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第十八条第一号イ及び第二号イ並びに政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号）第七条第一号イ及び第二号イの規定に基づき、政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第一条　政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（少額領収書等の写し等に係る写しの用紙の大きさ） **第二十四条**　令第十二条第一号並びに第十八条第一号イ及び第二号イに規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格Ａ列四番とする。 （収支報告書に係るデータベース） **第三十四条**　法第二十条第五項に規定するデータベースは、法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書（以下この項において「報告書」という。）に記載された事項（次項に定める事項を除く。）に関する次に掲げる情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて取得し、かつ、検索することができるように体系的に構成したものとする。 一　別記第十四号様式に記載された事項（同号様式の「事務担当者の氏名」欄及び「この頁の小計」欄に記載された事項を除く。） 二　報告書の提出先及び提出された年月日 三　政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつた場合は、その年月日 四　法第二十条第一項の規定により報告書が公表された年月日 ［２　略］ （収支報告書閲覧対象文書の閲覧） **第三十五条**　［略］ ［２～４　略］ ５　第一項の収支報告書閲覧対象文書の閲覧は、その種別が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては、その電磁的記録に記録された情報の内容を日本産業規格Ａ列四番の用紙に出力する方法又は出力装置の映像面に表示する方法により行う。	（少額領収書等の写しに係る写しの用紙の大きさ） **第二十四条**　令第十二条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格Ａ列四番とする。 （収支報告書に係るデータベース） **第三十四条**　法第二十条第五項に規定するデータベースは、法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された事項（次項に定める事項を除く。）に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて取得し、かつ、検索することができるように体系的に構成したものとする。 ［新設］ ［２　同上］ （収支報告閲覧対象文書の閲覧） **第三十五条**　［同上］ ［２～４　同上］ ［新設］

第14号様式（第８条関係）

［様式略］

［（備考）　略］

（記載要領）

［１～３　略］

４　様式（その１）について

［(1)～(5)　略］

(6)　電子情報処理組織を使用する方法（オンラインシステムを利用する方法）により報告書を提出するときは、「事務担当者の氏名」欄の記載は要しないこと。当該方法以外の方法により報告書を提出する場合において、事務担当者の氏名及び電話番号を都道府県の選挙管理委員会又は総務省に知らせたときは、「事務担当者の氏名」欄の記載は要しないこと。

［５～24　略］

備考　表中の［ ］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第二条　政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（報告書等の閲覧） **第三十六条**　［略］ ［２～４　略］ ５　報告書等の閲覧は、その種別が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。）である場合にあっては、その電磁的記録に記録された情報の内容を日本産業規格Ａ列四番の用紙に出力する方法又は出力装置の映像面に表示する方法により行う。 （公表対象報告文書に係る写しの用紙の大きさ） **第三十八条**　令第七条第一号イ及び第二号イに規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格Ａ列四番とする。	（報告書等の閲覧） **第三十六条**　［同上］ ［２～４　同上］ ［新設］ （公表対象報告文書に係る写しの用紙の大きさ） **第三十八条**　令第七条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格Ａ列四番とする。
備考　表中の［ ］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項、第十四条第一項、第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣　笹川　博義

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「府省」を「府省、デジタル庁又は防災庁」に改める。

一　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第二条第二項第三号及び第三条第二項第三号

二　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）第一条第二項第四号及び第二条第二項第四号

附　則

この省令は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

○法務省令第五十一号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項ただし書の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

法務大臣　山下　貴司

商業登記規則等の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

第一条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三十一条の三　会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人（以下この条において「代表者等」という。）の住所が登記すべき事項に含まれる登記の申請をする者は、当該住所が記録される登記簿に係る登記事項証明書又は登記事項要約書に、当該住所につき行政区画以外のものを記載しない措置（以下この条において「代表者等住所非表示措置」という。）を講ずるよう申し出ることができる。この場合においては、登記の申請書に代表者等住所非表示措置を講ずべき代表者等の氏名及び住所を記載するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。	**第三十一条の三**　株式会社の設立の登記、本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記、代表取締役若しくは代表執行役の就任若しくは住所変更による変更の登記、清算人の登記又は代表清算人の就任若しくは住所変更による変更の登記の申請をする者は、当該登記により登記簿に住所を記録すべき代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下この条において「代表取締役等」という。）の住所が記録される登記簿に係る登記事項証明書又は登記事項要約書に、当該住所につき行政区画以外のものを記載しない措置（以下この条において「代表取締役等住所非表示措置」という。）を講ずるよう申し出ることができる。この場合においては、登記の申請書に代表取締役等住所非表示措置を講ずべき代表取締役等の氏名及び住所を記載するとともに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下この条において「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「上場会社」という。）であつて、既に代表取締役等住所非表示措置が講じられているものを除き、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一　上場会社（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三号において同じ。）に上場されている株式を発行している株式会社（外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人を含む。）をいう。以下この条において同じ。）以外の会社について、代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合（次号の場合を除く。）　次のイからハまでに掲げる書面

イ　登記の申請がその代理を業とすることができる代理人（以下この条において「資格者代理人」という。）によつてされた場合において当該資格者代理人が当該会社の本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあつては、当該営業所。この号及び第五項第二号において同じ。）がその所在場所において実在すること（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。）がその住所地に居住していること）を確認した結果を記載した書面又は当該会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者の住所）に宛てて配達証明郵便若しくは信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして法務大臣の定めるものにより送付されたことを証する書面

ロ　代表者等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該代表者等が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。

ハ　登記の申請が資格者代理人によつてされた場合において当該資格者代理人が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定により確認を行つた当該会社の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十一条第二項に規定する実質的支配者をいう。以下この号において同じ。）の本人特定事項（同法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。以下この号において同じ。）を記載した書面その他の当該会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面。ただし、当該会社について商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和三年法務省告示第百八十七号）第七条に規定する実質的支配者情報一覧の写し（当該登記の申請の日の属する年度又はその前年度に同告示第二条の申出をしたものに限る。）の交付又は同告示第二条の申出がされており、かつ、その旨が登記の申請書に記載された場合を除く。

二　上場会社以外の会社の支配人の住所について、代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合　前号ロに掲げる書面

三　上場会社について、代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合　金融商品取引所に当該会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面

2　既に代表者等住所非表示措置が講じられている会社（前項第二号の代表者等住所非表示措置のみが講じられている会社を除く。）について、同項の規定による申出をする場合には、同項第一号イ及びハに掲げる書面又は同項第三号に定める書面の添付を要しない。

一　上場会社以外の株式会社（代表取締役等住所非表示措置が講じられていない株式会社に限る。）　次のイからハまでに掲げる書面

イ　登記の申請がその代理を業とすることができる代理人（以下この条において「資格者代理人」という。）によつてされた場合において当該資格者代理人が当該株式会社の本店がその所在場所において実在することを確認した結果を記載した書面又は当該株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便若しくは信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして法務大臣の定めるものにより送付されたことを証する書面

ロ　代表取締役等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該代表取締役等が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。以下この条において同じ。）。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。

ハ　登記の申請が資格者代理人によつてされた場合において当該資格者代理人が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定により確認を行つた当該株式会社の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十一条第二項に規定する実質的支配者をいう。以下この号において同じ。）の本人特定事項（同法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。以下この号において同じ。）を記載した書面その他の当該株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面。ただし、当該株式会社について商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和三年法務省告示第百八十七号）第七条に規定する実質的支配者情報一覧の写し（当該登記の申請の日の属する年度又はその前年度に同告示第二条の申出をしたものに限る。以下この条において同じ。）の交付又は同告示第二条の申出がされており、かつ、その旨が登記の申請書に記載された場合を除く。

二　上場会社以外の株式会社（既に代表取締役等住所非表示措置が講じられている株式会社に限る。）　代表取締役等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。

三　上場会社（代表取締役等住所非表示措置が講じられていない株式会社に限る。）　金融商品取引所に当該株式会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面

［項を加える。］

3　登記官は、第一項の申出があつた場合において、当該申出が適当と認めるときは、代表者等住所非表示措置を講ずるものとする。

4　代表者等住所非表示措置が講じられている会社の登記の申請があつた場合において、代表者等住所非表示措置が講じられている代表者等の住所と同一のものを登記するときは、登記官は、当該代表者等の住所につき、引き続き代表者等住所非表示措置を講ずるものとする。

5　登記官は、次に掲げる場合には、現に効力を有する登記事項（清算結了又は第八十一条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第百十七条第三項の規定により登記記録が閉鎖されている場合においては、当該閉鎖時に現に効力を有していた登記事項）について代表者等住所非表示措置を終了させるものとする。

一　代表者等住所非表示措置が講じられた会社から代表者等住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。

二　代表者等住所非表示措置が講じられた会社の本店がその所在場所において実在すると認められないとき（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者がその住所地に居住していると認められないとき）又は上場会社であつた当該会社が上場会社でなくなつたと認められるとき。ただし、当該会社の登記記録が閉鎖された場合を除く。

三　代表者等住所非表示措置が講じられた会社の閉鎖された登記記録について復活すべき事由があると認められるとき。ただし、当該会社から当該事由がある旨の申出があつた場合を除く。

6　代表者等住所非表示措置が講じられた会社が前項第一号に規定する申出をするときは、申出書に代表者等住所非表示措置を希望しない代表者等の氏名及び住所を記載するとともに、申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該会社が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

7　登記官は、代表者等住所非表示措置を講じ、又は終了させるに当たつて必要があると認めるときは、会社の代表者等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

（帳簿等）

第三十四条　［略］

2　［略］

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

［一～七　略］

七の二　住所非表示措置申出等書類つづり込み帳　第三十一条の二第一項及び第六項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）並びに第三十一条の三第五項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）

［八～十一　略］

［4・5　略］

2　登記官は、前項の申出があつた場合において、当該申出が適当と認めるときは、代表取締役等住所非表示措置を講ずるものとする。

3　代表取締役等住所非表示措置が講じられている株式会社の登記の申請があつた場合において、代表取締役等住所非表示措置が講じられている代表取締役等の住所と同一のものを登記するときは、登記官は、当該代表取締役等の住所につき、引き続き代表取締役等住所非表示措置を講ずるものとする。

4　登記官は、次に掲げる場合には、現に効力を有する登記事項（清算結了又は第八十一条第一項若しくは第百十七条第三項の規定により登記記録が閉鎖されている場合においては、当該閉鎖時に現に効力を有していた登記事項）について代表取締役等住所非表示措置を終了させるものとする。

一　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社から代表取締役等住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。

二　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社の本店がその所在場所において実在すると認められないとき又は上場会社であつた当該株式会社が上場会社でなくなつたと認められるとき。ただし、当該株式会社の登記記録が閉鎖された場合を除く。

三　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社の閉鎖された登記記録について復活すべき事由があると認められるとき。ただし、当該株式会社から当該事由がある旨の申出があつた場合を除く。

5　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社が前項第一号に規定する申出をするときは、申出書に代表取締役等住所非表示措置を希望しない代表取締役等の氏名及び住所を記載するとともに、申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該株式会社が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

6　登記官は、代表取締役等住所非表示措置を講じ、又は終了させるに当たつて必要があると認めるときは、株式会社の代表取締役等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

（帳簿等）

第三十四条　［同上］

2　［同上］

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

［一～七　同上］

七の二　住所非表示措置申出等書類つづり込み帳　第三十一条の二第一項及び第六項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）並びに第三十一条の三第四項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）

［八～十一　同上］

［4・5　同上］

（嘱託による登記）

第四十条　官庁の嘱託による登記の手続については、法令に別段の定めがある場合を除き、申請による登記に関する規定（第三十一条の三を除く。）を準用する。

２　［略］

（電子情報処理組織による登記の申請等）

第百一条　次に掲げる申請、申出、提出、届出又は請求（以下「申請等」という。）は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によってすることができる。ただし、当該申請等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。

一　［略］

一の二　第三十一条の二第一項及び第六項第一号、第三十一条の三第一項及び第五項第一号、第八十一条の二第一項、第七項及び第九項（第八十八条の二第二項（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第八十八条の二第一項（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の申出（前号の登記の申請と同時にする場合に限る。以下第百五条の二第一項及び第百八条第一号において「住所非表示措置等の申出」という。）

［二～八　略］

［２～４　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（各種法人等登記規則の一部改正）

第二条　各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則等の準用） **第五条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項、第一条の三から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の三まで（同条第一項第三号に係る部分を除く。）、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第二項、第五十八条から第六十条まで、第七十五条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条及び第百十四条から第百十八条までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六条第一項並びに同規則第一条の二第二項、第六十一条第一項、第六項及び第八項、第六十五条から第六十八条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十条から第八十一条の二まで、第百十条並びに第百十三条の規定は各種法人の登記について、同規則第一条の二第三項、第九十三条、第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七条の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規	（商業登記規則等の準用） **第五条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項、第一条の三から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第二項、第五十八条から第六十条まで、第七十五条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条及び第百十四条から第百十八条までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六条第一項並びに同規則第一条の二第二項、第六十一条第一項、第六項及び第八項、第六十五条から第六十八条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十条から第八十一条の二まで、第百十条並びに第百十三条の規定は各種法人の登記について、同規則第一条の二第三項、第九十三条、第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七条の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「新設合

定する新設合併」とあるのは「新設合併」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人」とあるのは「各種法人等（各種外国法人を含む。以下この条において同じ。）の代表者（外国法事務弁護士法人、監査法人（社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるものを除く。）、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び弁理士法人にあつては当該法人の社員、日本弁護士連合会及び弁護士会にあつては副会長を含み、各種外国法人の日本における代表者を除く。）又は代理人」と、「ともに」とあるのは「ともに、独立行政法人等（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等及びこれに準ずる法人として法務大臣が指定するものをいう。以下この条において同じ。）において代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合を除き」と、同項第一号中「上場会社（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三号において同じ。）に上場されている株式を発行している株式会社（外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人を含む。）をいう。以下この条において同じ。）以外の会社について、代表者等住所非表示措置」とあるのは「代表者等住所非表示措置」と、同号イ中「本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあつては、当該営業所」とあるのは「主たる事務所（当該各種法人等が各種外国法人等である場合にあつては、日本に設けた事務所」と、「実在すること（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。）がその住所地に居住していること）」とあるのは「実在すること」と、「本店の所在場所（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者の住所）」とあるのは「主たる事務所の所在場所」と、同項第二号中「上場会社以外の会社の支配人」とあるのは「代理人」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）第五条において準用する第八十一条第一項」と、同項第二号中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「認められないとき（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者がその住所地に居住していると認められないとき）」とあるのは「認められないとき」と、「上場会社」とあるのは「独立行政法人等」と、同規則第九十六条第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるのは「清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。

（特定目的会社登記規則の一部改正）

第三条　特定目的会社登記規則（平成十年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九	（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九

条の六から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の三まで（同条第一項第三号に係る部分を除く。）、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第五十八条から第六十条まで、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条、第七十五条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十三条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、特定目的会社の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）」とあるのは「特定目的会社の代表者（取締役及び監査役を含む。）」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条及び第九十二条において準用する場合を含む。）」とあるのは「特定目的会社登記規則（平成十年法務省令第三十七号）第三条において準用する第八十一条第一項」と、同規則第六十一条第一項中「定款の定め」とあるのは「定款若しくは資産流動化計画の定め」と、「定款」とあるのは「、定款、資産流動化計画」と、同規則第九十三条中「会社法第九百三十三条第五項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十四条第四項（同法第百四十四条第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正）

第四条　投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第八条**　商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項及び第十三項、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段及び第二項を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条から第三十一条の三まで（同条第一項第二号及び第三号に係る部分を除く。）、第三十二条から第三十五条の三まで、第三十六条、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで並びに第百十八条の規定は、組合契約の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項中「被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十	（商業登記規則の準用） **第八条**　商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項及び第十三項、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段及び第二項を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条から第三十五条の三まで、第三十六条、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで並びに第百十八条の規定は、組合契約の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項中「被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定

七号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（組合員又は清算人が法人である場合における当該組合員又は当該清算人の職務を行うべき者を含む。）」と、同項第一号イ中「本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあつては、当該営業所。この号及び第五項第二号において同じ。）」とあるのは「主たる事務所」と、「その本店」とあるのは「その主たる事務所」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第百十七条第三項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）第八条において準用する第八十一条第一項」と、同項第二号中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「組合の名称」と、同規則第百一条第二項中「後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあつては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）」と読み替えるものとする。

（投資法人登記規則の一部改正）

第五条　投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用）	（商業登記規則の準用）
第三条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の三まで（同条第一項第二号及び第三号に係る部分を除く。）、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十二条第一項第一号及び第二項、第七十四条、第七	**第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十二条第一項第一号及び第二項、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条から第八十一条の

十五条、第七十七条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百十二条まで、第百十四条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、投資法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人」とあるのは「投資法人の代表者」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）第三条において準用する第八十一条第一項」と読み替えるものとする。

（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（提供する情報の範囲） **第一条の二**　法第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 二の二　商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿に記録されている登記情報のうち、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十一条の二第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による住所非表示措置又は同規則第三十一条の三第三項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による代表者等住所非表示措置が講じられることとなるもの ［三～六　略］ ［2　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（提供する情報の範囲） **第一条の二**　法第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ 二の二　商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿に記録されている登記情報のうち、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十一条の二第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による住所非表示措置又は同規則第三十一条の三第二項の規定による代表取締役等住所非表示措置が講じられることとなるもの ［三～六　同上］ ［2　同上］

（一般社団法人等登記規則の一部改正）

第七条　一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）、第三項、第四項、第五項（第二号から第六号までを除く。）、第六項、第七項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号を除く。）、第二十条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の三まで（同条第一項第二号及び第三号に係る部分を除く。）、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第	（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）、第三項、第四項、第五項（第二号から第六号までを除く。）、第六項、第七項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号を除く。）、第二十条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第一項、第六十一条第一項及び第四項から

五十三条第一項、第六十一条第一項及び第四項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条（第一項第二号、第三号及び第五号を除く。）、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十条（第一項第五号を除く。）、第八十一条、第八十一条の二、第八十五条第二項、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、一般社団法人等の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百七条に規定する新設合併」と、同規則第三十条第一項第一号、第三十一条第二項及び第六十五条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人」とあるのは「一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二条第一号に規定する一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。）の代表者」と、同項第一号イ中「本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあっては、当該営業所。この号及び第五項第二号において同じ。）」とあるのは「主たる事務所」と、「その本店」とあるのは「その主たる事務所」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）第三条において準用する第八十一条第一項」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同規則第三十四条第二項第五号中「会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十二条第一項に規定する休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第一項に規定する休眠一般社団法人又は同法第二百三条第一項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第一項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第二項又は第二百三条第二項」と、同項第九号中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）第五十七条第一項及び第三項又は第六十五条第一項及び第三項」と、同規則第六十一条第七項中「取締役、監査役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若しくは評議員」と、「設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取締役等」とあるのは「理事等」と、同規則第六十五条第三項中「法第五十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百四条第二項」と、同規則第六十八条第一項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員

第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条（第一項第二号、第三号及び第五号を除く。）、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十条（第一項第五号を除く。）、第八十一条、第八十一条の二、第八十五条第二項、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、一般社団法人等の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百七条に規定する新設合併」と、同規則第三十条第一項第一号、第三十一条第二項及び第六十五条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十四条第二項第五号中「会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十二条第一項に規定する休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第一項に規定する休眠一般社団法人又は同法第二百三条第一項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第一項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第二項又は第二百三条第二項」と、同項第九号中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）第五十七条第一項及び第三項又は第六十五条第一項及び第三項」と、同規則第六十一条第七項中「取締役、監査役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若しくは評議員」と、「設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取締役等」とあるのは「理事等」と、同規則第六十五条第三項中「法第五十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百四条第二項」と、同規則第六十八条第一項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員又は会計監査人」と、同条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役」とあるのは「理事、監事、代表理事又は評議員」と、同規則第七十一条中「電子公告」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第一項第三号又は第四号に掲げる公告方法」と、「会社法第九百十一条第三項第二十六号及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の四各号（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十四条に規定する」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げる」と、同規則第七十二条第一項中「会社法第四百七十一条（第四号及び第五号を除く。）又は第四百七十二条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八条（第五号及び第六号を除く。）、第百四十九条第一項本文、第二百二条第一項（第四号及び第五号を除く。）、

又は会計監査人」と、同条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役」とあるのは「理事、監事、代表理事又は評議員」と、同規則第七十一条中「電子公告」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第一項第三号又は第四号に掲げる公告方法」と、「会社法第九百十一条第三項第二十六号及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の四各号（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十四条に規定する」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げる」と、同規則第七十二条第一項中「会社法第四百七十一条（第四号及び第五号を除く。）又は第四百七十二条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八条（第五号及び第六号を除く。）、第百四十九条第一項本文、第二百二条第一項（第四号及び第五号を除く。）、第二項若しくは第三項又は第二百三条第一項本文」と、同条第二項中「株式移転の無効」とあるのは「取消し」と、同規則第七十三条中「会社法第四百七十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五十条又は第二百四条」と、「、清算人会設置会社である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第七十七条第一項中「法第七十九条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百七条第二項」と、同規則第八十一条の二第一項中「取締役、監査役、執行役、会計参与」とあるのは「理事、監事、評議員」と、同規則第八十五条第二項中「会社法第八百四十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十六条」と、「並びに清算人及び清算持分会社を代表する清算人に関する」とあるのは「、清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第百三条中「取締役等」とあるのは「理事等」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十二月一日から施行する。

（商業登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に講じられている第一条の規定による改正前の商業登記規則第三十一条の三第二項の規定による措置は、第一条の規定による改正後の商業登記規則第三十一条の三第三項の規定による措置とみなす。

（特例有限会社についての商業登記規則の規定の適用）

第三条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社についての第一条の規定による改正後の商業登記規則第三十一条の三第一項の規定の適用については、同項中「合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人」とあるのは、「取締役、監査役、清算人」とする。

○外務省令第二十四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第三十五条の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［略］	64号	［略］	67号	68号	69号	70号	71号	72号	［略］	76号	［略］	78号	［略］	83号	［略］	85号	86号	［略］
			円		円	円	円	円	円	円		円		円		円		円	円	
			672,700		639,700	628,700	617,700	606,700	595,700	584,700		540,700		518,700		463,700		441,700	430,700	
国地の別	アジア													バングラデシュ		インド		シンガポール スリランカ 中華人民共和国		
	大洋州																	パラオ	サモア	
	北米															アメリカ合衆国				
	中南米		キューバ									ベネズエラ		ホンジュラス		エルサルバドル コロンビア		コスタリカ ジャマイカ トリニダード・トバゴ ペルー メキシコ		
	欧州						ウクライナ		アイスランド					スイス タジキスタン		アルバニア ベラルーシ ロシア		カザフスタン ノルウェー	英国 ジョージア ラトビア	
	中東					アフガニスタン		イラク				イラン						カタール クウェート トルコ	レバノン	
	アフリカ		ジンバブエ			ジブチ	ガーナ	ブルキナファソ マリ	コートジボワール ナイジェリア モーリタニア	アンゴラ ガボン カメルーン		モザンビーク		ウガンダ		アルジェリア リビア		ボツワナ モーリシャス	ナミビア	

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［同上］	64号	［同上］	67号	68号	69号	70号	71号	72号	［同上］	76号	［同上］	78号	［同上］	83号	［同上］	85号	86号	［同上］
			円		円	円	円	円	円	円		円		円		円		円	円	
			672,700		639,700	628,700	617,700	606,700	595,700	584,700		540,700		518,700		463,700		441,700	430,700	
国地の別	アジア													バングラデシュ		インド		シンガポール スリランカ 中華人民共和国		
	大洋州																	パラオ	サモア	
	北米															アメリカ合衆国				
	中南米				キューバ							ベネズエラ		ホンジュラス		エルサルバドル コロンビア		コスタリカ ジャマイカ トリニダード・トバゴ ペルー メキシコ		
	欧州							ウクライナ	アイスランド					スイス タジキスタン		アルバニア		カザフスタン ノルウェー ベラルーシ	英国 ジョージア ラトビア ロシア	
	中東								イラク	アフガニスタン				イラン				カタール クウェート トルコ	レバノン	
	アフリカ		ジンバブエ			ジブチ	ガーナ	ブルキナファソ マリ	コートジボワール ナイジェリア モーリタニア	アンゴラ ガボン カメルーン		モザンビーク		ウガンダ		アルジェリア リビア		ボツワナ モーリシャス	ナミビア	

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

附　則

1　この省令は、令和八年十一月一日から施行する。

2　次に掲げる別表の規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　この省令による改正後の別表に規定する在外公館中在キューバ、在ベラルーシ、在ロシア及び在イランの各日本国大使館並びに在サンクトペテルブルク日本国総領事館に係る同表の規定　令和八年八月一日

二　この省令による改正後の別表に規定する在外公館中在ウクライナ、在アフガニスタン及び在イラクの各日本国大使館並びに在ウラジオストク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に係る同表の規定　令和八年十一月一日

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　総領事館

区分＼号別月額	［略］	83号	［略］	86号	87号	88号	［略］
		円		円	円	円	
		463,700		430,700	419,700	408,700	
国地の別　アジア		チェンナイ ムンバイ		上海	広州 青島		
大洋州							
北米		ハガッニャ ヒューストン マイアミ ロサンゼルス					
中南米				レシフェ	サンパウロ リオデジャネイロ		
欧州		サンクトペテルブルク		エディンバラ ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク			
中東				ドバイ イスタンブール			
アフリカ							

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分＼号別月額	［同上］	83号	［同上］	86号	87号	88号	［同上］
		円		円	円	円	
		463,700		430,700	419,700	408,700	
国地の別　アジア		チェンナイ ムンバイ		上海	広州 青島		
大洋州							
北米		ハガッニャ ヒューストン マイアミ ロサンゼルス					
中南米				レシフェ	サンパウロ リオデジャネイロ		
欧州		エディンバラ サンクトペテルブルク		ユジノサハリンスク		ウラジオストク ハバロフスク	
中東				ドバイ イスタンブール			
アフリカ							

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

○財務省令第六十四号

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百四十号）の施行に伴い、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

財務大臣　片山さつき

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令（令和八年財務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令

本則中「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項」を「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項」に改める。

附　則

この省令は、令和八年十月三十一日から施行する。

○経済産業省令第七十八号

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百四十号）の施行に伴い、及びニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項の規定に基づき、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令（令和八年経済産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令 （証明書の交付申請） **第一条**　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項に規定する特定国等において熱延鋼帯（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の別表第七二一九・一一号から第七二一九・一四号まで及び第七二一九・九〇号並びに第七二二〇・一一号、第七二二〇・一二号及び第七二二〇・九〇号に掲げる物品のうち、熱間圧延をしたもので巻いたものをいう。以下同じ。）について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 2　（略） **第二条・第三条**　（略） **附　則** 1　（略） （削る）	ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令 （証明書の交付申請） **第一条**　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の別表第七二一九・一一号から第七二一九・一四号まで及び第七二一九・九〇号並びに第七二二〇・一一号、第七二二〇・一二号及び第七二二〇・九〇号に掲げる物品のうち、熱間圧延をしたもので巻いたものをいう。以下同じ。）について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 2　（略） **第二条・第三条**　（略） **附　則** 1　（略） （この省令の失効） 2　この省令は、令和八年十一月八日限り、その効力を失う。

別記様式を次のように改める。

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書交付申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　氏名又は名称及び代表者氏名
住所

下記のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板は、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないため、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第１条第３項に規定する証明書の交付を受けたく、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令第１条第１項の規定に基づき申請します。

記

貨　物　名：
製造業者名：
製造業者の住所：
輸出者名：
輸出者の住所：
輸入の時期：　年　月　日
輸入港名：
輸入数量：　MT　輸入金額：　円
仕入書番号：

証　明　書

番　号
年　月　日

経済産業大臣　印

上記申請に係るニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板は、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないことを証明する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百四十号）の施行の日（令和八年十月三十一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○国土交通省令第八十五号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第九項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十九第一項（同法第六十八条の二十二第二項において準用する場合を含む。）及び第九十三条の三の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 一～四　（略） 二			
	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(一)～(八)	（略）		
(九)	法第二十八条第一項及び第四項の規定が適用される建築物	配置図	敷地の接する道路の位置及び幅員並びに令第二十条第二項第一号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅

改正前			
（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 一～四　（略） 二			
	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(一)～(八)	（略）		
(九)	法第二十八条第一項及び第四項の規定が適用される建築物	配置図	敷地の接する道路の位置及び幅員並びに令第二十条第二項第一号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅

令第二十条第二項第一号に規定する水平距離	令第二十条第二項第一号に規定する水平距離
各階平面図	各階平面図
法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積	法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積
二面以上の立面図	二面以上の立面図
令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
二面以上の断面図	二面以上の断面図
令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書
居室の床面積	居室の床面積
開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法	開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
令第十九条第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することを確認するために必要な事項	令第十九条第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することを確認するために必要な事項
令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項	令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項
令第十九条第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することの確認に必要な図書	令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書
令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物	令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物
令第十九条第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当する建築物	
令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	
令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物	
三～五　（略）	三～五　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）

5　第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつ

令第二十条第二項第一号に規定する水平距離	令第二十条第二項第一号に規定する水平距離
各階平面図	各階平面図
法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積	法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積
二面以上の立面図	二面以上の立面図
令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
二面以上の断面図	二面以上の断面図
令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書
居室の床面積	居室の床面積
開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法	開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項	令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項
令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物	令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物
三～五　（略）	三～五　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）

5　第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、

ては、当該認定型式の認定書の写し及び申請に係る建築物が当該認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるもの）を添えたものにあつては、次の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二・三　（略）

一

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
(一)	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物	第一項の表三から表五まで（令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（表四にあつては(六)項、(七)項、(七)項、(三十四)項から(四十三)項まで及び(七十七)項、表五にあつては(二)項（令第六十二条の八ただし書に係るものを除く。）及び(三)項に限る。）	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び第一項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）	（略）
(二)	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物	（略）	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び第一項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号ロに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）	（略）

当該認定型式の認定書の写し及び申請に係る建築物が当該認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるもの）を添えたものにあつては、次の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二・三　（略）

一

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
(一)	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物	（略）	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び同項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）	（略）

㈢	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号ハに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたもの に限る。）を有する建築物	（略）	第一項の表一の㈣項に掲げる図書及び第一項の表二の㈢欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号ハに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）
㈣～㈦	（略）	（略）	（略）	（略）

二　（略）

6～11　（略）

（型式部材等）

第十条の五の四　法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

一　令第百三十六条の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外の建築物の部分（次号及び第三号において「建築物の部分」という。）で、当該建築物の部分（構造耐力上主要な部分及び法第三十七条の規定により同条に規定する指定建築材料を使用する部分に限る。以下この号において同じ。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び工程の三分の二以上であるもの

二　建築物の部分で、当該建築物の部分（建築設備を除く。以下この号において同じ。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの（前号に掲げるものを除く。）

三　建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの（前二号に掲げるものを除く。）

四　（略）

㈡	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたもの に限る。）を有する建築物	（略）	第一項の表一の㈢項に掲げる図書及び同項の表二の㈡欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号ロに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）
㈢～㈦	（略）	（略）	（略）	（略）

二　（略）

6～11　（略）

（型式部材等）

第十条の五の四　法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

（新設）

一　令第百三十六条の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外の建築物の部分（次号において「建築物の部分」という。）で、当該建築物の部分（建築設備を除く。以下この号において同じ。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの

二　建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの（前号に掲げるものを除く。）

三　（略）

（型式部材等製造者認証申請書の記載事項）

第十条の五の六　（略）

２　前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の九において同じ。）の技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項（第十条の五の四第四号に掲げる型式部材等に係る申請書にあっては、第二号ヲに掲げるものを除く。）を記載するものとする。

一～四　（略）

３　（略）

（品質保持に必要な生産条件）

第十条の五の九　法第六十八条の十三第二号の国土交通省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　次に掲げる方法（第十条の五の四第四号に掲げる型式部材等にあっては、イ(1)(viii)に係るものに限る。）、ト及びチ（監査に関する記録に係るものに限る。）に掲げるものを除く。）により品質管理が行われていること。

イ～チ　（略）

六　（略）

２　（略）

（全体計画認定の申請等）

第十条の二十三　（略）

２　（略）

３　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、当該認定型式の認定書の写し及び第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類）を添えたものにあっては、同項の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二～三　（略）

４～９　（略）

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A４）

（略）

（第四面）

【1．番号】～【10．建築設備の種類】　（略）

【11．確認の特例】

【イ．建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】～【ホ．認定型式認定番号】　（略）

【ヘ．適合する一連の規定の区分】

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号イ

（型式部材等製造者認証申請書の記載事項）

第十条の五の六　（略）

２　前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の九において同じ。）の技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項（第十条の五の四第三号に掲げる型式部材等に係る申請書にあっては、第二号ヲに掲げるものを除く。）を記載するものとする。

一～四　（略）

３　（略）

（品質保持に必要な生産条件）

第十条の五の九　法第六十八条の十三第二号の国土交通省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　次に掲げる方法（第十条の五の四第三号に掲げる型式部材等にあっては、イ(1)(viii)に係るものに限る。）、ト及びチ（監査に関する記録に係るものに限る。）に掲げるものを除く。）により品質管理が行われていること。

イ～チ　（略）

六　（略）

２　（略）

（全体計画認定の申請等）

第十条の二十三　（略）

２　（略）

３　第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、当該認定型式の認定書の写し及び第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類）を添えたものにあっては、同項の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二～三　（略）

４～９　（略）

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A４）

（略）

（第四面）

【1．番号】～【10．建築設備の種類】　（略）

【11．確認の特例】

【イ．建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】～【ホ．認定型式認定番号】　（略）

【ヘ．適合する一連の規定の区分】

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号イ

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号ロ
□建築基準法施行令第136条の２の11第１号ハ
【ト．認証型式部材等認証番号】　（略）

【12．床面積】～【19．備考】　（略）

（略）

（注意）
１．～４．　（略）
５．第四面関係
①～⑭　（略）
⑮　11欄の「ト」は、建築基準法第68条の20第１項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の５の４第１号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）及び第五面の３欄及び４欄の事項について、同条第２号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」（いずれも当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第３号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」（いずれも当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第４号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」（いずれも当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。
⑯～㉕　（略）
６．・７．　（略）
第五十号の十様式（第十条の五の十五関係）（Ａ４）
（略）
（注意）①～③　（略）
④　認証番号には、『当該認証を行つた者（国土交通大臣、指定認定機関、承認認定機関）を表す略号―型式部材等の種類を表す記号・当該認証型式部材等の番号』を記載すること。この場合において、型式部材等の種類を表す記号は、型式部材等の種類に従い、次の表に定めるものとすること。

型式部材等の種類	記号
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	P
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	N
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号ハに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	A
（略）	

⑤　（略）

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号ロ
【ト．認証型式部材等認証番号】　（略）

【12．床面積】～【19．備考】　（略）

（略）

（注意）
１．～４．　（略）
５．第四面関係
①～⑭　（略）
⑮　11欄の「ト」は、建築基準法第68条の20第１項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の５の４第１号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要、11欄の「ホ」（屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第２号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第３号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。
⑯～㉕　（略）
６．・７．　（略）
第五十号の十様式（第十条の五の十五関係）（Ａ４）
（略）
（注意）①～③　（略）
④　認証番号には、『当該認証を行つた者（国土交通大臣、指定認定機関、承認認定機関）を表す略号―型式部材等の種類を表す記号・当該認証型式部材等の番号』を記載すること。この場合において、型式部材等の種類を表す記号は、型式部材等の種類に従い、次の表に定めるものとすること。

型式部材等の種類	記号
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	N
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	A
（略）	

⑤　（略）

附　則

この省令は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第二十二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済社会システム担当の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4　国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第十八条第一項に規定する副首都の指定に関すること。

附　則

この訓令は、令和八年十月三十日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

法規的告示

○内閣府告示第百二十三号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）等の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府関係告示の整備に関する告示

（災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部改正）

第一条　災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件（平成十二年総理府告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

「デジタル庁　防災庁」を「デジタル庁　防災庁」に改める。

（平成十六年内閣府告示第百十七号及び平成十七年内閣府告示第三十一号の一部改正）

第二条　次に掲げる告示の規定中政策統括官（防災担当）の項を削る。

一　平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）別表

二　平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律第五章第二節から第五節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）別表

（活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の一部改正）

第三条　活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針（平成二十八年内閣府告示第十三号）の一部を次のように改正する。

5の（3）中「［内閣府］」を「［防災庁］」に改める。

附　則

この告示は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

○内閣府告示第百二十四号

地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十五号）の施行に伴い、地方税法施行規則附則第六条第二十三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産（平成二十一年内閣府告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行規則附則第六条第十四項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第十四項の規定に基づき、同項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。 ［一・二　略］	地方税法施行規則附則第六条第二十三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十三項の規定に基づき、同項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。 ［一・二　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

○個人情報保護委員会告示第十二号

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）
目次	目次
［略］	［同左］
【凡例】	【凡例】
［略］	［同左］
※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年10月30日）時点の条番号を示すものとする。	※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年10月１日）時点の条番号を示すものとする。
１～３　［略］	１～３　［同左］
４　適用の範囲	４　適用の範囲
４－１　法第５章の規律対象となる主体	４－１　法第５章の規律対象となる主体
［略］	［同左］
４－１－１　行政機関等	４－１－１　行政機関等
(1)　行政機関	(1)　行政機関
「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。	「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。
①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）	①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）

機関	法律の規定
［略］	［略］
国家情報会議	国家情報会議設置法（令和８年法律第28号）第２条
国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部	国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和８年法律第78号）第21条
人事院	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第３条

（※）　令和８年10月30日時点において存続するもの

機関	法律の規定
［同左］	［同左］
国家情報会議	国家情報会議設置法（令和８年法律第28号）第２条
人事院	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第３条

（※）　令和８年10月１日時点において存続するもの

②～⑥　［略］	②～⑥　［同左］
(2)～(6)　［略］	(2)～(6)　［同左］
4－1－2　［略］	4－1－2　［同左］
4－2　［略］	4－2　［同左］
5～11　［略］	5～11　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○金融庁告示第七十九号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の二第四項及び第十七条の四第四項並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十三条第二項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）及び本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年十月三十日

金融庁長官　伊藤　豊

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
（財務局長等への権限の委任の例外）		
第一条　銀行法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行の欄の各項に掲げる銀行に係る同表の権限の欄の各項に定める金融庁長官の権限とする。		
項	銀　行	権　限
一	［略］ ０１銀行株式会社 三菱ＵＦＪエムット銀行株式会社 ［略］	［略］
［二～四　略］		
第五条　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。		
銀行代理業者		権　限
［略］ 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 三菱ＵＦＪエムット銀行株式会社 ［略］		［略］

改正前		
（財務局長等への権限の委任の例外）		
第一条　［同上］		
項	銀　行	権　限
一	［同上］ ０１銀行株式会社 ［同上］	［同上］
［二～四　同上］		
第五条　［同上］		
銀行代理業者		権　限
［同上］ 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 ［同上］		［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部改正）

第二条　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
（登録金融機関） **第二条**　金融商品取引法施行令第四十三条第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関は、次に掲げる者とする。 ［一～十九　略］ 二十　三菱ＵＦＪエムット銀行株式会社 二十一～四十六　［略］	（登録金融機関） **第二条**　［同上］ ［一～十九　同上］ ［号を加える。］ 二十～四十五　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁告示第八十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の五第一項の規定に基づき、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正前	改正後
（控除すべき固定資産等） **第六条**　［略］ ２　前項第一号の固定資産のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。 一　特別金融商品取引業者又はその子法人等が自己の債務の担保に供した建物　当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額（当該建物の時価額（固定資産税評価額その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）又は当該建物の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。）のうちいずれか少ない額 二　特別金融商品取引業者又はその子法人等が自己の債務の担保に供した土地　当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額（当該土地の時価額（路線価その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）又は当該土地の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。）のうちいずれか少ない額 三　リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるものを除く。）に係る使用権資産（対応する原資産が有形固定資産である場合に限る。）　当該リースに係るリース負債の額又は当該使用権資産の額のうちいずれか少ない額 ３　前項第一号及び第二号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっている全ての資産について評価額（時価額又は帳簿価額のうちいずれか少ない額）の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。 ［４～８　略］	（控除すべき固定資産等） **第六条**　［同上］ ２　前項第一号の固定資産のうち、特別金融商品取引業者又はその子法人等が自己の債務の担保に供したものであって、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。 一　建物　当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額（当該建物の時価額（固定資産税評価額その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）又は当該建物の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。）のうちいずれか少ない額 二　土地　当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額（当該土地の時価額（路線価その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）又は当該土地の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。）のうちいずれか少ない額 ［号を加える。］ ３　前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっている全ての資産について評価額（時価額又は帳簿価額のうちいずれか少ない額）の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。 ［４～８　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百九十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十六条第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百十三号（重要通信を行う機関を指定する件）の一部を次のように改正し、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
分類	対象機関
［略］	［略］
水防機関	防災庁　林野庁　国土交通省　国立研究開発法人森林研究・整備機構 国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　独立行政法人水資源機構　一般財団法人河川情報センター
［略］	［略］
［注一～三　略］	

改正前	
分類	対象機関
［同上］	［同上］
水防機関	内閣府　林野庁　国土交通省　国立研究開発法人森林研究・整備機構 国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　独立行政法人水資源機構　一般財団法人河川情報センター
［同上］	［同上］
［注一～三　同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第八十五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

法務大臣　山下　貴司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～四　略］ 五　日本国政府のオーストラリア政府、ニュージーランド政府、カナダ政府、ドイツ連邦共和国政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府、アイルランド政府、デンマーク王国政府、中華人民共和国香港特別行政区政府、ノルウェー王国政府、スロバキア共和国政府、オーストリア共和国政府、アイスランド共和国政府、リトアニア共和国政府、エストニア共和国政府、オランダ王国政府、ウルグアイ東方共和国政府、ルクセンブルク大公国政府、マルタ共和国政府若しくはパナマ共和国政府に対するワーキング・ホリデーに関する口上書、ワーキング・ホリデーに関する日本国政府と大韓民国政府、フランス共和国政府、ポーランド共和国政府、ハンガリー政府、スペイン王国政府、チェコ共和国政府、スウェーデン王国政府、フィンランド共和国政府、ラトビア共和国政府、イスラエル国政府若しくはイタリア共和国政府との間の協定又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とポルトガル共和国政府、アルゼンチン共和国政府若しくはチリ共和国政府との間の協力覚書の規定の適用を受ける者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～四　同上］ 五　日本国政府のオーストラリア政府、ニュージーランド政府、カナダ政府、ドイツ連邦共和国政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府、アイルランド政府、デンマーク王国政府、中華人民共和国香港特別行政区政府、ノルウェー王国政府、スロバキア共和国政府、オーストリア共和国政府、アイスランド共和国政府、リトアニア共和国政府、エストニア共和国政府、オランダ王国政府、ウルグアイ東方共和国政府、ルクセンブルク大公国政府若しくはマルタ共和国政府に対するワーキング・ホリデーに関する口上書、ワーキング・ホリデーに関する日本国政府と大韓民国政府、フランス共和国政府、ポーランド共和国政府、ハンガリー政府、スペイン王国政府、チェコ共和国政府、スウェーデン王国政府、フィンランド共和国政府、ラトビア共和国政府、イスラエル国政府若しくはイタリア共和国政府との間の協定又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とポルトガル共和国政府、アルゼンチン共和国政府若しくはチリ共和国政府との間の協力覚書の規定の適用を受ける者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第

第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。以下同じ。）を除く。） ［五の二～五十八　略］	一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。以下同じ。）を除く。） ［五の二～五十八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年十一月一日から施行する。

○国土交通省告示第七号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百四十九条第一項の規定に基づき、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

国土交通大臣　井林　辰憲

乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

（乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第一条　乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年国経済産業省・国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
1　判断の基準 1－1　判断の基準 ⑴・⑵　（略） ⑶　ガソリン乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）3.5トン以下のもの（以下「特定ガソリン乗用自動車」という。）又は軽油を燃料とする乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「ディーゼル乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成31年４月１日に始まり令和２年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車（以下「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、燃費算定告示第１条第１項第３号に掲げる方法により算定したもの（以下「ＷＬＴＣモード燃費値」という。））に限る。）をいう。⑷において同じ。）（ディーゼル乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（以下「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。 （表略） ⑷～⑹　（略）	1　判断の基準 1－1　（略） ⑴・⑵　（略） ⑶　ガソリン乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）3.5トン以下のもの（以下「特定ガソリン乗用自動車」という。）又は軽油を燃料とする乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「ディーゼル乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成31年４月１日に始まり令和２年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車（以下「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、燃費算定告示第１条第１項第３号に掲げる方法により算定したもの（以下「ＷＬＴＣモード燃費値」という。））に限る。）をいう。⑷及び⑺において同じ。）（ディーゼル乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（以下「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。 （表略） ⑷～⑹　（略）

⑺　特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは車両総重量3.5トン以下のもの（以下「特定ＬＰガス乗用自動車」という。）又は小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和２年４月１日に始まり令和３年３月31日に終わる年度）以降の各年度（令和11年４月１日に始まり令和12年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車及び小型バス（以下「令和２年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、ＷＬＴＣモード燃費値を別添６の換算式により変換したものをいう。）に限る。）をいう。）（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

（表略）

⑻・⑼　（略）

⑽　特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車、乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「特定小型バス」という。）、乗用自動車であって電気を動力源とするもの（燃料を使用するものに限る。）のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「プラグインハイブリッド乗用自動車」という。）又は乗用自動車であって電気を動力源とするもの（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「電気乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和12年４月１日に始まり令和13年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車、特定小型バス、プラグインハイブリッド乗用自動車及び電気乗用自動車（以下「令和12年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。１－２⑺において同じ。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑺において「企業別平均燃費値」という。）が次の式により算定した基準エネルギー消費効率（小数点以下第一位未満を四捨五入して得た数値とする。ただし、車両重量が2,759キログラム以上の場合は9.5とする。１－２⑺において同じ。）を車両重量ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑺において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

（表略）

FeStandard（M）＝－0.00000247×M^2－0.000852×M＋30.65

FeStandard（M）：車両重量がMキログラムの令和12年度特定ガソリン乗用自動車等の基準エネルギー消費効率　㎞／ｌ

M：車両重量　kg

⑺　特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは車両総重量3.5トン以下のもの（以下「特定ＬＰガス乗用自動車」という。）又は小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和２年４月１日に始まり令和３年３月31日に終わる年度）以降の各年度（令和11年４月１日に始まり令和12年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車及び小型バス（以下「令和２年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

（表略）

⑻・⑼　（略）

⑽　特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車、乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「特定小型バス」という。）、乗用自動車であって電気を動力源とするもの（燃料を使用するものに限る。）のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「プラグインハイブリッド乗用自動車」という。）又は乗用自動車であって電気を動力源とするもの（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「電気乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和12年４月１日に始まり令和13年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車、特定小型バス、プラグインハイブリッド乗用自動車及び電気乗用自動車（以下「令和12年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が次の式により算定した基準エネルギー消費効率（小数点以下第一位未満を四捨五入して得た数値とする。ただし、車両重量が2,759キログラム以上の場合は9.5とする。）を車両重量ごとの出荷台数で加重して調和平均した値を下回らないようにすること。

（表略）

FeStandard（M）＝－0.00000247×M^2－0.000852×M＋30.65

FeStandard（M）：車両重量がMキログラムの令和12年度特定ガソリン乗用自動車等の基準エネルギー消費効率　㎞／ｌ

M：車両重量　kg

１－２　判断の基準の特例

⑴～⑷　（略）

⑸　令和２年度特定ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行う者は、１－１⑺の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、かつ、企業別基準エネルギー消費効率に0.9を乗じた値を下回らない場合であって、ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バスのエネルギー消費効率（１－１⑶に規定するエネルギー消費効率をいう。）（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）並びにプラグインハイブリッド乗用自動車（液化石油ガスを燃料とする乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のものを除く。）及び電気乗用自動車のエネルギー消費効率（別添３の換算式により変換した値をいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

⑹　（略）

⑺　令和12年度特定ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行う者は、１－１⑽の判断の基準において、令和12年度特定ガソリン乗用自動車等のエネルギー消費効率から国土交通大臣が定める方法により算定した走行距離１キロメートル当たりの燃料消費の改善値をリットルで表した数値の逆数を差し引いた値を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

２　（略）

別添１～５　（略）

別添６

１の１－１⑺に定める換算式は、以下のとおりとする。

$Fe_{JC08}=A\times Fe_{WLTC}$

Fe_{JC08}：換算後のＪＣ08モード燃費値　㎞／ｌ

Fe_{WLTC}：ＷＬＴＣモード燃費実測値　㎞／ｌ

Ａ：以下の表に定める定数

自動車の種別			変速装置の方式	アイドリングストップ機能	定数A
特定ガソリン乗用自	軽自動車	電気式ハイブリッド自動車以外のもの	有段の自動変速機であってトルクコンバータ式（以下「ＡＴ」という。）	有	1.165
				無	1.016
			自動変速機であって無段式（以下「ＣＶＴ」という。）	有	1.239
				無	1.090
			その他のもの		1

１－２　判断の基準の特例

⑴～⑷　（略）

⑸　令和２年度特定ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行うものは、１－１⑺の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、かつ、企業別基準エネルギー消費効率に0.9を乗じた値を下回らない場合であって、ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バスのエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあってはＷＬＴＣモード燃費値）に限る。）をいう。）（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）並びにプラグインハイブリッド乗用自動車（液化石油ガスを燃料とする乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のものを除く。）及び電気乗用自動車のエネルギー消費効率（別添３の換算式により変換した値をいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

⑹　（略）

（新設）

２　（略）

別添１～５　（略）

（新設）

動車		電気式ハイブリッド自動車	ＡＴ		1.165
			ＣＶＴ		1.239
			その他のもの		1
	電気式ハイブリッド自動車以外のもの		ＡＴ及び自動変速機であってデュアルクラッチ式（以下「ＤＣＴ」という。）	有	1.122
				無	1.066
			ＣＶＴ	有	1.150
				無	1.094
			手動式（自動変速機であって自動手動式を含む。以下「ＭＴ」という。）	有	1.101
				無	1.045
			その他のもの		1
		電気式ハイブリッド自動車であって、原動機用蓄電池（作動電圧が直流60Ｖを超え1,500Ｖ以下又は交流30Ｖ（実効値）を超え1,000Ｖ（実効値）以下のものに限る。）を備えた自動車（以下「ストロングハイブリッド自動車」という。）	ＡＴ及びＤＣＴ		1.187
			ＣＶＴ		1.215
			ＭＴ		1.166
			その他のもの		1
		ストロングハイブリッド自動車以外の電気式ハイブリッド自動車	ＡＴ及びＤＣＴ		1.122
			ＣＶＴ		1.150
			ＭＴ		1.101
			その他のもの		1

ディーゼル乗用自動車	電気式ハイブリッド自動車以外のもの	ＡＴ及びＤＣＴ	有	1.151
			無	1.095
		ＭＴ	有	1.072
			無	1.016
		その他のもの		1
	電気式ハイブリッド自動車	ＡＴ及びＤＣＴ		1.151
		ＭＴ		1.072
		その他のもの		1
特定ＬＰガス乗用自動車				1.154
小型バス				1.066

（貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二条　貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にそれに対応するものを掲げていないものは、それを加える。

改　正　後	改　正　前
1　判断の基準	1　判断の基準
1－1　判断の基準	1－1　判断の基準
(1)　(略)	(1)　(略)
(2)～(4)　(略)	(2)～(4)　(略)
(5)　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和４年４月１日に始まり令和５年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあってはＷＬＴＣモード燃費値を別添５の換算式により変換したものをいう。）に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類の区分が「軽油」であるものを除く。）にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(3)において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(3)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。	(5)　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和４年４月１日に始まり令和５年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあってはＷＬＴＣモード燃費値）に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類の区分が「軽油」であるものを除く。）にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(3)において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(3)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。
(6)・(7)　(略)	(6)・(7)　(略)
1－2　(略)	1－2　(略)
2　(略)	2　(略)
別添１～４　(略)	別添１～４　(略)

別添５

ＷＬＴＣモード燃費値を算定しているガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車であって、ＪＣ08モード燃費値を算定していないものにあっては、ＪＣ08モード燃費値の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。

$Fe_{JC08}＝A×Fe_{WLTC}$

Fe_{JC08}：換算後のＪＣ08モード燃費値　km／l

Fe_{WLTC}：ＷＬＴＣモード燃費実測値　km／l

Ａ：以下の表に定める定数

自動車の種別			変速装置の方式	アイドリングストップ機能	定数A
ガソリン貨物自動車	構造Ａ		有段の自動変速機であってトルクコンバータ式（以下「ＡＴ」という。）及び自動変速機であって無段式（以下「ＣＶＴ」という。）	有	1.213
				無	1.071
			その他のもの		1
	構造Ｂ	道路運送車両法施行規則第２条に規定する軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの	ＡＴ	有	1.263
				無	1.220
			ＣＶＴ	有	1.310
				無	1.267
			手動式（自動変速機であって自動手動式を含む。以下「ＭＴ」という。）	有	1.217
				無	1.174
			その他のもの		1
		道路運送車両法施行規則第２条に規定する普通自動車又は同条に規定する小型自動車であって貨物の運送の用に供するもの	ＡＴ及びＣＶＴ	有	1.239
				無	1.149
			ＭＴ	有	1.214
				無	1.123
			その他のもの		1

（新設）

ディーゼル貨物自動車	構造Ｂ	道路運送車両法施行規則第２条に規定する普通自動車又は同条に規定する小型自動車であって貨物の運送の用に供するもの	ＡＴ	1.132
			その他のもの	1
		その他のもの		1

備考１　「構造Ａ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ　運転者室の前方に原動機を有するものであること。

２　「構造Ｂ」とは、構造Ａ以外の構造をいう。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千三百二十六号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第五項第一号の規定に基づき、建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日　　国土交通大臣　井林　辰憲

建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件等の一部を改正する告示

（建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件の一部改正）

第一条　建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号ハ(2)並びに第二号の表(三)の項、(四)の項及び(六)の項から(八)の項までの国土交通大臣の指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。 一～三　（略）	第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号ロ(2)並びに第二号の表(三)の項、(四)の項及び(六)の項から(八)の項までの国土交通大臣の指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。 一～三　（略）

（確認審査等に関する指針の一部改正）

第二条　確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　確認審査に関する指針 （略） ２　（略） 一～三　（略） 四　申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第一において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。 イ　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合するものとする建築物、建築設備又は工作物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第	第一　確認審査に関する指針 （略） ２　（略） 一～三　（略） 四　申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第一において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。 イ　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合するものとする建築物、建築設備又は工作物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第

三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第一条の三第五項第一号（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。）

五　（略）

3～4　（略）

（申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件の一部改正）

第三条　申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行規則第一条の三第五項第一号に規定する申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を明示した図書とする。 一　令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合する場合　次のイからハに掲げる事項 イ　主要構造部、天井、防火設備その他の建築物の部分に関する荷重（構造耐力上主要な部分及び法第三十七条の規定により同条に規定する指定建築材料を使用する部分並びに建築設備に関する荷重を除く。） ロ　昇降機、貯水タンクその他大規模な建築設備に関する荷重	建築基準法施行規則第一条の三第五項第一号に規定する申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類は、次に掲げる事項を明示した図書とする。 一　昇降機、貯水タンクその他大規模な建築設備に関する荷重

三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第一条の三第五項第一号（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。）

五　（略）

3～4　（略）

改正後	改正前
二　令第百三十六条の二の十一第一号ロに掲げる規定に適合する場合　次のイからロに掲げる事項 イ　前号ロに掲げる事項 ロ　防火区画を形成する昇降機の昇降路の部分（当該昇降路の乗降のための乗降ロビーを含む。）の防火設備の構造	二　防火区画を形成する昇降機の昇降路の部分（当該昇降路の乗降のための乗降ロビーを含む。）の防火設備の構造

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

その他告示

○デジタル庁告示第十一号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年十月三十日　内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和八年度北海道帯広市暖房代支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和八年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道留萌市一般会計補正予算における、北海道留萌市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和八年度北海道栗山町子育て世帯冬期生活応援支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道栗山町一般会計補正予算における、北海道栗山町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四　令和八年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道清水町一般会計補正予算における、北海道清水町から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

五　令和八年度福島県会津若松市住民税非課税世帯冬季支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度福島県会津若松市一般会計補正予算における、福島県会津若松市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

六　令和八年度栃木県足利市物価高対応あしかが子育て応援手当支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度栃木県足利市一般会計補正予算における、栃木県足利市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

七　令和八年度東京都調布市市民生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度東京都調布市一般会計補正予算における、東京都調布市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

八　令和八年度新潟県糸魚川市子育て世帯応援手当給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県糸魚川市一般会計補正予算における、新潟県糸魚川市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

九　令和八年度新潟県胎内市物価高騰対応住民税非課税世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県胎内市一般会計補正予算における、新潟県胎内市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十　令和八年度山梨県子育て世帯物価高騰対策支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十一　令和八年度山梨県物価高騰対策支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十二　令和八年度静岡県伊豆の国市子育て世帯支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度静岡県伊豆の国市一般会計補正予算における、静岡県伊豆の国市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十三　令和八年度滋賀県栗東市物価高騰対応ひとり親家庭等支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度滋賀県栗東市一般会計補正予算における、滋賀県栗東市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十四　令和八年度島根県出雲市物価高騰子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度島根県出雲市一般会計補正予算における、島根県出雲市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十五　令和八年度佐賀県佐賀市物価高騰対応新生児子育て応援手当給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度佐賀県佐賀市一般会計補正予算における、佐賀県佐賀市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十六　令和八年度鹿児島県姶良市物価高騰対策入学・就職等準備支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度鹿児島県姶良市一般会計補正予算における、鹿児島県姶良市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第三十九号（デジタル庁）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　藤井比早之

一　令和八年度北海道帯広市暖房代支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳及び知的障害者福祉法による更生援護に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）及び令和八年度北海道帯広市物価高騰対策給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和七年十一月二十一日閣議決定）の一環として、足元の物価高に対応するため物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する地域の実情に応じたきめ細やかな支援等に要する費用に充てるための交付金であって、当該生活者としての個人又は世帯に対し給付を支給することを目的として交付されるものに限る。以下同じ。）を財源として、北海道帯広市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和八年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道留萌市一般会計補正予算における、北海道留萌市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和七年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活応援給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、北海道留萌市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

三　令和八年度北海道栗山町一般会計補正予算における、北海道栗山町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）及び令和八年度北海道帯広市物価高騰対策給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和七年十一月二十一日閣議決定）の一環として、足元の物価高に対応するため物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する地域の実情に応じたきめ細やかな支援等に要する費用に充てるための交付金であって、当該生活者としての個人又は世帯に対し給付を支給することを目的として交付されるものに限る。以下同じ。）を財源として、北海道帯広市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和八年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道留萌市一般会計補正予算における、北海道留萌市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和七年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活応援給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、北海道留萌市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

三　令和八年度北海道栗山町一般会計補正予算における、北海道栗山町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）及び令和八年度北海道帯広市物価高騰対策給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和七年十一月二十一日閣議決定）の一環として、足元の物価高に対応するため物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する地域の実情に応じたきめ細やかな支援等に要する費用に充てるための交付金であって、当該生活者としての個人又は世帯に対し給付を支給することを目的として交付されるものに限る。以下同じ。）を財源として、北海道帯広市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

四　令和八年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道清水町一般会計補正予算における、北海道清水町から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

五　令和八年度福島県会津若松市住民税非課税世帯冬季支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度福島県会津若松市一般会計補正予算における、福島県会津若松市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和八年度福島県会津若松市生活応援臨時給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、福島県会津若松市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

六　令和八年度栃木県足利市物価高対応あしかが子育て応援手当支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度栃木県足利市一般会計補正予算における、栃木県足利市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則第二条第五号に掲げる者その他これに準ずる者に対し給付金を支給することを目的として国が交付する補助金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第五号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

七　令和八年度東京都調布市市民生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度東京都調布市一般会計補正予算における、東京都調布市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和七年度東京都調布市食料品価格高騰対策支援給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、東京都調布市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

八　令和八年度新潟県糸魚川市子育て世帯応援手当給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県糸魚川市一般会計補正予算における、新潟県糸魚川市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

九　令和八年度新潟県胎内市物価高騰対応住民税非課税世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県胎内市一般会計補正予算における、新潟県胎内市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和七年度新潟県胎内市物価高騰対応住民税非課税世帯生活支援給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、新潟県胎内市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

十　令和八年度山梨県子育て世帯物価高騰対策支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報及び令和七年度山梨県物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、山梨県から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

十一　令和八年度山梨県物価高騰対策支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和八年度山梨県ＬＰガス支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

十二　令和八年度静岡県伊豆の国市子育て世帯支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度静岡県伊豆の国市一般会計補正予算における、静岡県伊豆の国市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童手当関係情報を含む。）の管理に関する事務

十三　令和八年度滋賀県栗東市物価高騰対応ひとり親家庭等支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度滋賀県栗東市一般会計補正予算における、滋賀県栗東市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

十四　令和八年度島根県出雲市物価高騰子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度島根県出雲市一般会計補正予算における、島根県出雲市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報、令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報及び令和七年度島根県出雲市物価高騰子育て世帯生活応援給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、島根県出雲市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

十五　令和八年度佐賀県佐賀市物価高騰対応新生児子育て応援手当給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度佐賀県佐賀市一般会計補正予算における、佐賀県佐賀市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

十六　令和八年度鹿児島県姶良市物価高騰対策入学・就職等準備支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度鹿児島県姶良市一般会計補正予算における、鹿児島県姶良市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第四十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　藤井比早之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一　令和八年度北海道帯広市暖房代支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、北海道帯広市が令和八年度に低所得者世帯一般会計補正予算に基づき実施する給付金の支給を実施するために必要な情報であって、当該給付金の支給に関する事務であることについて、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十三第一項第一号に掲げる市町村民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）又は同法第二百九十五条第一項第一号に掲げる道府県民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）に関する情報（地方税関係情報（地方税法第二十二条の二第一項に規定する地方税関係情報をいう。）であって、同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）を含むものに限る。）の提供を受けようとする者	令和八年度北海道帯広市暖房代支援給付金の支給に関する事務であることについて、地方税法第二百九十五条第一項第一号に掲げる道府県民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）又は同法第二百九十五条第二項第一号に掲げる市町村民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）に関する情報（地方税関係情報であって、同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）を含むものに限る。）
二　令和八年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、北海道留萌市が令和八年度に低所得者世帯一般会計補正予算に基づき実施する給付金の支給を実施するために必要な情報であって、当該給付金の支給に関する事務であることについて、地方税法第二百九十五条第一項第一号に掲げる道府県民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）又は同法第二百九十五条第一項第一号に掲げる市町村民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）に関する情報（地方税関係情報であって、同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）を含むものに限る。）の提供を受けようとする者	令和八年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活支援給付金の支給に関する事務であることについて、地方税法第二百九十五条第一項第一号に掲げる道府県民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）又は同法第二百九十五条第一項第一号に掲げる市町村民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）に関する情報（地方税関係情報であって、同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）を含むものに限る。）

三

令和八年度北海道栗山町子育て世帯冬期生活応援支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道栗山町一般会計補正予算における、北海道栗山町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務

令和八年度北海道栗山町子育て世帯冬期生活応援支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

四

令和八年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道清水町一般会計補正予算における、北海道清水町から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和八年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

五

令和八年度福島県会津若松市住民税非課税世帯冬季支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度福島県会津若松市一般会計補正予算における、福島県会津若松市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和八年度福島県会津若松市生活応援臨時給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第１号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、福島県会津若松市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和八年度福島県会津若松市住民税非課税世帯冬季支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

六

令和八年度栃木県足利市物価高対応あしかが子育て応援手当支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度栃木県足利市一般会計補正予算における、栃木県足利市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則第二条第五号に掲げる者その他これに準ずる者に対し給付金を支給することを目的として国が交付する補助金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第五号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和八年度栃木県足利市物価高対応あしかが子育て応援手当支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

七

令和八年度東京都調布市市民生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度東京都調布市一般会計補正予算における、東京都調布市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和七年度東京都調布市食料品価格高騰対策支援給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第１号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、東京都調布市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和八年度東京都調布市市民生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

八

令和八年度新潟県糸魚川市子育て世帯応援手当給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県糸魚川市一般会計補正予算における、新潟県糸魚川市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和八年度新潟県糸魚川市子育て世帯応援手当給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

九

令和八年度新潟県胎内市物価高騰対応住民税非課税世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県胎内市一般会計補正予算における、新潟県胎内市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和七年度新潟県胎内市物価高騰対応住民税非課税世帯生活支援給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第１号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、新潟県胎内市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和八年度新潟県胎内市物価高騰対応住民税非課税世帯生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

十

令和八年度山梨県子育て世帯物価高騰対策支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和七年度物価高対応子育て応援手当の支

令和八年度山梨県子育て世帯物価高騰対策支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

給に関する情報及び令和七年度山梨県物価高対応子育て応援特別給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第１号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、山梨県から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	
十一　令和八年度山梨県物価高騰対策支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和八年度山梨県ＬＰガス支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和八年度山梨県物価高騰対策支援金の支給要件に該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十二　令和八年度滋賀県栗東市物価高騰対応ひとり親家庭等支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度滋賀県栗東市一般会計補正予算における、滋賀県栗東市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和八年度滋賀県栗東市物価高騰対応ひとり親家庭等支援給付金の支給要件に該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十三　令和八年度島根県出雲市物価高騰子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度島根県出雲市一般会計補正予算における、島根県出雲市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報、令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報及び令和七年度島根県出雲市物価高騰子育て世帯生活応援給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第１号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、島根県出雲市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和八年度島根県出雲市物価高騰子育て世帯生活応援給付金の支給要件に該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十四　令和八年度佐賀県佐賀市物価高騰対応新生児子育て応援手当給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度佐賀県佐賀市一般会計補正予算における、佐賀県佐賀市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和八年度佐賀県佐賀市物価高騰対応新生児子育て応援手当給付金の支給要件に該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十五　令和八年度鹿児島県姶良市物価高騰対策入学・就職等準備支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度鹿児島県姶良市一般会計補正予算における、鹿児島県姶良市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和八年度鹿児島県姶良市物価高騰対策入学・就職等準備支援金の支給要件に該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○財務省告示第二百九十五号

中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和七年七月財務省告示第百九十七号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査により判明した事実に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について、同条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日　　財務大臣　片山さつき

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名、銘柄及び型式　法の別表第七二一九・三一号から第七二一九・九〇号まで並びに第七二二〇・二〇号及び第七二二〇・九〇号に掲げる物品のうち、次のいずれにも該当するもの（以下「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板」と総称する。）

イ　ニッケルの含有量が全重量の〇・六パーセントを超えるもの

ロ　冷間圧延をしたもの（クラッドし、めっきし、又は被覆したもの及び次に掲げる加工したものを除く。）

(1)　長方形（正方形を除く。）のものであって、側面以外の全面に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの

(2)　長方形（正方形を除く。）以外のものであって、側面以外の全面又は外周に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの

(二)　特徴　鉄に一〇・五%以上のクロムを含有した合金鋼であり、耐食性等、鋼自体が持つ機能性と製造方法からくる美麗で清潔感ある意匠性を兼備する点に特徴があり、様々な需要分野で使用される鋼である。

二　法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）

三　法第八条第一項の規定により指定された期間

令和八年十月三十一日から令和十三年十月三十日までの期間

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

（一）　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板

（二）　調査対象貨物の供給者

イ　調査当局が知り得た中国の供給者

(1) Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.（以下「Shanxi Taigang」という。）
(2) NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.
(3) POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.（以下「PZSS」という。）
(4) Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.
(5) Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd.（以下「Guangdong Yongjin」という。）
(6) Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.
(7) Shanxi Taigang Stainless Steel Strip Co., Ltd.
(8) Tianjin TISCO&TPCO Stainless Steel Co., Ltd.
(9) Qingdao Pohang Stainless Steel Co., Ltd.
(10) Gansu Jiu Steel Group Hongxing Iron And Steel
(11) Shandong Taishan Steel Group Co., Ltd.
(12) Shandong Taiji New Material Technology Co., Ltd.
(13) Shandong Taishan Stainless Steel Co., Ltd.
(14) Guangxi Beibu Gulf New Materials Co., Ltd.
(15) Foshan Chengde New Material Co., Ltd.
(16) Beicai Nantong Metal Technology Co., Ltd.
(17) Baosteel Desheng Stainless Steel Co., Ltd.
(18) Shandong Hongwang Industrial Co., Ltd.
(19) FUJIAN HONGWANG INDUSTRIAL CO., LTD.
(20) Yangjiang Hongwang Industrial Co., Ltd.
(21) Zhaoqing Hongwang Metal Industry Co., Ltd.
(22) FUJIAN FUXIN SPECIAL STEEL CO., LTD.
(23) Jiangsu Delong Nickel Industry Co., Ltd.
(24) Guanghan Tian Cheng Stainless Steel Products Company Limited
(25) Guangdong Runxin Industrial Investment Co., Ltd.
(26) Wuxi Shuoyang Stainless Steel Co., Ltd.
(27) Anhui Baoheng Advanced Material Technology Co., Ltd.
(28) LCG METAL MATERIAL CO., LTD.
(29) Shandong Aoxing New Material Technology Co., Ltd.
(30) Guangdong Baojia Stainless Steel Industry Co., Ltd.
(31) 清遠市祥麟不銹鋼有限公司
(32) FOSHAN RUIQIANG STEEL CO., LTD.
(33) Guangdong Shengxin Stainless Steel Co., Ltd.
(34) Fuzhou Haili Stainless Steel Plate Co., Ltd.
(35) Changge Yulong Industrial Co., Ltd.
(36) Henan Jinhuiweide PRECISION Stainless Steel Co., Ltd.
(37) Foshan Guangfeng Steel Co., Ltd.
(38) Zhejiang Jianheng Industry Co., Ltd.
(39) Fujian Ruigang Metal Technology Co., Ltd.
(40) Lishui Yida Technology Co., Ltd.
(41) OKAYA (BEIJING) CO., LTD.
(42) OKAYA (SHANGHAI) CO., LTD.
(43) Yangjiang Zunxianxing Metal Processing Co., Ltd.
(44) Taiyuan Iron and Steel (Group) Co., Ltd.
(45) Shanghai Qukin Steel Co., Ltd.
(46) Xuzhou Yiyuan International Trade Co., Ltd.
(47) Changzhou Machinery & Equipment Imp. & Exp. Co., Ltd.
(48) Shanghai Delong Steel Group Co., Ltd.
(49) Tsingshan Holding Group Co., Ltd.
(50) Marubeni-Itochu Steel (Shanghai) Co., Ltd.
(51) Zhejiang HUA YE Stainless Steel Co., Ltd.
(52) 大谷金属加工（蘇州）有限公司
(53) Taiyuan Iron & Steel (Group) Co., Ltd.
(54) Guangzhou Iwatani Trading Co., Ltd.
(55) Hanwa (Shanghai) Management Co., Ltd.
(56) Guangdong Lianchang Metal Co., Ltd.
(57) 広東JERAY技術有限公司
(58) 広東宏旺金属材料有限公司
(59) Yongjin (Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd.
(60) TISCO Stainless Steel Co., Ltd.
(61) MINMETALS CHEERGLORY LIMITED
(62) 青邨国際
(63) TSD TRADING CO., LIMITED
(64) Iwatani Corporation (Hong Kong) Ltd.
(65) 多賀商貿（天津）有限公司
(66) Baolai Steel Group Co., Ltd.

ロ　調査当局が知り得た台湾の供給者

(1) Yieh United Steel Corporation （以下「YUSCO」という。）
(2) Walsin Lihwa Corporation （以下「Walsin」という。）
(3) Tang Eng Iron Works Co., Ltd.
(4) TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.
(5) Yuan Long Stainless Steel Corp.
(6) Tung Mung Development Co., Ltd.
(7) China Steel Corporation
(8) Chung Hung Steel
(9) YC INOX CO., LTD.
(10) Ton Yi Industrial Corp.
(11) Chien Shing Stainless Steel Co., Ltd.
(12) CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.
(13) Yieh Corporation Limited
(14) Yieh Mau Corp.
(15) Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.
(16) China Steel Global Trading Corporation
(17) Taiwan Marubeni-Itochu Steel Enterprise Co., Ltd.
(18) SINKANG INDUSTRIES CO., LTD.
(19) SHINER STEEL INTERNATIONAL LTD.
(20) YUEN CHANG STAINLESS STEEL CO., LTD.

(三) 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

イ　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税等に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から令和六年十二月三十一日まで）

ロ　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和四年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

(四) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。なお、不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした。ただし、正常価格については、令第二条第三項の規定に基づき、調査対象貨物の生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることができることとした。

イ　中国からの不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

(イ) 供給者

調査当局が知り得た中国の供給者（四(二)イに掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して確認票及び質問状を送付したところ、九者から調査に協力するとの確認票回答の提出があったが、当該確認票回答を提出した中国の供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を実施することとし、調査対象貨物の本邦への輸出量が上位と考えられる生産者であるShanxi Taigang及びPZSSをサンプリングによる調査対象者として選定した。市場経済の条件が浸透している事実の有無については、Shanxi Taigangから回答の提出が無かったため、PZSSに加えて、当該事実の有無に限り、Guangdong Yongjinをサンプリングによる調査対象者として選定した。その他の六者のうち生産者三者（当該三者を以下「サンプリング調査非対象中国生産者」という。）及び輸出者三者は当該調査対象者として選定しなかった。調査当局が知り得た中国の供給者のうちその他の者（以下「非協力中国供給者」という。）からは回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査対象貨物の供給者に質問状等を送付したところ、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、中国の生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができているとは認められなかったことから、正常価格算出のために代替国価格を用いることとした。

(ハ) 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、Shanxi Taigangについては、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることとした。PZSSについては、提出された質問状回答に係る秘密扱いの求め及びその理由並びに適切な開示版回答が提出されず、当該回答を証拠として採用することができなかったことから、知ることができた事実に基づき、不当廉売差額率を算出することとした。

(二) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、Shanxi Taigangを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については三十三・二九パーセントであった。PZSSを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については申請者が申請書において主張する不当廉売差額率である四十五・三二パーセントを適用した。Guangdon Yongjin及びサンプリング調査非対象中国生産者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率についてはShanxi Taigangの不当廉売差額率と同率を適用した。非協力中国供給者及び調査当局が知り得なかった中国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、PZSSの不当廉売差額率と同率を適用した。

(ホ) 結論

以上から、中国からの不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実が認められた。

ロ　台湾からの不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

(イ) 供給者

調査当局が知り得た台湾の供給者（四(二)ロに掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して確認票及び質問状を送付したところ、十者から調査に協力するとの確認票回答の提出があったが、当該確認票回答を提出した台湾の供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、サンプリングを実施することとし、調査対象貨物の本邦への輸出量が上位と考えられる生産者であるYUSCO及びWalsinをサンプリングによる調査対象者として選定した。その他の八者のうち生産者五者（当該五者を以下「サンプリング調査非対象台湾生産者」という。）及び輸出者三者は当該調査対象者として選定しなかった。調査当局が知り得た台湾の供給者のうちその他の者（以下「非協力台湾供給者」という。）からは回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、YUSCOについては、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を正常価格の算出に用いることとした。Walsinについては、現地調査の結果、質問状に対する回答の正確性を確認することができなかったことから、知ることができた事実として申請者が申請書において主張する台湾における調査対象貨物の生産費にWalsinから提出された回答の一部を用いて算出した通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を正常価格とした。

(ハ) 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、YUSCO及びWalsinについては、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることとした。

(二) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、YUSCOを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については三・八六パーセント、Walsinを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については二十・七一パーセントであった。サンプリング調査非対象台湾生産者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、YUSCOの不当廉売差額率と同率を適用した。非協力台湾供給者及び調査当局が知り得なかった台湾の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、Walsinの不当廉売差額率と同率を適用した。

(ホ) 結論

以上から、台湾からの不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実が認められた。

(五)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦における調査対象貨物の需要が調査対象期間を通じて減少する中、調査対象期間において、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量は増加傾向にあった一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）の販売量は減少傾向にあり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。不当廉売がされた調査対象貨物は、本邦産同種の貨物との代替性を有しており、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価している中、不当廉売がされた調査対象貨物は、本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回る価格で輸入され、販売された。本邦の産業においては、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、不当廉売がされた調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じ、販売価格の引上げの抑制及び引下げを余儀なくされ、その結果、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、利潤の低下がもたらされたほか、その他の指標も悪化した。以上から、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

(六)　結論

以上のとおり、不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、不当廉売関税を課することが決定された。

五　法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物及びその決定の理由

(一)　不当廉売関税を課する貨物

中国及び台湾を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又はこれらの国及び地域から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板のうち、法第八条第九項の規定に基づく暫定的な関税が課されたもの。

(二)　不当廉売関税を課する理由

調査の結果、(一)に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならば、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。

六　その他参考となるべき事項

(一)　中国及び台湾を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又はこれらの国及び地域から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の不当廉売関税の税率

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百四十号）による改正後のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和八年政令第二百二十四号）において定める不当廉売関税の税率については、四㈣イ㈡に掲げる中国の生産者の不当廉売差額率及び四㈣ロ㈡に掲げる台湾の生産者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表第一の上欄に掲げる者を生産者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率、別表第二の上欄に掲げる者を生産者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

(二)　調査結果報告書の入手

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。

別表第一（中国）

生産者	税率
Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.	二十七・七％
NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.	二十七・七％
POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.	四十二・一％
Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	二十七・七％
Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	二十七・七％
Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.	二十七・七％
Shanxi Taigang Stainless Steel Strip Co., Ltd.	四十二・一％
Tianjin TISCO&TPCO Stainless Steel Co., Ltd.	四十二・一％
Qingdao Pohang Stainless Steel Co., Ltd.	四十二・一％
Gansu Jiu Steel Group Hongxing Iron And Steel	四十二・一％
Shandong Taishan Steel Group Co., Ltd.	四十二・一％
Shandong Taiji New Material Technology Co., Ltd.	四十二・一％
Shandong Taishan Stainless Steel Co., Ltd.	四十二・一％
Guangxi Beibu Gulf New Materials Co., Ltd.	四十二・一％
Foshan Chengde New Material Co., Ltd.	四十二・一％
Beicai Nantong Metal Technology Co., Ltd.	四十二・一％
Baosteel Desheng Stainless Steel Co., Ltd.	四十二・一％
Shandong Hongwang Industrial Co., Ltd.	四十二・一％
FUJIAN HONGWANG INDUSTRIAL CO., LTD.	四十二・一％
Yangjiang Hongwang Industrial Co., Ltd.	四十二・一％
Zhaoqing Hongwang Metal Industry Co., Ltd.	四十二・一％
FUJIAN FUXIN SPECIAL STEEL CO., LTD.	四十二・一％
Jiangsu Delong Nickel Industry Co., Ltd.	四十二・一％
Guanghan Tian Cheng Stainless Steel Products Company Limited	四十二・一％
Guangdong Runxin Industrial Investment Co., Ltd.	四十二・一％
Wuxi Shuoyang Stainless Steel Co., Ltd.	四十二・一％
Anhui Baoheng Advanced Material Technology Co., Ltd.	四十二・一％

LCG METAL MATERIAL CO., LTD.	四十一・一％
Shandong Aoxing New Material Technology Co., Ltd.	四十一・一％
Guangdong Baojia Stainless Steel Industry Co., Ltd.	四十一・一％
清遠市祥麟不銹鋼有限公司	四十一・一％
FOSHAN RUIQIANG STEEL CO., LTD.	四十一・一％
Guangdong Shengxin Stainless Steel Co., Ltd.	四十一・一％
Fuzhou Haili Stainless Steel Plate Co., Ltd.	四十一・一％
Changge Yulong Industrial Co., Ltd.	四十一・一％
Henan Jinhuiweide PRECISION Stainless Steel Co., Ltd.	四十一・一％
Foshan Guangfeng Steel Co., Ltd.	四十一・一％
Zhejiang Jianheng Industry Co., Ltd.	四十一・一％
Fujian Ruigang Metal Technology Co., Ltd.	四十一・一％
Lishui Yida Technology Co., Ltd.	四十一・一％
Yangjiang Zunxianxing Metal Processing Co., Ltd.	四十一・一％
Taiyuan Iron and Steel (Group) Co., Ltd.	四十一・一％
Shanghai Qukin Steel Co., Ltd.	四十一・一％
Xuzhou Yiyuan International Trade Co., Ltd.	四十一・一％
Changzhou Machinery & Equipment Imp. & Exp. Co., Ltd.	四十一・一％
Shanghai Delong Steel Group Co., Ltd.	四十一・一％
Tsingshan Holding Group Co., Ltd.	四十一・一％
Marubeni-Itochu Steel (Shanghai) Co., Ltd.	四十一・一％
Zhejiang HUA YE Stainless Steel Co., Ltd.	四十一・一％
大谷金属加工（蘇州）有限公司	四十一・一％
Taiyuan Iron & Steel (Group) Co., Ltd.	四十一・一％
Guangzhou Iwatani Trading Co., Ltd.	四十一・一％
Hanwa (Shanghai) Management Co., Ltd.	四十一・一％
Guangdong Lianchang Metal Co., Ltd.	四十一・一％
広東JERAY技術有限公司	四十一・一％
広東宏旺金属材料有限公司	四十一・一％
Yongjin (Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd.	四十一・一％
TISCO Stainless Steel Co., Ltd.	四十一・一％
MINMETALS CHEERGLORY LIMITED	四十一・一％
青郎国際	四十一・一％
TSD TRADING CO., LIMITED	四十一・一％
Iwatani Corporation (Hong Kong) Ltd.	四十一・一％
Baolai Steel Group Co., Ltd.	四十一・一％
その他の者	四十一・一％

別表第二（台湾）

生産者	税率
Yieh United Steel Corporation	一一・六％
Walsin Lihwa Corporation	一一十・一％
Tang Eng Iron Works Co., Ltd.	一一・六％
TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.	一一・六％
Yuan Long Stainless Steel Corp.	一一・六％
Tung Mung Development Co., Ltd.	一一・六％
China Steel Corporation	一一十・一％
Chung Hung Steel	一一十・一％
YC INOX CO., LTD.	一一十・一％
Ton Yi Industrial Corp.	一一十・一％
Chien Shing Stainless Steel Co., Ltd.	一一十・一％
CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.	一一十・一％
Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.	一一・六％
SINKANG INDUSTRIES CO., LTD.	一一十・一％
SHINER STEEL INTERNATIONAL LTD.	一一十・一％
YUEN CHANG STAINLESS STEEL CO., LTD.	一一十・一％
その他の者	一一十・一％

○財務省告示第二百九十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年十月二十一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和八年十月二十日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
輸出統計品目表 ［略］					輸出統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
輸入統計品目表 ［略］					輸入統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
72.01					72.01				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
72.18					72.18				
72.19		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）			72.19		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		
		［略］					［同左］		
7219.11					7219.11				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
7219.35					7219.35				
7219.90		－その他のもの			7219.90		－その他のもの		
	010	――冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和８年政令第224号）第１条第１項第１号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの		ＫＧ		010	――冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和８年政令第224号）第１条第１項第１号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの		ＫＧ
	090	――その他のもの		ＫＧ		090	――その他のもの		ＫＧ

72.20		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。） ［略］			72.20		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。） ［同左］		
7220.11 〜 7220.20		［略］			7220.11 〜 7220.20		［同左］		
7220.90		—その他のもの			7220.90		—その他のもの		
	010	——冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの		ＫＧ		010	——冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの		ＫＧ
	090	——その他のもの		ＫＧ		090	——その他のもの		ＫＧ
72.21 〜 72.29		［略］			72.21 〜 72.29		［同左］		
［略］					［同左］				

○財務省告示第二百九十七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和九年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和八年十月三十日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後					改正前				
輸出統計品目表 ［略］					輸出統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
03.01 〜 03.05		［略］			03.01 〜 03.05		［同左］		

03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）			03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）		
		［略］				［同左］			
0306.11					0306.11				
｝		［略］			｝	［同左］			
0306.39					0306.39				
		－その他のもの				－その他のもの			
0306.91		［略］			0306.91	［同左］			
0306.92	000	－－ロブスター（ホマルス属のもの）		ＫＧ	0306.92	－－ロブスター（ホマルス属のもの）			
						010	－－－くん製したもの		ＫＧ
						090	－－－その他のもの		ＫＧ
0306.93		［略］			0306.93	［同左］			
0306.94	000	－－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）		ＫＧ	0306.94	－－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）			
						010	－－－くん製したもの		ＫＧ
						090	－－－その他のもの		ＫＧ
0306.95		［略］			0306.95	［同左］			
0306.99		［略］			0306.99	［同左］			
03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）			03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）		
		－かき				－かき			
0307.11		［略］			0307.11	［同左］			
0307.12		－－冷凍したもの			0307.12	000	－－冷凍したもの		ＫＧ
	100	－－－完全に殻を除いたもの		ＫＧ					
	900	－－－その他のもの		ＫＧ					
0307.19					0307.19				
｝		［略］			｝	［同左］			
0307.99					0307.99				

03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） ［略］			03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） ［同左］		
0308.11 ｛ 0308.29		［略］			0308.11 ｛ 0308.29		［同左］		
0308.30	000	－くらげ（ロピレマ属のもの）		ＫＧ	0308.30		－くらげ（ロピレマ属のもの）		
						100	－－くん製したもの		ＫＧ
						900	－－その他のもの		ＫＧ
0308.90		［略］			0308.90		［同左］		
03.09		［略］			03.09		［同左］		
［略］					［同左］				
15.01 ｛ 15.04		［略］			15.01 ｛ 15.04		［同左］		
15.05					15.05				
1505.00	000	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		ＫＧ	1505.00		ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		
						100	－ラノリン		ＫＧ
						900	－その他のもの		ＫＧ
15.06 ｛ 15.22		［略］			15.06 ｛ 15.22		［同左］		
［略］					［同左］				
16.01 ｛ 16.04		［略］			16.01 ｛ 16.04		［同左］		
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
1605.10 ｛ 1605.40		［略］			1605.10 ｛ 1605.40		［同左］		
		－軟体動物					－軟体動物		

1605.51		――かき			1605.51		――かき		
	100	―――気密容器入りのもの		ＫＧ		100	―――気密容器入りのもの		ＫＧ
		―――その他のもの				900	―――その他のもの		ＫＧ
	910	―――――バッター液、パン粉又はこれらに類するもので覆ったもの（加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）		ＫＧ					
	990	―――――その他のもの		ＫＧ					
1605.52		――スキャロップ（いたや貝を含む。）			1605.52	000	――スキャロップ（いたや貝を含む。）		ＫＧ
	100	―――干し貝柱		ＫＧ					
	900	―――その他のもの		ＫＧ					
1605.53					1605.53				
｝		［略］			｝		［同左］		
1605.69					1605.69				
［略］					［同左］				
19.01					19.01				
｝		［略］			｝		［同左］		
19.03					19.03				
19.04		穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）			19.04		穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）		
1904.10					1904.10				
｝		［略］			｝		［同左］		
1904.30					1904.30				
1904.90		―その他のもの			1904.90		―その他のもの		
		――米のもの				010	――米のもの		ＫＧ
	011	―――小売用の容器入りにしたもので１包の正味重量が400グラム以下のもの（冷凍保存が必要なものを除く。）		ＫＧ					
	019	―――その他のもの		ＫＧ					
	090	――その他のもの		ＫＧ		090	――その他のもの		ＫＧ

19.05		パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品					19.05		パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		
1905.10							1905.10				
｝		［略］					｝		［同左］		
1905.40							1905.40				
1905.90		－その他のもの					1905.90		－その他のもの		
	100	－－あられ、せんべいその他これらに類する米菓		ＫＧ				100	－－あられ、せんべいその他これらに類する米菓		ＫＧ
	800	－－その他のもの（冷凍保存が必要なものに限る。）		ＫＧ					［新規］		
	900	－－その他のもの		ＫＧ				900	－－その他のもの		ＫＧ
［略］							［同左］				
21.01		［略］					21.01		［同左］		
21.02		［略］					21.02		［同左］		
21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード					21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
2103.10							2103.10				
｝		［略］					｝		［同左］		
2103.30							2103.30				
2103.90		－その他のもの					2103.90		－その他のもの		
	100	－－味噌		ＫＧ				100	－－味噌		ＫＧ
	200	－－インスタントカレーその他のカレー調製品		ＫＧ				200	－－インスタントカレーその他のカレー調製品		ＫＧ
	300	－－ウスターソースその他これに類する物品		ＫＧ				300	－－ウスターソースその他これに類する物品		ＫＧ
	400	－－マヨネーズ		ＫＧ				400	－－マヨネーズ		ＫＧ
	500	－－ドレッシングその他これに類する物品（マヨネーズを除く。）		ＫＧ				500	－－ドレッシングその他これに類する物品（マヨネーズを除く。）		ＫＧ
	600	－－醤油をもととした調製品（液状のものに限り、ドレッシングその他これに類する物品を除く。）		ＫＧ					［新規］		
	900	－－その他のもの		ＫＧ				900	－－その他のもの		ＫＧ
21.04		スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品					21.04		スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
2104.10		－スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品					2104.10	000	－スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品		ＫＧ
	100	－－即席味噌汁		ＫＧ							
	900	－－その他のもの		ＫＧ							
2104.20		［略］					2104.20		［同左］		
21.05		［略］					21.05		［同左］		
21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）					21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
2106.10		［略］					2106.10		［同左］		

2106.90		—その他のもの			2106.90		—その他のもの		
	200	——豆腐		ＫＧ		200	——豆腐		ＫＧ
	300	——ビタミン、ミネラル、アミノ酸又は不飽和脂肪酸をもととした栄養補助食品（小売用の容器入りにしたものに限る。）		ＫＧ		300	——ビタミン、ミネラル、アミノ酸又は不飽和脂肪酸をもととした栄養補助食品（小売用の容器入りにしたものに限る。）		ＫＧ
	400	——こんにやく		ＫＧ			［新規］		
	900	——その他のもの		ＫＧ		900	——その他のもの		ＫＧ
［略］					［同左］				
22.01		［略］			22.01		［同左］		
22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）			22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）		
2202.10		—水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）			2202.10	000	—水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）		Ｌ
	100	——炭酸水（果汁の含有量が全重量の10％未満のものに限る。）		Ｌ					
	900	——その他のもの		Ｌ					
		［略］					［同左］		
2202.91		［略］			2202.91		［同左］		
2202.99		［略］			2202.99		［同左］		
22.03					22.03				
〃		［略］			〃		［同左］		
22.09					22.09				
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
28.01					28.01				
〃		［略］			〃		［同左］		
28.49					28.49				
28.50					28.50				
2850.00		水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）			2850.00	000	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）		ＫＧ
	100	—窒化ガリウム		ＫＧ					
	900	—その他のもの		ＫＧ					
28.52		［略］			28.52		［同左］		

28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）			28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）		
2853.10		［略］			2853.10		［同左］		
2853.90		―その他のもの			2853.90		―その他のもの		
	100	――リチウム＝ビス（フルオロスルホニル）イミド		ＫＧ		100	――リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド		ＫＧ
	200	――砒化ガリウム		ＫＧ			［新規］		
	900	――その他のもの		ＫＧ		900	――その他のもの		ＫＧ
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
29.01		［略］			29.01		［同左］		
29.02		［略］			29.02		［同左］		
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体		
		［略］					［同左］		
2903.11					2903.11				
｝		［略］			｝		［同左］		
2903.69					2903.69				
		―非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）					―非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）		
2903.71					2903.71				
｝		［略］			｝		［同左］		
2903.78					2903.78				
2903.79		――その他のもの			2903.79		――その他のもの		
		―――メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの					―――メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの		
		［削除］				110	―――ジクロロフルオロメタン（ＨＣＦＣ―21）		ＫＧ
	120	―――クロロテトラフルオロエタン（ＨＣＦＣ―124）		ＫＧ		120	―――クロロテトラフルオロエタン（ＨＣＦＣ―124）		ＫＧ
	190	―――その他のもの		ＫＧ		190	―――その他のもの		ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
	910	―――その他のハロゲン化誘導体（メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び臭素を用いてハロゲン化したものに限る。）		ＫＧ		910	―――その他のハロゲン化誘導体（メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び臭素を用いてハロゲン化したものに限る。）		ＫＧ
	990	―――その他のもの		ＫＧ		990	―――その他のもの		ＫＧ
		［略］					［同左］		

2903.81					2903.81				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
2903.99					2903.99				
29.04					29.04				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
29.16					29.16				
29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
		［略］					［同左］		
2917.11					2917.11				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
2917.20					2917.20				
		―芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体					―芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2917.32					2917.32				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
2917.35					2917.35				
2917.36	000	――テレフタル酸及びその塩		ＫＧ	2917.36		――テレフタル酸及びその塩		
						100	―――テレフタル酸		ＫＧ
						900	―――その他のもの		ＫＧ
2917.37		［略］			2917.37		［同左］		
2917.39		［略］			2917.39		［同左］		
29.18					29.18				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
29.30					29.30				
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物		
2931.10					2931.10				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
2931.59					2931.59				
2931.90		―その他のもの			2931.90	000	―その他のもの		ＫＧ
	100	――トリメチルガリウム及びトリエチルガリウム		ＫＧ					
	900	――その他のもの		ＫＧ					
29.32					29.32				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
29.42					29.42				
［略］					［同左］				

37.01 〃 37.04 37.05 3705.00 37.06 37.07	 100 900 	［略］ 写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。） ―集積回路製造用のフォトマスク及びフォトレチクル ―その他のもの ［略］ ［略］	 ＳＭ ＳＭ 	 ＫＧ ＫＧ 	37.01 〃 37.04 37.05 3705.00 37.06 37.07	 000 	［同左］ 写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。） ［同左］ ［同左］	 ＳＭ 	 ＫＧ
［略］					［同左］					
38.01 〃 38.17 38.18 3818.00 38.19 〃 38.27	 100 200 900 	［略］ 元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの ―けい素のもの ―窒化ガリウム又は砒化ガリウムのもの ―その他のもの ［略］	 	 ＫＧ ＫＧ ＫＧ 	38.01 〃 38.17 38.18 3818.00 38.19 〃 38.27	 100 900 	［同左］ 元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの ―けい素のもの ［新規］ ―その他のもの ［同左］	 	 ＫＧ ＫＧ
［略］					［同左］					
61.01 〃 61.10 61.11 6111.20 6111.30 6111.90	 000 	［略］ 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） ［略］ ―合成繊維製のもの ［略］	 ＮＯ 	 ＫＧ 	61.01 〃 61.10 61.11 6111.20 6111.30 6111.90	 200 900 	［同左］ 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） ［同左］ ―合成繊維製のもの ――パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 ――その他のもの ［同左］	 ＰＲ ＮＯ 	 ＫＧ ＫＧ

61.12 ～ 61.17		［略］			61.12 ～ 61.17		［同左］		
［略］					［同左］				
68.01 ～ 68.03		［略］			68.01 ～ 68.03		［同左］		
68.04		ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）			68.04		ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）		
6804.10		［略］			6804.10		［同左］		
		―その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品					―その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品		
6804.21	000	――凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの		ＫＧ	6804.21		――凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの		
						100	―――切断用のもの		ＫＧ
						200	―――研削用のもの		ＫＧ
						900	―――その他のもの		ＫＧ
6804.22 ～ 6804.30		［略］			6804.22 ～ 6804.30		［同左］		
68.05 ～ 68.15		［略］			68.05 ～ 68.15		［同左］		
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
69.01		［略］			69.01		［同左］		
69.02		耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）			69.02		耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）		
6902.10		［略］			6902.10		［同左］		

6902.20	000	―アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の50％を超えるもの		ＭＴ	6902.20		―アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の50％を超えるもの		
						200	――けい石質のもの		ＭＴ
						900	――その他のもの		ＭＴ
6902.90		［略］			6902.90		［同左］		
69.03					69.03				
〃		［略］			〃		［同左］		
69.14					69.14				
［略］					［同左］				
76.01		［略］			76.01		［同左］		
76.02					76.02				
7602.00		アルミニウムのくず			7602.00		アルミニウムのくず		
	100	―アルミ缶のもの		ＫＧ		100	―アルミ缶のもの		ＫＧ
	200	―サッシのもの		ＫＧ		200	―サッシのもの		ＫＧ
		［削除］				300	―切削くず及び打抜きくず		ＫＧ
	400	―切削くず		ＫＧ			［新規］		
	500	―打抜きくず		ＫＧ			［新規］		
	900	―その他のもの		ＫＧ		900	―その他のもの		ＫＧ
76.03					76.03				
〃		［略］			〃		［同左］		
76.16					76.16				
［略］					［同左］				
81.01					81.01				
〃		［略］			〃		［同左］		
81.11					81.11				
81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）			81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）		
		［略］					［同左］		
8112.12					8112.12				
〃		［略］			〃		［同左］		
8112.69					8112.69				
		―その他のもの					―その他のもの		

8112.92		――塊、くず及び粉			8112.92	000	――塊、くず及び粉		ＫＧ
	100	―――ガリウムのもの		ＫＧ					
	900	―――その他のもの		ＫＧ					
8112.99		［略］			8112.99		［同左］		
81.13		［略］			81.13		［同左］		
［略］					［同左］				
82.01					82.01				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
82.06					82.06				
82.07		手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）			82.07		手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）		
		［略］					［同左］		
8207.13					8207.13				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
8207.70					8207.70				
8207.80		―切削用工具			8207.80		―切削用工具		
	100	――作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	ＮＯ	ＫＧ		100	――作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	ＮＯ	ＫＧ
	200	――作用する部分にダイヤモンドを使用したもの	ＮＯ	ＫＧ		200	――作用する部分にダイヤモンドを使用したもの	ＮＯ	ＫＧ
	300	――高速度鋼製のもの		ＫＧ			――高速度鋼製のもの		
						310	―――バイト	ＮＯ	ＫＧ
						320	―――ギヤカッター	ＮＯ	ＫＧ
						390	―――その他のもの		ＫＧ
	900	――その他のもの		ＫＧ		900	――その他のもの		ＫＧ
8207.90		［略］			8207.90		［同左］		
82.08					82.08				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
82.15					82.15				
［略］					［同左］				
84.01					84.01				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
84.13					84.13				

84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）			84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）		
8414.10					8414.10				
〃		［略］			〃		［同左］		
8414.70					8414.70				
8414.80		―その他のもの			8414.80		―その他のもの		
	100	――気体ポンプ	ＮＯ	ＫＧ		100	――気体ポンプ	ＮＯ	ＫＧ
		――気体圧縮機					――気体圧縮機		
	210	―――往復式のもの	ＮＯ	ＫＧ		210	―――往復式のもの	ＮＯ	ＫＧ
		［削除］				220	―――回転式のもの	ＮＯ	ＫＧ
	290	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ		290	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
	900	――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ		900	――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
8414.90		［略］			8414.90		［同左］		
84.15					84.15				
〃		［略］			〃		［同左］		
84.80					84.80				
84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）			84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）		
8481.10					8481.10				
〃		［略］			〃		［同左］		
8481.40					8481.40				
8481.80		―その他の物品			8481.80		―その他の物品		
	100	――鉄鋼製のもの		ＫＧ			――鉄鋼製のもの		
						110	―――鋳鉄製のもの（可鍛鋳鉄製のものを含む。）		ＫＧ
						190	―――その他のもの		ＫＧ
	200	――銅製のもの		ＫＧ		200	――銅製のもの		ＫＧ
	900	――その他のもの		ＫＧ		900	――その他のもの		ＫＧ
8481.90		［略］			8481.90		［同左］		
84.82					84.82				
〃		［略］			〃		［同左］		
84.87					84.87				
［略］					［同左］				
85.01					85.01				
〃		［略］			〃		［同左］		
85.04					85.04				

85.05			電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド			85.05			電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド		
			―永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの						―永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの		
	8505.11		――金属製のもの				8505.11	000	――金属製のもの		ＫＧ
			―――ネオジム鉄ほう素磁石								
		110	―――――ボンド磁石		ＫＧ						
		120	―――――テルビウム又はジスプロシウムを含有するもの（ボンド磁石を除く。）		ＫＧ						
		190	―――――その他のもの		ＫＧ						
		200	―――サマリウムコバルト磁石		ＫＧ						
		300	―――サマリウム鉄窒素ボンド磁石		ＫＧ						
		900	―――その他のもの		ＫＧ						
	8505.19		――その他のもの				8505.19	000	――その他のもの		ＫＧ
		100	―――フェライト磁石		ＫＧ						
		900	―――その他のもの		ＫＧ						
	8505.20		［略］				8505.20		［同左］		
	8505.90		［略］				8505.90		［同左］		
	85.06						85.06				
	｝		［略］				｝		［同左］		
	85.41						85.41				
	85.42		集積回路				85.42		集積回路		
			―集積回路						―集積回路		
	8542.31		――プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）				8542.31		――プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）		
		100	―――実装してないもの		ＮＯ			100	―――実装してないもの		ＮＯ
			―――その他のもの						―――その他のもの		
		910	―――――ハイブリッド集積回路		ＮＯ			910	―――――ハイブリッド集積回路		ＮＯ
			―――――その他のもの						―――――その他のもの		
			［削除］					991	―――――ＭＰＵ（マイクロプロセッサー）		ＮＯ
			［削除］					992	―――――ＭＣＵ（マイクロコントローラー）		ＮＯ
		993	―――――ＤＳＰ（デジタルシグナルプロセッサー）		ＮＯ			993	―――――ＤＳＰ（デジタルシグナルプロセッサー）		ＮＯ
		999	―――――その他のもの		ＮＯ			999	―――――その他のもの		ＮＯ
	8542.32						8542.32				
	｝		［略］				｝		［同左］		
	8542.90						8542.90				

85.43 ～ 85.49		［略］			85.43 ～ 85.49		［同左］		
［略］					［同左］				
90.01 ～ 90.25		［略］			90.01 ～ 90.25		［同左］		
90.26		液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第90.14項、第90.15項、第90.28項又は第90.32項の機器を除く。）			90.26		液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第90.14項、第90.15項、第90.28項又は第90.32項の機器を除く。）		
9026.10		［略］			9026.10		［同左］		
9026.20		－圧力の測定用又は検査用のもの			9026.20		－圧力の測定用又は検査用のもの		
		－－電気式のもの					－－電気式のもの		
	120	－－－絶対圧力を測定することができるもの	ＮＯ	ＫＧ		120	－－－絶対圧力を測定することができるもの	ＮＯ	ＫＧ
	190	－－－その他のもの	ＮＯ	ＫＧ		190	－－－その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
	900	－－その他のもの	ＮＯ	ＫＧ			－－その他のもの		
						910	－－－絶対圧力を測定することができるもの	ＮＯ	ＫＧ
						990	－－－その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
9026.80		［略］			9026.80		［同左］		
9026.90		［略］			9026.90		［同左］		
90.27 ～ 90.33		［略］			90.27 ～ 90.33		［同左］		
［略］					［同左］				

輸入統計品目表

［略］

統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
14.01		［略］			14.01		［同左］		
14.04		植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）			14.04		植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
1404.20		［略］			1404.20		［同左］		

1404.90		—その他のもの			1404.90		—その他のもの	
		——主として詰物として使用する植物性材料（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（束ねてあるかないかを問わない。）、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種					——主として詰物として使用する植物性材料（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（束ねてあるかないかを問わない。）、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種	
		［削除］				110	———主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	ＫＧ
		［削除］				120	———主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）	ＫＧ
	150	———主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）及び主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）		ＫＧ			［新規］	
	130	———主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料		ＫＧ		130	———主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料	ＫＧ
	140	———除虫菊かす		ＫＧ		140	———除虫菊かす	ＫＧ
	200	———雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種		ＫＧ		200	———雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種	ＫＧ
	300	——たぶの木又はへちまのもの		ＫＧ		300	——たぶの木又はへちまのもの	ＫＧ
	410	——水ごけ		ＫＧ		410	——水ごけ	ＫＧ
		——その他のもの					——その他のもの	
		———かしわの葉及びさるとりいばらの葉					———かしわの葉及びさるとりいばらの葉	
	491	————かしわの葉		ＫＧ		491	————かしわの葉	ＫＧ
	492	————さるとりいばらの葉		ＫＧ		492	————さるとりいばらの葉	ＫＧ
	499	———その他のもの		ＫＧ		499	———その他のもの	ＫＧ
［略］					［同左］			

16.01 ～ 16.03		［略］			16.01 ～ 16.03		［同左］		
16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 ―魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）			16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 ―魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）		
1604.11 ～ 1604.18		［略］			1604.11 ～ 1604.18		［同左］		
1604.19		――その他のもの			1604.19		――その他のもの		
	030	―――さんま		ＫＧ			［新規］		
	040	―――節類（さんまのものを除く。）		ＫＧ		020	―――節類		ＫＧ
	090	―――その他のもの		ＫＧ		090	―――その他のもの		ＫＧ
1604.20 ～ 1604.32		［略］			1604.20 ～ 1604.32		［同左］		
16.05		［略］			16.05		［同左］		
［略］					［同左］				
22.01 ～ 22.05		［略］			22.01 ～ 22.05		［同左］		
22.06					22.06				
2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）			2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		
	100	―アルコール分が１％未満のもの	Ｌ	ＫＧ		100	―アルコール分が１％未満のもの	Ｌ	ＫＧ
		―その他のもの					―その他のもの		
	210	――清酒及び濁酒		Ｌ		210	――清酒及び濁酒		Ｌ
		――その他のもの					――その他のもの		
	221	―――発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		Ｌ		221	―――発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		Ｌ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
	225	――――麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		Ｌ			――――麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		

						223	――――――所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第23条第２項第３号ロに規定するもの（発泡酒（酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第110号）第１条の規定による改正前の酒税法施行令（以下この項において「旧酒税法施行令」という。）で定めるものに限る。）にスピリッツ（旧酒税法施行令で定めるものに限る。）を加えたもの）		L
		――――その他のもの				224	――――――その他のもの		L
							――――その他のもの		
	228	――――――所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第23条第２項第３号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第110号）第１条の規定による改正前の酒税法施行令で定める物品を原料として発酵させたもの）		L		228	――――――所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第23条第２項第３号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び旧酒税法施行令で定める物品を原料として発酵させたもの）		L
	229	――――――その他のもの		L		229	――――――その他のもの		L
22.07 ～ 22.09		［略］			22.07 ～ 22.09		［同左］		
［略］					［同左］				
25.01 ～ 25.18		［略］			25.01 ～ 25.18		［同左］		
25.19		天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）			25.19		天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）		
2519.10		［略］			2519.10		［同左］		
2519.90	000	―その他のもの		MT	2519.90		―その他のもの		
						010	――酸化マグネシウム（天然の炭酸マグネシウムを焼いたものを除く。）		KG
						090	――その他のもの		MT

25.20 ～ 25.30		［略］			25.20 ～ 25.30		［同左］		
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
28.01 ～ 28.04		［略］			28.01 ～ 28.04		［同左］		
28.05		アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀			28.05		アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀		
		［略］					［同左］		
2805.11 ～ 2805.19		［略］			2805.11 ～ 2805.19		［同左］		
2805.30		－希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）			2805.30	000	－希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）		ＫＧ
		－－希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物及び合金を除く。）							
	110	－－－スカンジウム		ＫＧ					
	120	－－－イットリウム		ＫＧ					
	130	－－－ランタン		ＫＧ					
	140	－－－セリウム		ＫＧ					
	150	－－－プラセオジム		ＫＧ					
	160	－－－ネオジム		ＫＧ					
	170	－－－サマリウム		ＫＧ					
	180	－－－ユウロピウム		ＫＧ					
	190	－－－ガドリニウム		ＫＧ					
	200	－－－テルビウム		ＫＧ					
	210	－－－ジスプロシウム		ＫＧ					
	220	－－－ホルミウム		ＫＧ					
	230	－－－エルビウム		ＫＧ					
	240	－－－ツリウム		ＫＧ					
	250	－－－イッテルビウム		ＫＧ					
	260	－－－ルテチウム		ＫＧ					
		－－その他のもの							
	910	－－－ネオジム及びプラセオジムの混合物又は合金		ＫＧ					

	920	―――セリウム及びランタンの混合物又は合金（ネオジム又はプラセオジムを含んでいるかいないかを問わない。）	ＫＧ						
	990	―――その他のもの	ＫＧ						
2805.40		［略］			2805.40		［同左］		
		［略］					［同左］		
28.06					28.06				
〃		［略］			〃		［同左］		
28.45					28.45				
28.46		希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物			28.46		希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物		
2846.10		［略］			2846.10		［同左］		
2846.90		―その他のもの			2846.90		―その他のもの		
	230	――酸化スカンジウム	ＫＧ				［新規］		
	210	――酸化イットリウム	ＫＧ			210	――酸化イットリウム		ＫＧ
	220	――酸化ランタン	ＫＧ			220	――酸化ランタン		ＫＧ
	240	――酸化プラセオジム	ＫＧ				［新規］		
	250	――酸化ネオジム	ＫＧ				［新規］		
	260	――酸化サマリウム	ＫＧ				［新規］		
	270	――酸化ユウロピウム	ＫＧ				［新規］		
	280	――酸化ガドリニウム	ＫＧ				［新規］		
	300	――酸化テルビウム	ＫＧ				［新規］		
	310	――酸化ジスプロシウム	ＫＧ				［新規］		
	320	――酸化ホルミウム	ＫＧ				［新規］		
	330	――酸化エルビウム	ＫＧ				［新規］		
	340	――酸化ツリウム	ＫＧ				［新規］		
	350	――酸化イッテルビウム	ＫＧ				［新規］		
	360	――酸化ルテチウム	ＫＧ				［新規］		
		――希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの混合物の無機又は有機の化合物							
	501	―――ネオジム及びプラセオジムの混合物の酸化物	ＫＧ				［新規］		
	502	―――セリウム及びランタンの混合物（ネオジム又はプラセオジムを含んでいるかいないかを問わない。）の酸化物	ＫＧ				［新規］		
	590	―――その他のもの	ＫＧ				［新規］		
	290	――その他のもの	ＫＧ			290	――その他のもの		ＫＧ

28.47		［略］			28.47		［同左］		
28.49		［略］			28.49		［同左］		
28.50					28.50				
2850.00		水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）			2850.00	000	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）		ＫＧ
	010	―窒化ガリウム		ＫＧ					
	090	―その他のもの		ＫＧ					
28.52		［略］			28.52		［同左］		
28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）			28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）		
2853.10		［略］			2853.10		［同左］		
2853.90		―その他のもの			2853.90		―その他のもの		
	010	――リチウム＝ビス（フルオロスルホニル）イミド		ＫＧ		010	――リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド		ＫＧ
	020	――砒（ひ）化ガリウム		ＫＧ			［新規］		
	090	――その他のもの		ＫＧ		090	――その他のもの		ＫＧ
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
29.01					29.01				
〃		［略］			〃		［同左］		
29.30					29.30				
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物		
2931.10					2931.10				
〃		［略］			〃		［同左］		
2931.59					2931.59				
2931.90		―その他のもの			2931.90	000	―その他のもの		ＫＧ
	010	――トリメチルガリウム及びトリエチルガリウム		ＫＧ					
	090	――その他のもの		ＫＧ					
29.32					29.32				
〃		［略］			〃		［同左］		
29.42					29.42				
［略］					［同左］				

38.01 ～ 38.17 38.18 3818.00		［略］ 元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの			38.01 ～ 38.17 38.18 3818.00		［同左］ 元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの		
	010	―けい素を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの		ＫＧ		010	―けい素を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの		ＫＧ
		―その他のもの				020	―その他のもの		ＫＧ
	021	――窒化ガリウム又は砒化ガリウムのもの		ＫＧ					
	029	――その他のもの		ＫＧ					
38.19 ～ 38.27		［略］			38.19 ～ 38.27		［同左］		
［略］					［同左］				
60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6001.10 ～ 6001.29		［略］ ―その他のもの			6001.10 ～ 6001.29		［同左］ ―その他のもの		
6001.91		［略］			6001.91		［同左］		
6001.92		――人造繊維製のもの			6001.92		――人造繊維製のもの		
	015	―――ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が142センチメートル以上のものに限る。）		ＫＧ		015	―――ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が142センチメートル以上のものに限る。）		ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
	020	――――たてメリヤスのもの		ＫＧ		020	――――たてメリヤスのもの		ＫＧ
		――――その他のもの					――――その他のもの		
							――――――合成繊維製のもの		
	092	――――――ポリエステル製のもの		ＫＧ		092	――――――ポリエステルのもの		ＫＧ
						094	――――――その他のもの		ＫＧ
	099	――――――その他のもの		ＫＧ		099	――――――再生繊維又は半合成繊維製のもの		ＫＧ
6001.99		［略］			6001.99		［同左］		

60.02 ~ 60.06		［略］			60.02 ~ 60.06		［同左］		
［略］					［同左］				
62.01 ~ 62.14		［略］			62.01 ~ 62.14		［同左］		
62.15		ネクタイ			62.15		ネクタイ		
6215.10	000	―絹（絹のくずを含む。）製のもの	ＮＯ	ＫＧ	6215.10		―絹（絹のくずを含む。）製のもの		
						010	――表地が絹のみから成るもの	ＮＯ	ＫＧ
						090	――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
6215.20		［略］			6215.20		［同左］		
6215.90		［略］			6215.90		［同左］		
62.16		［略］			62.16		［同左］		
62.17		［略］			62.17		［同左］		
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
72.01 ~ 72.07		［略］			72.01 ~ 72.07		［同左］		
72.08		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）			72.08		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）		
7208.10 ~ 7208.40		［略］			7208.10 ~ 7208.40		［同左］		
		―その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）					―その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）		
7208.51		――厚さが10ミリメートルを超えるもの			7208.51		――厚さが10ミリメートルを超えるもの		
		―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの					―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの		
	011	――――厚さが50ミリメートル以下のもの		ＫＧ		011	――――厚さが50ミリメートル以下のもの		ＫＧ
	019	――――厚さが50ミリメートルを超えるもの		ＫＧ		019	――――厚さが50ミリメートルを超えるもの		ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
	020	――――降伏点が355メガパスカル以上のもの		ＫＧ			――――降伏点が355メガパスカル以上のもの		
						021	―――――厚さが50ミリメートル以下のもの		ＫＧ
						029	―――――厚さが50ミリメートルを超えるもの		ＫＧ
	030	――――その他のもの		ＫＧ		030	――――その他のもの		ＫＧ

△

7208.52		――厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの		7208.52		――厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの	
		―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの				―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの	
	011	――――厚さが６ミリメートル未満のもの	ＫＧ		011	――――厚さが６ミリメートル未満のもの	ＫＧ
	019	――――その他のもの	ＫＧ		019	――――その他のもの	ＫＧ
		―――その他のもの				―――その他のもの	
	020	――――降伏点が355メガパスカル以上のもの	ＫＧ		020	――――降伏点が355メガパスカル以上のもの	ＫＧ
	030	――――その他のもの	ＫＧ			――――その他のもの	
					031	――――厚さが６ミリメートル未満のもの	ＫＧ
					039	――――その他のもの	ＫＧ
7208.53				7208.53			
｝		［略］		｝		［同左］	
7208.90				7208.90			
72.09				72.09			
｝		［略］		｝		［同左］	
72.24				72.24			
72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）	
		―けい素電気鋼のもの				―けい素電気鋼のもの	
7225.11		［略］		7225.11		［同左］	
7225.19		――その他のもの		7225.19		――その他のもの	
	010	―――厚さが0.35ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の3.0％以上のものに限る。）	ＫＧ		010	―――厚さ0.35ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の3.0％以上のものに限る。）	ＫＧ
	090	―――その他のもの	ＫＧ		090	―――その他のもの	ＫＧ
7225.30				7225.30			
｝		［略］		｝		［同左］	
7225.99				7225.99			
72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）	
		―けい素電気鋼のもの				―けい素電気鋼のもの	
7226.11		［略］		7226.11		［同左］	
7226.19		――その他のもの		7226.19		――その他のもの	
	010	―――厚さが0.35ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の3.0％以上のものに限る。）	ＫＧ		010	―――厚さ0.35ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の3.0％以上のものに限る。）	ＫＧ
	090	―――その他のもの	ＫＧ		090	―――その他のもの	ＫＧ
7226.20				7226.20			
｝		［略］		｝		［同左］	
7226.99				7226.99			

○　　○

72.27 〜 72.29		［略］			72.27 〜 72.29		［同左］		
［略］					［同左］				
73.01		鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼			73.01		鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼		
7301.10		［略］			7301.10		［同左］		
7301.20		―形鋼			7301.20	000	―形鋼		ＫＧ
	010	――Ｈ形鋼		ＫＧ					
	090	――その他のもの		ＫＧ					
73.02 〜		［略］			73.02 〜		［同左］		
73.05					73.05				
73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）			73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
		［略］					［同左］		
7306.11 〜 7306.50		［略］			7306.11 〜 7306.50		［同左］		
		―その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）					―その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）		
7306.61		――横断面が正方形又は長方形のもの			7306.61		――横断面が正方形又は長方形のもの		
	100	―――合金鋼製のもの		ＫＧ		100	―――合金鋼製のもの		ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
		［削除］				910	―――――一辺の長さが200ミリメートル以上のもの		ＫＧ
	920	―――――プレスコラム		ＫＧ			［新規］		
	990	―――――その他のもの		ＫＧ		990	―――――その他のもの		ＫＧ
7306.69		［略］			7306.69		［同左］		
7306.90		［略］			7306.90		［同左］		
73.07		［略］			73.07		［同左］		
73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品			73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品		
7308.10 〜 7308.40		［略］			7308.10 〜 7308.40		［同左］		

7308.90		—その他のもの			7308.90		—その他のもの		
		——構造物及びその部分品				010	——構造物及びその部分品		KG
	011	———鉄骨		KG					
	019	———その他のもの		KG					
	090	——その他のもの		KG		090	——その他のもの		KG
73.09					73.09				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
73.26					73.26				
［略］					［同左］				
81.01					81.01				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
81.11					81.11				
81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）			81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）		
		［略］					［同左］		
8112.12					8112.12				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
8112.69					8112.69				
		—その他のもの					—その他のもの		
8112.92		——塊、くず及び粉			8112.92		——塊、くず及び粉		
	100	———インジウムのもの		KG		100	———インジウムのもの		KG
	200	———バナジウムのもの		KG		200	———バナジウムのもの		KG
		———その他のもの					———その他のもの		
	910	————ゲルマニウムのもの		KG		910	————ゲルマニウムのもの		KG
	920	————ガリウムのもの		KG			［新規］		
	990	————その他のもの		KG		990	————その他のもの		KG
8112.99		［略］			8112.99		［同左］		
81.13		［略］			81.13		［同左］		
［略］					［同左］				
84.01					84.01				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
84.14					84.14				

84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）			84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）		
8415.10		［略］			8415.10		［同左］		
8415.20		［略］			8415.20		［同左］		
		―その他のもの					―その他のもの		
8415.81		［略］			8415.81		［同左］		
8415.82		［略］			8415.82		［同左］		
8415.83	000	――冷却ユニットを自蔵しないもの		NO	8415.83		――冷却ユニットを自蔵しないもの		
						091	―――定格冷房消費電力が３キロワット以下のもの		NO
						099	―――その他のもの		NO
8415.90		［略］			8415.90		［同左］		
84.16					84.16				
〃		［略］			〃		［同左］		
84.80					84.80				
84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）			84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）		
8481.10					8481.10				
〃		［略］			〃		［同左］		
8481.40					8481.40				
8481.80	000	―その他の物品	NO	KG	8481.80		―その他の物品		
						010	――鉄鋼製のもの	NO	KG
						020	――銅製のもの	NO	KG
						090	――その他のもの	NO	KG
8481.90		［略］			8481.90		［同左］		
84.82					84.82				
〃		［略］			〃		［同左］		
84.87					84.87				
［略］					［同左］				
85.01					85.01				
〃		［略］			〃		［同左］		
85.04					85.04				

85.05			電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド―永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの			85.05		電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド―永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの	
8505.11			――金属製のもの			8505.11	000	――金属製のもの	KG
			―――ネオジム鉄ほう素磁石						
	011		―――ボンド磁石	KG					
	012		―――テルビウム又はジスプロシウムを含有するもの（ボンド磁石を除く。）	KG					
	019		―――その他のもの	KG					
	020		―――サマリウムコバルト磁石	KG					
	030		―――サマリウム鉄窒素ボンド磁石	KG					
	090		―――その他のもの	KG					
8505.19			――その他のもの			8505.19	000	――その他のもの	KG
	010		―――フェライト磁石	KG					
	090		―――その他のもの	KG					
8505.20			［略］			8505.20		［同左］	
8505.90			［略］			8505.90		［同左］	
85.06						85.06			
〃			［略］			〃		［同左］	
85.16						85.16			
85.17			電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）			85.17		電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）	
			［略］					［同左］	
8517.11						8517.11			
〃			［略］			〃		［同左］	
8517.18						8517.18			
			―その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）					―その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）	
8517.61			［略］			8517.61		［同左］	

8517.62	000	――音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）	NO	
8517.69 ～ 8517.79		［略］		
85.18 ～ 85.49		［略］		

［略］

8517.62	010 090	――音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。） ――――スイッチング機器及びルーティング機器 ――――その他のもの	NO NO	
8517.69 ～ 8517.79		［同左］		
85.18 ～ 85.49		［同左］		

［同左］

○財務省告示第二百九十八号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第二条第三項（同令第三条及び第四条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和八年十月三十日

財務大臣　片山さつき

1　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項第三号及び第四号、第二項並びに第三項の規定による公表の方法は、次のとおりとする。

区分	公表の方法	閲覧に供する方法
本省	大臣官房会計課が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	財務省ホームページ（https://www.mof.go.jp/）において公表
国税庁	長官官房会計課が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/）において公表
	税務大学校が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	税務大学校ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/）において公表
財務局	北海道財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	北海道財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/）において公表
	東北財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	東北財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/tohoku/）において公表
	関東財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	関東財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kantou/）において公表
	北陸財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	北陸財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/）において公表
	東海財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	東海財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/tokai/）において公表
	近畿財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	近畿財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kinki/）において公表
	中国財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	中国財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/chugoku/）において公表
	四国財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	四国財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/shikoku/）において公表
	九州財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	九州財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kyusyu/）において公表
	福岡財務支局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	福岡財務支局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/）において公表
税関	函館税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	函館税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/hakodate/）において公表
	東京税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	東京税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/tokyo/）において公表
	横浜税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	横浜税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/yokohama/）において公表

名古屋税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	名古屋税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/nagoya/）において公表
大阪税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	大阪税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/osaka/）において公表
神戸税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	神戸税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/kobe/）において公表
門司税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	門司税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/moji/）において公表
長崎税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	長崎税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/nagasaki/）において公表
沖縄地区税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	沖縄地区税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/okinawa/）において公表
国税局		
札幌国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	札幌国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/）において公表
仙台国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	仙台国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/）において公表
関東信越国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	関東信越国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/）において公表
東京国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	東京国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/）において公表
金沢国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	金沢国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/kanazawa/）において公表
名古屋国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	名古屋国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/）において公表
大阪国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	大阪国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/）において公表
広島国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	広島国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/）において公表
高松国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	高松国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/）において公表
福岡国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	福岡国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/）において公表
熊本国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	熊本国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/）において公表
沖縄国税事務所が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	沖縄国税事務所ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/okinawa/）において公表

2　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第四条第一項第一号及び第二号の規定による公表の方法は、原則として次のとおりとする。

公共工事を発注する部局の区分	公表の方法	閲覧に供する方法
北海道財務局 函館税関 札幌国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	北海道財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/）において公表
東北財務局 仙台国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	東北財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/tohoku/）において公表
財務省本省 関東財務局 東京税関 横浜税関 国税庁 関東信越国税局 東京国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	関東財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kantou/）において公表
北陸財務局 金沢国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	北陸財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/）において公表

東海財務局 名古屋税関 名古屋国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	東海財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/tokai/）において公表
近畿財務局 大阪税関 神戸税関 大阪国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	近畿財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kinki/）において公表
中国財務局 広島国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	中国財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/chugoku/）において公表
四国財務局 高松国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	四国財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/shikoku/）において公表
九州財務局 熊本国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	九州財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kyusyu/）において公表
福岡財務支局 門司税関 長崎税関 福岡国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	福岡財務支局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/）において公表
沖縄地区税関 沖縄国税事務所	インターネットを利用して閲覧に供する方法	沖縄地区税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/okinawa/）において公表

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第四条第二項及び第三項の規定により公表されている事項の公表の方法については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○国税庁告示第二十六号

消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が指定する自動販売機を定める件（令和四年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正し、令和八年十一月一日から適用する。

令和八年十月三十日

国税庁長官　青木　孝徳

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後				
消費税法施行令第十八条の二第二項第二号ロの規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条の二第二項第二号ロの規定に基づき、国税庁長官が指定する自動販売機を次のように定める。				
名称	型式	指定番号	販売元	販売元の所在地
消費税免税自動販売機	ＷＭＺ－ＴＦ０１	二〇二二一〇〇一	ＷＡｍａｚｉｎｇ株式会社	東京都台東区三筋一丁目十七番地十二号長沼ビル２０１
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
消費税免税ロッカー	ＦＱＭ０２－ＴＤＦ	二〇二四一〇〇一	日本空港ビルデング株式会社	東京都大田区羽田空港三丁目三番二号
免税ＤＸ自動販売機	ＧＶ－００１－Ｄ　Ｆ	二〇二四一〇〇二	株式会社ＰＲＥＮＯ	東京都渋谷区神宮前三丁目三十七番一号ザ・神宮前レジデンス７１８号室

改正前				
消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条の二第二項第二号ロの規定に基づき、国税庁長官が指定する自動販売機を次のように定める。				
名称	型式	指定番号	販売元	販売元の所在地
消費税免税自動販売機	ＷＭＺ－ＴＦ０１	二〇二二一〇〇一	ＷＡｍａｚｉｎｇ株式会社	東京都台東区三筋一丁目十七番地十二号長沼ビル２０１
スマートマート	Ｆ０３Ａ－ＴＦ	二〇二三一〇〇一	株式会社ブイシンク	東京都千代田区麹町六丁目六番二号Ｗｅ Ｗｏｒｋ麹町
消費税免税ロッカー	ＦＱＭ０２－ＴＤＦ	二〇二四一〇〇一	日本空港ビルデング株式会社	東京都大田区羽田空港三丁目三番二号
免税ＤＸ自動販売機	ＧＶ－００１－Ｄ　Ｆ	二〇二四一〇〇二	株式会社ＰＲＥＮＯ	東京都渋谷区神宮前三丁目三十七番一号ザ・神宮前レジデンス７１８号室

○東北地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

東北地方整備局長　小島　優

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
郡山市富田町字中亀田一番一から同市富田町字中亀田九番二まで	前	四九・四二～六六・五二メートル
	後	四九・四二～六六・五二メートル、〇・〇三四
		〇・〇三四

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

東北地方整備局長　小島　優

○関東地方整備局告示第二百三十六号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（平成二十二年国土交通省令第三十五号）第四条の規定に基づき、国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則第四条に規定する国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項に規定する水域を定める告示で定めた水域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（平成二十二年関東地方整備局告示第三百三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表			別表		
一　占用料			一　占用料		
占用区分	単位	金額	占用区分	単位	金額
起重機、船舶の係留等のための占用	一平方メートル当たり月額	百二十七円	起重機、船舶の係留等のための占用	一平方メートル当たり月額	十円
上空の占用又は地下埋設物設置のための占用	同右	六十円	上空の占用又は地下埋設物設置のための占用	同右	五円

備考

１　ガス管、ケーブル、水道管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これにより難いときは、延長一メートルにつき一平方メートルを占用するものとみなす。

２　（略）

３　（略）

４　（略）

二　土砂採取料

採取物区分	単位	金額
砂利又は砂	一立方メートルにつき	三百六十円
玉石	同右	五百四十円
泥土	同右	二百十円

備考　（略）

備考

１　ガス管、ケーブル水道管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これにより難いときは、延長一メートルにつき一平方メートルを占用するものとみなす。

２　（略）

３　（略）

４　（略）

二　土砂採取料

採取物区分	単位	金額
砂利又は砂	一立方メートルにつき	百五十円
玉石	同右	二百二十円
泥土	同右	八十五円

備考　（略）

附　則

この告示は、令和八年十一月一日から施行する。

○近畿地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
奈良県生駒郡斑鳩町幸前二丁目六四番三から同町稲葉西二丁目四二番二まで	前 A	二二・九〇～二二・九〇	一〇七・四〇メートル	上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する区分をいう。
	前 B	二二・九〇～二二・九〇	四五・八五メートル	
	前 C	二二・二〇～二二・九〇	八〇・一〇メートル	
	前 D	二二・九〇～五五・三七	一一六・四三八メートル	
	後 A	七・〇〇～二二・九〇	四・一二〇キロメートル	
	後 B	二二・九〇～二二・二〇	一六九・〇〇メートル	
	後 C	二二・二〇～八〇・一〇	四五・八五メートル	
	後 D	八〇・一〇～五五・三七	一〇七・四〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十八号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
淡路市仮屋字南三六八番四から同市谷字流谷七九番一まで	占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。

(四)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日

令和八年十一月二十日

(七)　図面縦覧場所

近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

国　家　試　験

令和８年度情報処理技術者試験合格者

令和８年度情報処理技術者試験（９月実施分）のうち、ＩＴパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験の合格者を令和８年10月21日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和８年10月30日

経済産業大臣　赤澤　亮正

ＩＴパスポート試験に係るもの

IP25091MS5 IP25091X9A IP25092HZR IP25092MPQ IP25093RZD IP250941Z5 IP25095DGE IP25095N3Z IP25095P7B IP250965JG IP25097ED3 IP25097U1S IP25099HRS IP2509A21B IP2509D1SB IP2509DGQ4 IP2509F6D2 IP2509JGQ7 IP2509MR17 IP2509N9AC
IP2509RDG5 IP2509S21M IP2509STC9 IP2509W87Q IP2509XC87 IP251017WJ IP25101JNE IP25102XZV IP25104B64 IP25104XCX IP251055H9 IP25105MRX IP2510632W IP251069U2 IP25107C97 IP25108STP IP25109UD9 IP2510B433 IP2510Q9DE IP2510QH97
IP2510SJ3A IP2510T5QH IP2510X45M IP2510YQ79 IP25112PUW IP25116E8E IP2511C7NZ IP2511G9JB IP2511M1J1 IP2511T98T IP2511X4FV IP2512133R IP25122QJX IP251247EV IP2512BU48 IP2512DQ5Q IP2512E38C IP2512EW6U IP2512TB8F IP2512WF9P
IP2512XG59 IP2512Z7X9 IP2512Z8UW IP26012SJH IP26012Y7P IP26012ZEX IP26013BGF IP26013NF5 IP26017PU6 IP26019PRH IP26019UGJ IP2601D463 IP2601R4ZS IP2601U7EQ IP2601W84G IP2601X5W8 IP26021AE8 IP26023MG2 IP260248EU IP26024BZB
IP26024THS IP26024Z6A IP2602535R IP260264D1 IP26027TW8 IP260294YR IP26029F1C IP2602ET82 IP2602EZT6 IP2602HQ4P IP2602J1F1 IP2602J1UH IP2602MU9Z IP2602SWW7 IP26031R9J IP26031UEN IP260327AQ IP26032T1X IP26033CAS IP260341WQ
IP2603582Q IP26035VQ7 IP26036CS5 IP26036SM9 IP26036W6E IP26037APF IP26037XFB IP26037ZQ1 IP260382S1 IP260382SM IP26038UJR IP26038VV8 IP26039G17 IP26039RNV IP2603AT93 IP2603BB26 IP2603CV2V IP2603CYT5 IP2603D7RS IP2603E2U5
IP2603FE2Q IP2603GA6A IP2603JSQ1 IP2603M2PE IP2603MU2J IP2603NT54 IP2603PXN5 IP2603R6EW IP2603S8DB IP2603SJN3 IP2603SV3Q IP2603SX9M IP2603YWH9 IP260421XM IP260424S9 IP2604278X IP2604293E IP26042FC8 IP26042N3F IP26042RMD
IP26042WBE IP26042XQM IP260433SN IP260433YQ IP26043CU1 IP26043QV2 IP26043W6F IP26044FCS IP26044ZEN IP260453XQ IP26045MM3 IP26046W24 IP26047GBH IP26047GSX IP26048ES9 IP26048FZ3 IP26048J1G IP26048MVS IP26048QAF IP26048RAU
IP26048WNG IP26048XAY IP260497QD IP26049CJ5 IP2604A9NN IP2604AC7R IP2604CT6G IP2604CWE1 IP2604CY9W IP2604D928 IP2604E58G IP2604G6S3 IP2604GQ26 IP2604HR37 IP2604J5AX IP2604J5T2 IP2604J8EM IP2604JU15 IP2604M2MM IP2604M8UX
IP2604N2F7 IP2604NBR9 IP2604PQN8 IP2604Q13E IP2604Q3WH IP2604Q6RB IP2604QYS6 IP2604R821 IP2604S4Y9 IP2604SB6G IP2604SGZ8 IP2604SS4M IP2604SSC7 IP2604UE4B IP2604UXA3 IP2604UXP9 IP2604X4ZW IP2604X7NV IP2604Y3R4 IP2604YNB1
IP2604Z484 IP2604Z6AR IP2604Z8TN IP2604ZJZ5 IP260511NX IP26051QMX IP2605265W IP26052ADC IP26052FSP IP26052N1J IP26052TB8 IP26052TSG IP26052VUP IP260534BM IP260535X9 IP260538FP IP26053E1E IP260542DB IP260544E2 IP260548WH
IP26054F2X IP26054PXQ IP26054RZR IP26054S62 IP260551PB IP260557MP IP260558SY IP26055HEA IP26055RGR IP26055SJG IP26055T8U IP26055URF IP26055X3X IP26055Y12 IP26056B32 IP26056H2X IP26057AYU IP26057HN4 IP26057JB7 IP26057XRR
IP260584WQ IP2605871J IP26058EFJ IP26058Q58 IP26058QXH IP260591HV IP260594PZ IP2605984V IP2605991U IP260599SB IP26059E7W IP26059GXX IP26059M6A IP26059QMZ IP26059SAM IP26059YXW IP2605A3Y8 IP2605A559 IP2605A561 IP2605A5Q1
IP2605A6G7 IP2605AE2H IP2605AGW8 IP2605B52G IP2605B9T8 IP2605BT3X IP2605C9RJ IP2605C9XQ IP2605CR1R IP2605CUT9 IP2605D149 IP2605DA1C IP2605DUE5 IP2605E27G IP2605E2ZD IP2605EA55 IP2605EF3Y IP2605EMR6 IP2605EV92 IP2605F2AD
IP2605F8MD IP2605FG48 IP2605FS7Z IP2605FT14 IP2605FZ43 IP2605G4VN IP2605H4NN IP2605H57A IP2605H5A9 IP2605J2FW IP2605J3S4 IP2605JP9R IP2605MBT1 IP2605MDU2 IP2605MJ15 IP2605N5Y9 IP2605N7VV IP2605NCX3 IP2605ND4P IP2605NXW8
IP2605P13X IP2605P8W7 IP2605Q8JX IP2605QA6N IP2605R96B IP2605RXF3 IP2605SQ9W IP2605T1A5 IP2605T7S3 IP2605TM65 IP2605U3DJ IP2605V22Y IP2605V6BB IP2605V7N6 IP2605W59G IP2605WFF5 IP2605WN34 IP2605WQ7R IP2605WW7D IP2605X6FD
IP2605XE5D IP2605Y4JQ IP2605YSE1 IP2605Z14F IP2605Z458 IP2605Z8V9 IP2605ZP2V IP2605ZT7J IP260611F1 IP260611RE IP260612BC IP2606139N IP260613A8 IP260613ZN IP260615JD IP260616YS IP260617DA IP260618MF IP260619SR IP26061ABZ
IP26061AHH IP26061BSD IP26061CCV IP26061CMF IP26061E1V IP26061ET2 IP26061F5Z IP26061F7N IP26061GAQ IP26061GZ5 IP26061HPE IP26061MR1 IP26061N7Q IP26061P38 IP26061Q4C IP26061QVU IP26061R2Q IP26061SDR IP26061SXM IP26061U2N
IP26061U6N IP26061UPU IP26061UTY IP26061V2P IP26061VEE IP26061ZH3 IP26061ZHR IP26061ZX3 IP2606215X IP260621PS IP2606261R IP260626FG IP2606278W IP260628FH IP260629RP IP26062AX6 IP26062CRS IP26062EDW IP26062EUU IP26062FYG
IP26062G57 IP26062GTH IP26062HMW IP26062HR1 IP26062JV5 IP26062MVR IP26062P9V IP26062QJ9 IP26062RU7 IP26062S7G IP26062T43 IP26062TDT IP26062TNS IP26062TSN IP26062UE8 IP26062UGF IP26062V78 IP26062VMB IP26062XZU IP26062Y34
IP26062Z7F IP26062ZZQ IP260631YF IP260632VN IP260633AH IP260635A7 IP260636GX IP260636V9 IP260638TW IP26063AS4 IP26063ASC IP26063B14 IP26063C49 IP26063CMW IP26063D1U IP26063D8X IP26063EHQ IP26063J8P IP26063JN5 IP26063NVV
IP26063Q6Y IP26063QM3 IP26063QTY IP26063QUW IP26063R9D IP26063SEY IP26063SZR IP26063V7N IP26063V8E IP26063VXP IP26063W5S IP26063WF8 IP26063XB1 IP26063ZF9 IP2606422Y IP260642NC IP260644QP IP260645WG IP260647QE IP260649EZ
IP26064BE6 IP26064BJP IP26064BR7 IP26064BU8 IP26064CFW IP26064CHC IP26064EFD IP26064F6M IP26064FWB IP26064GC7 IP26064GTM IP26064HGF IP26064HS3 IP26064JEH IP26064JQ8 IP26064M3H IP26064M5W IP26064MQ8 IP26064NGQ IP26064P53
IP26064PJ4 IP26064PMT IP26064QRE IP26064QVM IP26064QXV IP26064T82 IP26064TFE IP26064YN1 IP26064Z2N IP260651FZ IP2606521Y IP260652AX IP260654WX IP260655VD IP260657RU IP260657ZB IP260658SC IP260658TP IP260659PQ IP26065CAJ
IP26065F5G IP26065F8J IP26065GB2 IP26065HGW IP26065HVS IP26065J9R IP26065NH7 IP26065NH9 IP26065NVC IP26065PFH IP26065PFS IP26065S6R IP26065SYB IP26065U9V IP26065UAY IP26065V9D IP26065W88 IP26065X67 IP26065X83 IP26065YB9
IP26065ZJT IP2606626Y IP260662RW IP2606648J IP260664UX IP260664ZJ IP260666C2 IP260666NY IP260666U1 IP2606681P IP260669ER IP26066A9D IP26066BMX IP26066CM1 IP26066CUA IP26066CVN IP26066CZC IP26066D89 IP26066EZ9 IP26066EZP
IP26066HPV IP26066J7Z IP26066JFJ IP26066JRZ IP26066JYM IP26066MNY IP26066NEX IP26066NHC IP26066NTT IP26066NXR IP26066NZY IP26066PYZ IP26066QGN IP26066R39 IP26066R69 IP26066R8C IP26066S1M IP26066SB8 IP26066SUH IP26066T7Y
IP26066UP1 IP26066VF4 IP26066WHD IP26066YG8 IP26066YXQ IP26066ZVZ IP26066ZYY IP260671AF IP2606727V IP260673XH IP260673XJ IP260674WY IP2606754D IP260675AS IP260675ZT IP2606766T IP260676FW IP2606786W IP260678NA IP260678TS
IP26067AF1 IP26067AGR IP26067CJN IP26067CYJ IP26067D2J IP26067DB7 IP26067DGD IP26067FQM IP26067H9H IP26067HQR IP26067HTT IP26067NYY IP26067P7S IP26067PQZ IP26067QX3 IP26067R6P IP26067S7A IP26067SGE IP26067SZU IP26067UDH
IP26067UVH IP26067W1G IP26067W2B IP26067WFA IP26067WW5 IP26067XY3 IP26067Y3M IP26067YWT IP260681AP IP260681TC IP260682GU IP260683TR IP260684RD IP260686FB IP2606887C IP260688TN IP260689E9 IP26068B7S IP26068CD1 IP26068DBY
IP26068F3F IP26068FH7 IP26068H56 IP26068HAE IP26068HT3 IP26068J8N IP26068JP8 IP26068P5F IP26068PRZ IP26068Q3M IP26068R3G IP26068RRS IP26068RV7 IP26068S5A IP26068S9W IP26068SUG IP26068TRV IP26068U8D IP26068UUF IP26068VXU
IP26068WWJ IP26068XHN IP26068XN4 IP26068XS4 IP26068YJ9 IP26068ZCU IP26069137 IP260691E1 IP260692VN IP260694FJ IP260695BA IP2606975X IP26069AVM IP26069CGC IP26069CUZ IP26069D2X IP26069EBJ IP26069HWQ IP26069JBW IP26069JTB
IP26069JUD IP26069M2X IP26069MAJ IP26069N4Q IP26069QGD IP26069QHF IP26069QXJ IP26069RFM IP26069RPR IP26069T8V IP26069UGH IP26069VHJ IP26069VMY IP26069W2M IP26069WR5 IP26069XF6 IP26069XZT IP26069Y8W IP26069ZBX IP2606A2BJ
IP2606A324 IP2606A4JU IP2606A6EA IP2606A7U5 IP2606ACY8 IP2606AD98 IP2606AH3F IP2606AS6X IP2606AUU5 IP2606AX44 IP2606B23G IP2606B4AD IP2606B54E IP2606B634 IP2606B72X IP2606B782 IP2606B93R IP2606BFC2 IP2606BU6B IP2606BVU7
IP2606BW7T IP2606C1VV IP2606C2GT IP2606C3H1 IP2606C4S4 IP2606C5TY IP2606C6M1 IP2606C72U IP2606C74A IP2606CE9M IP2606CEP2 IP2606CGB5 IP2606CM7S IP2606CSH8 IP2606CU7E IP2606CYH8 IP2606CZ9P IP2606D1ER IP2606D43V IP2606D472
IP2606D5XV IP2606D7QC IP2606D86Z IP2606D8YX IP2606D9ZX IP2606DC36 IP2606DE1Q IP2606DP1B IP2606DU51 IP2606DU9F IP2606DXT9 IP2606E1DG IP2606E316 IP2606E3Q3 IP2606E3SR IP2606E3YF IP2606E46A IP2606E5J5 IP2606E9GJ IP2606EC2B
IP2606EC6A IP2606EDB6 IP2606EP51 IP2606ERH9 IP2606F1DE IP2606F1VN IP2606F21Z IP2606F2SD IP2606F2UB IP2606F3DJ IP2606F414 IP2606F44Z IP2606F4ZX IP2606F51B IP2606F687 IP2606F6DR IP2606F6FP IP2606F7A1 IP2606F7HX IP2606F7HY
IP2606F8CH IP2606FDQ7 IP2606FET8 IP2606FGS1 IP2606FJ69 IP2606G25R IP2606G26G IP2606G3E5 IP2606G3T8 IP2606G5XD IP2606G7ZR IP2606G9UF IP2606GB21 IP2606GB8H IP2606GD7N IP2606GFY3 IP2606GN4H IP2606GPT2 IP2606GSF9 IP2606GT7W
IP2606GV85 IP2606GW9X IP2606H13C IP2606H1WG IP2606H29C IP2606H2U7 IP2606H35P IP2606H3DY IP2606H54Y IP2606H5TX IP2606H6P6 IP2606H7S3 IP2606HC4T IP2606HD8X IP2606HE64 IP2606HF48 IP2606HR45 IP2606HS6B IP2606HU22 IP2606HV2W
IP2606HWM2 IP2606HWU1 IP2606J1HA IP2606J223 IP2606J79G IP2606J8PX IP2606JB5C IP2606JBZ4 IP2606JP94 IP2606JPY6 IP2606JQ5X IP2606M1HN IP2606M2BB IP2606M2HX IP2606M3P3 IP2606M495 IP2606M6V2 IP2606M7HB IP2606M8R8 IP2606M8U7
IP2606MED7 IP2606MHY7 IP2606MN9A IP2606MUV4 IP2606MX7N IP2606MZ5T IP2606N1EV IP2606N2C6 IP2606N4YG IP2606N5UF IP2606N6HS IP2606N6XN IP2606N8VM IP2606N9NB IP2606NA58 IP2606NMX5 IP2606NR23 IP2606NU63 IP2606P3F2 IP2606P58G
IP2606P5CA IP2606P5GH IP2606PCX6 IP2606PE9A IP2606PP6P IP2606PRS4 IP2606PT1Y IP2606PUE6 IP2606PX27 IP2606PY5P IP2606PYC7 IP2606Q1V5 IP2606Q226 IP2606Q3P5 IP2606Q94A IP2606QB2Q IP2606QC78 IP2606QCM9 IP2606QD89 IP2606QG33

IP2606QP1V IP2606QT39 IP2606QX39 IP2606QYJ2 IP2606R16Q IP2606R16X IP2606R23Y IP2606R2CW IP2606R351 IP2606R386 IP2606R3C1 IP2606R3UY IP2606R3UZ IP2606R49A IP2606R5W4 IP2606R7JW IP2606R8F1 IP2606R8NU IP2606R8XU IP2606R9SD
IP2606R9V4 IP2606RA51 IP2606RBH4 IP2606RE4E IP2606RJQ2 IP2606RX41 IP2606S3HQ IP2606S4BE IP2606S4RX IP2606S5SG IP2606S698 IP2606S82P IP2606SER2 IP2606SG2H IP2606SM9N IP2606T23W IP2606T3YB IP2606T467 IP2606T48N IP2606T48U
IP2606T71X IP2606T7E8 IP2606T7TW IP2606T9RR IP2606TBY8 IP2606TC2J IP2606TJD6 IP2606TT85 IP2606TT92 IP2606TY61 IP2606U11S IP2606U1A6 IP2606U6GA IP2606U722 IP2606U7QS IP2606UA4R IP2606UG5J IP2606UT35 IP2606UT61 IP2606UUN5
IP2606UY2S IP2606UZD3 IP2606V14P IP2606V14R IP2606V3R6 IP2606V52C IP2606V6GT IP2606V8S5 IP2606V9F6 IP2606V9GW IP2606V9UU IP2606VD97 IP2606VP15 IP2606VQT7 IP2606VR43 IP2606VSZ5 IP2606VTM2 IP2606VZ3Q IP2606W1Z1 IP2606W4R8
IP2606W4YJ IP2606W59Q IP2606W6VE IP2606WC43 IP2606WF8W IP2606WGH2 IP2606WPV9 IP2606WRV9 IP2606WS4C IP2606WS56 IP2606WS79 IP2606WS7X IP2606WYB2 IP2606X2W6 IP2606X4T5 IP2606X6VM IP2606X7M8 IP2606XD2E IP2606XG47 IP2606XJA3
IP2606XU8B IP2606XX18 IP2606XY3E IP2606XYP6 IP2606Y4EG IP2606Y4WM IP2606Y5D2 IP2606Y5P9 IP2606Y6HT IP2606Y7ZC IP2606Y844 IP2606Y864 IP2606Y8XS IP2606Y8Z6 IP2606YBX3 IP2606YF71 IP2606YG77 IP2606YHE2 IP2606YJX2 IP2606YQ29
IP2606YV1T IP2606YYN9 IP2606Z28G IP2606Z2AT IP2606Z3X2 IP2606Z4GH IP2606Z5M8 IP2606Z638 IP2606Z6NY IP2606Z7FT IP2606Z8PH IP2606Z945 IP2606ZB89 IP2606ZF6P IP2606ZGJ2 IP2606ZMD6 IP2606ZPG9 IP2606ZSX1 IP2606ZU81 IP2606ZW7T
IP2606ZYN2 IP260711TE IP260711VN IP260711W5 IP260711YJ IP2607128X IP260712PW IP260712UH IP260713ZQ IP260714J7 IP260714RT IP260714VZ IP260715GB IP260715MR IP260715V8 IP260715WD IP260715X3 IP2607161Y IP2607164T IP2607169Q
IP260716FZ IP260716MX IP260716UJ IP260717NG IP260717TW IP2607183Z IP2607187J IP260718FC IP260719C1 IP26071AUD IP26071B3M IP26071B3W IP26071B4G IP26071BDR IP26071BMC IP26071BQC IP26071BT1 IP26071BU1 IP26071CE2 IP26071CFW
IP26071CMG IP26071CRD IP26071CRR IP26071CSD IP26071D81 IP26071DTQ IP26071E19 IP26071EBF IP26071EWD IP26071EYX IP26071F2V IP26071FGB IP26071FGU IP26071FHV IP26071FPP IP26071GNN IP26071GUZ IP26071H3A IP26071HE7 IP26071HFV
IP26071HGN IP26071HJC IP26071HNE IP26071HYX IP26071HZW IP26071JSS IP26071JYS IP26071M1S IP26071M3E IP26071M6Z IP26071MBT IP26071N1V IP26071NA4 IP26071NFJ IP26071NMS IP26071NW7 IP26071NXE IP26071QDM IP26071QG9 IP26071QGY
IP26071QJZ IP26071QRA IP26071R7C IP26071SE9 IP26071SFJ IP26071SU4 IP26071SXN IP26071T2S IP26071TG3 IP26071TQF IP26071TRF IP26071TZR IP26071U45 IP26071U5T IP26071U7C IP26071UF4 IP26071UMH IP26071UNC IP26071UWS IP26071VTB
IP26071VWE IP26071W3E IP26071WCT IP26071WD4 IP26071WGH IP26071WM3 IP26071X48 IP26071XXH IP26071XYR IP26071Y2F IP26071Y5S IP26071YC1 IP26071YC7 IP26071YJ6 IP26071YXX IP26071YZ7 IP26071ZEP IP26071ZST IP260721FJ IP260721WQ
IP260721XD IP260721XE IP2607226U IP260722AD IP260722BH IP260722CR IP260722UX IP260723DD IP260723ZD IP260724BA IP260724GG IP2607259J IP260725A3 IP260725QY IP260726C5 IP260726EB IP260726YT IP2607279N IP260727NA IP260727PX
IP260727VH IP260728RC IP260728X9 IP2607297N IP260729DR IP260729GG IP260729Q4 IP260729TV IP26072A6R IP26072A7Q IP26072AA4 IP26072AU9 IP26072B12 IP26072B5D IP26072B5E IP26072BB6 IP26072BPX IP26072BST IP26072BSV IP26072BUE
IP26072C73 IP26072CDM IP26072CX1 IP26072DE4 IP26072DEY IP26072DXQ IP26072E3G IP26072EGT IP26072EM6 IP26072F98 IP26072FCH IP26072FR5 IP26072FTP IP26072FZ9 IP26072G9Z IP26072GCG IP26072GD1 IP26072GJP IP26072GJQ IP26072GM2
IP26072GT2 IP26072GW6 IP26072HEF IP26072HVJ IP26072J46 IP26072J4P IP26072J53 IP26072J5Y IP26072JBV IP26072JJD IP26072JR3 IP26072JV7 IP26072JZP IP26072MC8 IP26072MM5 IP26072MP7 IP26072MQD IP26072MSB IP26072MZG IP26072N4C
IP26072NC6 IP26072NHP IP26072NVZ IP26072NZ3 IP26072PTE IP26072QDD IP26072QF3 IP26072QHR IP26072QMX IP26072QTT IP26072QVV IP26072RYS IP26072SFJ IP26072SJM IP26072SRR IP26072T2V IP26072TBQ IP26072U5Y IP26072WM1 IP26072WTR
IP26072WVS IP26072WVV IP26072WXF IP26072WZU IP26072X25 IP26072X3U IP26072XQE IP26072Y5B IP26072YJ5 IP26072YM3 IP26072ZE4 IP26072ZJC IP26072ZT9 IP2607313R IP260731FD IP260731GJ IP260731QP IP260731ZB IP260732D7 IP260732PY
IP2607335U IP260733HW IP260733UR IP260733UV IP260733XR IP2607343R IP260734CB IP260734V1 IP260734YS IP2607356M IP2607356V IP260735TD IP260736H9 IP260736MW IP260736Z9 IP260737AN IP260737NE IP260737NQ IP260737QX IP260738SY
IP260738VQ IP2607396E IP260739DJ IP260739ET IP260739PC IP26073A7R IP26073AB3 IP26073AJ8 IP26073AP9 IP26073B4N IP26073BEV IP26073BGZ IP26073BSE IP26073BWD IP26073BXN IP26073CCH IP26073CN2 IP26073DPV IP26073DY1 IP26073DYA
IP26073DZU IP26073E1F IP26073E1S IP26073EE9 IP26073EJD IP26073EV6 IP26073FEP IP26073FEZ IP26073FG7 IP26073FJP IP26073FXZ IP26073G5H IP26073GTG IP26073GWP IP26073H6D IP26073HWG IP26073HWJ IP26073JDU IP26073JPR IP26073JQH
IP26073JUG IP26073MDT IP26073MVA IP26073NBT IP26073NFN IP26073NU2 IP26073P53 IP26073PE3 IP26073PEM IP26073PHD IP26073PN7 IP26073PPN IP26073PT4 IP26073PW4 IP26073PZ9 IP26073Q19 IP26073Q5C IP26073Q6W IP26073R5J IP26073RCQ
IP26073RVY IP26073RYH IP26073SBT IP26073SGY IP26073SQ4 IP26073T6C IP26073TDS IP26073TTN IP26073U9S IP26073UDZ IP26073UFJ IP26073V5M IP26073VC3 IP26073VF8 IP26073WDY IP26073WM9 IP26073WWR IP26073XAH IP26073XF7 IP26073XPR
IP26073XTR IP26073XVJ IP26073YGC IP26073YJS IP26073YYR IP26073Z11 IP26073ZEQ IP26073ZN8 IP26073ZSU IP260741QV IP260741U8 IP260742N9 IP2607434Q IP2607435J IP260743EZ IP260743G9 IP260743XM IP260743YY IP2607441H IP260744MC
IP260744NN IP2607458R IP260745BG IP260746JD IP2607478E IP260747DR IP260747MD IP260748VW IP260749EA IP260749HW IP260749T8 IP260749WC IP260749XY IP26074A6B IP26074A79 IP26074ATS IP26074BCZ IP26074BET IP26074BP4 IP26074BPZ
IP26074CDY IP26074CFQ IP26074CM2 IP26074CNN IP26074CYY IP26074D54 IP26074D7W IP26074D82 IP26074DCD IP26074DZ4 IP26074DZM IP26074E2Z IP26074E4A IP26074E8V IP26074EBH IP26074EC7 IP26074ERD IP26074EZF IP26074F3M IP26074F82
IP26074F8U IP26074FBC IP26074FWD IP26074FY9 IP26074G8T IP26074GAN IP26074GM6 IP26074GRS IP26074GRT IP26074GT1 IP26074GTV IP26074GTZ IP26074GZH IP26074H2C IP26074H57 IP26074H8T IP26074HAV IP26074HE3 IP26074HGU IP26074J3M
IP26074J9R IP26074JB4 IP26074JDV IP26074JRY IP26074JXD IP26074M8W IP26074MD5 IP26074MP3 IP26074N6P IP26074NB5 IP26074NCQ IP26074NP4 IP26074NYB IP26074P4D IP26074PAN IP26074PCP IP26074PE4 IP26074PFS IP26074PS6 IP26074PWM
IP26074PYM IP26074Q68 IP26074Q7G IP26074Q8J IP26074QDM IP26074RFD IP26074RJV IP26074RNS IP26074RTY IP26074RYQ IP26074S3P IP26074S9U IP26074SAC IP26074SCC IP26074SRY IP26074T28 IP26074T3Z IP26074TGT IP26074TPW IP26074U3R
IP26074U6J IP26074UDH IP26074UG1 IP26074UN7 IP26074URW IP26074VPQ IP26074VY1 IP26074VZT IP26074WBW IP26074WCG IP26074WD2 IP26074WWF IP26074X2H IP26074X2J IP26074X4J IP26074X7J IP26074X81 IP26074XNP IP26074XY7 IP26074XZ3
IP26074YHV IP26074YTH IP26074YW1 IP26074YWV IP26074YY6 IP26074YZN IP26074Z5Y IP26074ZHJ IP26074ZRN IP26074ZRR IP260751E4 IP260751GQ IP260751Q9 IP260751SJ IP260751ZZ IP260752EW IP260752HD IP260752JQ IP260752ME IP2607534H
IP260753DB IP260753J7 IP260753JN IP260753UF IP260753YB IP2607542F IP260754BC IP260754DF IP260754P8 IP260754ZD IP2607554B IP2607557J IP260755UY IP2607566R IP2607568P IP2607568Q IP260756FW IP260756HH IP260756RW IP260756U3
IP260756Y6 IP260756ZV IP260757BD IP260757C8 IP260757CJ IP260757T7 IP260757UE IP260757Z4 IP260758J3 IP260758SY IP260759AG IP260759ES IP260759RC IP26075A4S IP26075AGY IP26075AHZ IP26075APD IP26075APV IP26075B3C IP26075B5E
IP26075B98 IP26075BQY IP26075C38 IP26075CHB IP26075CQ4 IP26075D6R IP26075DB2 IP26075DNQ IP26075DPN IP26075DYN IP26075E43 IP26075E9E IP26075E9Y IP26075F15 IP26075F7D IP26075FFD IP26075FPM IP26075G7H IP26075GAZ IP26075GC5
IP26075GG3 IP26075GJM IP26075GRS IP26075GYX IP26075HN6 IP26075HWY IP26075J9X IP26075JSN IP26075JTA IP26075JXZ IP26075M37 IP26075MHX IP26075MRB IP26075MW6 IP26075N6U IP26075NSQ IP26075NX6 IP26075PF1 IP26075PRM IP26075Q1P
IP26075QC5 IP26075QCY IP26075QDS IP26075QFX IP26075QMS IP26075QXT IP26075QY6 IP26075RDU IP26075RF9 IP26075RFF IP26075RM3 IP26075S5A IP26075S5G IP26075SC5 IP26075SDH IP26075SRD IP26075SUN IP26075SXC IP26075T8M IP26075TJB
IP26075TJT IP26075TV5 IP26075TVN IP26075UB5 IP26075UNM IP26075UP6 IP26075V74 IP26075VCM IP26075VG8 IP26075VY9 IP26075VZH IP26075W6C IP26075W99 IP26075WER IP26075WGV IP26075X4X IP26075X78 IP26075XGC IP26075XJC IP26075XT8
IP26075XUJ IP26075Y9H IP26075YVN IP26075ZTB IP26075ZZJ IP260761NS IP260761RW IP2607625S IP260762FQ IP2607636H IP260763FQ IP260763HX IP260763PJ IP260763UY IP260764UP IP260765GX IP260765HN IP260765MY IP260765PX IP260765XE
IP2607664Y IP2607666D IP260766NY IP260766RE IP260767AB IP260767BT IP260767BW IP260767BY IP260767CA IP260767GB IP260767SB IP260767US IP260767UW IP260768F5 IP260768XU IP260769A5 IP260769R4 IP26076A3A IP26076A56 IP26076A5W
IP26076ACR IP26076ADY IP26076ARY IP26076B3M IP26076B4S IP26076BCS IP26076BQZ IP26076BWY IP26076C23 IP26076CHH IP26076CR6 IP26076CYT IP26076D5C IP26076D9U IP26076DAQ IP26076DV2 IP26076E7U IP26076EJZ IP26076EVE IP26076EVS
IP26076EY1 IP26076FFQ IP26076FWB IP26076G6Q IP26076GAC IP26076GF9 IP26076GH3 IP26076GJF IP26076GN1 IP26076GRY IP26076GTG IP26076GUX IP26076GVD IP26076GYB IP26076GYY IP26076H1Q IP26076H3G IP26076HNA IP26076HUD IP26076HWR
IP26076HZ9 IP26076J52 IP26076JVY IP26076JYV IP26076M6Y IP26076M9D IP26076MNH IP26076MPN IP26076N8S IP26076NBN IP26076NF1 IP26076NSX IP26076NW9 IP26076P52 IP26076PDC IP26076PGW IP26076Q1R IP26076Q3V IP26076Q6U IP26076QED
IP26076QJX IP26076QQG IP26076QRZ IP26076R9H IP26076RMD IP26076RWX IP26076S1R IP26076S64 IP26076S6F IP26076SCM IP26076TC4 IP26076TCF IP26076TGY IP26076TY3 IP26076U27 IP26076U4B IP26076U5F IP26076UNY IP26076UQY IP26076UZ3
IP26076V2P IP26076V3P IP26076V4Q IP26076V68 IP26076V7F IP26076VAP IP26076VC5 IP26076VE7 IP26076VMN IP26076VRD IP26076W4T IP26076W5F IP26076W7D IP26076WM9 IP26076WNJ IP26076WX2 IP26076X77 IP26076X8R IP26076XBY IP26076XD2

IP26076XR9 IP26076YCU IP26076YJ8 IP26076Z1C IP26076Z1F IP26076Z2C IP26076ZP1 IP260771AG IP260771FX IP260771UC IP260771Z6 IP260771ZS IP260772RJ IP260772WX IP2607735N IP260773WX IP260773X5 IP2607743M IP260774D4 IP260774G4
IP260774GN IP260774MC IP260774QQ IP260774XA IP2607753E IP260775SW IP260776F3 IP2607773C IP2607779P IP2607784W IP260778FY IP260778U4 IP260778Y3 IP260779Y3 IP26077A1H IP260777A3Q IP260777A55 IP260777A5B IP260777A7M IP260777A9Q
IP260777AAJ IP260777AZ3 IP260777BDJ IP260777BST IP260777C76 IP260777CC6 IP260777CYT IP260777D3G IP260777D7C IP260777D7V IP260777D8U IP260777DGP IP260777DNQ IP260777DRX IP260777DUQ IP260777DZ7 IP260777E15 IP260777E4W IP260777E6D IP260777E9W
IP260777EB9 IP260777EEC IP260777EQT IP260777ERP IP260777ESP IP260777F8T IP260777FGS IP260777G8D IP260777GAV IP260777GET IP260777GGN IP260777GNQ IP260777GWH IP260777H39 IP260777HAV IP260777HEH IP260777HPY IP260777HRJ IP260777J1U IP260777J7S
IP260777JJW IP260777MCG IP260777MN3 IP260777MR3 IP260777MVM IP260777N6Y IP260777NJ8 IP260777NNT IP260777P3A IP260777PAF IP260777PCB IP260777PNB IP260777PWZ IP260777Q8Q IP260777QBV IP260777QEF IP260777R3J IP260777R5H IP260777RSB IP260777RZ7
IP260777S1F IP260777S9U IP260777STU IP260777T8Q IP260777TTA IP260777TZX IP260777U15 IP260777U9Z IP260777UAV IP260777VFT IP260777VT8 IP260777W16 IP260777WFB IP260777WMM IP260777WQ8 IP260777WRN IP260777X6A IP260777XJ2 IP260777XPG IP260777Y38
IP260777YN7 IP260777YSN IP260777YX6 IP260777ZBS IP260777ZDC IP260777ZJH IP260777ZMT IP260777ZVX IP26077815C IP2607781MW IP2607781QZ IP2607781RA IP2607781U1 IP2607781UA IP2607782EU IP2607782MJ IP2607782NQ IP26077832U IP26077836A IP26077838J
IP2607783EB IP2607783FZ IP2607783QW IP2607783VY IP2607784GW IP2607784U3 IP26077857C IP2607785A2 IP2607785MR IP2607785QM IP2607785T4 IP2607785X4 IP26077866H IP2607786E4 IP2607786QF IP2607787AA IP2607787AY IP2607787GH IP2607787UM IP2607787YN
IP26077883E IP2607788A9 IP2607788QJ IP26077896G IP2607789BD IP2607789BM IP2607789G1 IP2607789VS IP2607789XR IP2607789ZM IP260778A5N IP260778A98 IP260778ACY IP260778AZP IP260778B4F IP260778BHA IP260778BV9 IP260778C4V IP260778CFD IP260778CFX
IP260778CJ2 IP260778CZQ IP260778CZY IP260778D1X IP260778D3R IP260778DDQ IP260778DMQ IP260778DPH IP260778E3H IP260778E8M IP260778ENW IP260778F8A IP260778FB4 IP260778FES IP260778FXX IP260778G4V IP260778GNB IP260778GNJ IP260778GVB IP260778GXF
IP260778HF4 IP260778HF7 IP260778HRF IP260778J2Y IP260778J4N IP260778J5R IP260778JM9 IP260778JR6 IP260778JXJ IP260778M12 IP260778M1F IP260778M9U IP260778MMC IP260778MN7 IP260778MQ6 IP260778MU2 IP260778NRB IP260778NVJ IP260778NXJ IP260778PQ7
IP260778PTT IP260778PVU IP260778QDA IP260778QY9 IP260778R4G IP260778R5E IP260778R7Y IP260778R8J IP260778R9J IP260778RCV IP260778RHY IP260778RPZ IP260778RSR IP260778S2V IP260778S4B IP260778S8T IP260778SCH IP260778SD7 IP260778SQC IP260778SU5
IP260778TDC IP260778TE3 IP260778TFC IP260778TFM IP260778THT IP260778TUB IP260778U1X IP260778U2J IP260778V67 IP260778VC7 IP260778VJ4 IP260778VQ6 IP260778WJ4 IP260778WW3 IP260778WX1 IP260778WXC IP260778X4W IP260778X6M IP260778X8M IP260778XFQ
IP260778XV2 IP260778Y5P IP260778Y62 IP260778Y8V IP260778YEW IP260778YHD IP260778YWJ IP260778YWY IP260778YX5 IP260778Z5T IP260778Z6Q IP260778ZGU IP260778ZJ2 IP2607791DZ IP2607791JB IP2607792SP IP2607792Z3 IP2607793J7 IP2607793TE IP2607793VG
IP2607793XB IP26077947M IP26077948W IP2607794E4 IP2607794XF IP2607795EJ IP2607795H9 IP2607795PF IP2607796F4 IP2607796J9 IP2607796NW IP2607796XP IP2607796Z2 IP2607797VY IP26077981J IP26077984D IP26077986Y IP2607798EA IP2607798MU IP2607798VU
IP26077997Z IP2607799HN IP2607799QV IP2607799ZT IP260779ABJ IP260779ABU IP260779AGN IP260779AH7 IP260779AR4 IP260779AYE IP260779B3A IP260779B3D IP260779B8E IP260779BCT IP260779BJ6 IP260779BVE IP260779BWU IP260779CC2 IP260779CGV IP260779CN2
IP260779CY2 IP260779CZU IP260779D6Q IP260779DJY IP260779DRP IP260779DTV IP260779E2H IP260779E94 IP260779EEQ IP260779ER3 IP260779EU8 IP260779F49 IP260779F63 IP260779FDB IP260779FZ4 IP260779G4Y IP260779GAS IP260779GB2 IP260779GDD IP260779GG7
IP260779GT6 IP260779H4U IP260779HAB IP260779HZA IP260779JFP IP260779JG8 IP260779JJM IP260779JS6 IP260779M8D IP260779MQB IP260779MUD IP260779NZE IP260779P7C IP260779PB4 IP260779PJ8 IP260779QB7 IP260779QTY IP260779R2J IP260779RJQ IP260779RXA
IP260779SA4 IP260779SCR IP260779SGJ IP260779STH IP260779THY IP260779TQE IP260779TZC IP260779U5Q IP260779U9V IP260779UC9 IP260779UEC IP260779UNS IP260779V7V IP260779V88 IP260779VDZ IP260779VHX IP260779VN3 IP260779VT8 IP260779W9M IP260779WHD
IP260779WHQ IP260779WRV IP260779WTW IP260779WWM IP260779X7B IP260779XJR IP260779YV8 IP260779Z93 IP260779ZPJ IP260779ZRY IP26077A16U IP26077A1A7 IP26077A1FV IP26077A21H IP26077A23P IP26077A28S IP26077A29U IP26077A2GF IP26077A2RF IP26077A2YU
IP26077A2Z3 IP26077A36T IP26077A3H5 IP26077A3PJ IP26077A46H IP26077A4P7 IP26077A4Y6 IP26077A518 IP26077A5EP IP26077A5NV IP26077A5UA IP26077A5Y8 IP26077A62A IP26077A683 IP26077A6AP IP26077A6CU IP26077A6FJ IP26077A6FQ IP26077A71A IP26077A7F1
IP26077A7FR IP26077A7R8 IP26077A7XY IP26077A81T IP26077A831 IP26077A9JV IP26077AA25 IP26077AB4J IP26077ACD6 IP26077ACF7 IP26077AF3N IP26077AFE5 IP26077AG7P IP26077AG9S IP26077AHM5 IP26077AMJ4 IP26077AN36 IP26077AP55 IP26077AR6M IP26077AR9E
IP26077ARB6 IP26077AU24 IP26077AU3R IP26077AVW9 IP26077AW79 IP26077AY3V IP26077AY3W IP26077AYB2 IP26077AZD7 IP26077B138 IP26077B14E IP26077B1WN IP26077B2EU IP26077B39E IP26077B3RZ IP26077B3SZ IP26077B3Z6 IP26077B442 IP26077B46C IP26077B4FC
IP26077B4X4 IP26077B5HB IP26077B5UM IP26077B5X3 IP26077B61U IP26077B6DF IP26077B791 IP26077B827 IP26077B85R IP26077B88E IP26077B8GA IP26077B976 IP26077B9E1 IP26077B9GV IP26077B9H2 IP26077B9X6 IP26077B9YH IP26077BA21 IP26077BA5V IP26077BB14
IP26077BC18 IP26077BED8 IP26077BF27 IP26077BFV6 IP26077BG3W IP26077BGF3 IP26077BH29 IP26077BHN2 IP26077BJ7X IP26077BM26 IP26077BP7C IP26077BP9T IP26077BQ6T IP26077BR3Y IP26077BR5H IP26077BUJ2 IP26077BW4P IP26077BY4E IP26077BZ12 IP26077C141
IP26077C1F8 IP26077C1J7 IP26077C1WA IP26077C2V8 IP26077C2YD IP26077C351 IP26077C3BG IP26077C3G5 IP26077C3UX IP26077C49H IP26077C49U IP26077C4AR IP26077C4VV IP26077C5HH IP26077C5MA IP26077C63X IP26077C67H IP26077C6AE IP26077C6DG IP26077C6HS
IP26077C6WM IP26077C7AB IP26077C842 IP26077C897 IP26077C8B6 IP26077C8B8 IP26077C8QR IP26077C8VR IP26077C8ZN IP26077C92Z IP26077C9E2 IP26077C9R2 IP26077CAA3 IP26077CB1J IP26077CBZ7 IP26077CD8A IP26077CDH3 IP26077CDN7 IP26077CG9E IP26077CGQ2
IP26077CH44 IP26077CH9V IP26077CMM8 IP26077CRV3 IP26077CTM8 IP26077CU37 IP26077CUC5 IP26077CV17 IP26077CW6Z IP26077CW7C IP26077CW9G IP26077CWH3 IP26077CX2H IP26077CY24 IP26077CZQ3 IP26077D1JQ IP26077D1UJ IP26077D21A IP26077D2B5 IP26077D2GF
IP26077D38E IP26077D3MP IP26077D3Y1 IP26077D4D4 IP26077D4F9 IP26077D53Q IP26077D54D IP26077D5D4 IP26077D5J8 IP26077D5N1 IP26077D5NE IP26077D5PH IP26077D5S7 IP26077D5ZA IP26077D5ZW IP26077D6GB IP26077D6RB IP26077D72Y IP26077D76M IP26077D7EA
IP26077D7FG IP26077D7M4 IP26077D7UG IP26077D7Y4 IP26077D82A IP26077D88J IP26077D892 IP26077D8AT IP26077D8EM IP26077D8T7 IP26077D91W IP26077D9U8 IP26077DA2D IP26077DA3V IP26077DA6X IP26077DA96 IP26077DA98 IP26077DB3V IP26077DB6J IP26077DBS8
IP26077DDG6 IP26077DH94 IP26077DH9S IP26077DM47 IP26077DMQ4 IP26077DMY2 IP26077DNE6 IP26077DNY5 IP26077DPG3 IP26077DRC5 IP26077DRM4 IP26077DS48 IP26077DTQ8 IP26077DU42 IP26077DV6W IP26077DV77 IP26077DWP2 IP26077DWT8 IP26077DX6F IP26077DYP6
IP26077DZR7 IP26077E151 IP26077E1H3 IP26077E1NZ IP26077E2D1 IP26077E2HX IP26077E2V7 IP26077E2X3 IP26077E36T IP26077E3MM IP26077E3SB IP26077E3WD IP26077E46T IP26077E4GC IP26077E4M8 IP26077E55N IP26077E5C2 IP26077E5D9 IP26077E5J7 IP26077E61F
IP26077E6GF IP26077E6T5 IP26077E7GJ IP26077E7J7 IP26077E83G IP26077E89T IP26077E93X IP26077E9AX IP26077E9E5 IP26077EB25 IP26077EBP4 IP26077EC6B IP26077EC9T IP26077EF2X IP26077EF6X IP26077EG8T IP26077EGP2 IP26077EH4Y IP26077EHN7 IP26077EM6Y
IP26077EN4Z IP26077ENB9 IP26077EQE4 IP26077ET1J IP26077ET8C IP26077ETE7 IP26077EU66 IP26077EV8V IP26077EW7D IP26077EWM6 IP26077EX4X IP26077EX5X IP26077EXQ5 IP26077EY15 IP26077EYW3 IP26077F1AX IP26077F1C1 IP26077F1ER IP26077F1J1 IP26077F21X
IP26077F27T IP26077F2CX IP26077F2GB IP26077F36Q IP26077F3S7 IP26077F45J IP26077F46T IP26077F48P IP26077F4H4 IP26077F4T9 IP26077F55G IP26077F5RW IP26077F69E IP26077F6B7 IP26077F6G6 IP26077F6M1 IP26077F72V IP26077F73E IP26077F7WW IP26077F82U
IP26077F859 IP26077F8E1 IP26077F98D IP26077F9DB IP26077FA1Z IP26077FA8C IP26077FB66 IP26077FCX9 IP26077FD1J IP26077FDD8 IP26077FEC9 IP26077FF5S IP26077FFA7 IP26077FFG7 IP26077FG4W IP26077FH15 IP26077FH8Z IP26077FHW1 IP26077FJ4T IP26077FMG6
IP26077FN3M IP26077FND2 IP26077FPC5 IP26077FQ13 IP26077FQ86 IP26077FT84 IP26077FU7Q IP26077FWD7 IP26077FWW1 IP26077FX46 IP26077FX86 IP26077FXX5 IP26077FZD2 IP26077FZU7 IP26077G21B IP26077G2C8 IP26077G2Q3 IP26077G2V4 IP26077G33D IP26077G3DF
IP26077G4GD IP26077G4R3 IP26077G4XV IP26077G51Z IP26077G546 IP26077G564 IP26077G5FV IP26077G5NZ IP26077G64Q IP26077G6AV IP26077G6CN IP26077G6FW IP26077G6Q8 IP26077G73Q IP26077G7BF IP26077G7EB IP26077G7PY IP26077G8D6 IP26077G8PZ IP26077G8RN
IP26077G8U3 IP26077G8V7 IP26077G8WN IP26077G8WV IP26077G985 IP26077G9A6 IP26077G9CQ IP26077G9N2 IP26077G9VJ IP26077G9XU IP26077G9Y3 IP26077G9Z1 IP26077GAZ2 IP26077GB55 IP26077GB7J IP26077GC43 IP26077GCA1 IP26077GCM2 IP26077GD5A IP26077GD9J
IP26077GDC3 IP26077GF61 IP26077GFT4 IP26077GHN4 IP26077GQ24 IP26077GQ2A IP26077GQG4 IP26077GQG5 IP26077GS13 IP26077GS8E IP26077GT1F IP26077GT3S IP26077GU7F IP26077GU8F IP26077GV54 IP26077GV5Z IP26077GWF6 IP26077GY67 IP26077H11R IP26077H1A9
IP26077H1GD IP26077H1QF IP26077H1UX IP26077H235 IP26077H2M9 IP26077H2QG IP26077H2TE IP26077H2YW IP26077H38P IP26077H3SJ IP26077H3SQ IP26077H3Z6 IP26077H4GB IP26077H4SC IP26077H4V4 IP26077H4Z2 IP26077H5M1 IP26077H5PT IP26077H5UQ IP26077H61M
IP26077H6DA IP26077H6GY IP26077H766 IP26077H7QB IP26077H7SD IP26077H82A IP26077H858 IP26077H8RU IP26077H8U2 IP26077H99N IP26077H9PW IP26077HAC3 IP26077HBA5 IP26077HBD2 IP26077HBP3 IP26077HCP4 IP26077HE3F IP26077HE8P IP26077HF8F IP26077HFD4
IP26077HGE4 IP26077HGG1 IP26077HH28 IP26077HH34 IP26077HH65 IP26077HHC9 IP26077HHG1 IP26077HJR4 IP26077HMF7 IP26077HMP6 IP26077HNR3 IP26077HNU7 IP26077HSH2 IP26077HSP5 IP26077HT5C IP26077HTN9 IP26077HTV2 IP26077HVE8 IP26077HVX6 IP26077HX12
IP26077HY1M IP26077J1J6 IP26077J1SN IP26077J1WJ IP26077J2ZQ IP26077J4MY IP26077J4RX IP26077J4ZU IP26077J51Q IP26077J53X IP26077J58U IP26077J5CH IP26077J5MA IP26077J5RX IP26077J65Z IP26077J6J7 IP26077J7SH IP26077J7U9 IP26077J7VD IP26077J822
IP26077J8CH IP26077J8EJ IP26077J8G2 IP26077J8Q2 IP26077J8SZ IP26077J9P8 IP26077J9WM IP26077JB3P IP26077JC55 IP26077JD6W IP26077JE9R IP26077JEW1 IP26077JF39 IP26077JG1Y IP26077JGQ1 IP26077JH42 IP26077JM3R IP26077JQ28 IP26077JQV9 IP26077JS36

IP2607JS4C IP2607JS62 IP2607JSF3 IP2607JU4D IP2607JV56 IP2607JV8P IP2607JW69 IP2607JWS7 IP2607JX1D IP2607JZW4 IP2607M14Q IP2607M1FD IP2607M1XC IP2607M1XU IP2607M1ZR IP2607M217 IP2607M22H IP2607M23Q IP2607M2G1 IP2607M2Q7

IP2607M2VG IP2607M3WJ IP2607M45Z IP2607M4HY IP2607M4YZ IP2607M5Q9 IP2607M655 IP2607M68Q IP2607M727 IP2607M7AM IP2607M7BA IP2607M7JF IP2607M7Y1 IP2607M7Y3 IP2607M8MT IP2607M8N9 IP2607M946 IP2607M96G IP2607M9E6 IP2607M9W6

IP2607MA6Z IP2607MB2U IP2607MB71 IP2607MB77 IP2607MDR6 IP2607MG2Z IP2607MG4J IP2607MH8G IP2607MH8Q IP2607MJM1 IP2607MN15 IP2607MN35 IP2607MP3Y IP2607MP5H IP2607MP66 IP2607MPE9 IP2607MQJ6 IP2607MS7M IP2607MTN1 IP2607MU1D

IP2607MV3J IP2607MVQ6 IP2607MW69 IP2607MXN1 IP2607MXN6 IP2607MY14 IP2607N11U IP2607N1Z2 IP2607N1Z3 IP2607N1Z4 IP2607N24H IP2607N2C7 IP2607N2FJ IP2607N2RY IP2607N374 IP2607N3D3 IP2607N3N1 IP2607N44M IP2607N47G IP2607N4DX

IP2607N4JC IP2607N57C IP2607N5EJ IP2607N5JD IP2607N5MM IP2607N5QC IP2607N65H IP2607N6FA IP2607N6FX IP2607N6W4 IP2607N6YY IP2607N72V IP2607N84E IP2607N8EG IP2607N8NR IP2607N8RD IP2607N9D9 IP2607N9DH IP2607N9ES IP2607N9Q4

IP2607N9WX IP2607N9ZZ IP2607NA11 IP2607NA8R IP2607NAG8 IP2607NB19 IP2607NB4J IP2607NC1X IP2607NDA7 IP2607NE7R IP2607NE7W IP2607NFE2 IP2607NFU6 IP2607NM73 IP2607NND4 IP2607NP1R IP2607NP66 IP2607NRR9 IP2607NT5Y IP2607NTF5

IP2607NU3T IP2607NU9W IP2607NV8P IP2607NVP4 IP2607NW6U IP2607NX6Z IP2607NY2S IP2607NY8F IP2607NYJ6 IP2607NZ3Z IP2607NZF3 IP2607NZQ9 IP2607P13N IP2607P1CB IP2607P1ZV IP2607P29F IP2607P2A9 IP2607P2BW IP2607P2EM IP2607P2F4

IP2607P2NF IP2607P3C9 IP2607P3GN IP2607P3H8 IP2607P3WP IP2607P52C IP2607P5DZ IP2607P5WR IP2607P5XQ IP2607P5YY IP2607P6BB IP2607P6EF IP2607P6F9 IP2607P6U6 IP2607P6U8 IP2607P7BZ IP2607P7T1 IP2607P88F IP2607P8NY IP2607P8PQ

IP2607P92B IP2607P9TA IP2607PA13 IP2607PA2N IP2607PAR3 IP2607PC33 IP2607PD3J IP2607PE8U IP2607PH43 IP2607PJ7W IP2607PJU9 IP2607PM1Q IP2607PM5Y IP2607PN5A IP2607PP45 IP2607PS6E IP2607PS7U IP2607PT21 IP2607PT8T IP2607PU31

IP2607PV1Z IP2607PV3T IP2607PV3X IP2607PV7E IP2607PX2E IP2607PX3A IP2607PX4Z IP2607PY3J IP2607PZ1Z IP2607Q11N IP2607Q12D IP2607Q1DU IP2607Q1HX IP2607Q2V1 IP2607Q2V5 IP2607Q2YR IP2607Q33R IP2607Q3SY IP2607Q44D IP2607Q465

IP2607Q4S7 IP2607Q544 IP2607Q5H5 IP2607Q5T7 IP2607Q5TJ IP2607Q69D IP2607Q6JM IP2607Q6YP IP2607Q73W IP2607Q7GA IP2607Q8VP IP2607QA31 IP2607QA55 IP2607QAB9 IP2607QAG2 IP2607QBU2 IP2607QC6J IP2607QCF6 IP2607QCX6 IP2607QD8Y

IP2607QE29 IP2607QFS9 IP2607QFT3 IP2607QFY6 IP2607QJ8M IP2607QJ98 IP2607QJN9 IP2607QJX7 IP2607QNH5 IP2607QP7R IP2607QQ4X IP2607QRD9 IP2607QSP7 IP2607QV92 IP2607QW3S IP2607QW42 IP2607QX9U IP2607QYA7 IP2607QZ7G IP2607QZ81

IP2607QZ9D IP2607R12H IP2607R196 IP2607R1QH IP2607R33E IP2607R38X IP2607R3D5 IP2607R3G2 IP2607R3JU IP2607R486 IP2607R48Q IP2607R49P IP2607R4D2 IP2607R4QM IP2607R4R1 IP2607R5D5 IP2607R5MX IP2607R5ZD IP2607R6VV IP2607R73H

IP2607R7MJ IP2607R7PG IP2607R7Q7 IP2607R7UQ IP2607R7VD IP2607R7ZD IP2607R86J IP2607R941 IP2607R9DT IP2607R9ER IP2607R9GQ IP2607R9Q9 IP2607RB6D IP2607RC4V IP2607RC94 IP2607RD8A IP2607RDW3 IP2607RE2V IP2607RE56 IP2607RE61

IP2607RE7G IP2607RE91 IP2607RF52 IP2607RG76 IP2607RG7G IP2607RGA5 IP2607RH2F IP2607RM6F IP2607RMU8 IP2607RN17 IP2607RP3J IP2607RQ77 IP2607RQ89 IP2607RR5V IP2607RR8B IP2607RRT2 IP2607RSF8 IP2607RT4F IP2607RTD6 IP2607RTU6

IP2607RUU7 IP2607RV1N IP2607RW38 IP2607RW77 IP2607RX6P IP2607RX7C IP2607RXU8 IP2607RY7B IP2607RZ6U IP2607S16B IP2607S16R IP2607S1Q1 IP2607S23M IP2607S31T IP2607S34A IP2607S34Y IP2607S3B7 IP2607S3PN IP2607S3Y6 IP2607S4GJ

IP2607S4P6 IP2607S521 IP2607S5BZ IP2607S639 IP2607S668 IP2607S66U IP2607S6AJ IP2607S6RS IP2607S6WM IP2607S72J IP2607S7B1 IP2607S7BJ IP2607S7PZ IP2607S8QD IP2607S8QT IP2607S95F IP2607S9H4 IP2607S9S5 IP2607SB2J IP2607SC3Q

IP2607SCE6 IP2607SD81 IP2607SE4G IP2607SEU4 IP2607SEW9 IP2607SG47 IP2607SG54 IP2607SGC8 IP2607SH8N IP2607SHF1 IP2607SHF4 IP2607SJ9Q IP2607SPQ1 IP2607SQ8S IP2607SQX2 IP2607SR36 IP2607SS8W IP2607SSQ7 IP2607SU2E IP2607SV5U

IP2607SZ37 IP2607SZ97 IP2607T11X IP2607T1A8 IP2607T1BJ IP2607T1DE IP2607T1R2 IP2607T1ZN IP2607T25X IP2607T2QV IP2607T2UM IP2607T31X IP2607T3BW IP2607T4FM IP2607T4GS IP2607T4PS IP2607T4Q3 IP2607T51P IP2607T5E1 IP2607T5NF

IP2607T5NM IP2607T5WG IP2607T687 IP2607T68J IP2607T6QY IP2607T7AF IP2607T83W IP2607T8JH IP2607T8N3 IP2607T9E3 IP2607T9W2 IP2607TAE3 IP2607TB7U IP2607TCE2 IP2607THJ3 IP2607TJX1 IP2607TME9 IP2607TPE8 IP2607TR6M IP2607TSP9

IP2607TSW7 IP2607TTM8 IP2607TU8E IP2607TW5B IP2607TWM5 IP2607TX2D IP2607TX3H IP2607TXV8 IP2607TY1G IP2607TZ87 IP2607TZ9A IP2607TZS9 IP2607U1A6 IP2607U25Y IP2607U2C8 IP2607U2CT IP2607U2VS IP2607U318 IP2607U3N4 IP2607U4BJ

IP2607U4V8 IP2607U54P IP2607U55Z IP2607U567 IP2607U58C IP2607U5C9 IP2607U5G2 IP2607U5TJ IP2607U5Z9 IP2607U68U IP2607U6AE IP2607U782 IP2607U79H IP2607U7PC IP2607U846 IP2607U8NH IP2607U8PS IP2607U8VJ IP2607U8YZ IP2607U98H

IP2607U9B9 IP2607UAS2 IP2607UF19 IP2607UF89 IP2607UFY8 IP2607UH36 IP2607UJ3X IP2607UJX3 IP2607UMM7 IP2607UP3Q IP2607UPM7 IP2607UPQ2 IP2607UQ49 IP2607US7S IP2607USB7 IP2607USE8 IP2607UT9X IP2607UTM5 IP2607UU4A IP2607UUW2

IP2607UW2N IP2607UW5T IP2607UW7E IP2607UX4W IP2607UXH6 IP2607V118 IP2607V12Z IP2607V138 IP2607V1A2 IP2607V1CM IP2607V1FW IP2607V1PN IP2607V1YC IP2607V291 IP2607V2A7 IP2607V2SH IP2607V2XM IP2607V2ZS IP2607V3M1 IP2607V42R

IP2607V47F IP2607V47Q IP2607V4SE IP2607V4T1 IP2607V4U4 IP2607V4U5 IP2607V4ZM IP2607V59V IP2607V633 IP2607V6HX IP2607V6SN IP2607V6TB IP2607V73X IP2607V74Q IP2607V77M IP2607V7CH IP2607V7NP IP2607V8BH IP2607V99J IP2607VB7A

IP2607VC6N IP2607VC95 IP2607VD61 IP2607VE7N IP2607VE8S IP2607VE9X IP2607VFS3 IP2607VFT9 IP2607VG3T IP2607VHG5 IP2607VHM2 IP2607VJ9N IP2607VN3B IP2607VN7N IP2607VN88 IP2607VND2 IP2607VQ8A IP2607VQ8E IP2607VR56 IP2607VRU9

IP2607VT1D IP2607VT3R IP2607VTR2 IP2607VU19 IP2607VUP4 IP2607VV2F IP2607VW1X IP2607VW3F IP2607VX77 IP2607VX7G IP2607VXT5 IP2607VY6R IP2607VY9B IP2607W11D IP2607W1AT IP2607W1D2 IP2607W1FW IP2607W2H8 IP2607W337 IP2607W344

IP2607W3JM IP2607W3UV IP2607W3VT IP2607W4B2 IP2607W4TH IP2607W4Y5 IP2607W58B IP2607W5B2 IP2607W5FR IP2607W5X4 IP2607W653 IP2607W67X IP2607W6MJ IP2607W6VF IP2607W6Z2 IP2607W7H5 IP2607W7Q6 IP2607W7TC IP2607W8EN IP2607W8FE

IP2607W8HW IP2607W8U5 IP2607W8UW IP2607W8VR IP2607W9D1 IP2607W9G7 IP2607W9R8 IP2607W9RG IP2607WBF6 IP2607WC17 IP2607WC55 IP2607WE89 IP2607WF5F IP2607WGY3 IP2607WM2W IP2607WMR8 IP2607WN9S IP2607WNJ4 IP2607WP8W IP2607WS23

IP2607WS7R IP2607WSW1 IP2607X13S IP2607X1FN IP2607X1GZ IP2607X1SF IP2607X1SU IP2607X1TP IP2607X1Y7 IP2607X1ZN IP2607X26G IP2607X29M IP2607X2G7 IP2607X2WE IP2607X3Q4 IP2607X414 IP2607X4AZ IP2607X4T1 IP2607X5E6 IP2607X68F

IP2607X68Y IP2607X6FF IP2607X6H6 IP2607X6JX IP2607X6Q7 IP2607X7PT IP2607X7YA IP2607X8DZ IP2607X8EN IP2607X8N7 IP2607X8Z4 IP2607X94P IP2607X9G1 IP2607X9UZ IP2607X9YR IP2607XA2D IP2607XB93 IP2607XC39 IP2607XD5Y IP2607XF3W

IP2607XFT4 IP2607XM1M IP2607XM35 IP2607XN54 IP2607XQ82 IP2607XSU2 IP2607XSV7 IP2607XT7W IP2607XTP5 IP2607XU9P IP2607XUJ3 IP2607XUS3 IP2607XV25 IP2607XV88 IP2607XW6Q IP2607XXC5 IP2607XXS9 IP2607XXY9 IP2607XY3E IP2607Y124

IP2607Y1B5 IP2607Y1DU IP2607Y1VU IP2607Y1WX IP2607Y22E IP2607Y2H5 IP2607Y2HV IP2607Y2JY IP2607Y2W6 IP2607Y3H3 IP2607Y3PZ IP2607Y3XS IP2607Y41R IP2607Y49C IP2607Y4A2 IP2607Y4J8 IP2607Y4T3 IP2607Y4WY IP2607Y4XE IP2607Y56P

IP2607Y6FQ IP2607Y6H3 IP2607Y6S9 IP2607Y7AV IP2607Y7DX IP2607Y7RJ IP2607Y8JM IP2607Y93D IP2607Y9UJ IP2607Y9WU IP2607YAG1 IP2607YBS2 IP2607YBT4 IP2607YCG3 IP2607YD46 IP2607YD6Y IP2607YDA9 IP2607YEP8 IP2607YFG7 IP2607YG6N

IP2607YH5D IP2607YH7Y IP2607YHF7 IP2607YJP8 IP2607YRG8 IP2607YS91 IP2607YT8T IP2607YTP5 IP2607YTP7 IP2607YV7E IP2607YVV8 IP2607YX33 IP2607YX7P IP2607YX8D IP2607YY7U IP2607YY96 IP2607YZ5U IP2607Z145 IP2607Z1A1 IP2607Z2F9

IP2607Z2WS IP2607Z38C IP2607Z3GR IP2607Z3H6 IP2607Z3X9 IP2607Z443 IP2607Z46X IP2607Z4FX IP2607Z4VX IP2607Z528 IP2607Z554 IP2607Z5C8 IP2607Z5GA IP2607Z5H9 IP2607Z64D IP2607Z656 IP2607Z67J IP2607Z6MP IP2607Z734 IP2607Z7FA

IP2607Z7FE IP2607Z7P6 IP2607Z7TA IP2607Z8G9 IP2607Z8S7 IP2607Z98M IP2607Z9DX IP2607Z9DY IP2607Z9QV IP2607Z9RR IP2607ZAN5 IP2607ZB79 IP2607ZBX2 IP2607ZD18 IP2607ZDM3 IP2607ZE67 IP2607ZF4S IP2607ZGX9 IP2607ZHJ2 IP2607ZHN3

IP2607ZM2D IP2607ZM47 IP2607ZM8H IP2607ZME5 IP2607ZP8U IP2607ZPQ2 IP2607ZPS9 IP2607ZQB2 IP2607ZQM1 IP2607ZR1M IP2607ZUV8 IP2607ZW7D IP2607ZXA8 IP2607ZXC5 IP2607ZZ4Z IP2607ZZA7 IP2608119U IP260811C8 IP260811CN IP260811HY

IP260811HZ IP260811TE IP2608125Q IP260812FT IP260812G9 IP260812Y6 IP2608136C IP260813AX IP260813M2 IP260813M9 IP260814AU IP260814EZ IP260814GB IP260814JF IP260814RG IP260814SW IP260815G8 IP260815S7 IP2608161Q IP260816CT

IP260816YH IP260816YW IP260817RF IP2608183Z IP2608184C IP260818A6 IP260818PJ IP260818RP IP260818VE IP2608193X IP2608195D IP2608196Z IP2608198B IP260819DV IP260819GU IP260819NM IP26081A4Q IP26081AA1 IP26081AA6 IP26081ABZ

IP26081ACS IP26081B2G IP26081BFT IP26081BR1 IP26081BSR IP26081BZN IP26081C4R IP26081C8X IP26081CNY IP26081D9H IP26081DFR IP26081DMM IP26081E4X IP26081ECF IP26081EDC IP26081EHZ IP26081EM5 IP26081EQC IP26081ES6 IP26081ETV

IP26081EZT IP26081F8V IP26081F8X IP26081FCM IP26081FJA IP26081FX4 IP26081G19 IP26081G3B IP26081GJP IP26081GT1 IP26081H1P IP26081HA2 IP26081HC9 IP26081HDN IP26081HVE IP26081J8J IP26081JCF IP26081JRZ IP26081JV4 IP26081M4U

IP26081M5A IP26081M5C IP26081MMA IP26081MNF IP26081N1N IP26081N69 IP26081PET IP26081PJ1 IP26081PMC IP26081PXS IP26081PZQ IP26081Q1C IP26081QDP IP26081QEV IP26081QTN IP26081R2C IP26081R2X IP26081R7J IP26081R88 IP26081RFE

IP26081RHT IP26081RPG IP26081RTA IP26081S1W IP26081SAB IP26081SP4 IP26081SPD IP26081SWS IP26081T8M IP26081TGW IP26081TJE IP26081TNG IP26081TRY IP26081U5Q IP26081U86 IP26081U91 IP26081UDH IP26081UQQ IP26081UTZ IP26081UU7

IP26081UXM IP26081V53 IP26081VAU IP26081VEM IP26081VGD IP26081VGS IP26081VMZ IP26081VQV IP26081VVS IP26081W63 IP26081WPY IP26081WQ9 IP26081WVA IP26081WWF IP26081WZZ IP26081X3F IP26081X5V IP26081XR7 IP26081YHC IP26081YSU

IP26081YTD IP26081YTV IP26081YTW IP26081YVG IP26081YYY IP26081Z3A IP26081Z4B IP26081Z9U IP26081ZB6 IP26081ZGG IP26081ZR8 IP26081ZVU IP260821M8 IP260821W7 IP260821YA IP2608225N IP260822A5 IP260822G6 IP260822GA IP260822PU
IP260822VF IP260822XV IP260823MV IP260823QG IP260823TZ IP260823WQ IP2608246Y IP2608248B IP2608249P IP2608252A IP260825JP IP260825JV IP260825MD IP260825RY IP260825SP IP260825ZE IP2608262A IP2608264E IP260826N7 IP260826TY
IP260826U3 IP260826UB IP260826VH IP2608275H IP260827GS IP260827JR IP260827VH IP260827VJ IP260827VW IP260827X8 IP260828F1 IP260828RM IP260828SA IP260828WJ IP2608292E IP2608296V IP260829N9 IP260829VS IP260829YP IP260829ZG
IP26082A1Q IP26082AFW IP26082AGA IP26082AHE IP26082ASJ IP26082AW3 IP26082AWY IP26082BBH IP26082BPM IP26082C3W IP26082C5S IP26082C6Z IP26082C7D IP26082C8X IP26082CAJ IP26082CBW IP26082CHC IP26082CU1 IP26082CU9 IP26082CY9
IP26082CZ8 IP26082D3U IP26082D6E IP26082DA8 IP26082DAM IP26082DH6 IP26082DJZ IP26082E8A IP26082EBV IP26082EJD IP26082ES5 IP26082EYZ IP26082F5Q IP26082FE8 IP26082FR7 IP26082FU9 IP26082FUH IP26082FWP IP26082G6E IP26082G98
IP26082GEW IP26082GNH IP26082GQA IP26082H5Z IP26082H7W IP26082H94 IP26082HCB IP26082HUQ IP26082J7G IP26082JER IP26082JRX IP26082JU5 IP26082JUC IP26082MDE IP26082MMB IP26082MQ3 IP26082NC7 IP26082NJ3 IP26082NTB IP26082NU4
IP26082NVC IP26082NZR IP26082PR4 IP26082PS6 IP26082PWN IP26082QP7 IP26082QXN IP26082R7E IP26082RRZ IP26082RWE IP26082SF6 IP26082SYG IP26082SZD IP26082TN5 IP26082TTU IP26082TZP IP26082U4F IP26082U9Q IP26082UD9 IP26082UHR
IP26082UP6 IP26082URC IP26082VF3 IP26082VN3 IP26082VTM IP26082W5M IP26082W5U IP26082WUE IP26082X1Z IP26082XHP IP26082XMW IP26082XTB IP26082Y1Q IP26082Y7C IP26082Y9C IP26082YTF IP26082Z2W IP26082Z5G IP26082Z6W IP26082ZBC
IP26082ZCM IP26082ZQQ IP2608313R IP2608319T IP260831CJ IP260831G1 IP260831R7 IP260831T8 IP260831TA IP260832QF IP260832XP IP260833NH IP260833VW IP2608348J IP260834A2 IP260834BB IP260834PJ IP2608355Z IP260835Q5 IP260835YD
IP2608366P IP2608368M IP260836A3 IP260836D1 IP260837DQ IP260838A8 IP260838M1 IP260838MQ IP260838WA IP260839N5 IP260839ZN IP26083A3B IP26083A73 IP26083A9E IP26083AA5 IP26083AES IP26083AMV IP26083APP IP26083AQ7 IP26083AUV
IP26083AYC IP26083B2R IP26083B7J IP26083B8B IP26083B9P IP26083BBR IP26083BC4 IP26083BEN IP26083BQ2 IP26083BUN IP26083CQ7 IP26083CR9 IP26083CYG IP26083CYZ IP26083D2C IP26083D3A IP26083D97 IP26083DFS IP26083DYF IP26083E9R
IP26083EAU IP26083EDC IP26083EF3 IP26083EGF IP26083EJ3 IP26083EMJ IP26083EP8 IP26083EXG IP26083EYH IP26083EYS IP26083EZY IP26083F8R IP26083FAW IP26083FJE IP26083FJV IP26083FNX IP26083FQ1 IP26083G4U IP26083G7J IP26083GB3
IP26083GFM IP26083GQD IP26083GXS IP26083H73 IP26083H7W IP26083HAQ IP26083HCZ IP26083JT3 IP26083JTP IP26083JU8 IP26083JVX IP26083JYX IP26083M3F IP26083M6F IP26083M9P IP26083MJS IP26083MQG IP26083MXC IP26083N4P IP26083NAH
IP26083NB8 IP26083NNV IP26083NPN IP26083NRS IP26083NU2 IP26083NXY IP26083P7A IP26083PHX IP26083PW9 IP26083Q5H IP26083Q8H IP26083R2X IP26083REF IP26083RYH IP26083S5S IP26083SGQ IP26083SH2 IP26083SQC IP26083SV8 IP26083SX1
IP26083TAQ IP26083TQN IP26083UAQ IP26083UBW IP26083UQW IP26083UU5 IP26083UW3 IP26083V41 IP26083VB2 IP26083VFP IP26083VXX IP26083W5J IP26083W6B IP26083WPD IP26083WXQ IP26083WYP IP26083X4A IP26083XM3 IP26083XMU IP26083XPQ
IP26083XRF IP26083XSW IP26083Y3Z IP26083YCF IP26083YRC IP26083YU6 IP26083Z3W IP26083Z48 IP26083Z6C IP26083ZCC IP26083ZH5 IP26083ZTR IP26083ZUY IP260841FV IP260841M9 IP260841MB IP260841PJ IP260841VA IP2608429B IP260842JC
IP260842NU IP260842RR IP260843YW IP260844AJ IP260844C1 IP260844MU IP260844SM IP260844XW IP2608459R IP260845PY IP260845SZ IP260846CA IP260846J9 IP260846V7 IP2608472C IP260847B5 IP260847JJ IP260847TH IP260847ZD IP2608484J
IP2608485P IP2608485Y IP260848GF IP260848N2 IP260848PP IP260848R9 IP2608491C IP2608497A IP2608498S IP260849A7 IP260849DP IP260849EA IP260849P4 IP260849QE IP260849U4 IP260849WD IP260849WJ IP260849XF IP26084A16 IP26084A4Q
IP26084ADJ IP26084ATU IP26084B5T IP26084BE4 IP26084BUM IP26084BX3 IP26084BXZ IP26084BZD IP26084C33 IP26084C4E IP26084CTE IP26084CW7 IP26084D5T IP26084D8F IP26084DCJ IP26084DD6 IP26084DE9 IP26084DFG IP26084DN5 IP26084DV4
IP26084DYQ IP26084E3W IP26084E44 IP26084E8D IP26084EDZ IP26084EGX IP26084EUX IP26084EYV IP26084EZ5 IP26084F79 IP26084FFP IP26084FMS IP26084FU5 IP26084FUG IP26084G9M IP26084GHJ IP26084GNR IP26084GT5 IP26084GW6 IP26084GXF
IP26084H1W IP26084H3V IP26084HED IP26084HJR IP26084HSG IP26084JBU IP26084JNE IP26084JRY IP26084JYU IP26084MC1 IP26084MGX IP26084MP4 IP26084MT4 IP26084MZF IP26084N3R IP26084NE2 IP26084NVF IP26084P45 IP26084PM7 IP26084PWE
IP26084PY4 IP26084Q65 IP26084R35 IP26084RTE IP26084RZF IP26084S9E IP26084ST5 IP26084T13 IP26084T1N IP26084T4C IP26084T5C IP26084TFZ IP26084TTE IP26084TW9 IP26084TYM IP26084U51 IP26084U6N IP26084UMA IP26084UQN IP26084UQV
IP26084UTB IP26084UTD IP26084UXN IP26084VBZ IP26084VDC IP26084VGG IP26084VJ2 IP26084VP1 IP26084VTN IP26084VUW IP26084VXQ IP26084VZM IP26084W12 IP26084X68 IP26084XBA IP26084XD2 IP26084XG4 IP26084XSF IP26084XZN IP26084XZY
IP26084Y8E IP26084YG7 IP26084YH3 IP26084YHV IP26084YQ2 IP26084YSB IP26084YWZ IP26084Z7Q IP26084ZJH IP260851C2 IP260851CJ IP260851N1 IP260851P6 IP260851WV IP260852NZ IP260852SZ IP260852W3 IP260852ZM IP260853JN IP260853M2
IP260853UE IP260854AJ IP260854JT IP260854MR IP260854RX IP260854X5 IP260854XN IP260854YJ IP2608551B IP2608554J IP2608557N IP260855C1 IP260855Q7 IP260855XZ IP260856A1 IP260856BA IP260856TG IP2608578C IP260857AG IP260857F8
IP260857FB IP260857JR IP260857VQ IP260857Y6 IP2608582Y IP2608585H IP260858RC IP260858XW IP2608591A IP260859FG IP260859GM IP260859GV IP26085A2R IP26085A58 IP26085AA6 IP26085AC5 IP26085AF1 IP26085AHS IP26085AN5 IP26085AR5
IP26085ASA IP26085AZ5 IP26085B7E IP26085B8U IP26085BE8 IP26085BEN IP26085BFX IP26085BQP IP26085BXN IP26085BZH IP26085C2F IP26085CE1 IP26085CSG IP26085D2D IP26085D9U IP26085DP8 IP26085DZT IP26085E1P IP26085E6C IP26085ECY
IP26085EZH IP26085F4E IP26085F4J IP26085FG6 IP26085FJM IP26085FM4 IP26085FSU IP26085FUC IP26085FUU IP26085G51 IP26085GBT IP26085GDN IP26085GDU IP26085GEA IP26085GGV IP26085GMR IP26085GU8 IP26085HS2 IP26085HTZ IP26085J3P
IP26085J7W IP26085J9C IP26085JE4 IP26085JPU IP26085JY7 IP26085M5E IP26085MB8 IP26085MG1 IP26085MJ1 IP26085MJA IP26085MMJ IP26085MSN IP26085MUQ IP26085MVH IP26085N59 IP26085N8V IP26085NEA IP26085NGC IP26085NMJ IP26085NNZ
IP26085PG2 IP26085PN3 IP26085PSJ IP26085PTN IP26085Q8E IP26085Q95 IP26085QB8 IP26085QC9 IP26085QQT IP26085QRT IP26085QUU IP26085R4E IP26085R83 IP26085RFG IP26085RH3 IP26085RVF IP26085SBC IP26085SC8 IP26085SQ7 IP26085T5X
IP26085T61 IP26085T64 IP26085TQX IP26085TQZ IP26085TSM IP26085TWS IP26085TYQ IP26085U6U IP26085UGX IP26085UJE IP26085US8 IP26085UUV IP26085UZR IP26085V1F IP26085V78 IP26085V7Y IP26085VD7 IP26085VRU IP26085VSV IP26085W1V
IP26085W3R IP26085W61 IP26085WAR IP26085WGS IP26085WW8 IP26085WZA IP26085WZS IP26085X4N IP26085X56 IP26085X7V IP26085X9R IP26085XFU IP26085XHM IP26085XTU IP26085XUR IP26085Y1C IP26085Y9S IP26085YPC IP26085YQ9 IP26085YQH
IP26085YX6 IP26085Z2Z IP26085ZHV IP26085ZTJ IP2608614Y IP260861EE IP260861J8 IP260861QD IP260861UF IP260862TY IP260862WG IP260862X3 IP260863VN IP2608643C IP2608647N IP2608654S IP260865CP IP260865PP IP260865RP IP260865XS
IP260866A9 IP260866BM IP260866WU IP260867EB IP260867FV IP260867PW IP260867VR IP260867VY IP260867WC IP260867XN IP260867YV IP260868MP IP260868RC IP260868T4 IP260868Z1 IP2608691U IP260869BD IP260869RB IP26086A15 IP26086A34
IP26086A5T IP26086AHU IP26086ARE IP26086AY6 IP26086BC7 IP26086BX3 IP26086BXW IP26086BZV IP26086C1E IP26086C5W IP26086C8P IP26086CCG IP26086CD6 IP26086CGD IP26086D1J IP26086D6H IP26086DAH IP26086DFN IP26086DT9 IP26086DTA
IP26086E3Y IP26086EFX IP26086ES4 IP26086ESG IP26086EUD IP26086EUE IP26086EY6 IP26086F1X IP26086F3B IP26086F3R IP26086F8R IP26086FB6 IP26086FD7 IP26086FDV IP26086FEA IP26086FHE IP26086FNJ IP26086FPM IP26086FU5 IP26086G7B
IP26086G9N IP26086GD5 IP26086GFT IP26086GNA IP26086GQR IP26086GT7 IP26086H2Y IP26086H9N IP26086HB5 IP26086HQE IP26086HRZ IP26086J5G IP26086J7A IP26086J8W IP26086JHH IP26086JNS IP26086JSJ IP26086M28 IP26086MC1 IP26086MCC
IP26086MDS IP26086MF5 IP26086MFS IP26086MRA IP26086MSC IP26086MV5 IP26086N1U IP26086N5R IP26086N6A IP26086NB4 IP26086NQ8 IP26086P77 IP26086P7J IP26086PMN IP26086PYX IP26086Q1Z IP26086Q6F IP26086QUF IP26086QXJ IP26086QXT
IP26086RRA IP26086RVR IP26086S4E IP26086S9S IP26086SD9 IP26086SGM IP26086SRX IP26086STJ IP26086SVF IP26086SZE IP26086SZZ IP26086T1Q IP26086T1R IP26086T5S IP26086TEM IP26086TM8 IP26086TWX IP26086TY5 IP26086U5H IP26086U5P
IP26086U5S IP26086UC2 IP26086UGC IP26086UMZ IP26086UV2 IP26086V7P IP26086VM1 IP26086VRB IP26086VSB IP26086VVP IP26086W68 IP26086WDY IP26086WN2 IP26086WS5 IP26086WVM IP26086XPC IP26086XPD IP26086XX4 IP26086Y1U IP26086Y3C
IP26086YPX IP26086YR4 IP26086YUZ IP26086YVM IP26086YWR IP26086Z6D IP26086Z9A IP26086ZCM IP26086ZU9 IP26086ZVY IP2608714Y IP2608716Q IP260871JS IP260871RD IP260871Z9 IP260872EM IP260873AC IP260873C2 IP260873PT IP260873Q9
IP260874DM IP260874GF IP260874SE IP260875BW IP260875JT IP260875TB IP260875TG IP260876SH IP260876SZ IP260876YE IP260877M1 IP260877UZ IP260877WV IP2608782F IP260878DB IP260878DR IP260878E6 IP260878TW IP260878XE IP260879EC
IP26087A2V IP26087A3F IP26087A3P IP26087ABR IP26087ABX IP26087ADX IP26087AE6 IP26087AEZ IP26087AGS IP26087ANB IP26087AS5 IP26087AT3 IP26087B4Z IP26087B9Q IP26087B9V IP26087BBU IP26087BTE IP26087BVN IP26087BW1 IP26087BXA
IP26087CBX IP26087CD4 IP26087CD6 IP26087CGZ IP26087CHV IP26087CJ1 IP26087CMV IP26087CNN IP26087CW2 IP26087D8P IP26087DDU IP26087DNX IP26087DNY IP26087DS3 IP26087DSR IP26087DW5 IP26087DXM IP26087DYU IP26087E12 IP26087E48
IP26087EDJ IP26087EEM IP26087EF6 IP26087FTP IP26087FUW IP26087FW3 IP26087G11 IP26087G8B IP26087GAE IP26087GMB IP26087GNV IP26087GX5 IP26087HF4 IP26087HHE IP26087JBR IP26087JDG IP26087JH1 IP26087JHZ IP26087JJV IP26087JSR

IP26087M2T IP26087MBM IP26087MFU IP26087MSG IP26087MVR IP26087MVV IP26087MYV IP26087NH8 IP26087NJB IP26087NS2 IP26087NU4 IP26087P4N IP26087P8T IP26087P92 IP26087PAX IP26087PFJ IP26087PHC IP26087PZS IP26087Q2Z IP26087Q81
IP26087QH9 IP26087QTQ IP26087RGA IP26087RNU IP26087RUV IP26087S5C IP26087S6F IP26087S7Y IP26087S9M IP26087SC9 IP26087SNE IP26087SQF IP26087SW4 IP26087SZ7 IP26087T2Q IP26087T9Z IP26087UFA IP26087UJP IP26087UNT IP26087UX7
IP26087V5P IP26087V7M IP26087VAJ IP26087VJG IP26087W73 IP26087WAV IP26087WEM IP26087WW1 IP26087WX5 IP26087WYW IP26087X43 IP26087XBP IP26087XF3 IP26087XG8 IP26087XQX IP26087XS4 IP26087Y7G IP26087YRJ IP26087YSQ IP26087Z1D
IP26087Z4H IP26087ZBY IP26087ZCF IP26087ZDD IP26087ZEP IP26087ZFY IP26087ZHU IP26087ZJY IP26087ZX5 IP2608813V IP2608818P IP2608819H IP260881DN IP260881EQ IP260881FD IP260881GT IP260882EC IP260882RZ IP2608831F IP260883XR
IP260883XV IP260884JB IP260884M1 IP260884MW IP260884XC IP260884YH IP2608854A IP260885BT IP260885G8 IP260885P5 IP260885PJ IP260885RN IP260885SP IP2608864S IP260886CQ IP260886HC IP260886Y8 IP2608878V IP260887BZ IP260887MD
IP260887PJ IP260887QB IP260887TT IP260887YR IP260888HC IP260888JW IP260888S4 IP260888UX IP260889 3B IP2608895V IP260889FM IP260889R3 IP260889WT IP26088A3X IP26088A86 IP26088ADH IP26088AF1 IP26088AN6 IP26088AW5 IP26088B6C
IP26088BEJ IP26088BMC IP26088BT6 IP26088BTZ IP26088BVP IP26088BWH IP26088C2F IP26088C46 IP26088C4C IP26088C94 IP26088CBE IP26088CEN IP26088CM7 IP26088CR4 IP26088CSR IP26088CT9 IP26088CU6 IP26088D1E IP26088DC2 IP26088DF3
IP26088DNJ IP26088DZ3 IP26088DZU IP26088E2S IP26088ECF IP26088ED4 IP26088EDT IP26088EES IP26088EGX IP26088FBV IP26088FQG IP26088FW6 IP26088GE3 IP26088GHJ IP26088HA2 IP26088HFZ IP26088HUC IP26088HX2 IP26088JRT IP26088M1Y
IP26088M5Y IP26088M77 IP26088MEJ IP26088MGS IP26088MPH IP26088MST IP26088MV8 IP26088NNZ IP26088NUD IP26088NWP IP26088NXH IP26088P2U IP26088PEX IP26088PHU IP26088PNN IP26088PV7 IP26088Q3A IP26088Q5G IP26088Q5R IP26088QCN
IP26088QGG IP26088QMR IP26088QP3 IP26088QPE IP26088QS6 IP26088QU4 IP26088QZN IP26088QZS IP26088R4X IP26088RBZ IP26088REU IP26088RGX IP26088RHS IP26088RJV IP26088RUV IP26088S9Q IP26088SBF IP26088SDU IP26088SER IP26088SJP
IP26088T7G IP26088TEN IP26088TNY IP26088TVD IP26088TVH IP26088U4X IP26088U6J IP26088U7M IP26088UEN IP26088UUU IP26088V17 IP26088V6V IP26088V79 IP26088VD6 IP26088W11 IP26088W5S IP26088W5U IP26088W5W IP26088W9C IP26088WAC
IP26088WGX IP26088WJ7 IP26088WMF IP26088WMT IP26088WNP IP26088X1C IP26088XQR IP26088Y3V IP26088Y4N IP26088YDB IP26088YH4 IP26088YM3 IP26088YQ5 IP26088YYH IP26088Z72 IP26088Z91 IP26088ZAB IP26088ZDW IP26088ZF4 IP26088ZGS
IP26088ZHR IP26088ZTA IP26088ZY1 IP26088ZYP IP2608914M IP2608891EQ IP260891MP IP260891TY IP260891VN IP260891Z9 IP2608922X IP2608928S IP260892BV IP260892CD IP260892EQ IP260892GE IP260892H9 IP260892MJ IP260892WN IP260892YF
IP260892ZU IP260893DS IP260893JE IP260893Q5 IP260893RF IP2608943A IP260894JJ IP260894MT IP2608952G IP2608956Z IP2608957F IP260895M5 IP260895PX IP260895TZ IP260896B8 IP260896BB IP260896DM IP260896J6 IP260896ZA IP2608971W
IP260897JA IP260897SH IP260897VE IP260897VM IP2608986M IP260898CG IP260898HZ IP260898MT IP260898NB IP260898ST IP260898Y8 IP2608998C IP260899A8 IP260899BJ IP260899CU IP260899PY IP260899TG IP260899YT IP26089A95 IP26089AAH
IP26089AAY IP26089APA IP26089AU3 IP26089BBE IP26089BTR IP26089BZD IP26089C4N IP26089CMC IP26089CR7 IP26089DTY IP26089E22 IP26089E28 IP26089E2P IP26089E6C IP26089EN4 IP26089ESQ IP26089EY1 IP26089F2C IP26089F6N IP26089FBE
IP26089FD2 IP26089FD3 IP26089FNN IP26089FS5 IP26089FSD IP26089FYS IP26089G2M IP26089GDG IP26089GJ8 IP26089GQ7 IP26089GS7 IP26089HFM IP26089HGT IP26089HQ1 IP26089HS8 IP26089HUC IP26089HX9 IP26089HZZ IP26089J49 IP26089J72
IP26089JD9 IP26089JDR IP26089JGZ IP26089JTT IP26089M5G IP26089M9R IP26089MDA IP26089MMC IP26089MPT IP26089N2R IP26089N3A IP26089N41 IP26089NEW IP26089NFE IP26089NGG IP26089NS1 IP26089NVE IP26089NWV IP26089PHR IP26089PZU
IP26089Q8D IP26089QT3 IP26089R8U IP26089RTH IP26089RYU IP26089RZ7 IP26089S6M IP26089S8J IP26089S9R IP26089SB8 IP26089SGU IP26089SM6 IP26089SNA IP26089ST4 IP26089T4C IP26089TPT IP26089U7P IP26089U9W IP26089UFZ IP26089URR
IP26089UU6 IP26089V4W IP26089VJ3 IP26089VUZ IP26089VVY IP26089VZF IP26089W2J IP26089W3F IP26089WCQ IP26089WEN IP26089WNR IP26089WPN IP26089WSJ IP26089X5B IP26089XAN IP26089XQB IP26089XTF IP26089XV7 IP26089XVS IP26089Y9D
IP26089YBG IP26089YBM IP26089YBV IP26089YG9 IP26089YGV IP26089YTW IP26089ZFC IP26089ZPZ IP2608A175 IP2608A19C IP2608A1PH IP2608A24N IP2608A2RJ IP2608A2WY IP2608A2Y9 IP2608A3ER IP2608A3PR IP2608A429 IP2608A44M IP2608A4BJ
IP2608A4HH IP2608A4PU IP2608A4S9 IP2608A4UN IP2608A5BG IP2608A5RP IP2608A68E IP2608A6AJ IP2608A6TT IP2608A6W5 IP2608A7E8 IP2608A7R6 IP2608A7TY IP2608A7WC IP2608A84V IP2608A8HR IP2608AB1N IP2608AC37 IP2608AD2G IP2608ADV7
IP2608AE49 IP2608AF4X IP2608AF51 IP2608AG7H IP2608AGV8 IP2608AH31 IP2608AH4T IP2608AJ2D IP2608AJ45 IP2608AJ81 IP2608AM6B IP2608AMU2 IP2608AN15 IP2608AN1M IP2608AN3M IP2608AN8J IP2608AP2M IP2608AP9T IP2608AR7D IP2608AR98
IP2608ARG4 IP2608AS4V IP2608AT7R IP2608AT9W IP2608AUJ7 IP2608AV3A IP2608AW6U IP2608AX9N IP2608AZ4A IP2608AZG8 IP2608B12U IP2608B13B IP2608B1CX IP2608B29F IP2608B2VR IP2608B34M IP2608B3BP IP2608B3G5 IP2608B3QA IP2608B3QQ
IP2608B3R4 IP2608B4ET IP2608B4GH IP2608B4UC IP2608B54J IP2608B552 IP2608B55H IP2608B5A7 IP2608B5BH IP2608B5CP IP2608B5H9 IP2608B5HF IP2608B5S3 IP2608B5TH IP2608B5XG IP2608B62C IP2608B67J IP2608B682 IP2608B7GM IP2608B7PY
IP2608B7UQ IP2608B7VQ IP2608B8B8 IP2608B986 IP2608B98H IP2608B9VT IP2608B9WP IP2608B9YT IP2608BA9Q IP2608BAU6 IP2608BBH1 IP2608BC1S IP2608BC7S IP2608BCP6 IP2608BDD8 IP2608BES7 IP2608BF5E IP2608BFX4 IP2608BH14 IP2608BH5Z
IP2608BHP8 IP2608BJ2V IP2608BJU4 IP2608BJW2 IP2608BJZ3 IP2608BM1D IP2608BM92 IP2608BMJ7 IP2608BNM4 IP2608BP5H IP2608BP7J IP2608BQ1S IP2608BS3A IP2608BS7M IP2608BTN8 IP2608BU74 IP2608BV5H IP2608BX35 IP2608BX98 IP2608BXE7
IP2608BY9A IP2608BZ15 IP2608C1W3 IP2608C1ZQ IP2608C2FT IP2608C2HT IP2608C2PM IP2608C35U IP2608C373 IP2608C3F5 IP2608C3GY IP2608C3NJ IP2608C3TD IP2608C3U8 IP2608C3UE IP2608C3UP IP2608C3WF IP2608C3X6 IP2608C43M IP2608C45J
IP2608C4H5 IP2608C4UV IP2608C4V8 IP2608C4X7 IP2608C52R IP2608C5AX IP2608C65C IP2608C66W IP2608C6G6 IP2608C6RB IP2608C6YW IP2608C76H IP2608C788 IP2608C789 IP2608C7A9 IP2608C7FS IP2608C7UZ IP2608C8AM IP2608C9PQ IP2608C9W5
IP2608CAF8 IP2608CAX1 IP2608CC76 IP2608CC9E IP2608CCS9 IP2608CD41 IP2608CE5C IP2608CE97 IP2608CF1W IP2608CG8G IP2608CGG5 IP2608CHP5 IP2608CJ6E IP2608CNQ5 IP2608CNW1 IP2608CP9B IP2608CQW9 IP2608CR22 IP2608CRR7 IP2608CS3E
IP2608CSU3 IP2608CT24 IP2608CV31 IP2608CVF1 IP2608CX73 IP2608CXF9 IP2608CY2U IP2608CY8B IP2608CZ22 IP2608CZ32 IP2608D1DE IP2608D1E7 IP2608D1N8 IP2608D1QX IP2608D1WN IP2608D23Z IP2608D2E9 IP2608D2J4 IP2608D2M5 IP2608D2V2
IP2608D2W2 IP2608D2W4 IP2608D31T IP2608D3TR IP2608D438 IP2608D47F IP2608D4FH IP2608D4FS IP2608D4V3 IP2608D4VA IP2608D5GR IP2608D5PQ IP2608D5R1 IP2608D61F IP2608D68D IP2608D6EZ IP2608D6HH IP2608D6ZX IP2608D72F IP2608D7A6
IP2608D7AH IP2608D7F7 IP2608D7N4 IP2608D7PE IP2608D8D8 IP2608D8QF IP2608D8W6 IP2608D9N8 IP2608D9TB IP2608D9YD IP2608D9YV IP2608DA8C IP2608DB1A IP2608DB69 IP2608DBQ1 IP2608DBW6 IP2608DC6D IP2608DCQ3 IP2608DF1D IP2608DF3Q
IP2608DF5B IP2608DG2Q IP2608DGF4 IP2608DJ3Y IP2608DJ4T IP2608DM54 IP2608DP29 IP2608DP81 IP2608DPP3 IP2608DR12 IP2608DRJ3 IP2608DSE3 IP2608DW1M IP2608DW7A IP2608DWD1 IP2608DX18 IP2608DX48 IP2608DX54 IP2608DXA3 IP2608DYZ4
IP2608DZY3 IP2608E1T6 IP2608E1W4 IP2608E1XA IP2608E27A IP2608E28P IP2608E2CX IP2608E2MH IP2608E2RT IP2608E2T4 IP2608E2YV IP2608E354 IP2608E373 IP2608E3AM IP2608E3ED IP2608E3MZ IP2608E3VV IP2608E3Z9 IP2608E4BP IP2608E4CT
IP2608E4M7 IP2608E4VW IP2608E4WD IP2608E51T IP2608E545 IP2608E5DH IP2608E5GH IP2608E5T9 IP2608E69Q IP2608E6D8 IP2608E6J1 IP2608E6S3 IP2608E72A IP2608E7EF IP2608E7U1 IP2608E8JC IP2608E8TE IP2608E8YY IP2608E9C4 IP2608E9TD
IP2608E9X6 IP2608EAW6 IP2608EB2U IP2608EBB2 IP2608EBR5 IP2608EC44 IP2608ECH9 IP2608ECZ5 IP2608ED6H IP2608EE36 IP2608EEH9 IP2608EEU5 IP2608EF79 IP2608EFZ5 IP2608EHM5 IP2608EHS7 IP2608EHS9 IP2608EHT6 IP2608EJ2P IP2608EJ45
IP2608EJ9M IP2608EN1J IP2608EN6R IP2608EP68 IP2608EP7S IP2608EPP1 IP2608EPP6 IP2608EQ5Y IP2608EQ6B IP2608EQZ9 IP2608ET68 IP2608ET78 IP2608ET97 IP2608EU3W IP2608EU8X IP2608EUF1 IP2608EV33 IP2608EVC6 IP2608EVG1 IP2608EW3T
IP2608EWG9 IP2608EX26 IP2608EX5S IP2608EXC7 IP2608EZ27 IP2608F12G IP2608F1F4 IP2608F1HT IP2608F1NZ IP2608F1QQ IP2608F1YA IP2608F281 IP2608F2CV IP2608F2XT IP2608F36B IP2608F38P IP2608F3AD IP2608F3MT IP2608F3QN IP2608F3VS
IP2608F45Z IP2608F4D7 IP2608F4NF IP2608F4SS IP2608F59H IP2608F5BC IP2608F5EF IP2608F5FG IP2608F5T4 IP2608F5WU IP2608F64U IP2608F6MC IP2608F859 IP2608F88A IP2608F8JF IP2608F96F IP2608F98H IP2608F9M8 IP2608F9UN IP2608F9Y1
IP2608FA8B IP2608FB45 IP2608FB66 IP2608FCD6 IP2608FD14 IP2608FDD1 IP2608FDH5 IP2608FDP4 IP2608FE65 IP2608FF7D IP2608FGB5 IP2608FJ14 IP2608FJ9T IP2608FJA8 IP2608FJM7 IP2608FJX9 IP2608FM2H IP2608FMU1 IP2608FN1S IP2608FPG4
IP2608FQ42 IP2608FQ99 IP2608FSM6 IP2608FU31 IP2608FU92 IP2608FUX9 IP2608FW4Z IP2608FX4U IP2608FY71 IP2608FYC9 IP2608FZ7A IP2608FZQ1 IP2608G1B3 IP2608G1EX IP2608G1P4 IP2608G1U1 IP2608G1U2 IP2608G1X8 IP2608G1ZE IP2608G2F7
IP2608G2PT IP2608G2SA IP2608G396 IP2608G3EP IP2608G4EE IP2608G4HW IP2608G4Z8 IP2608G563 IP2608G5DT IP2608G5TN IP2608G5VC IP2608G63Y IP2608G6EF IP2608G6H2 IP2608G7M6 IP2608G811 IP2608G814 IP2608G877 IP2608G87D IP2608G8D5
IP2608G8GA IP2608G8ZY IP2608G95X IP2608G9E6 IP2608GAU4 IP2608GC7J IP2608GC8M IP2608GFS1 IP2608GG47 IP2608GG6G IP2608GG78 IP2608GHP8 IP2608GJR9 IP2608GM9Q IP2608GP1X IP2608GP37 IP2608GQ8Q IP2608GQC9 IP2608GQF5 IP2608GR9S
IP2608GS2J IP2608GUH6 IP2608GVN9 IP2608GVT5 IP2608GX1N IP2608GX49 IP2608GX9C IP2608GXJ8 IP2608GYB3 IP2608GYJ1 IP2608H14M IP2608H15V IP2608H18Y IP2608H1H9 IP2608H1JM IP2608H1MT IP2608H1SS IP2608H242 IP2608H2EP IP2608H2GE

IP2608H2P4 IP2608H2RC IP2608H2RX IP2608H2TY IP2608H2ZA IP2608H31G IP2608H327 IP2608H3G7 IP2608H3X5 IP2608H3ZZ IP2608H4DV IP2608H663 IP2608H668 IP2608H673 IP2608H6HP IP2608H71N IP2608H762 IP2608H78W IP2608H7ES IP2608H7JS
IP2608H7NX IP2608H7P2 IP2608H7R8 IP2608H7TE IP2608H7U5 IP2608H7XV IP2608H838 IP2608H93U IP2608H9J8 IP2608HA3D IP2608HA3X IP2608HB6Z IP2608HC83 IP2608HCS6 IP2608HDA5 IP2608HE19 IP2608HE67 IP2608HF8M IP2608HFY6 IP2608HHZ5
IP2608HJ6Q IP2608HJC7 IP2608HN8T IP2608HN94 IP2608HPZ7 IP2608HQ15 IP2608HQC5 IP2608HR2M IP2608HR6T IP2608HRM7 IP2608HS84 IP2608HSY6 IP2608HT3T IP2608HTQ9 IP2608HU41 IP2608HU7E IP2608HUJ5 IP2608HYH7 IP2608J1BJ IP2608J27Q
IP2608J2CV IP2608J2DZ IP2608J34H IP2608J4C4 IP2608J4DY IP2608J4YE IP2608J57X IP2608J5BE IP2608J5N1 IP2608J5Q9 IP2608J5RY IP2608J5WT IP2608J5XB IP2608J6CV IP2608J6GW IP2608J6QA IP2608J6W1 IP2608J6X2 IP2608J6XQ IP2608J7BA
IP2608J7JT IP2608J7RP IP2608J8D7 IP2608J8JU IP2608J8SN IP2608J8Y6 IP2608J9AA IP2608J9MQ IP2608J9TV IP2608J9TY IP2608JA8R IP2608JAE2 IP2608JB26 IP2608JB84 IP2608JBW1 IP2608JC2G IP2608JE88 IP2608JEP6 IP2608JF7Q IP2608JFD8
IP2608JFU6 IP2608JG6Z IP2608JH4P IP2608JJ7R IP2608JM39 IP2608JN8T IP2608JP25 IP2608JPP5 IP2608JQ3P IP2608JR5T IP2608JS6R IP2608JTR8 IP2608JU1F IP2608JUQ4 IP2608JV4N IP2608JV5P IP2608JVW1 IP2608JX87 IP2608JYV7 IP2608M11V
IP2608M1F6 IP2608M1N5 IP2608M1PA IP2608M1SU IP2608M25X IP2608M2CU IP2608M2PV IP2608M3H3 IP2608M3HT IP2608M3JG IP2608M3RG IP2608M3TF IP2608M48M IP2608M4BX IP2608M4D6 IP2608M4PX IP2608M52T IP2608M57D IP2608M5SD IP2608M63V
IP2608M65R IP2608M66N IP2608M68F IP2608M6F8 IP2608M81R IP2608M88B IP2608M8BC IP2608M8C7 IP2608M8MX IP2608M8XJ IP2608M96A IP2608M97G IP2608M9A2 IP2608M9QD IP2608MB76 IP2608MB77 IP2608MB82 IP2608MC8X IP2608MCA4 IP2608MCJ3
IP2608MCJ5 IP2608MCN8 IP2608MF13 IP2608MFQ7 IP2608MG46 IP2608MG81 IP2608MGM7 IP2608MH9X IP2608MN32 IP2608MNT3 IP2608MQ95 IP2608MR2F IP2608MRZ5 IP2608MS3H IP2608MS5D IP2608MS72 IP2608MSX7 IP2608MUH1 IP2608MV6Z IP2608MVB6
IP2608MVT8 IP2608MW57 IP2608MX1A IP2608MX26 IP2608MY44 IP2608MY63 IP2608MY6Z IP2608MYZ5 IP2608MZW7 IP2608N1EH IP2608N1SD IP2608N22Y IP2608N2UG IP2608N2W6 IP2608N32F IP2608N3AA IP2608N3V4 IP2608N3ZD IP2608N43M IP2608N4BP
IP2608N4N8 IP2608N4UQ IP2608N4VJ IP2608N4XT IP2608N53R IP2608N545 IP2608N58Y IP2608N5S6 IP2608N696 IP2608N6PB IP2608N6ZB IP2608N789 IP2608N78Y IP2608N829 IP2608N82V IP2608N896 IP2608N8DE IP2608N8JY IP2608N97Q IP2608N99U
IP2608N9P2 IP2608NAW3 IP2608NBN6 IP2608NC3E IP2608NCG5 IP2608ND1D IP2608ND6Z IP2608NE1H IP2608NFU1 IP2608NG93 IP2608NH1Y IP2608NH6T IP2608NJN7 IP2608NM1D IP2608NMT9 IP2608NMV1 IP2608NNA9 IP2608NNQ6 IP2608NNW7 IP2608NQ2P
IP2608NQ9A IP2608NQJ1 IP2608NR37 IP2608NR53 IP2608NR94 IP2608NRW5 IP2608NTW2 IP2608NUR1 IP2608NV6C IP2608NW5P IP2608NW6J IP2608NWC7 IP2608NWT8 IP2608NX7J IP2608NY4X IP2608NY71 IP2608NYD4 IP2608NYV2 IP2608NYV3 IP2608P1N3
IP2608P1PD IP2608P21P IP2608P23Q IP2608P28G IP2608P2HU IP2608P2T2 IP2608P2ZZ IP2608P33F IP2608P33Y IP2608P3EF IP2608P3UV IP2608P485 IP2608P4AC IP2608P4ES IP2608P4NW IP2608P4Q9 IP2608P55F IP2608P5BJ IP2608P5BP IP2608P5G4
IP2608P5M9 IP2608P5NJ IP2608P5SY IP2608P65D IP2608P6E2 IP2608P6QU IP2608P6R1 IP2608P6YT IP2608P7CT IP2608P88W IP2608P89J IP2608P8AM IP2608P8TB IP2608P8V3 IP2608P971 IP2608PA3P IP2608PB2Q IP2608PB4Y IP2608PBU3 IP2608PD8R
IP2608PF8T IP2608PG6U IP2608PGM4 IP2608PH85 IP2608PJ1D IP2608PJ1F IP2608PJ1G IP2608PJC4 IP2608PJG8 IP2608PN59 IP2608PN79 IP2608PNP2 IP2608PNV3 IP2608PP3W IP2608PPB4 IP2608PQ28 IP2608PQ9N IP2608PR35 IP2608PR6M IP2608PS23
IP2608PS47 IP2608PSU5 IP2608PT3U IP2608PT48 IP2608PUF6 IP2608PUJ9 IP2608PVH3 IP2608PY9F IP2608PYX9 IP2608PZ97 IP2608Q15C IP2608Q1MM IP2608Q1N4 IP2608Q1Y4 IP2608Q2JB IP2608Q2SH IP2608Q35V IP2608Q36Q IP2608Q3BX IP2608Q3S3
IP2608Q41Q IP2608Q486 IP2608Q48U IP2608Q4F7 IP2608Q4G6 IP2608Q4GV IP2608Q4NS IP2608Q4VV IP2608Q55Z IP2608Q57C IP2608Q5D6 IP2608Q5M5 IP2608Q5RD IP2608Q5S7 IP2608Q5ZM IP2608Q7AR IP2608Q7C6 IP2608Q7PE IP2608Q7U3 IP2608Q7VN
IP2608Q86Z IP2608Q8F7 IP2608Q8GT IP2608Q8WM IP2608Q92N IP2608Q94Y IP2608Q9HQ IP2608Q9TD IP2608Q9TH IP2608Q9Z6 IP2608QB47 IP2608QB94 IP2608QD7B IP2608QDU1 IP2608QF58 IP2608QG5M IP2608QG9U IP2608QGT1 IP2608QH49 IP2608QH75
IP2608QHP7 IP2608QJ5M IP2608QM26 IP2608QN1D IP2608QN4P IP2608QNN2 IP2608QP2N IP2608QQN9 IP2608QR24 IP2608QR9S IP2608QRC5 IP2608QU1W IP2608QW37 IP2608QWC4 IP2608QX35 IP2608QXQ9 IP2608QXR8 IP2608QY8E IP2608QYM2 IP2608QZ1G
IP2608QZ3D IP2608QZN6 IP2608R15X IP2608R1A6 IP2608R1DF IP2608R1RQ IP2608R2C2 IP2608R2W3 IP2608R2YF IP2608R2YN IP2608R35R IP2608R381 IP2608R3HW IP2608R3NB IP2608R3W7 IP2608R3ZN IP2608R41R IP2608R47P IP2608R48H IP2608R4EV
IP2608R4NR IP2608R4WR IP2608R54T IP2608R56F IP2608R5C7 IP2608R5HM IP2608R5PP IP2608R5TE IP2608R66N IP2608R6Y2 IP2608R73E IP2608R761 IP2608R7E2 IP2608R7XN IP2608R839 IP2608R89H IP2608R8E9 IP2608R8WY IP2608RA39 IP2608RD1E
IP2608RE9F IP2608RG11 IP2608RH3M IP2608RJ9U IP2608RJB6 IP2608RJG4 IP2608RJW6 IP2608RM1V IP2608RM5E IP2608RN17 IP2608RS1H IP2608RS3X IP2608RS9W IP2608RSC9 IP2608RSZ1 IP2608RT78 IP2608RU9N IP2608RUY4 IP2608RV21 IP2608RW3J
IP2608RX27 IP2608RZ61 IP2608RZ66 IP2608S1AD IP2608S1AU IP2608S1BR IP2608S1HY IP2608S21M IP2608S263 IP2608S2S4 IP2608S2UZ IP2608S2VR IP2608S34N IP2608S36G IP2608S376 IP2608S379 IP2608S37F IP2608S37R IP2608S4HB IP2608S4S3
IP2608S4SF IP2608S4YX IP2608S52E IP2608S535 IP2608S5A7 IP2608S5D6 IP2608S5HB IP2608S5JB IP2608S5P8 IP2608S5SW IP2608S625 IP2608S6HJ IP2608S7J8 IP2608S818 IP2608S85V IP2608S89S IP2608S8F4 IP2608S8NR IP2608S97T IP2608S9A6
IP2608S9HH IP2608S9ND IP2608S9QD IP2608S9SJ IP2608SAM1 IP2608SB6C IP2608SB6Y IP2608SC4Q IP2608SCM3 IP2608SD1V IP2608SE3C IP2608SE6A IP2608SFD9 IP2608SG1F IP2608SGF1 IP2608SHD6 IP2608SHQ7 IP2608SM2E IP2608SNW7 IP2608SP3B
IP2608SP9A IP2608SR18 IP2608SRE1 IP2608SU45 IP2608SU7M IP2608SWT2 IP2608SXN6 IP2608SY1B IP2608SY3T IP2608SZ67 IP2608T12S IP2608T1A7 IP2608T1J7 IP2608T1Q1 IP2608T25S IP2608T28H IP2608T2M4 IP2608T2TZ IP2608T326 IP2608T33X
IP2608T3MS IP2608T3R5 IP2608T3WV IP2608T47X IP2608T5BS IP2608T5CM IP2608T5DQ IP2608T5J3 IP2608T5ZR IP2608T698 IP2608T6A1 IP2608T6E4 IP2608T6G8 IP2608T6NN IP2608T6W2 IP2608T771 IP2608T77S IP2608T7AY IP2608T7QX IP2608T81S
IP2608T864 IP2608T8ET IP2608T95V IP2608T9AV IP2608T9DY IP2608T9SV IP2608T9T6 IP2608TA3G IP2608TA63 IP2608TA78 IP2608TA7A IP2608TB1G IP2608TB88 IP2608TBQ4 IP2608TF5M IP2608TF67 IP2608TFB6 IP2608TFP9 IP2608TH2G IP2608TJV9
IP2608TJY6 IP2608TM3Y IP2608TM6D IP2608TMN3 IP2608TP54 IP2608TQ2T IP2608TQB1 IP2608TS6B IP2608TS7Q IP2608TSG7 IP2608TT8V IP2608TTC8 IP2608TTP6 IP2608TV58 IP2608TV67 IP2608TVN2 IP2608TW9C IP2608TWE9 IP2608TX3A IP2608TX6P
IP2608TX77 IP2608TXC2 IP2608TZH4 IP2608TZM6 IP2608U139 IP2608U157 IP2608U163 IP2608U1F1 IP2608U1HP IP2608U1JJ IP2608U1RH IP2608U26B IP2608U281 IP2608U2CC IP2608U2DC IP2608U2VB IP2608U38W IP2608U3EW IP2608U3GD IP2608U4J4
IP2608U4V3 IP2608U4WY IP2608U4ZB IP2608U5AZ IP2608U5ER IP2608U5R6 IP2608U5R9 IP2608U5WQ IP2608U6AT IP2608U6Q4 IP2608U73N IP2608U78D IP2608U78M IP2608U79A IP2608U7BS IP2608U7MY IP2608U7TC IP2608U7UP IP2608U7W9 IP2608U8S3
IP2608U98U IP2608U99G IP2608U99R IP2608U9EQ IP2608U9JH IP2608U9U7 IP2608U9Z4 IP2608U9ZG IP2608UA7J IP2608UA96 IP2608UAH2 IP2608UB59 IP2608UBW9 IP2608UE5X IP2608UE62 IP2608UE76 IP2608UF11 IP2608UF7J IP2608UH39 IP2608UHN7
IP2608UMF3 IP2608UP27 IP2608URJ2 IP2608US2H IP2608US9Y IP2608UT2C IP2608UU4B IP2608UU66 IP2608UU89 IP2608UU9A IP2608UUS8 IP2608UV7U IP2608UV8S IP2608UW96 IP2608UW9N IP2608UX5V IP2608UY5Y IP2608UZ6P IP2608UZ95 IP2608UZ9S
IP2608V12F IP2608V17N IP2608V1S1 IP2608V1V4 IP2608V1WC IP2608V1XD IP2608V2Y9 IP2608V36Y IP2608V3AX IP2608V3DS IP2608V4JY IP2608V5AA IP2608V5MX IP2608V5NB IP2608V61D IP2608V65W IP2608V66D IP2608V68J IP2608V6CN IP2608V6TY
IP2608V6WQ IP2608V7CY IP2608V7NX IP2608V7RA IP2608V85Z IP2608V8DW IP2608V8PC IP2608V8T8 IP2608V8YS IP2608V95F IP2608V96X IP2608V98S IP2608V9NA IP2608V9S8 IP2608VB2T IP2608VB75 IP2608VBD7 IP2608VBJ3 IP2608VCV8 IP2608VCX6
IP2608VCX9 IP2608VD1H IP2608VE5M IP2608VEG6 IP2608VEP3 IP2608VF24 IP2608VF25 IP2608VF5T IP2608VH6V IP2608VH8C IP2608VM71 IP2608VN4B IP2608VNZ7 IP2608VP4H IP2608VP8T IP2608VP9R IP2608VQ4P IP2608VQ66 IP2608VQ9F IP2608VS2Y
IP2608VS85 IP2608VS8H IP2608VS93 IP2608VSE9 IP2608VUZ9 IP2608VX87 IP2608VX89 IP2608VX8F IP2608VXG8 IP2608VZ5W IP2608VZ7D IP2608VZE8 IP2608W1BA IP2608W1PZ IP2608W1W1 IP2608W1XW IP2608W22S IP2608W277 IP2608W2A8 IP2608W2C4
IP2608W35V IP2608W38E IP2608W39W IP2608W3NY IP2608W3S9 IP2608W4G3 IP2608W4TU IP2608W4XU IP2608W55V IP2608W59P IP2608W5NC IP2608W5S2 IP2608W5SC IP2608W5VU IP2608W62W IP2608W644 IP2608W65A IP2608W6A2 IP2608W6A6 IP2608W6J7
IP2608W6ST IP2608W763 IP2608W7EZ IP2608W7P8 IP2608W7WA IP2608W813 IP2608W85T IP2608W86G IP2608W8GV IP2608W8R3 IP2608W8ST IP2608W8TJ IP2608W8TQ IP2608W8W5 IP2608W8Y2 IP2608W8ZV IP2608W915 IP2608W9D9 IP2608W9MF IP2608W9T4
IP2608WA18 IP2608WA7Z IP2608WB4D IP2608WB5J IP2608WC2S IP2608WDA6 IP2608WE18 IP2608WE2U IP2608WF23 IP2608WFS7 IP2608WG58 IP2608WG6Y IP2608WHP4 IP2608WJ84 IP2608WJG4 IP2608WJM4 IP2608WMW1 IP2608WMW4 IP2608WN37 IP2608WP1Y
IP2608WP2X IP2608WP3A IP2608WPR9 IP2608WQ4N IP2608WQ5Z IP2608WQ99 IP2608WR1J IP2608WR4R IP2608WRN6 IP2608WS1E IP2608WS78 IP2608WU83 IP2608WV2E IP2608WV9Y IP2608WVE4 IP2608WW3W IP2608WW66 IP2608WW8C IP2608WWM6 IP2608WX43
IP2608WX65 IP2608WX7P IP2608WXR4 IP2608WY6Z IP2608X13G IP2608X154 IP2608X1CF IP2608X1D6 IP2608X1US IP2608X1UU IP2608X21Y IP2608X2A6 IP2608X2AH IP2608X38T IP2608X39R IP2608X3F6 IP2608X3G9 IP2608X3M6 IP2608X3PV IP2608X3QW
IP2608X3S2 IP2608X3W8 IP2608X473 IP2608X4V6 IP2608X569 IP2608X5G9 IP2608X614 IP2608X64X IP2608X652 IP2608X66M IP2608X67G IP2608X6G9 IP2608X6H7 IP2608X6NJ IP2608X79Y IP2608X7DE IP2608X7JA IP2608X87M IP2608X8FP IP2608X8PY
IP2608X8TC IP2608X9NR IP2608X9PG IP2608X9UU IP2608XA38 IP2608XB7H IP2608XB7X IP2608XB96 IP2608XD2P IP2608XDY3 IP2608XE1D IP2608XE28 IP2608XFN2 IP2608XFQ9 IP2608XG26 IP2608XGA6 IP2608XJ5U IP2608XM1P IP2608XM2Y IP2608XM4X

IP2608XM69 IP2608XM9G IP2608XN64 IP2608XP6J IP2608XP7V IP2608XPA9 IP2608XPY5 IP2608XQ7X IP2608XQ95 IP2608XQB9 IP2608XRN5 IP2608XS14 IP2608XS67 IP2608XS7J IP2608XT4A IP2608XT54 IP2608XT6H IP2608XTT8 IP2608XU19 IP2608XX9B
IP2608XXY9 IP2608XY6B IP2608Y13A IP2608Y1HU IP2608Y1TJ IP2608Y2G6 IP2608Y2N2 IP2608Y2Q2 IP2608Y2XU IP2608Y36F IP2608Y392 IP2608Y3F4 IP2608Y3MU IP2608Y459 IP2608Y45U IP2608Y4NZ IP2608Y4VM IP2608Y4XA IP2608Y52A IP2608Y5ES
IP2608Y5H1 IP2608Y5NY IP2608Y5RD IP2608Y5SC IP2608Y6A9 IP2608Y6QY IP2608Y6SN IP2608Y75T IP2608Y81X IP2608Y8DF IP2608Y8DN IP2608Y8H6 IP2608Y8JQ IP2608Y9GE IP2608Y9RS IP2608YA23 IP2608YAT8 IP2608YB2Z IP2608YB9Z IP2608YBB9
IP2608YC27 IP2608YC2X IP2608YD1G IP2608YD8P IP2608YDP4 IP2608YE8S IP2608YE93 IP2608YF4G IP2608YG2U IP2608YJ42 IP2608YJE1 IP2608YM63 IP2608YMQ9 IP2608YMX9 IP2608YMY4 IP2608YN6X IP2608YNN2 IP2608YP5M IP2608YP8E IP2608YPR6
IP2608YQN9 IP2608YR4C IP2608YRB2 IP2608YRS8 IP2608YS1C IP2608YS2M IP2608YSA7 IP2608YSY3 IP2608YTD7 IP2608YVC6 IP2608YVG2 IP2608YY1D IP2608YY57 IP2608YY99 IP2608YZ7H IP2608YZQ4 IP2608Z14R IP2608Z18Q IP2608Z1F2 IP2608Z1XN
IP2608Z1YB IP2608Z223 IP2608Z28Q IP2608Z29F IP2608Z2CW IP2608Z2E2 IP2608Z2GZ IP2608Z367 IP2608Z3C9 IP2608Z3ET IP2608Z3UQ IP2608Z455 IP2608Z48D IP2608Z4CY IP2608Z4CZ IP2608Z4NW IP2608Z4ZN IP2608Z53D IP2608Z575 IP2608Z5QD
IP2608Z5S8 IP2608Z5WU IP2608Z5YR IP2608Z643 IP2608Z68V IP2608Z6RV IP2608Z6VA IP2608Z6XX IP2608Z6Y2 IP2608Z75W IP2608Z78B IP2608Z7VV IP2608Z83V IP2608Z8YM IP2608Z8ZE IP2608Z92A IP2608Z9BC IP2608Z9F1 IP2608Z9JB IP2608Z9MC
IP2608Z9MR IP2608Z9Z7 IP2608ZAH7 IP2608ZB6S IP2608ZB78 IP2608ZBA6 IP2608ZD97 IP2608ZDZ4 IP2608ZF35 IP2608ZF7G IP2608ZG1A IP2608ZG35 IP2608ZGJ2 IP2608ZH71 IP2608ZJ91 IP2608ZM3F IP2608ZMC5 IP2608ZN1R IP2608ZN3C IP2608ZNN4
IP2608ZR2Q IP2608ZR5T IP2608ZT8W IP2608ZT9G IP2608ZV11 IP2608ZV45 IP2608ZX1G IP2608ZX5X IP2608ZY1P IP260911R9 IP260911WA IP260911X3 IP2609123U IP260912RA IP260913AQ IP260913TY IP260914YJ IP260915BZ IP260915HV IP260915TR
IP260916NZ IP260916PA IP2609171S IP260917J3 IP2609181T IP2609186Y IP260919S9 IP26091A35 IP26091AS4 IP26091B1Z IP26091B9C IP26091BTV IP26091BZ6 IP26091CRY IP26091CYG IP26091D16 IP26091DG2 IP26091E1X IP26091EAA IP26091EUC
IP26091EYE IP26091F76 IP26091F91 IP26091FR7 IP26091GFY IP26091GJ3 IP26091HPC IP26091HQF IP26091JPG IP26091JUX IP26091JVS IP26091JWW IP26091JXZ IP26091JZ3 IP26091MT8 IP26091NST IP26091P23 IP26091P7B IP26091QRG IP26091QY5
IP26091RCM IP26091RCP IP26091RDM IP26091RHC IP26091RMW IP26091SDG IP26091SFH IP26091SSX IP26091UR5 IP26091VN7 IP26091W81 IP26091WAT IP26091WSR IP26091XHU IP26091XUV IP26091Y9E IP26091YGE IP26091YJY IP26091YM2 IP26091YQB
IP26091YSV IP26091YV8 IP26091YZ3 IP26091Z2W IP26091ZB8 IP26091ZGD IP26091ZWC IP26091ZZM IP2609219E IP260921Q7 IP260921RT IP260922BY IP260924A5 IP260924ET IP260924HY IP260924MB IP260924S5 IP260924UF IP260924X8 IP260925GU
IP260925S7 IP260925T8 IP2609261Y IP260926MH IP260926ZF IP2609273U IP260927CH IP260927DP IP260927F4 IP2609281E IP260928DH IP260929UV IP26092ACE IP26092AF9 IP26092B3Z IP26092B8M IP26092BBB IP26092BE4 IP26092BSF IP26092C6N
IP26092C9N IP26092CSE IP26092D54 IP26092DHC IP26092DP1 IP26092DSS IP26092E3N IP26092EA2 IP26092ENB IP26092ERG IP26092ESR IP26092EXH IP26092EZJ IP26092FGX IP26092FPM IP26092FUF IP26092G9F IP26092GAZ IP26092GN5 IP26092GSP
IP26092H6Q IP26092HA4 IP26092HXC IP26092HY2 IP26092J6W IP26092JXY IP26092JY2 IP26092M58 IP26092M5B IP26092MDC IP26092MS1 IP26092NGY IP26092NYA IP26092P4C IP26092P8B IP26092PMV IP26092PUU IP26092Q3V IP26092Q9C IP26092Q9Y
IP26092QVD IP26092R44 IP26092RMB IP26092SCQ IP26092SXQ IP26092T46 IP26092TXM IP26092TY4 IP26092UDC IP26092UJE IP26092UM3 IP26092UQM IP26092URE IP26092UUX IP26092VEZ IP26092VV9 IP26092VXS IP26092WXQ IP26092XDB IP26092XMY
IP26092Y2P IP26092Y4G IP26092Y5S IP26092YB2 IP26092YGV IP26092YR2 IP26092YSA IP26092ZAZ IP26092ZQ6 IP260931S6 IP260931SW IP260932BF IP260932BJ IP260932GH IP260932TZ IP2609338Z IP260933NJ IP260934PM IP260934QV IP260934WP
IP2609352N IP260935F4 IP2609367E IP260937WF IP260937XD IP2609383U IP2609385X IP260938BM IP260938JT IP260938VS IP2609398M IP260939PS IP26093ATX IP26093AY8 IP26093CE7 IP26093CV4 IP26093CXQ IP26093DR8 IP26093EDH IP26093ENY
IP26093EUE IP26093EVM IP26093G75 IP26093GFN IP26093HSY IP26093MB4 IP26093MC3 IP26093MJ5 IP26093MN9 IP26093MR4 IP26093MRW IP26093NAU IP26093NCW IP26093NE5 IP26093NQ9 IP26093NSZ IP26093NTW IP26093NXH IP26093PAX IP26093PMX
IP26093PQU IP26093PXE IP26093QTM IP26093QYM IP26093RBT IP26093RJ6 IP26093RJY IP26093RMG IP26093RSF IP26093SEZ IP26093SZC IP26093TFX IP26093TV7 IP26093TZA IP26093U2V IP26093USJ IP26093V7G IP26093VJE IP26093VNZ IP26093VUY
IP26093WYR IP26093XAM IP26093XMM IP26093XVG IP26093Y2M IP26093Y6R IP26093YG7 IP26093ZDJ IP26093ZPW IP26093ZYX IP26093ZZ2 IP260941H9 IP2609428E IP260942TW IP260943C2 IP260943DG IP260943Q2 IP2609444P IP260944AQ IP260944GW
IP260944SW IP260944W6 IP2609458P IP260945CV IP260945DT IP260945S3 IP260946EW IP260946YA IP2609477S IP260947BT IP260947FD IP260947G8 IP260947GW IP260947VQ IP260948DG IP260948JQ IP260948JS IP260948Q2 IP260948SF IP260949HM
IP260949HV IP260949JR IP260949P4 IP260949SP IP26094A2P IP26094A6W IP26094AHG IP26094APU IP26094AZB IP26094B5W IP26094BS6 IP26094BT9 IP26094C2T IP26094C2Y IP26094C4P IP26094CEG IP26094CJP IP26094CSE IP26094D1T IP26094D2S
IP26094E71 IP26094E84 IP26094EHG IP26094FJ4 IP26094FZP IP26094G4R IP26094GF8 IP26094GU7 IP26094HE7 IP26094J1Z IP26094J6T IP26094JBH IP26094JUJ IP26094M6Z IP26094MP2 IP26094MUM IP26094N1X IP26094NTS IP26094PE1 IP26094PEW
IP26094PR7 IP26094PRX IP26094Q28 IP26094Q3Q IP26094QXP IP26094R67 IP26094R7M IP26094R7T IP26094R9B IP26094R9R IP26094RJR IP26094S3T IP26094S4Z IP26094SGV IP26094SX8 IP26094T6B IP26094TSM IP26094TSU IP26094TZP IP26094U7Y
IP26094U9P IP26094V3C IP26094VA7 IP26094VAZ IP26094VWB IP26094VX5 IP26094W5P IP26094W7Q IP26094WAY IP26094X2U IP26094X4G IP26094X6Q IP26094XG6 IP26094XR2 IP26094XTV IP26094Z2A IP26094Z5X IP26094ZCB IP26094ZRR IP260951HV
IP260951Q7 IP260951QG IP2609528N IP260952JQ IP260952UD IP260953Q4 IP2609548Q IP2609549S IP260954DR IP260954JS IP260954NQ IP260955JX IP260956U1 IP2609574D IP260957E2 IP260957V2 IP2609588C IP260958E4 IP260958YE IP260959QZ
IP26095A68 IP26095A6S IP26095AZT IP26095B6V IP26095BAN IP26095BC4 IP26095BPR IP26095BXW IP26095CP3 IP26095DRX IP26095DT2 IP26095E25 IP26095FG2 IP26095FGH IP26095FN7 IP26095GA7 IP26095GAB IP26095GE2 IP26095GJD IP26095H59
IP26095HQS IP26095HTS IP26095HWN IP26095J4N IP26095J93 IP26095J9C IP26095J9S IP26095JBR IP26095JDM IP26095JDS IP26095JE1 IP26095JV6 IP26095M7Z IP26095MDC IP26095P49 IP26095P5S IP26095Q2P IP26095QFG IP26095QM8 IP26095QUP
IP26095QX2 IP26095R1U IP26095RFX IP26095RSP IP26095SS1 IP26095TAB IP26095TC3 IP26095TNQ IP26095TNS IP26095TRE IP26095U4G IP26095UBG IP26095UWR IP26095VBZ IP26095VEG IP26095VZT IP26095X14 IP26095XGW IP26095XU8 IP26095XYN
IP26095YHA IP26095YR3 IP26095YYH IP26095Z6P IP26095Z8S IP26095ZC2 IP26095ZDM IP26095ZES IP26095ZNC IP260961WA IP260962R7 IP260962UW IP26096EY IP260963RN IP260963SR IP260964PV IP260964QV IP260964UD IP260965NJ IP260965SP
IP260965XG IP260965YV IP2609661H IP260966F1 IP260966XG IP260967NC IP260968JE IP260968XM IP260969NT IP260969QH IP260969Z7 IP26096AB8 IP26096BG3 IP26096BN8 IP26096BTV IP26096BU3 IP26096C5T IP26096CMW IP26096CTA IP26096CUC
IP26096D6E IP26096DVV IP26096DZM IP26096F4S IP26096F4Z IP26096FQR IP26096GNV IP26096HFE IP26096HPS IP26096HR5 IP26096J2B IP26096JGG IP26096JXQ IP26096M32 IP26096N5F IP26096N7Q IP26096NX9 IP26096NYH IP26096PCP IP26096PG4
IP26096PJ8 IP26096PTP IP26096Q1F IP26096Q2X IP26096Q8T IP26096QPP IP26096QTR IP26096QV5 IP26096QWP IP26096R8H IP26096RC3 IP26096RC9 IP26096RRU IP26096RW3 IP26096SFE IP26096SJ9 IP26096T1C IP26096T1D IP26096T31 IP26096T64
IP26096T67 IP26096TR8 IP26096TT5 IP26096TXA IP26096TXE IP26096U6W IP26096U91 IP26096UGM IP26096UJN IP26096US7 IP26096V3N IP26096VE3 IP26096VV4 IP26096WBT IP26096WEH IP26096WZP IP26096XWP IP26096YDD IP26096YM9 IP26096YMS
IP26096ZP5 IP26096ZU5 IP260971ES IP260971EY IP260971S1 IP260971XD IP260972GR IP260972JD IP260972QA IP260972TQ IP2609731M IP260973FU IP260973PJ IP260973Y7 IP260974DY IP260974FJ IP260974M3 IP260974UN IP2609756T IP260975GU
IP260976PW IP260976QP IP260976R9 IP260976SU IP260976WT IP260976X6 IP260976XR IP260976XX IP260976Z7 IP260977P4 IP260977TJ IP260977U3 IP260977UA IP260977ZC IP260978MT IP260978PC IP260978VD IP260978XE IP260979XF IP26097A33
IP26097A4S IP26097A94 IP26097AGP IP26097AHF IP26097AN7 IP26097AV4 IP26097B2T IP26097BR3 IP26097BT4 IP26097C13 IP26097C3H IP26097CTM IP26097CXN IP26097D6N IP26097D7B IP26097D8S IP26097DE2 IP26097DFH IP26097DR1 IP26097DS6
IP26097EAW IP26097EDG IP26097EEY IP26097F1J IP26097FRP IP26097FW7 IP26097G7H IP26097GEV IP26097GYC IP26097H2P IP26097HCB IP26097HF8 IP26097HUF IP26097HUU IP26097JBM IP26097JSC IP26097MEV IP26097MRY IP26097MWU IP26097N3N
IP26097NBD IP26097PCP IP26097PPF IP26097Q6Z IP26097QAM IP26097QJB IP26097QM4 IP26097QVV IP26097QWC IP26097S2Z IP26097S3C IP26097SUZ IP26097SVP IP26097SZY IP26097T7M IP26097TBE IP26097TDW IP26097TF7 IP26097TSB IP26097TTN
IP26097TZQ IP26097UEY IP26097V4C IP26097WF5 IP26097WV6 IP26097WZE IP26097X4P IP26097XJV IP26097Y2A IP26097Z1T IP26097ZJP IP26097ZYM IP260981QM IP260982ZN IP260982SD IP260982TJ IP260982Z1 IP260984AW IP260984PN IP260984ZZ
IP260985EV IP260985G2 IP260985VY IP260986MZ IP260986N1 IP260986ND IP260987GJ IP260988FV IP260988JX IP260988QG IP260988SU IP260988UX IP260989DH IP260989NB IP260989NU IP260989SJ IP260989XX IP26098ARJ IP26098B24 IP26098BMD
IP26098BMF IP26098BRF IP26098CB4 IP26098CNB IP26098CSR IP26098CWH IP26098DMY IP26098DYE IP26098EB5 IP26098EPZ IP26098F5N IP26098FBM IP26098FCR IP26098FNH IP26098FQ9 IP26098G6A IP26098GEB IP26098GND IP26098GR5 IP26098GUR
IP26098GXQ IP26098H3B IP26098HRS IP26098HVD IP26098J3U IP26098JV4 IP26098M59 IP26098MWP IP26098ND9 IP26098NMY IP26098P4A IP26098P9M IP26098PTV IP26098Q8F IP26098QGS IP26098QZ9 IP26098R8Y IP26098RR1 IP26098S88 IP26098SWS

IP26098SXN IP26098SXR IP26098T4W IP26098TEW IP26098V1V IP26098VHN IP26098WAH IP26098XC6 IP26098XQ9 IP26098YDM IP26098YF8 IP26098YPH IP26098YVN IP26098Z3U IP26098Z4T IP2609922G IP260992HX IP260992YX IP260993NM IP260993P3
IP260994BN IP260994W7 IP260995B4 IP260995HB IP260995JS IP260995NN IP260995Q4 IP260996CC IP260996CG IP260996RF IP260996WC IP260996YT IP260997RS IP260997UC IP260998A4 IP260998S8 IP260998UR IP260999V6 IP260999Z2 IP26099B2W
IP26099B7M IP26099BAR IP26099BHU IP26099C2F IP26099CS5 IP26099D7U IP26099EGC IP26099ET7 IP26099EYW IP26099EZW IP26099FVN IP26099G6N IP26099GDQ IP26099H4T IP26099HP3 IP26099HUN IP26099HZ3 IP26099J8B IP26099JBC IP26099JFR
IP26099MEY IP26099MHJ IP26099MSZ IP26099MXW IP26099NDA IP26099NST IP26099NY2 IP26099Q3H IP26099Q7J IP26099R9B IP26099RJP IP26099RMG IP26099RWG IP26099S2N IP26099SM2 IP26099SNM IP26099UAG IP26099USS IP26099V2P IP26099VSM
IP26099VX7 IP26099W93 IP26099WWW IP26099XFG IP26099XGY IP26099YXQ IP26099Z75 IP26099ZJG IP26099ZMH IP2609A11Y IP2609A14F IP2609A1CC IP2609A43J IP2609A4H5 IP2609A4SP IP2609A513 IP2609A58J IP2609A6EC IP2609A6QJ IP2609A6WF
IP2609A7AN IP2609A7FA IP2609A7S8 IP2609A891 IP2609A8VC IP2609A964 IP2609A9M1 IP2609A9MX IP2609A9T7 IP2609A9WA IP2609AE5E IP2609AE5W IP2609AED3 IP2609AH1M IP2609AHC8 IP2609AJX6 IP2609AJY8 IP2609AN26 IP2609AUE7 IP2609AV3M
IP2609AW84 IP2609AYF1 IP2609B147 IP2609B1FZ IP2609B1WE IP2609B2RV IP2609B38G IP2609B3PC IP2609B3QW IP2609B3VU IP2609B428 IP2609B4EF IP2609B4G9 IP2609B4QJ IP2609B6MW IP2609B6RF IP2609B6UY IP2609B7W3 IP2609B95A IP2609B9AW
IP2609B9EN IP2609BC66 IP2609BD5J IP2609BF9J IP2609BG6V IP2609BH66 IP2609BJ3U IP2609BJ3X IP2609BJ6V IP2609BM5T IP2609BMC9 IP2609BMZ7 IP2609BP65 IP2609BR97 IP2609BS37 IP2609BSP4 IP2609BSW2 IP2609BU8H IP2609BV73 IP2609C121
IP2609C1NP IP2609C2TM IP2609C38D IP2609C3D5 IP2609C3YC IP2609C4Q5 IP2609C4WW IP2609C557 IP2609C658 IP2609C6H7 IP2609C6JE IP2609C72P IP2609C7WH IP2609C8S5 IP2609CA24 IP2609CB5Y IP2609CD9B IP2609CFG4 IP2609CGD3 IP2609CH4N
IP2609CM88 IP2609CNT1 IP2609CP5B IP2609CQP5 IP2609CRP7 IP2609CT31 IP2609CU64 IP2609D17Y IP2609D1FY IP2609D425 IP2609D4AH IP2609D4BQ IP2609D53H IP2609D59D IP2609D5DP IP2609D5P2 IP2609D5VM IP2609D6J3 IP2609D6JN IP2609D6PR
IP2609D7NZ IP2609D8GZ IP2609D8ZA IP2609D98A IP2609DA8U IP2609DC22 IP2609DC59 IP2609DD6A IP2609DDM2 IP2609DDU1 IP2609DH5B IP2609DJU5 IP2609DM3A IP2609DMS9 IP2609DNA9 IP2609DP5Y IP2609DSQ1 IP2609DV3R IP2609DV85 IP2609DY5A
IP2609DZ5X IP2609E14H IP2609E15T IP2609E29V IP2609E2MJ IP2609E2SZ IP2609E3Z7 IP2609E44S IP2609E4FJ IP2609E51R IP2609E6UQ IP2609E6X4 IP2609E72P IP2609E7T6 IP2609E814 IP2609E84U IP2609E8AA IP2609E8QH IP2609E8W9 IP2609E992
IP2609E9FF IP2609E9W9 IP2609E9WW IP2609EAE7 IP2609EAG9 IP2609EBM8 IP2609EF3F IP2609EG5S IP2609EH16 IP2609EH2N IP2609EHP9 IP2609EM38 IP2609EP19 IP2609EQ58 IP2609ERD4 IP2609ES16 IP2609ESV3 IP2609EU41 IP2609EW7R IP2609EWF1
IP2609EWH2 IP2609EX7P IP2609EZ83 IP2609F12P IP2609F1BB IP2609F1FJ IP2609F1JP IP2609F1U4 IP2609F1Z3 IP2609F2NX IP2609F391 IP2609F3W8 IP2609F43H IP2609F479 IP2609F52G IP2609F537 IP2609F545 IP2609F5WM IP2609F6QU IP2609F7D6
IP2609F85S IP2609F8JH IP2609F96U IP2609F9C8 IP2609F9CR IP2609F9GJ IP2609F9Q4 IP2609F9VB IP2609F9XH IP2609FA63 IP2609FA7T IP2609FB3S IP2609FG1Q IP2609FG29 IP2609FGE9 IP2609FJ7X IP2609FM1S IP2609FP1R IP2609FPN8 IP2609FQ44
IP2609FR41 IP2609FRY1 IP2609FSP8 IP2609FT6X IP2609FT9C IP2609FTQ1 IP2609FU2S IP2609FVG7 IP2609FW1U IP2609FX7Y IP2609FZ5N IP2609FZ8F IP2609FZN2 IP2609G1AS IP2609G1MR IP2609G27T IP2609G2DH IP2609G2N5 IP2609G3CG IP2609G4E7
IP2609G4GE IP2609G4NH IP2609G4UV IP2609G5QT IP2609G5RW IP2609G73W IP2609G7NQ IP2609G8ZZ IP2609G9F8 IP2609G9J4 IP2609G9VV IP2609GA8Z IP2609GB15 IP2609GC31 IP2609GE63 IP2609GFF1 IP2609GJ3S IP2609GJ98 IP2609GJR2 IP2609GMZ4
IP2609GNR9 IP2609GP4C IP2609GPY7 IP2609GQ3M IP2609GR7H IP2609GS52 IP2609GU5U IP2609GU8P IP2609GX3P IP2609H17M IP2609H1SN IP2609H274 IP2609H3RF IP2609H4CX IP2609H4FG IP2609H4HZ IP2609H51A IP2609H52H IP2609H558 IP2609H5EE
IP2609H7U1 IP2609H7UC IP2609H7UM IP2609H83M IP2609H892 IP2609H8XP IP2609H943 IP2609H94Z IP2609H99A IP2609H99V IP2609HA7E IP2609HAW9 IP2609HB51 IP2609HC3F IP2609HD4C IP2609HET8 IP2609HG9G IP2609HH3H IP2609HM5W IP2609HM7P
IP2609HNY5 IP2609HP88 IP2609HPC2 IP2609HTQ3 IP2609HTQ6 IP2609HU55 IP2609HV86 IP2609HVQ6 IP2609J2CT IP2609J2ZH IP2609J3DD IP2609J3H5 IP2609J3X6 IP2609J44Q IP2609J54V IP2609J562 IP2609J5CE IP2609J6ZH IP2609J72T IP2609J7QR
IP2609J7T5 IP2609J85J IP2609J9BM IP2609J9D7 IP2609J9G1 IP2609J9R7 IP2609J9VP IP2609J9XX IP2609JA4C IP2609JF8B IP2609JGV6 IP2609JH1B IP2609JH5Y IP2609JHC1 IP2609JJC5 IP2609JQ1W IP2609JRW8 IP2609JS11 IP2609JS2R IP2609JSY7
IP2609JT5F IP2609JTX9 IP2609JU8R IP2609JV7A IP2609JVV3 IP2609JWD5 IP2609JWR8 IP2609JXP6 IP2609JZ6T IP2609M1SP IP2609M1SR IP2609M1ZJ IP2609M22M IP2609M28D IP2609M2AR IP2609M2FY IP2609M2P2 IP2609M2QQ IP2609M35S IP2609M3SM
IP2609M3T1 IP2609M4C8 IP2609M4SG IP2609M4Y1 IP2609M4YS IP2609M5AD IP2609M6JD IP2609M7G1 IP2609M7NB IP2609M7ZA IP2609M856 IP2609M8J3 IP2609M9UU IP2609MB46 IP2609MB6Q IP2609MD3Y IP2609ME33 IP2609MEE4 IP2609MH21 IP2609MJD7
IP2609MN54 IP2609MNA6 IP2609MP9C IP2609MP9W IP2609MS5W IP2609MS64 IP2609MSV8 IP2609MT79 IP2609MT95 IP2609MTT6 IP2609MTU2 IP2609MTZ8 IP2609MWT2 IP2609MX2G IP2609MZP9 IP2609N1F1 IP2609N1WE IP2609N23F IP2609N2NM IP2609N2XX
IP2609N39T IP2609N3AY IP2609N3NZ IP2609N5NP IP2609N6DV IP2609N6PY IP2609N7UC IP2609N8PD IP2609N98F IP2609N9H7 IP2609NAT7 IP2609NB73 IP2609NB8M IP2609ND43 IP2609NDA3 IP2609NF94 IP2609NH23 IP2609NH91 IP2609NJ63 IP2609NNQ3
IP2609NP83 IP2609NR78 IP2609NS8D IP2609NSS4 IP2609NW3T IP2609NX7V IP2609NZ5J IP2609P1BP IP2609P1PB IP2609P1TP IP2609P1UN IP2609P235 IP2609P2CM IP2609P2JN IP2609P389 IP2609P3B6 IP2609P4CW IP2609P556 IP2609P5GP IP2609P655
IP2609P6EZ IP2609P6U5 IP2609P76E IP2609P8CJ IP2609P8H9 IP2609P8MS IP2609P97B IP2609P97E IP2609P9BT IP2609P9G3 IP2609P9RD IP2609PA4D IP2609PB14 IP2609PCD8 IP2609PE5Y IP2609PF32 IP2609PF9F IP2609PFC4 IP2609PFY5 IP2609PG3T
IP2609PH4E IP2609PJ4A IP2609PJX9 IP2609PQ6Z IP2609PQ7C IP2609PR91 IP2609PT43 IP2609PTD2 IP2609PV2C IP2609PV35 IP2609PXQ9 IP2609PY9V IP2609Q12G IP2609Q171 IP2609Q186 IP2609Q1FQ IP2609Q1MV IP2609Q1UM IP2609Q28N IP2609Q28U
IP2609Q2TJ IP2609Q2WQ IP2609Q48C IP2609Q4A4 IP2609Q5NZ IP2609Q64P IP2609Q65C IP2609Q6FP IP2609Q772 IP2609Q7BT IP2609Q7P2 IP2609Q7SU IP2609Q8D7 IP2609Q8V4 IP2609Q9Q6 IP2609QCN4 IP2609QD6F IP2609QF95 IP2609QG5V IP2609QGF7
IP2609QGR4 IP2609QGW4 IP2609QH56 IP2609QHZ6 IP2609QM77 IP2609QMV3 IP2609QN8V IP2609QNJ4 IP2609QPG6 IP2609QPR9 IP2609QQ7G IP2609QR6M IP2609QRX8 IP2609QS8U IP2609QTJ4 IP2609QU2G IP2609QU6U IP2609QX91 IP2609QY72 IP2609QZ5Z
IP2609R14M IP2609R1F5 IP2609R1WG IP2609R264 IP2609R26Y IP2609R314 IP2609R38U IP2609R4SE IP2609R4Z3 IP2609R5U1 IP2609R67J IP2609R71V IP2609R772 IP2609R7JX IP2609R7SY IP2609R7UX IP2609R81M IP2609R871 IP2609RA14 IP2609RA27
IP2609RA3F IP2609RA7P IP2609RBH2 IP2609RCJ9 IP2609RF3T IP2609RG37 IP2609RH3Z IP2609RJ9J IP2609RJM5 IP2609RN1F IP2609RN1P IP2609RP7G IP2609RR8J IP2609RU7E IP2609RXF3 IP2609RY2J IP2609RY45 IP2609RY98 IP2609S255 IP2609S29F
IP2609S2A4 IP2609S2AW IP2609S37S IP2609S3C2 IP2609S47S IP2609S4FU IP2609S51T IP2609S5HM IP2609S5TJ IP2609S5UD IP2609S5YX IP2609S653 IP2609S751 IP2609S7QU IP2609S9J4 IP2609SA7H IP2609SAR7 IP2609SAW2 IP2609SAY7 IP2609SC8D
IP2609SCY9 IP2609SDW5 IP2609SE8Z IP2609SF9E IP2609SG38 IP2609SG45 IP2609SHA6 IP2609SJ19 IP2609SM88 IP2609SMP9 IP2609SN1D IP2609SP5D IP2609SP8F IP2609SPE6 IP2609SR6Q IP2609SRM6 IP2609STG2 IP2609SVN2 IP2609SY7E IP2609SZ6U
IP2609T1YQ IP2609T2Z6 IP2609T35H IP2609T3PU IP2609T3R6 IP2609T44A IP2609T4U2 IP2609T57F IP2609T585 IP2609T5H2 IP2609T5Q2 IP2609T5T3 IP2609T5U4 IP2609T5VV IP2609T5ZW IP2609T6NG IP2609T6R8 IP2609T7A8 IP2609T7MX IP2609T7N6
IP2609T8PP IP2609T8UD IP2609T94T IP2609T9UU IP2609TAN1 IP2609TCV7 IP2609TD6N IP2609TEE5 IP2609TEJ5 IP2609TG9B IP2609TMX4 IP2609TN1J IP2609TNA1 IP2609TP15 IP2609TP4H IP2609TQ32 IP2609TR2T IP2609TRA2 IP2609TS7H IP2609TUY4
IP2609TVV6 IP2609TW5H IP2609TZ6P IP2609U1PG IP2609U2GE IP2609U2JW IP2609U31S IP2609U44R IP2609U45C IP2609U4JH IP2609U4VH IP2609U53N IP2609U5AT IP2609U5EZ IP2609U5F8 IP2609U5HD IP2609U6X5 IP2609U7ME IP2609U8B5 IP2609U8CP
IP2609U8HN IP2609U8S7 IP2609U9WB IP2609UC6X IP2609UFM1 IP2609UG3P IP2609UH1P IP2609UH5A IP2609UHS3 IP2609UJ29 IP2609UN81 IP2609UQS3 IP2609US2G IP2609UT3P IP2609UZ1Y IP2609UZ4E IP2609V1QZ IP2609V1SA IP2609V1UZ IP2609V28C
IP2609V2GS IP2609V2ZQ IP2609V3R3 IP2609V3V8 IP2609V4E9 IP2609V4JS IP2609V4M2 IP2609V4SU IP2609V5NY IP2609V5PW IP2609V5TT IP2609V6V6 IP2609V6YA IP2609V79C IP2609V7AT IP2609V7ZE IP2609V8AS IP2609V8E3 IP2609V8FQ IP2609V95P
IP2609V9R4 IP2609V9RC IP2609V9RJ IP2609V9SM IP2609VD27 IP2609VES3 IP2609VG3X IP2609VGH2 IP2609VGP7 IP2609VH88 IP2609VHQ4 IP2609VJ8W IP2609VJD8 IP2609VRD4 IP2609VSN2 IP2609VU9D IP2609VUF4 IP2609VUY6 IP2609VV17 IP2609VV7X
IP2609VVD7 IP2609VVY6 IP2609VW2H IP2609VY79 IP2609VZ6Z IP2609VZ78 IP2609W1AM IP2609W1B2 IP2609W1QV IP2609W244 IP2609W2FG IP2609W2FZ IP2609W2UH IP2609W31T IP2609W3P9 IP2609W41B IP2609W4JE IP2609W4V6 IP2609W4VV IP2609W5US
IP2609W6B5 IP2609W6EH IP2609W6HG IP2609W762 IP2609W7J5 IP2609W83S IP2609W92Y IP2609W97N IP2609W97Z IP2609W9P7 IP2609W9Q3 IP2609W9RC IP2609WA66 IP2609WA8F IP2609WBM7 IP2609WC4T IP2609WC6M IP2609WE9V IP2609WEE8 IP2609WF9T
IP2609WJ38 IP2609WJP5 IP2609WN9S IP2609WS5B IP2609WU9X IP2609WUB5 IP2609WUQ1 IP2609WV74 IP2609WW79 IP2609WX79 IP2609WXC7 IP2609WZF7 IP2609X13S IP2609X1R3 IP2609X2T8 IP2609X334 IP2609X36H IP2609X37S IP2609X557 IP2609X561
IP2609X59A IP2609X5V8 IP2609X64P IP2609X786 IP2609X7QZ IP2609X7SH IP2609X7VZ IP2609X7XT IP2609X7XZ IP2609X81H IP2609X87D IP2609X89V IP2609X8TU IP2609X9Y9 IP2609XA4H IP2609XB65 IP2609XBG3 IP2609XCF9 IP2609XD1M IP2609XD42
IP2609XJ96 IP2609XJH6 IP2609XQG5 IP2609XRV3 IP2609XRW2 IP2609XV6C IP2609XY9J IP2609XZZ8 IP2609Y11T IP2609Y13Q IP2609Y1FZ IP2609Y1RF IP2609Y1VE IP2609Y34Z IP2609Y3MF IP2609Y3R4 IP2609Y468 IP2609Y49P IP2609Y4DP IP2609Y4NM
IP2609Y4VT IP2609Y5XR IP2609Y68X IP2609Y6A5 IP2609Y7PA IP2609Y843 IP2609Y85M IP2609Y8X3 IP2609YB5U IP2609YD44 IP2609YE65 IP2609YF19 IP2609YFT5 IP2609YG8Y IP2609YGN1 IP2609YN43 IP2609YNA6 IP2609YNW9 IP2609YP64 IP2609YQ5S
IP2609YQ8Y IP2609YQT5 IP2609YR11 IP2609YR37 IP2609YR3C IP2609YTB2 IP2609YU3F IP2609YU6E IP2609YUG1 IP2609YVQ6 IP2609YVV6 IP2609YVY8 IP2609YZ3S IP2609Z1BS IP2609Z2NG IP2609Z3E8 IP2609Z4A2 IP2609Z4D4 IP2609Z4DV IP2609Z4M8
IP2609Z4QQ IP2609Z4ZB IP2609Z58V IP2609Z5NG IP2609Z5TF IP2609Z622 IP2609Z6E7 IP2609Z72G IP2609Z7FQ IP2609Z7W1 IP2609Z89C IP2609Z8MA IP2609Z8Q7 IP2609Z8Y2 IP2609Z93E IP2609Z9DV IP2609ZA1R IP2609ZB1Q IP2609ZF3E IP2609ZFR3
IP2609ZG58 IP2609ZG6G IP2609ZJT6 IP2609ZMN4 IP2609ZP3Q IP2609ZQ9R IP2609ZQJ1 IP2609ZR6G IP2609ZT44 IP2609ZUA1 IP2609ZUA2 IP2609ZVG7 IP2609ZVU5 IP2609ZY9Y IP2609ZZ96

情報セキュリティマネジメント試験に係るもの

SG260900C7 SG260900D3 SG2609013B SG260901JI SG260901MC SG260901Z3 SG26090252 SG2609020U SG260902RO SG260902VB SG260902WR SG260903JB SG260903UJ SG260903UX SG260904T5 SG260904WY SG260904YS SG2609058R SG260905XN SG2609065K
SG260906X9 SG2609074R SG2609077T SG260907I0 SG260907VM SG260907WH SG260908IK SG260908IV SG260908YB SG260909LD SG260909Q8 SG260909RG SG260909TG SG260909UD SG260909W4 SG26090A05 SG26090A6V SG26090AJ6 SG26090AX3 SG26090AXX
SG26090B3G SG26090CCF SG26090CHV SG26090D0I SG26090DHV SG26090DNR SG26090EIB SG26090EMS SG26090F2S SG26090FCW SG26090FH7 SG26090G1F SG26090GJB SG26090GMM SG26090GWJ SG26090HD4 SG26090HXG SG26090I12 SG26090INX SG26090IUX
SG26090J7T SG26090JIC SG26090KPF SG26090KTR SG26090KYT SG26090LYB SG26090M51 SG26090MD5 SG26090N0P SG26090NUA SG2609004Q SG2609008M SG260900E0 SG26090P3Y SG26090PGD SG26090PII SG26090QNS SG26090ROY SG26090RPX SG26090S40
SG26090SDF SG26090SH1 SG26090SLS SG26090SPB SG26090TI4 SG26090U3V SG26090V65 SG26090V90 SG26090VE6 SG26090VWF SG26090W1S SG26090W5R SG26090W86 SG26090WES SG26090WFA SG26090WFM SG26090WFU SG26090WLI SG26090X53 SG26090XNZ
SG26090Y5X SG26090Y8R SG26090ZHC SG260911B5 SG260911MJ SG260911ZQ SG2609126W SG260912PN SG260913KS SG2609130O SG260914S8 SG260914XC SG260915R5 SG260915V4 SG260915VJ SG260916J8 SG260917BP SG260917ET SG260917PF SG26091803
SG260918S0 SG26091A9C SG26091AA9 SG26091AVH SG26091AX7 SG26091B9B SG26091C60 SG26091CS8 SG26091DNN SG26091DNV SG26091DYG SG26091E0L SG26091E70 SG26091EN6 SG26091EP8 SG26091F62 SG26091G53 SG26091GCI SG26091GR0 SG26091GXY
SG26091H6J SG26091H7E SG26091J9K SG26091JEV SG26091JVM SG26091KYP SG26091MTA SG26091N7X SG2609101D SG26091ODC SG26091OFF SG26091OKU SG26091OR5 SG26091OTB SG26091P03 SG26091PAJ SG26091PC7 SG26091Q0J SG26091QTA SG26091S25
SG26091S3E SG26091S90 SG26091SLU SG26091SUH SG26091SV5 SG26091T5S SG26091TZK SG26091ULZ SG26091UP0 SG26091UUT SG26091V6R SG26091V7B SG26091V9W SG26091VE0 SG26091W32 SG26091W0D SG26091XG8 SG26091XTX SG26091Y9L SG26091Y9T
SG26091ZKC SG26091ZNM SG26091ZRJ SG26091ZT7 SG26091ZV2 SG26091ZY3 SG26092016 SG26092057 SG26092090 SG260920NM SG260920W3 SG26092137 SG26092158 SG260921P5 SG2609220D SG260922N9 SG260922S1 SG260923XH SG2609243U SG260924UO
SG2609259T SG260925NK SG2609267Q SG2609267S SG260926HQ SG260926PP SG260926TE SG260926ZG SG2609273M SG2609274M SG260927GT SG260928HS SG260928JW SG260928XM SG2609295T SG260929W0 SG26092B96 SG26092BCU SG26092BE4 SG26092BKV
SG26092C3G SG26092C02 SG26092C08 SG26092E7A SG26092E9Y SG26092EIV SG26092EL0 SG26092ENE SG26092EV3 SG26092F8I SG26092F8U SG26092FVP SG26092GCM SG26092H0M SG26092H6D SG26092HKK SG26092I00 SG26092I8Z SG26092IQM SG26092K0Z
SG26092KHD SG26092KQ2 SG26092L6S SG26092LT8 SG26092N93 SG26092NTL SG26092NUC SG260920CH SG26092PDE SG26092PH0 SG26092PKD SG26092PQB SG26092PX8 SG26092QRI SG26092RL7 SG26092SPW SG26092T3E SG26092UDI SG26092UR5 SG26092VGD
SG26092VKQ SG26092VTV SG26092W09 SG26092WDK SG26092XF0 SG26092XPD SG26092Y6P SG26092YAZ SG26092YBH SG26092YTS SG26092YX0 SG26092Z51 SG26092Z79 SG260930D3 SG260930EA SG260930LJ SG260930LP SG2609319G SG260931W0 SG260932LD
SG260933AF SG260933TK SG260933VA SG260933VD SG2609345X SG260934GM SG260935HB SG260935LN SG260935V7 SG26093662 SG260936BH SG2609373Q SG260937P3 SG260937X5 SG260938CK SG2609397T SG260939IT SG260939NG SG260939TB SG26093CSF
SG26093DTP SG26093E5W SG26093EG5 SG26093EYL SG26093F4G SG26093FIH SG26093FTK SG26093FWG SG26093G0I SG26093G7M SG26093GBX SG26093H63 SG26093HD7 SG26093IC2 SG26093JBN SG26093JEA SG26093JLT SG26093J06 SG26093JZ7 SG26093K8J
SG26093KXP SG26093KZR SG26093L3P SG26093LJE SG26093M74 SG26093M7R SG26093MCG SG26093MFV SG26093MXD SG26093NGJ SG26093NUZ SG26093NWN SG2609308X SG26093PTK SG26093R50 SG26093R6X SG26093RI0 SG26093RLS SG26093S0Q SG26093S5I
SG26093SIH SG26093SZK SG26093V7K SG26093VBK SG26093VR9 SG26093VUV SG26093WJA SG26093W0L SG26093XBL SG26093XW3 SG26093Y5P SG26093YGF SG26093YKH SG260940GK SG260940TP SG26094260 SG260942CL SG260942GF SG260942L8 SG2609420H
SG2609435G SG260943EN SG260943YV SG2609444K SG260944A6 SG260944J4 SG260944K0 SG260944RJ SG260944SE SG2609452A SG260945D2 SG260945K9 SG26094694 SG260946GZ SG260946QP SG260946RQ SG2609482F SG2609483J SG260948BW SG2609491L
SG2609498M SG260949FV SG260949MB SG26094A4B SG26094ACC SG26094ADP SG26094BNB SG26094CCN SG26094CSH SG26094EBK SG26094EH4 SG26094EVZ SG26094FB4 SG26094FM0 SG26094FP5 SG26094FPM SG26094FV1 SG26094FVG SG26094G9N SG26094H6D
SG26094HGV SG26094HH6 SG26094HQW SG26094HZR SG26094I1S SG26094INR SG26094JNJ SG26094K03 SG26094K3F SG26094K7A SG26094KII SG26094KLR SG26094KXN SG26094LHM SG26094MBH SG26094MEL SG26094MI2 SG26094MIL SG26094NHS SG2609407T
SG26094P4J SG26094PZ3 SG26094R3U SG26094R6X SG26094R93 SG26094RA4 SG26094RWZ SG26094RYG SG26094TFT SG26094TTM SG26094U2M SG26094UDS SG26094UL3 SG26094UZJ SG26094UZW SG26094VM2 SG26094VMZ SG26094V06 SG26094VZM SG26094W78
SG26094WIT SG26094WZE SG26094XCX SG26094XLJ SG26094XSD SG26094XY4 SG26094YA6 SG26094YB3 SG26094YEG SG26094YGT SG26094ZQ8 SG260950DN SG260950K3 SG260950QA SG260950V3 SG260950W6 SG26095141 SG260951J2 SG260951JB SG260951UU
SG26095200 SG2609526U SG2609527I SG2609531A SG260953BN SG260953H4 SG2609545T SG260955FI SG2609567Q SG2609569B SG26095609 SG260956XU SG260957BW SG260957DZ SG260957G8 SG260957NK SG260957P7 SG260958AF SG260959A0 SG260959B0
SG260959Q5 SG26095ARY SG26095BD8 SG26095BLM SG26095BVP SG26095C95 SG26095DQR SG26095F4E SG26095FIM SG26095HTH SG26095HV1 SG26095IBW SG26095IZQ SG26095J0J SG26095JE6 SG26095JVV SG26095JZX SG26095KSB SG26095KZP SG26095L2K
SG26095M58 SG26095M9N SG26095MEU SG26095MVX SG26095ND1 SG26095NJJ SG26095NTK SG2609509I SG260950B5 SG260950KQ SG260950V6 SG26095P82 SG26095PJE SG26095PPL SG26095PR5 SG26095Q1M SG26095Q30 SG26095Q85 SG26095Q03 SG26095RDM
SG26095RF9 SG26095RR4 SG26095RZN SG26095S3V SG26095SWK SG26095T6W SG26095TDC SG26095TEN SG26095U9V SG26095UTS SG26095VSM SG26095W9R SG26095WG0 SG26095WH3 SG26095WX1 SG26095X2D SG26095X4K SG26095X57 SG26095XI8 SG26095XLK
SG26095YCH SG26095YDM SG26095YLG SG26095Z02 SG26095ZRP SG260960CA SG26096122 SG26096160 SG26096176 SG26096107 SG260961VW SG260961YL SG260962EK SG260962H0 SG260962LF SG26096368 SG260963XW SG260964E4 SG260965EI SG260965F9
SG260965GQ SG260965HX SG260965MT SG260966A0 SG260966MH SG260967B0 SG2609684U SG260968BL SG260968FZ SG260968IM SG260968SX SG260969P0 SG260969WM SG260969XK SG26096BBF SG26096BC0 SG26096CBA SG26096CWA SG26096DRX SG26096DTL
SG26096E4J SG26096E88 SG26096ENL SG26096EQZ SG26096FF7 SG26096FVF SG26096G56 SG26096GWJ SG26096H0B SG26096H75 SG26096HGL SG26096HX7 SG26096HXF SG26096IBR SG26096IYQ SG26096J4Q SG26096JFJ SG26096JLH SG26096J09 SG26096JWJ
SG26096KLH SG26096L8S SG26096L04 SG26096L0Z SG26096LUP SG26096LUZ SG26096MBG SG26096MGM SG26096MXM SG26096N3J SG26096ND5 SG26096NTW SG260960AQ SG260960BE SG26096P8U SG26096PXJ SG26096Q1K SG26096Q63 SG26096QMZ SG26096R3D
SG26096RLV SG26096SEU SG26096T7L SG26096UQZ SG26096UX9 SG26096UXG SG26096V11 SG26096VL4 SG26096VTK SG26096W5D SG26096WAK SG26096WN7 SG26096WWP SG26096XJ7 SG26096XN2 SG26096X00 SG26096Y2V SG26096Y4L SG26096YLS SG26096Z3F
SG26096Z5J SG26096ZPE SG26096ZRK SG2609705N SG26097090 SG260970C6 SG26097178 SG260971QV SG26097259 SG260972HW SG260973I9 SG260973LC SG2609741P SG260974MV SG2609759W SG260975UR SG260975WA SG260975WD SG2609762C SG260976XB
SG260977GN SG260977LH SG260978DR SG260978EP SG260978F3 SG260978VY SG260978WD SG2609794G SG260979FH SG260979LS SG260979PR SG26097AFF SG26097ALL SG26097AMF SG26097AZ5 SG26097B03 SG26097CK1 SG26097CNW SG26097D49 SG26097DAL
SG26097DC8 SG26097E56 SG26097E6V SG26097G3Q SG26097G90 SG26097GDC SG26097GZN SG26097H7E SG26097HL8 SG26097HP9 SG26097IWN SG26097IWZ SG26097IZC SG26097J8J SG26097KF1 SG26097KKL SG26097LKT SG26097M7N SG26097MF7 SG26097MYL
SG26097NR9 SG260970E5 SG260970GH SG2609700B SG260970V0 SG26097PUK SG26097QXZ SG26097R1Y SG26097RE3 SG26097RMF SG26097RQ3 SG26097SJ4 SG26097SM1 SG26097TRT SG26097TW7 SG26097UV4 SG26097V08 SG26097V8V SG26097W7A SG26097WFT
SG26097WJX SG26097X33 SG26097XJK SG26097XVX SG26097Y14 SG26097Y45 SG26097YEC SG26097ZB2 SG26097ZFM SG26097ZLA SG26098045 SG2609806R SG260980G9 SG2609811T SG260981JA SG260981SC SG260981VL SG260982RD SG260982Z5 SG260983KR
SG260984GI SG260984LR SG260984U0 SG260984XB SG260984Z0 SG26098540 SG260985BT SG260986E9 SG260987GG SG260988UB SG2609891W SG260989DX SG260989IE SG260989IX SG260989LE SG26098A23 SG26098AMU SG26098ASJ SG26098BEK SG26098BJA
SG26098BNG SG26098BQ0 SG26098BVP SG26098CEW SG26098E8X SG26098ED8 SG26098EFG SG26098E0C SG26098EUW SG26098FD5 SG26098G1V SG26098G6M SG26098GJD SG26098GW3 SG26098H8Z SG26098HQ6 SG26098I6T SG26098I7E SG26098IBK SG26098IFK
SG26098IXW SG26098JAE SG26098JD1 SG26098KJE SG26098KJF SG26098KM8 SG26098KR4 SG26098L79 SG26098L9X SG26098LCE SG26098M58 SG26098MFX SG26098NGA SG26098NK9 SG26098NX5 SG260980LW SG26098QC2 SG26098RBF SG26098RCP SG26098RDN
SG26098RHL SG26098RRB SG26098RSC SG26098T49 SG26098U2W SG26098UC7 SG26098UHA SG26098UHB SG26098UIU SG26098UYP SG26098V4D SG26098VH8 SG26098VKJ SG26098VSN SG26098W1D SG26098WSX SG26098X1E SG26098XBF SG26098XD3 SG26098XU1
SG26098XW1 SG26098YL1 SG26098Y09 SG26098Z57 SG26098ZAA SG26098ZJB SG26098Z02 SG2609909E SG260990CX SG26099116 SG260991BC SG260991FQ SG260993DP SG260993FG SG260993GD SG260993PC SG260993XH SG2609944P SG260994DH SG260994JU

SG260995CY SG260995IZ SG260996PP SG260996QH SG260996S2 SG260997GZ SG260997MG SG260997UD SG260997W0 SG2609982T SG260998W6 SG2609994G SG2609994Y SG260999H9 SG26099A3L SG26099AN4 SG26099AQN SG26099AYL SG26099BVP SG26099CFE
SG26099CIM SG26099D32 SG26099DYD SG26099EA1 SG26099ENQ SG26099EQ6 SG26099F01 SG26099F99 SG26099FC6 SG26099G3H SG26099GID SG26099GL1 SG26099GQT SG26099H5L SG26099HXI SG26099HYU SG26099I2V SG26099IID SG26099J3D SG26099J8V
SG26099JEI SG26099JFQ SG26099JN1 SG26099JUH SG26099JZ0 SG26099KG2 SG26099KUB SG26099KWL SG26099KZH SG26099L7P SG26099LB4 SG26099LN2 SG26099M00 SG26099MIR SG26099MMZ SG26099MN8 SG26099N5L SG26099N8R SG26099NEH SG26099NFP
SG26099NZZ SG26099O9L SG26099ODO SG26099PFN SG26099PSN SG26099QE6 SG26099RER SG26099RQ3 SG26099S2G SG26099SQX SG26099SRD SG26099SV5 SG26099T2G SG26099U87 SG26099U0A SG26099VLW SG26099X13 SG26099X6E SG26099X0B SG26099XQ0
SG26099XSX SG26099YE3 SG26099YRJ SG26099YSO SG26099ZG9 SG2609A019 SG2609A09T SG2609A187 SG2609A1Q9 SG2609A1SU SG2609A3QI SG2609A3QJ SG2609A3VT SG2609A417 SG2609A46S SG2609A4J9 SG2609A4K0 SG2609A4WW SG2609A4X4 SG2609A6EN
SG2609A6WP SG2609A6YQ SG2609A79X SG2609A7K7 SG2609A7P5 SG2609A7SW SG2609A7TS SG2609A7W4 SG2609A88A SG2609A8L9 SG2609A8MR SG2609A8TV SG2609A8X5 SG2609A964 SG2609A9SF SG2609A9XI SG2609AB11 SG2609AB6J SG2609ABFY SG2609ABME
SG2609AC6T SG2609ACBR SG2609ACE5 SG2609ACH7 SG2609ACSW SG2609ADAG SG2609ADIX SG2609ADTB SG2609AEFG SG2609AEKS SG2609AELD SG2609AFGF SG2609AFNV SG2609AGK5 SG2609AIDW SG2609AIYX SG2609AJCT SG2609AJTY SG2609ALA9 SG2609ALTV
SG2609AM51 SG2609AMRA SG2609AN3K SG2609AOGL SG2609AOM9 SG2609AOTZ SG2609AP00 SG2609APQ0 SG2609AQ4X SG2609AQBH SG2609AQIC SG2609ARLS SG2609ARR0 SG2609ARWM SG2609ARWZ SG2609ASPM SG2609ASRD SG2609AT30 SG2609AT3L SG2609AT8A
SG2609AT8Z SG2609AV6S SG2609AVJ7 SG2609AVUQ SG2609AWZ1 SG2609AWZT SG2609AX4R SG2609AXFZ SG2609AXP0 SG2609AY70 SG2609AYK3 SG2609AYT9 SG2609AYUF SG2609AZL9 SG2609AZMJ SG2609B0LR SG2609B18I SG2609B1DW SG2609B23P SG2609B2F1
SG2609B2IX SG2609B2PW SG2609B2PX SG2609B459 SG2609B47U SG2609B55J SG2609B5J6 SG2609B5KA SG2609B66N SG2609B6VX SG2609B80R SG2609B83D SG2609B8IX SG2609B8LV SG2609B80F SG2609B8YQ SG2609B97J SG2609B98B SG2609B9DS SG2609B9KQ
SG2609B9LE SG2609B9YD SG2609BAR0 SG2609BB10 SG2609BB6P SG2609BB9I SG2609BBKP SG2609BC95 SG2609BCCZ SG2609BCF0 SG2609BCZ0 SG2609BD01 SG2609BEKT SG2609BF1W SG2609BFF8 SG2609BG23 SG2609BG9C SG2609BHOM SG2609BI9U SG2609BJEL
SG2609BJTB SG2609BL3M SG2609BL8I SG2609BLMJ SG2609BM0Z SG2609BM76 SG2609BM94 SG2609BMHI SG2609BMLF SG2609BNIA SG2609BNJ4 SG2609BNK0 SG2609BNLP SG2609BN0X SG2609BNPI SG2609BNVZ SG2609B09U SG2609B0M8 SG2609B0MJ SG2609B0XH
SG2609BPIR SG2609BQU8 SG2609BQWB SG2609BQY6 SG2609BR48 SG2609BR6S SG2609BRHY SG2609BRJ7 SG2609BSJU SG2609BSKH SG2609BSNE SG2609BUEY SG2609BUM8 SG2609BUUN SG2609BUWP SG2609BVXI SG2609BWTR SG2609BWZH SG2609BX2U SG2609BXPU
SG2609BXS7 SG2609BXVG SG2609BXVW SG2609BY22 SG2609BZNT SG2609C08Q SG2609C09B SG2609C0PA SG2609C0R8 SG2609C1HF SG2609C1MK SG2609C1VZ SG2609C1Y2 SG2609C1Z2 SG2609C2ED SG2609C2W0 SG2609C30H SG2609C3UA SG2609C46N SG2609C51Q
SG2609C5IP SG2609C67M SG2609C6RS SG2609C828 SG2609C88A SG2609C8T1 SG2609C8ZK SG2609CA34 SG2609CAKS SG2609CAX9 SG2609CBKI SG2609CBS9 SG2609CBVY SG2609CC4Y SG2609CC9M SG2609CCYS SG2609CDNE SG2609CE5Y SG2609CETR SG2609CFH9
SG2609CFX3 SG2609CFXT SG2609CG1A SG2609CG8X SG2609CGC1 SG2609CGG5 SG2609CGU2 SG2609CH4V SG2609CH7A SG2609CHFV SG2609CHHS SG2609CHI0 SG2609CIA7 SG2609CIDI SG2609CIDJ SG2609CINA SG2609CIOK SG2609CJSD SG2609CKWC SG2609CKXF
SG2609CLF1 SG2609CLR1 SG2609CM00 SG2609C06V SG2609C07T SG2609COIO SG2609COLZ SG2609COMU SG2609COPA SG2609COV2 SG2609COX5 SG2609CP16 SG2609CPK4 SG2609CPPL SG2609CPW7 SG2609CQ1Z SG2609CQ3E SG2609CQ8V SG2609CRKJ SG2609CRSJ
SG2609CSHU SG2609CT09 SG2609CTIF SG2609CTVG SG2609CUR0 SG2609CV0U SG2609CVC6 SG2609CVH8 SG2609CVP9 SG2609CVV2 SG2609CW1E SG2609CX49 SG2609CXHS SG2609CYCW SG2609CZ0R SG2609CZ56 SG2609CZRU SG2609D0EC SG2609D0FS SG2609D0S6
SG2609D0XS SG2609D0Y8 SG2609D154 SG2609D1T3 SG2609D2J0 SG2609D2TD SG2609D41M SG2609D4HS SG2609D4TM SG2609D4Z8 SG2609D64Q SG2609D6CB SG2609D6GS SG2609D60H SG2609D7E2 SG2609D7WQ SG2609D7ZL SG2609D820 SG2609D8C3 SG2609D8G9
SG2609D91Y SG2609D95V SG2609DA0X SG2609DA99 SG2609DABN SG2609DAI1 SG2609DB17 SG2609DB72 SG2609DBHJ SG2609DBP1 SG2609DBRX SG2609DBTZ SG2609DC0D SG2609DDT1 SG2609DE5A SG2609DEDK SG2609DERV SG2609DF0Q SG2609DFD4 SG2609DG58
SG2609DGI2 SG2609DGJQ SG2609DGWF SG2609DH0Y SG2609DHC0 SG2609DHXH SG2609DI5J SG2609DI7Q SG2609DIM0 SG2609DIUE SG2609DJ17 SG2609DL69 SG2609DLBC SG2609DLED SG2609DLGR SG2609DMI8 SG2609DM06 SG2609DMSF SG2609DMZX SG2609DN2X
SG2609DNQ9 SG2609D04E SG2609D05V SG2609D0ED SG2609D0HW SG2609D0JQ SG2609D0TM SG2609D0UX SG2609DPTL SG2609DQ1Y SG2609DQJN SG2609DR2Q SG2609DR30 SG2609DR73 SG2609DR7T SG2609DR0F SG2609DSFB SG2609DTT2 SG2609DTZZ SG2609DU6S
SG2609DUN6 SG2609DV3D SG2609DV4B SG2609DVC7 SG2609DVN3 SG2609DWGJ SG2609DWH0 SG2609DWWQ SG2609DWYZ SG2609DX6L SG2609DYK4 SG2609DYVE SG2609DYX9 SG2609DYZ3 SG2609DZ93 SG2609DZTU SG2609E0HF SG2609E1RG SG2609E24J SG2609E2A6
SG2609E2CJ SG2609E3G1 SG2609E4AX SG2609E4I2 SG2609E4WP SG2609E5GX SG2609E5N5 SG2609E5P5 SG2609E632 SG2609E655 SG2609E65Q SG2609E6D6 SG2609E60I SG2609E700 SG2609E8G2 SG2609E8SC SG2609E8YH SG2609E96M SG2609E9FY SG2609EA3B
SG2609EA9F SG2609EA9K SG2609EB6I SG2609EBGR SG2609EBYD SG2609EC34 SG2609EC7L SG2609ECD6 SG2609ECVU SG2609ED18 SG2609ED53 SG2609EDE1 SG2609EDZM SG2609EE10 SG2609EEAB SG2609EEF6 SG2609EELS SG2609EENF SG2609EEZ7 SG2609EF2I
SG2609EFPV SG2609EG0E SG2609EG4F SG2609EG6X SG2609EGL4 SG2609EH5H SG2609EHCK SG2609EHGQ SG2609EHXB SG2609EIK8 SG2609EIMD SG2609EJ1G SG2609EJ59 SG2609EJBL SG2609EJFI SG2609EKLE SG2609EKW0 SG2609EL82 SG2609ELBC SG2609ELP1
SG2609ELRH SG2609ELYA SG2609EM4D SG2609EMU3 SG2609ENN9 SG2609ENPU SG2609E0KM SG2609EP2C SG2609EPIU SG2609EQBW SG2609ER5H SG2609ER65 SG2609ERBT SG2609EREQ SG2609ESF4 SG2609ET9X SG2609EUJ8 SG2609EULM SG2609EUUJ SG2609EVGY
SG2609EVKH SG2609EWBB SG2609EWGP SG2609EW04 SG2609EXKE SG2609EZDQ SG2609EZJ8 SG2609F02G SG2609F09P SG2609F1AD SG2609F1P1 SG2609F2FS SG2609F2LH SG2609F2QD SG2609F2TJ SG2609F2V7 SG2609F3FX SG2609F3YY SG2609F4KZ SG2609F4NQ
SG2609F59Z SG2609F5DE SG2609F5EU SG2609F5RU SG2609F61R SG2609F6U6 SG2609F742 SG2609F76L SG2609F79B SG2609F7DE SG2609F8RB SG2609F8WG SG2609F94I SG2609F9C8 SG2609F9JY SG2609F9K4 SG2609FA6G SG2609FAFL SG2609FAH7 SG2609FAQ5
SG2609FAU7 SG2609FBCI SG2609FBG9 SG2609FBUS SG2609FC9C SG2609FCL0 SG2609FDCP SG2609FDW0 SG2609FE8C SG2609FE9V SG2609FEBJ SG2609FECB SG2609FELC SG2609FFI3 SG2609FFMW SG2609FG52 SG2609FGLR SG2609FHEL SG2609FIAA SG2609FIMA
SG2609FIYO SG2609FJFD SG2609FJRG SG2609FJUW SG2609FJYR SG2609FK17 SG2609FK9B SG2609FKTL SG2609FKY9 SG2609FLE8 SG2609FMYU SG2609FN3Y SG2609FNN5 SG2609FN00 SG2609FNPT SG2609FNTJ SG2609FNU7 SG2609F0LD SG2609F0XD SG2609FP06
SG2609FP58 SG2609FP98 SG2609FPH4 SG2609FPYA SG2609FQ7M SG2609FQVZ SG2609FREW SG2609FS0E SG2609FSCR SG2609FSFR SG2609FT30 SG2609FT89 SG2609FTOP SG2609FUMS SG2609FUXQ SG2609FV7L SG2609FVGM SG2609FVJI SG2609FW5B SG2609FX8I
SG2609FX95 SG2609FXJ5 SG2609FXUK SG2609FY4M SG2609FYS0 SG2609FZ0D SG2609G078 SG2609G0JI SG2609G0KI SG2609G1DW SG2609G26X SG2609G292 SG2609G296 SG2609G2GT SG2609G2KU SG2609G2RL SG2609G2U7 SG2609G45Y SG2609G49R SG2609G4BJ
SG2609G4CP SG2609G4VL SG2609G5V6 SG2609G6N2 SG2609G6NA SG2609G6ZM SG2609G70H SG2609G77W SG2609G7D4 SG2609G7G0 SG2609G7NT SG2609G702 SG2609G7VF SG2609G7ZG SG2609G8B3 SG2609G80K SG2609G8SM SG2609G8Y0 SG2609G9FD SG2609GA0T
SG2609GAAV SG2609GAZW SG2609GBAI SG2609GC7F SG2609GCCB SG2609GC0Z SG2609GCUZ SG2609GCVQ SG2609GDD3 SG2609GE1W SG2609GE5G SG2609GF1R SG2609GFFY SG2609GGLB SG2609GH3S SG2609GHIT SG2609GHLK SG2609GI0D SG2609GJAS SG2609GJMX
SG2609GJRY SG2609GJT9 SG2609GK95 SG2609GKDE SG2609GKHK SG2609GL67 SG2609GLDX SG2609GLKH SG2609GM2H SG2609GM72 SG2609GM7P SG2609GMAZ SG2609GMNL SG2609GMR2 SG2609GMSU SG2609GN00 SG2609GNC5 SG2609GNE2 SG2609GO11 SG2609GP2T
SG2609GP5P SG2609GP9R SG2609GPXU SG2609GQ8P SG2609GQED SG2609GQIS SG2609GQSP SG2609GR20 SG2609GRSD SG2609GS6E SG2609GSBI SG2609GSH2 SG2609GSVG SG2609GSVK SG2609GSZE SG2609GUG4 SG2609GUQM SG2609GVFP SG2609GVGD SG2609GVJP
SG2609GVKC SG2609GWK3 SG2609GWVE SG2609GX26 SG2609GXF7 SG2609GXMK SG2609GY5L SG2609GYCQ SG2609GYGG SG2609GZ4Y SG2609GZW5 SG2609GZX7 SG2609GZYY SG2609H03G SG2609H0JI SG2609H0KG SG2609H14Y SG2609H1AG SG2609H1B9 SG2609H1JT
SG2609H3F8 SG2609H3KR SG2609H3X3 SG2609H571 SG2609H5U0 SG2609H5Z8 SG2609H5ZR SG2609H6K1 SG2609H7AS SG2609H8LM SG2609H8QJ SG2609H92K SG2609H94B SG2609H988 SG2609H9QN SG2609HAMG SG2609HAUG SG2609HAXP SG2609HB5E SG2609HBKC
SG2609HBY6 SG2609HCWW SG2609HCX0 SG2609HD1T SG2609HDIA SG2609HE04 SG2609HE0C SG2609HEV4 SG2609HFG5 SG2609HFSB SG2609HGAR SG2609HGP1 SG2609HGXF SG2609HGY8 SG2609HHDK SG2609HHPZ SG2609HHWB SG2609HHZZ SG2609HI00 SG2609HI74
SG2609HIHJ SG2609HIJN SG2609HIYS SG2609HJFL SG2609HJID SG2609HJ0S SG2609HJQI SG2609HJV7 SG2609HJXZ SG2609HK06 SG2609HK2T SG2609HK7U SG2609HKFJ SG2609HKX6 SG2609HLJO SG2609HM3C SG2609HM4U SG2609HNDP SG2609HNII SG2609HOVK
SG2609HP1Z SG2609HPT5 SG2609HR4U SG2609HR86 SG2609HRDX SG2609HRMQ SG2609HS6T SG2609HS80 SG2609HSLA SG2609HSOW SG2609HT9C SG2609HTS2 SG2609HTWJ SG2609HUEX SG2609HUVQ SG2609HUZ4 SG2609HV2H SG2609HVCS SG2609HVVL SG2609HVZ6
SG2609HWD9 SG2609HWM8 SG2609HXMT SG2609HXQ5 SG2609HY48 SG2609HZLN SG2609HZT5 SG2609HZYE SG2609HZYT SG2609I02X SG2609I0IH SG2609I10Z SG2609I1HF SG2609I1HJ SG2609I1LH SG2609I1OJ SG2609I1SY SG2609I1UZ SG2609I22G SG2609I25G
SG2609I391 SG2609I3AF SG2609I3ES SG2609I3LH SG2609I5B4 SG2609I50A SG2609I5VT SG2609I655 SG2609I6VP SG2609I75M SG2609I7L0 SG2609I7Q8 SG2609I7V6 SG2609I850 SG2609I8QC SG2609I8R0 SG2609I8TE SG2609I9G6 SG2609IA6M SG2609IBF0
SG2609IBHN SG2609ICQX SG2609ICSZ SG2609ID0N SG2609IDBG SG2609IDV5 SG2609IDXI SG2609IDX0 SG2609IE2H SG2609IET6 SG2609IG9B SG2609IH4A SG2609IHB0 SG2609IHB9 SG2609IIGP SG2609IJM4 SG2609IJSL SG2609IK9C SG2609IKXL SG2609IL5X

SG2609ILM6 SG2609ILQV SG2609IM47 SG2609IMN8 SG2609IMS7 SG2609IMY5 SG2609IN7H SG2609INFC SG2609INNQ SG2609IOF4 SG2609IOXR SG2609IPL8 SG2609IPT5 SG2609IQ1J SG2609IQ63 SG2609IR1J SG2609IRGU SG2609ISTB SG2609IT39 SG2609ITET
SG2609ITFV SG2609ITH4 SG2609ITI7 SG2609ITIW SG2609IUKP SG2609IUO8 SG2609IV7H SG2609IVOQ SG2609IVUW SG2609IVXY SG2609IVZN SG2609IWKK SG2609IWND SG2609IWTH SG2609IXSU SG2609IYGD SG2609IZ07 SG2609IZRV SG2609IZYN SG2609J020
SG2609J0EP SG2609J0SC SG2609J0Y7 SG2609J109 SG2609J18B SG2609J1J9 SG2609J2WS SG2609J2WU SG2609J378 SG2609J3F0 SG2609J49G SG2609J4I0 SG2609J4MS SG2609J5DC SG2609J5X5 SG2609J606 SG2609J6XP SG2609J6ZN SG2609J8F8 SG2609J9D2
SG2609J9DG SG2609J9NT SG2609J9SD SG2609JA9Z SG2609JB4Q SG2609JB5R SG2609JB85 SG2609JBLG SG2609JCTU SG2609JD10 SG2609JDRW SG2609JDRY SG2609JDUB SG2609JDX0 SG2609JEV0 SG2609JF98 SG2609JFNE SG2609JJEP SG2609JJGS SG2609JKI9
SG2609JMIH SG2609JMQR SG2609JMT7 SG2609JN2T SG2609JNTM SG2609JO93 SG2609JPQ5 SG2609JQD6 SG2609JQVJ SG2609JR7B SG2609JRN8 SG2609JRY5 SG2609JSQD SG2609JSYF SG2609JTWA SG2609JTZI SG2609JUI7 SG2609JV2Y SG2609JVAN SG2609JVGE
SG2609JVH0 SG2609JW3S SG2609JWBW SG2609JWFA SG2609JXBK SG2609JXEL SG2609JYUY SG2609JYYU SG2609JZ22 SG2609JZ6J SG2609JZJ5 SG2609JZJZ SG2609K01C SG2609K07U SG2609K08V SG2609K0LM SG2609K20X SG2609K2AC SG2609K41G SG2609K46X
SG2609K4GL SG2609K4HV SG2609K4LW SG2609K5AQ SG2609K683 SG2609K6GM SG2609K717 SG2609K8EG SG2609K8F3 SG2609K8GA SG2609K9NF SG2609KABU SG2609KBC4 SG2609KBF8 SG2609KBZ4 SG2609KC48 SG2609KC50 SG2609KCK3 SG2609KCNX SG2609KD47
SG2609KD98 SG2609KDGG SG2609KDNU SG2609KDR5 SG2609KE42 SG2609KEP0 SG2609KF70 SG2609KFYL SG2609KG7R SG2609KHC0 SG2609KHJW SG2609KHZB SG2609KI2Z SG2609KI31 SG2609KJ3W SG2609KK9U SG2609KKQE SG2609KKXX SG2609KL8L SG2609KLIE
SG2609KN5W SG2609KNFH SG2609KNXC SG2609KO2A SG2609KOGU SG2609KOIH SG2609KONS SG2609KP10 SG2609KQ0K SG2609KQ4M SG2609KQBN SG2609KQFU SG2609KQQ0 SG2609KROP SG2609KSAW SG2609KTF3 SG2609KTHQ SG2609KU09 SG2609KUD0 SG2609KV0V
SG2609KVIG SG2609KW3T SG2609KWLX SG2609KWSS SG2609KX87 SG2609KXC0 SG2609KXCE SG2609KXFM SG2609KY2J SG2609KY80 SG2609KYTU SG2609KZF8 SG2609L0KU SG2609L0O8 SG2609L0QS SG2609L12G SG2609L17B SG2609L2G0 SG2609L37X SG2609L3CX
SG2609L508 SG2609L5I5 SG2609L5IY SG2609L5W0 SG2609L68D SG2609L6TP SG2609L8N0 SG2609L93G SG2609L9AJ SG2609L9G5 SG2609L9TP SG2609LAT4 SG2609LB78 SG2609LB7C SG2609LBIK SG2609LBNF SG2609LBSN SG2609LBUE SG2609LCFI SG2609LCN8
SG2609LDAL SG2609LDOV SG2609LDUN SG2609LDZ2 SG2609LE97 SG2609LENC SG2609LFJP SG2609LFOO SG2609LFPL SG2609LFQC SG2609LG3F SG2609LGC6 SG2609LH6S SG2609LHI6 SG2609LISW SG2609LIWR SG2609LIX9 SG2609LJ6M SG2609LJNJ SG2609LJRY
SG2609LK3K SG2609LKJJ SG2609LKWR SG2609LL73 SG2609LL9V SG2609LLPN SG2609LMFP SG2609LN78 SG2609LNJD SG2609LNKI SG2609LO1K SG2609LOSG SG2609LP1N SG2609LP68 SG2609LQ2Y SG2609LQ5V SG2609LQAA SG2609LQGG SG2609LQLI SG2609LQVW
SG2609LRA9 SG2609LRSV SG2609LRTY SG2609LSG2 SG2609LSJ5 SG2609LSMC SG2609LT6B SG2609LUAV SG2609LUOJ SG2609LVPZ SG2609LVZZ SG2609LWOR SG2609LWQN SG2609LXCC SG2609LXKZ SG2609LY5Y SG2609LYFK SG2609LYFX SG2609LYPM SG2609LYXE
SG2609LZPD SG2609LZRM SG2609LZS9 SG2609LZTN SG2609LZUT SG2609M02L SG2609M0HT SG2609M0ZR SG2609M10B SG2609M1DH SG2609M1M4 SG2609M2QV SG2609M2RR SG2609M2VS SG2609M3RU SG2609M4DL SG2609M4IM SG2609M4IR SG2609M52U SG2609M5F1
SG2609M5UF SG2609M5Y4 SG2609M6J1 SG2609M77F SG2609M8A8 SG2609M8P0 SG2609M925 SG2609M9DS SG2609M9SW SG2609MAA8 SG2609MAAI SG2609MBDE SG2609MBHE SG2609MBIR SG2609MBM2 SG2609MBVV SG2609MBYX SG2609MBZE SG2609MC03 SG2609MC1B
SG2609MC3Y SG2609MC5C SG2609MCCF SG2609MCEW SG2609MCJF SG2609MCTB SG2609MCTP SG2609ME8A SG2609ME99 SG2609MF2E SG2609MF9M SG2609MG5Q SG2609MHXQ SG2609MI03 SG2609MJ5Y SG2609MJOB SG2609MK5R SG2609MKFV SG2609MKGQ SG2609MLBB
SG2609MMJZ SG2609MMQ7 SG2609MMUI SG2609MN1W SG2609MNAJ SG2609MNAX SG2609MNWB SG2609MOW9 SG2609MP20 SG2609MPP1 SG2609MRLR SG2609MRR7 SG2609MS00 SG2609MS2S SG2609MSKJ SG2609MSR0 SG2609MTOF SG2609MU1Z SG2609MUIR SG2609MV1P
SG2609MV78 SG2609MVEL SG2609MVEQ SG2609MW92 SG2609MWNF SG2609MWOY SG2609MWYS SG2609MYHG SG2609MYT5 SG2609MYV8 SG2609MYVD SG2609MYW2 SG2609MZ6T SG2609MZ7R SG2609MZBP SG2609MZZN SG2609N00I SG2609N04J SG2609N066 SG2609N0L8
SG2609N0OB SG2609N0YK SG2609N1AY SG2609N1HA SG2609N1IT SG2609N20K SG2609N3HU SG2609N3P9 SG2609N42A SG2609N4R8 SG2609N59R SG2609N5EM SG2609N5G1 SG2609N5ON SG2609N6BZ SG2609N6FA SG2609N6KL SG2609N6LI SG2609N6SD SG2609N6VB
SG2609N6XF SG2609N6XQ SG2609N7VA SG2609N7Z9 SG2609N830 SG2609N881 SG2609N8AR SG2609N8CF SG2609N8FM SG2609N8RY SG2609N93H SG2609N9L2 SG2609N9NF SG2609N9YW SG2609N9Z5 SG2609NBP8 SG2609NBZE SG2609NC1A SG2609NCPH SG2609NCYU
SG2609ND4A SG2609ND55 SG2609NDIW SG2609NE0V SG2609NE8Q SG2609NETM SG2609NF3K SG2609NFCS SG2609NFKD SG2609NFRY SG2609NFWX SG2609NG68 SG2609NH12 SG2609NH8Z SG2609NHNW SG2609NI0M SG2609NJ24 SG2609NJH6 SG2609NJJW SG2609NJNL
SG2609NJQD SG2609NKYJ SG2609NLEF SG2609NLLS SG2609NNH1 SG2609NOCZ SG2609NOUB SG2609NOUJ SG2609NPVP SG2609NQSA SG2609NR8T SG2609NRDR SG2609NRSX SG2609NU15 SG2609NUY5 SG2609NVH4 SG2609NVXT SG2609NWVL SG2609NXM9 SG2609NXVC
SG2609NYX8 SG2609NZEB SG2609NZM5 SG2609O0ZB SG2609O17T SG2609O18S SG2609O23U SG2609O28R SG2609O2CC SG2609O2GF SG2609O2PM SG2609O2WZ SG2609O2XT SG2609O3ET SG2609O4Q2 SG2609O5D3 SG2609O5J7 SG2609O5T7 SG2609O695 SG2609O6Z4
SG2609O8F4 SG2609O8O3 SG2609O8RI SG2609O8TB SG2609O8X1 SG2609O9U3 SG2609OACP SG2609OAHI SG2609OAPJ SG2609OBJ6 SG2609OBT5 SG2609OC3M SG2609OCHZ SG2609OCNC SG2609OCY0 SG2609OD34 SG2609OEZ2 SG2609OFUD SG2609OG4J SG2609OGQD
SG2609OHEB SG2609OHJI SG2609OI63 SG2609OIC6 SG2609OIGG SG2609OIHH SG2609OJ0Y SG2609OJKN SG2609OK1E SG2609OKFC SG2609OKL8 SG2609OKR2 SG2609OL2U SG2609OL4G SG2609OLY6 SG2609OM88 SG2609OMI6 SG2609OMNF SG2609OMXZ SG2609ON9F
SG2609ONSC SG2609OOAQ SG2609OPBA SG2609OQBU SG2609OQIB SG2609OROO SG2609OS11 SG2609OTSS SG2609OU3V SG2609OUBS SG2609OUOP SG2609OW6T SG2609OWFP SG2609OX68 SG2609OXEX SG2609OXIZ SG2609OXME SG2609OXV3 SG2609OYNW SG2609OYQC
SG2609OZ1E SG2609OZ1I SG2609P0MT SG2609P1H1 SG2609P1K6 SG2609P1QW SG2609P2GL SG2609P2T5 SG2609P3SU SG2609P42B SG2609P42U SG2609P49J SG2609P4FE SG2609P4O1 SG2609P4RS SG2609P59L SG2609P5FA SG2609P5XG SG2609P68E SG2609P6SS
SG2609P7FH SG2609P7LE SG2609P86R SG2609P8A0 SG2609P8HY SG2609P8JZ SG2609P96P SG2609P9Y2 SG2609PAQI SG2609PAQJ SG2609PC9M SG2609PD9S SG2609PDW2 SG2609PEBP SG2609PEKC SG2609PELU SG2609PFFW SG2609PGX5 SG2609PH4W SG2609PH5R
SG2609PHJK SG2609PHQD SG2609PI1R SG2609PIWR SG2609PJQH SG2609PJTK SG2609PKQS SG2609PLN7 SG2609PLOW SG2609PLW0 SG2609PM0B SG2609PM3P SG2609PMI7 SG2609PMZS SG2609POH3 SG2609POO9 SG2609PORA SG2609PP9T SG2609PPBJ SG2609PPHI
SG2609PPRK SG2609PQ4C SG2609PQ50 SG2609PR07 SG2609PRBQ SG2609PRPD SG2609PRSB SG2609PSCT SG2609PSQU SG2609PT02 SG2609PTJ7 SG2609PUJ4 SG2609PUOB SG2609PUX2 SG2609PUYN SG2609PUYT SG2609PV9H SG2609PVG5 SG2609PVH6 SG2609PVUI
SG2609PVX8 SG2609PW2Y SG2609PXC2 SG2609PYGC SG2609PZHX SG2609Q0BR SG2609Q0CF SG2609Q0HU SG2609Q10K SG2609Q1AB SG2609Q2D2 SG2609Q2Q6 SG2609Q2WZ SG2609Q35W SG2609Q3JP SG2609Q3YV SG2609Q4CX SG2609Q4D4 SG2609Q58B SG2609Q5XK
SG2609Q70D SG2609Q7JG SG2609Q7KS SG2609Q7MX SG2609Q7SV SG2609Q7Z0 SG2609Q8QQ SG2609Q92R SG2609Q9C4 SG2609Q9IT SG2609Q9NN SG2609Q9V1 SG2609QA0R SG2609QANL SG2609QAXQ SG2609QB3J SG2609QBE9 SG2609QBFV SG2609QBZZ SG2609QC3D
SG2609QC96 SG2609QCDF SG2609QCMF SG2609QDHV SG2609QENJ SG2609QEZ9 SG2609QF45 SG2609QFYB SG2609QGLU SG2609QGPT SG2609QH4W SG2609QH5M SG2609QI4U SG2609QIEF SG2609QIFJ SG2609QIV1 SG2609QJDF SG2609QK2R SG2609QM0B SG2609QM5I
SG2609QMLR SG2609QMQU SG2609QNCW SG2609QNH8 SG2609QOM5 SG2609QOXT SG2609QPZ8 SG2609QQDB SG2609QQFD SG2609QQT1 SG2609QQT3 SG2609QR2R SG2609QRID SG2609QRT5 SG2609QSLI SG2609QSU3 SG2609QSZA SG2609QT6X SG2609QTT8 SG2609QTZJ
SG2609QUFN SG2609QV1E SG2609QV3N SG2609QVLZ SG2609QWIH SG2609QWZG SG2609QWZR SG2609QXM2 SG2609QY84 SG2609QYAT SG2609QZEC SG2609QZJX SG2609R05H SG2609R094 SG2609R0FJ SG2609R1AF SG2609R1DS SG2609R1RI SG2609R2ET SG2609R2LW
SG2609R4JH SG2609R4TQ SG2609R56V SG2609R59S SG2609R66H SG2609R6FW SG2609R6G0 SG2609R845 SG2609R85Y SG2609R8SK SG2609R90U SG2609R9DE SG2609R9H0 SG2609R9SJ SG2609R9XS SG2609RAD6 SG2609RB3A SG2609RB4P SG2609RB7K SG2609RBEQ
SG2609RC35 SG2609RCEM SG2609RCOF SG2609RD3F SG2609RDA2 SG2609RDB1 SG2609RDFE SG2609RDN5 SG2609RE2X SG2609RFBR SG2609RFEU SG2609RFH1 SG2609RFIB SG2609RFUU SG2609RFZU SG2609RGK8 SG2609RGL2 SG2609RH3G SG2609RHF6 SG2609RI8R
SG2609RI98 SG2609RIAG SG2609RIGC SG2609RIVQ SG2609RJ0G SG2609RJ0I SG2609RJ7J SG2609RJIP SG2609RJW3 SG2609RKR5 SG2609RKRJ SG2609RL3H SG2609RLF5 SG2609RLR8 SG2609RLV2 SG2609RLVG SG2609RMTZ SG2609RMYF SG2609RNIR SG2609RNTR
SG2609RNVE SG2609RO0K SG2609ROBY SG2609ROOO SG2609RP0E SG2609RPI3 SG2609RPM7 SG2609RPY7 SG2609RQG1 SG2609RQSY SG2609RQYW SG2609RS0G SG2609RSP0 SG2609RSXH SG2609RSYT SG2609RT1I SG2609RT72 SG2609RTZZ SG2609RUJL SG2609RUMZ
SG2609RUTM SG2609RV8T SG2609RVTV SG2609RWW7 SG2609RXC8 SG2609RXGQ SG2609RXN1 SG2609RXQH SG2609RXVN SG2609RXWM SG2609RXYP SG2609RY28 SG2609RYV0 SG2609RZA9 SG2609RZE5 SG2609S0BQ SG2609S0MW SG2609S0QF SG2609S0YB SG2609S1CF
SG2609S1G2 SG2609S28Y SG2609S2A5 SG2609S2AJ SG2609S3XJ SG2609S50E SG2609S53Y SG2609S5G9 SG2609S5UG SG2609S6MF SG2609S7H8 SG2609S7WM SG2609S7XF SG2609S7Z0 SG2609S8CB SG2609S9JN SG2609SA26 SG2609SACV SG2609SAHE SG2609SBAR
SG2609SBH5 SG2609SBW2 SG2609SBZI SG2609SC73 SG2609SCHC SG2609SCPE SG2609SD23 SG2609SDKW SG2609SE1X SG2609SE2S SG2609SE36 SG2609SE64 SG2609SEMK SG2609SF7Z SG2609SFQM SG2609SFUZ SG2609SFWU SG2609SHB8 SG2609SHV9 SG2609SIRF
SG2609SIY7 SG2609SJJX SG2609SJL6 SG2609SJXE SG2609SK0C SG2609SKD9 SG2609SKFM SG2609SL09 SG2609SL4E SG2609SL5H SG2609SL6E SG2609SLQZ SG2609SM26 SG2609SMDS SG2609SNAP SG2609SNCQ SG2609SNG0 SG2609SO60 SG2609SOBP SG2609SOF7
SG2609SOOC SG2609SP02 SG2609SP2Q SG2609SPJN SG2609SPRA SG2609SPR0 SG2609SPS1 SG2609SR0D SG2609SRGC SG2609SRLS SG2609SS40 SG2609ST3W SG2609ST7R SG2609STDI SG2609SU1N SG2609SU2A SG2609SUDJ SG2609SW9W SG2609SWET SG2609SWHN

SG2609SXFL SG2609SXS6 SG2609SY6U SG2609SYBM SG2609SZEN SG2609SZM0 SG2609SZXR SG2609SZY0 SG2609T042 SG2609T0D6 SG2609T0T5 SG2609T131 SG2609T240 SG2609T46R SG2609T4VY SG2609T521 SG2609T52N SG2609T628 SG2609T69E SG2609T6Z0
SG2609T72X SG2609T865 SG2609T9CQ SG2609T9R6 SG2609TAFI SG2609TATE SG2609TB7Q SG2609TC5D SG2609TD3M SG2609TDA4 SG2609TE24 SG2609TE83 SG2609TEVJ SG2609TEV9 SG2609TFML SG2609TFWE SG2609TGED SG2609TG1F SG2609THB8 SG2609THF1
SG2609THTL SG2609TJ6J SG2609TJBH SG2609TJRK SG2609TJV8 SG2609TKID SG2609TKSX SG2609TM1V SG2609TMEQ SG2609TMI9 SG2609TNSD SG2609TNT6 SG2609TPG5 SG2609TPW0 SG2609TQU8 SG2609TR6M SG2609TRE6 SG2609TRHV SG2609TSD9
SG2609TSE2 SG2609TSS5 SG2609TTAD SG2609TTWL SG2609TU1R SG2609TUUW SG2609TW2O SG2609TWCJ SG2609TWIN SG2609TWOY SG2609TX86 SG2609TXDZ SG2609TXUD SG2609TYGP SG2609TZWW SG2609U071 SG2609U0ED SG2609U0OS
SG2609U0QN SG2609U25N SG2609U2ZG SG2609U4F3 SG2609U4PW SG2609U54P SG2609U5CE SG2609U61V SG2609U6W8 SG2609U7UU SG2609U7W4 SG2609U8PL SG2609U8Z0 SG2609U8ZD SG2609U9E6 SG2609U969 SG2609U9FH SG2609U9MK SG2609U9MR
SG2609U9X3 SG2609U9Z4 SG2609UA95 SG2609UAQP SG2609UB6L SG2609UBBR SG2609UBGF SG2609UC00 SG2609UC5Q SG2609UC88 SG2609UC9X SG2609UDR0 SG2609UDUA SG2609UERA SG2609UF47 SG2609UFTU SG2609UFZP SG2609UGBE SG2609UGF4
SG2609UGLE SG2609UHEH SG2609UI46 SG2609UI80 SG2609UIE8 SG2609UJE7 SG2609UJEP SG2609UJFT SG2609UJHC SG2609UJXL SG2609UKEL SG2609ULHK SG2609ULMEB SG2609ULMEY SG2609ULML SG2609ULMWG SG2609UN72 SG2609UO4Q
SG2609UO8F SG2609UOAV SG2609UOEV SG2609UP8F SG2609UPG5 SG2609UPPM SG2609UPU3 SG2609UQD0 SG2609UQU7 SG2609URY6 SG2609US25 SG2609USCD SG2609USM0 SG2609USRJ SG2609UTCU SG2609UTGU
SG2609UTHH SG2609UTJ0 SG2609UUMR SG2609UUXN SG2609UUDY SG2609UW05 SG2609UW3C SG2609UWV5 SG2609UX7M SG2609UZ8D SG2609UZAT SG2609UZSX SG2609V0F3 SG2609V0P8 SG2609V0Y4 SG2609V1IU SG2609V3JR
SG2609V4ZA SG2609V5HB SG2609V5WI SG2609V611 SG2609V64R SG2609V6C0 SG2609V72O SG2609V75D SG2609V7D9 SG2609V7DJ SG2609V8XY SG2609V8XF SG2609V98C SG2609V9A6P SG2609VA7S SG2609VAHC SG2609VAL3 SG2609VATB SG2609VBJA
SG2609VCB5 SG2609VCJZ SG2609VCPW SG2609VCQB SG2609VDZ1 SG2609VEJV SG2609VEP2 SG2609VGCW SG2609VJ6Q SG2609VJQX SG2609VK6Y SG2609VKUV SG2609VLER SG2609VLGL SG2609VMB3 SG2609VMHJ
SG2609VNJK SG2609VQ2K SG2609VQ4J SG2609VQBJ SG2609VQDR SG2609VRJI SG2609VRV1 SG2609VTHL SG2609VTJM SG2609VTRF SG2609VTS3 SG2609VTU6 SG2609VUFU SG2609VVW2 SG2609VW1F SG2609VW8E
SG2609VWED SG2609VX6E SG2609VY1S SG2609VY57 SG2609VYHL SG2609VYKC SG2609VYTM SG2609VZEC SG2609W0ZQ SG2609W0CT SG2609W0PI SG2609W0S4 SG2609W1RO SG2609W2IM SG2609W36D SG2609W3X8 SG2609W3Y1 SG2609W400
SG2609W41Y SG2609WEDM SG2609WGWO SG2609WGQB SG2609WJKE SG2609WLZE SG2609WM98 SG2609WMCG SG2609WMHJ SG2609WMMN SG2609WNCN SG2609WOJ5 SG2609WOPY SG2609WP4Y SG2609WQ0A SG2609WQAQ SG2609WQC8
SG2609WGC3 SG2609WH91 SG2609WI4P SG2609WICW SG2609WIL4 SG2609WIM5 SG2609WJ8N SG2609WJOE SG2609WK51 SG2609WKOG SG2609WL60 SG2609WM43 SG2609WM6E SG2609WMUF SG2609WN9G SG2609WN7K SG2609WO3Y SG2609WOAQ
SG2609WOXT SG2609WOY1 SG2609WP7A SG2609WPM4 SG2609WPRF SG2609WQ3U SG2609WQT3 SG2609WSQE SG2609WTA1 SG2609WTD1 SG2609WTVD SG2609WU22 SG2609WWRB SG2609WWO2 SG2609WWP1 SG2609WWR0 SG2609WWKC SG2609WWS5 SG2609WX8X
SG2609WX9Z SG2609WXLJ SG2609WXUG SG2609WXUV SG2609WXWF SG2609WY3R SG2609WY6J SG2609WYDL SG2609WYWG SG2609WZ1Y SG2609WZZV SG2609X0KN SG2609X1LF SG2609X1XX SG2609X2ZG SG2609X31Q SG2609X3H9 SG2609X3ZD SG2609X4O1
SG2609X56D SG2609X5J8 SG2609X655 SG2609X6PT SG2609X6YD SG2609X621 SG2609X7RO SG2609X7SY SG2609X8EQ SG2609X91E SG2609X9MJ SG2609X9RD SG2609XAGR SG2609XAI1 SG2609XAKD SG2609XAY7 SG2609XB2V SG2609XBCQ SG2609XBGE SG2609XBT7
SG2609XC7U SG2609XCVN SG2609XD19 SG2609XDFC SG2609XDG9 SG2609XDJ5 SG2609XDVJ SG2609XDWQ SG2609XE0S SG2609XE7B SG2609XEB0 SG2609XEE5 SG2609XEMQ SG2609XESR SG2609XEZQ SG2609XF3E SG2609XFTY SG2609XFV4 SG2609XG2E SG2609XG7V
SG2609XGHA SG2609XGLO SG2609XH1X SG2609XH43 SG2609XHK2 SG2609XIAR SG2609XISS SG2609XJ20 SG2609XJ5H SG2609XJN4 SG2609XJHY SG2609XJOZ SG2609XK3I SG2609XKWM SG2609XL4F SG2609XL60 SG2609XLB5
SG2609XLDZ SG2609XMGG SG2609XMK8 SG2609XMSQ SG2609XNN6Z SG2609XNNI SG2609XOOV SG2609XP29 SG2609XPE2Y SG2609XPED SG2609XPMI SG2609XPP8 SG2609XPX6 SG2609XQTV SG2609XR40 SG2609XRCJ SG2609XRTV SG2609XS9P0 SG2609XT9E SG2609XTZ2
SG2609XUA5 SG2609XVH0 SG2609XW51 SG2609XWFV SG2609XWH 8 SG2609XWK SG2609XWK8 SG2609XXE5 SG2609XXSU SG2609XYNQ SG2609XZ02 SG2609XZ30 SG2609XZBC SG2609XZVS SG2609Y1KF SG2609Y1NK SG2609Y1ZH SG2609Y28R SG2609Y4GX
SG2609Y4OC SG2609Y546 SG2609Y76M SG2609Y7KA SG2609Y7S3 SG2609Y82R SG2609Y86N SG2609Y92R SG2609Y99U SG2609Y9QX SG2609YA81 SG2609YAVB SG2609YBBV SG2609YBQE SG2609YC3X SG2609YCRG SG2609YCS3 SG2609YE89 SG2609YE8D SG2609YEXG
SG2609YFWY SG2609YG01 SG2609YG1I SG2609YG43 SG2609YGEV SG2609YGOZ SG2609YH37 SG2609YHGV SG2609YI4A SG2609YIJA SG2609YITF SG2609YIX8 SG2609YJG2 SG2609YJLP SG2609YK0E SG2609YKBA SG2609YLB4 SG2609YLHU
SG2609YLXG SG2609YLYN SG2609YLZ2 SG2609YNGB SG2609YNNB SG2609YOCY SG2609YOQX SG2609YPWP SG2609YQ3T SG2609YQ60 SG2609YQNS SG2609YRL7 SG2609YS08 SG2609YS30 SG2609YSLP SG2609YT88 SG2609YTCZ SG2609YUOM SG2609YV6X SG2609YVJA
SG2609YVU2 SG2609YVX0 SG2609YW4Y SG2609YWDV SG2609YWK4 SG2609YWN2 SG2609YWOY SG2609YXAY SG2609YXMJ SG2609YXUP SG2609YXUT SG2609YY6G SG2609YYBI SG2609YYKM SG2609YYMG SG2609YZ74 SG2609YZFH SG2609Z07J SG2609Z08S SG2609Z0IU
SG2609Z139 SG2609Z27Q SG2609Z2TJ SG2609Z2U5 SG2609Z50X SG2609Z5TS SG2609Z5U5 SG2609Z6LQ SG2609Z7GE SG2609Z7HT SG2609Z7QH SG2609Z80Y SG2609Z8RF SG2609Z94U SG2609Z9C7 SG2609Z90N SG2609Z9T2 SG2609ZADS SG2609ZARP
SG2609ZBH5 SG2609ZCKE SG2609ZCSJ SG2609ZDE1 SG2609ZDK2 SG2609ZDG5 SG2609ZD19 SG2609ZEDK SG2609ZF2P SG2609ZFOX SG2609ZFW1 SG2609ZG16 SG2609ZGLB SG2609ZGS2 SG2609ZH5Y SG2609ZH6D SG2609ZHFX SG2609ZHJ6 SG2609ZHJC SG2609ZHS6
SG2609ZI3Q SG2609ZICB SG2609ZIFR SG2609ZIRS SG2609ZJ9S SG2609ZJ9Y SG2609ZJIW SG2609ZJRS SG2609ZJW9 SG2609ZJXH SG2609ZK5I SG2609ZKAF SG2609ZKCX SG2609ZKK7 SG2609ZLNU SG2609ZLT8 SG2609ZM4F SG2609ZM61 SG2609ZMTB SG2609ZMAV
SG2609ZMWK SG2609ZNOR SG2609ZNOX SG2609ZNXD SG2609ZO3S SG2609ZO67 SG2609ZO7Y SG2609ZOVK SG2609ZP64 SG2609ZPEO SG2609ZPHZ SG2609ZPK4 SG2609ZQ3M SG2609ZQ0W SG2609ZRH7 SG2609ZRWE SG2609ZSJE SG2609ZSJV
SG2609ZU67 SG2609ZU8Q SG2609ZUUL SG2609ZV00 SG2609ZW18 SG2609ZXGL SG2609ZXFS SG2609ZY5H SG2609ZYWB SG2609ZYZF SG2609Z267 SG2609Z2DN SG2609Z2J2 SG2609Z2YS SG3109051

基本情報技術者試験に係るもの

FE2609006B FE2609006L FE260900Q3 FE2609016C FE260901F4 FE260902JC FE260902XM FE260902YD FE260902ZI FE260903P1 FE260903UE FE260903WA FE260904OG FE2609048P FE260904HC FE260904SN FE260904W9 FE260904WF FE260905DW FE260905Z6

FE2609060T FE2609065A FE260906ER FE260906LK FE260906SA FE260906VU FE260907QV FE260907Z3 FE260908F9 FE260908FS FE260908ZP FE2609091C FE260909AG FE260909C1 FE260909GZ FE260909RZ FE260909WR FE26090A1I FE26090A37 FE26090A50

FE26090AH9 FE26090ALA FE26090ALR FE26090AP1 FE26090ATU FE26090B7J FE26090B8Z FE26090BGQ FE26090BIR FE26090BQ2 FE26090BSF FE26090CGZ FE26090CK2 FE26090D9V FE26090DD4 FE26090DPU FE26090E1Z FE26090EAB FE26090EOP FE26090EV0

FE26090EZM FE26090F9D FE26090FEB FE26090FF5 FE26090G5R FE26090GNV FE26090GWB FE26090H38 FE26090HHB FE26090HMK FE26090IAZ FE26090ICP FE26090IE3 FE26090IU4 FE26090IZY FE26090J58 FE26090JE1 FE26090JUK FE26090K15 FE26090KSN

FE26090L15 FE26090L5P FE26090MAH FE26090MU8 FE26090MX9 FE26090N4V FE26090NL7 FE26090NPR FE26090OB0 FE26090OD0 FE26090P1H FE26090PDL FE26090PQ8 FE26090PWP FE26090QPJ FE26090R84 FE26090REH FE26090RT0 FE26090RWY FE26090SA4

FE26090SD0 FE26090SIF FE26090SZE FE26090T7Q FE26090TGT FE26090TVM FE26090TWT FE26090UD1 FE26090UHQ FE26090UK2 FE26090U04 FE26090UPZ FE26090UU9 FE26090UUH FE26090VRP FE26090VX9 FE26090WE0 FE26090WN7 FE26090WSA FE26090X0L

FE26090X29 FE26090X8Q FE26090XGZ FE26090XH6 FE26090XPP FE26090XV0 FE26090XZI FE26090Y7H FE26090YA4 FE26090Z2G FE26090ZDB FE26090ZF0 FE26090ZTX FE26090ZYQ FE260910CS FE260910CT FE260910DN FE260910GK FE260910IN FE2609117W

FE260911BA FE260911FP FE260912D7 FE260912G2 FE260912KM FE260913F1 FE260914DS FE260914KU FE260914UU FE260915AR FE2609161A FE2609162N FE260916TU FE260916XJ FE260916YJ FE260917DH FE260917JH FE2609185M FE26091895 FE260918B8

FE260918C8 FE260918DT FE260918H9 FE260918KV FE26091801 FE260919AR FE260919EN FE260919MK FE260919PC FE260919RG FE26091ANL FE26091ARZ FE26091AS5 FE26091B1M FE26091BPX FE26091BTW FE26091BX2 FE26091D0J FE26091DID FE26091DNU

FE26091DX6 FE26091E61 FE26091E80 FE26091EE4 FE26091EJE FE26091EJF FE26091EOF FE26091ES1 FE26091FA6 FE26091FQL FE26091GA6 FE26091GML FE26091H0X FE26091HML FE26091I8K FE26091IA4 FE26091IVL FE26091JDF FE26091JHH FE26091JVT

FE26091K7R FE26091KDT FE26091KEV FE26091KMI FE26091KQP FE26091KV5 FE26091LN0 FE26091LOP FE26091LS9 FE26091M20 FE26091N0P FE26091N3Y FE26091N9F FE26091NH2 FE26091NTV FE26091NW5 FE260910CC FE260910M8 FE26091000 FE260910R7

FE26091P2I FE26091P6D FE26091PBI FE26091PD0 FE26091PW1 FE26091Q75 FE26091QAW FE26091QIH FE26091QVN FE26091RVM FE26091S0I FE26091SF3 FE26091T34 FE26091TAZ FE26091TKL FE26091TV4 FE26091U2P FE26091U6I FE26091U8P FE26091UC7

FE26091ULM FE26091UMM FE26091UVI FE26091UW9 FE26091V4R FE26091VRS FE26091WBX FE26091WFJ FE26091WIH FE26091WSC FE26091X13 FE26091XII FE26091Y10 FE26091Y2N FE26091Y51 FE26091YCQ FE26091YFP FE26091YR1 FE26092020 FE26092154

FE2609215T FE2609226G FE260922EB FE260922HR FE260922MI FE2609220P FE260922VU FE260922X6 FE2609236Z FE260923G1 FE260923IG FE260923XS FE260924J9 FE260924W5 FE2609250F FE26092521 FE260925GJ FE260925H1 FE26092507 FE260925VW

FE260925XU FE260925YW FE260926H1 FE260926ID FE260926PM FE2609277Z FE260927J4 FE260927XA FE260928IY FE260928F9 FE260928R4 FE260928RF FE260928ZZ FE260929AG FE2609290Z FE26092A1R FE26092A5G FE26092A6Q FE26092A7B FE26092A7W

FE26092A8D FE26092APM FE26092C3R FE26092CIG FE26092CK5 FE26092DHE FE26092DHQ FE26092DJ9 FE26092DQZ FE26092DVT FE26092EBT FE26092EL2 FE26092FE6 FE26092FG0 FE26092FK7 FE26092FRI FE26092GAU FE26092GK1 FE26092GWH FE26092H00

FE26092HFD FE26092HQP FE26092I2I FE26092I80 FE26092IM1 FE26092IMT FE26092IYC FE26092IYF FE26092J0W FE26092JC3 FE26092JHE FE26092JS9 FE26092JWA FE26092K53 FE26092KTN FE26092KWT FE26092L00 FE26092L4D FE26092L95 FE26092LHY

FE26092LZF FE26092MTB FE26092MYW FE26092N2U FE26092N02 FE26092NS1 FE26092NZY FE26092P00 FE26092P1X FE26092P6T FE26092PFM FE26092PLF FE26092PLR FE26092PNS FE26092PTK FE26092PUI FE26092PW7 FE26092Q12 FE26092Q1K FE26092Q9Z

FE26092QHD FE26092QWT FE26092S4J FE26092T07 FE26092TTL FE26092TY9 FE26092U2V FE26092UJ9 FE26092UJU FE26092USN FE26092V3M FE26092VCT FE26092VHI FE26092VHV FE26092VS3 FE26092VVW FE26092WBV FE26092WIQ FE26092W02 FE26092WSB

FE26092X8I FE26092XGW FE26092Y1E FE26092YTA FE26092ZGI FE26092ZII FE26092ZJ9 FE26092ZSS FE26093058 FE260930JP FE260930MF FE260930NG FE260930SR FE260931RG FE260932AX FE260932KE FE260932VF FE260932ZD FE2609339C FE260933HW

FE260933IW FE260934XS FE2609357P FE260935BX FE26093644 FE260936R1 FE260936RV FE2609373I FE260937MI FE260937SX FE260938A9 FE260938TV FE2609395M FE2609396D FE260939KZ FE260939XY FE26093BKV FE26093BUP FE26093C9Z FE26093CHQ

FE26093CR8 FE26093CWV FE26093CXV FE26093D91 FE26093DC6 FE26093E0M FE26093E6V FE26093E9N FE26093EDZ FE26093EU7 FE26093F0V FE26093FGX FE26093G3N FE26093G60 FE26093G96 FE26093GDJ FE26093GEA FE26093GS3 FE26093HRU FE26093HX7

FE26093I9J FE26093IVC FE26093IX9 FE26093J6N FE26093JA2 FE26093JLN FE26093J0T FE26093KBI FE26093KEL FE26093KPU FE26093KVI FE26093L1V FE26093L6U FE26093LLQ FE26093MGS FE26093NBA FE26093NDQ FE26093NL0 FE26093NP7 FE260930BG

FE26093ONQ FE26093P4D FE26093PFK FE26093PM0 FE26093QE3 FE26093QFW FE26093QS8 FE26093RI0 FE26093S6E FE26093S81 FE26093SAD FE26093SAY FE26093SF1 FE26093S04 FE26093SQ6 FE26093SRY FE26093SWC FE26093T0W FE26093TYI FE26093UJF

FE26093UL2 FE26093VH2 FE26093VYM FE26093WF0 FE26093WMS FE26093XD9 FE26093XQJ FE26093Y6N FE26093YD7 FE26093YPN FE26093Z07 FE26093Z0C FE26093ZBG FE26093ZG6 FE26093ZPQ FE26094041 FE26094071 FE260940L6 FE260940MA FE260940PW

FE260940V8 FE260940Y0 FE2609414D FE260941DK FE260941V0 FE260941XZ FE2609429J FE260942CL FE260942ET FE260942OX FE260942SK FE2609436I FE2609439P FE260943DL FE260943K6 FE260943VY FE26094427 FE260944D5 FE260944EW FE260944IX

FE260944WT FE260944ZC FE26094560 FE260945AZ FE260945JU FE260945WF FE260945ZT FE2609467W FE260946M7 FE260946WK FE260947RY FE26094830 FE260948HC FE260948K0 FE260948MZ FE260948U7 FE2609495W FE260949IS FE260949PC FE26094A4G

FE26094AAE FE26094ARF FE26094BAF FE26094BLH FE26094BNM FE26094BPG FE26094CHP FE26094CQU FE26094D2K FE26094D3M FE26094D3R FE26094D4G FE26094DK7 FE26094DNS FE26094DQ3 FE26094DTE FE26094E13 FE26094E7U FE26094F4J FE26094HJP

FE26094HK8 FE26094HUF FE26094IMP FE26094IMZ FE26094J1X FE26094J37 FE26094JBE FE26094JDN FE26094JFU FE26094JL5 FE26094JWA FE26094K61 FE26094KEA FE26094KFC FE26094L19 FE26094LJZ FE26094LS4 FE26094LV8 FE26094MCY FE26094MEG

FE26094MJQ FE26094MOE FE26094N6H FE26094NB8 FE26094NUT FE26094NV6 FE26094O3Q FE26094047 FE26094O7R FE26094OCY FE26094OD8 FE26094ON2 FE26094P82 FE26094PBG FE26094PUC FE26094Q8C FE26094QFY FE26094QIC FE26094QP3 FE26094QRX

FE26094QU9 FE26094R47 FE26094RGC FE26094RHU FE26094ROM FE26094S30 FE26094S81 FE26094SM4 FE26094STE FE26094SWK FE26094T0N FE26094T5G FE26094T5M FE26094TN8 FE26094U0A FE26094VK0 FE26094W0W FE26094W9Q FE26094WIX FE26094X6Y

FE26094XA2 FE26094XCN FE26094YI0 FE26094YN8 FE26094YO1 FE26094YPA FE26094Z43 FE26094ZGK FE26094ZNK FE26094ZT3 FE260950OF FE260950CC FE260950D0 FE260950ED FE260950ID FE260950M2 FE26095140 FE260951Y0 FE2609527C FE260952A3

FE26095379 FE26095388 FE26095421 FE260954QY FE260955CW FE260955KG FE260955KJ FE260955M1 FE260955S3 FE260955S7 FE260955Z8 FE2609563V FE26095619 FE260956M1 FE2609572C FE260957EJ FE260957GW FE260957IT FE260957M1 FE260957PL

FE260957Q2 FE260957TK FE260958EN FE260958R9 FE260958TV FE2609594V FE2609597X FE26095994 FE2609590I FE260959VD FE260959ZG FE26095A8J FE26095ASA FE26095AU0 FE26095BJL FE26095CAS FE26095CLC FE26095CVG FE26095D02 FE26095D06

FE26095DR0 FE26095DYY FE26095E1F FE26095EDI FE26095EFH FE26095F9I FE26095FAC FE26095G0P FE26095G3T FE26095G8D FE26095GIK FE26095GMV FE26095GOA FE26095GYX FE26095GZW FE26095H16 FE26095H5R FE26095I0I FE26095I8W FE26095ICT

FE26095IMX FE26095JE1 FE26095JI0 FE26095JN0 FE26095JZ3 FE26095K95 FE26095KTB FE26095L0K FE26095L4H FE26095LDA FE26095LRL FE26095MCL FE26095MH0 FE26095MII FE26095MKM FE26095MLN FE26095MSC FE26095MYB FE26095MZQ FE26095N28

FE26095NCR FE26095NOH FE26095NYE FE26095044 FE2609507G FE26095ODA FE26095OEF FE26095OW1 FE26095P22 FE26095P50 FE26095PA0 FE26095QI6 FE26095QZ2 FE26095R3J FE26095RC5 FE26095RE9 FE26095RFZ FE26095RHP FE26095RKZ FE26095RV6

FE26095S43 FE26095S7P FE26095SA2 FE26095SCU FE26095SRF FE26095TGA FE26095TGT FE26095TQD FE26095UMM FE26095UOC FE26095UYJ FE26095VB2 FE26095VJD FE26095VS9 FE26095W8Q FE26095WKJ FE26095WTG FE26095X5Z FE26095XTT FE26095YEB

FE26095YME FE26095YNK FE26095YTE FE26095Z0J FE26095Z0X FE26095Z7I FE26095ZNX FE26096045 FE260960D0 FE260960KB FE2609615Z FE260961I3 FE260961LH FE2609629T FE260962H7 FE260962HQ FE260962J2 FE260963AD FE260963GM FE260963LF

FE260963ZN FE2609647H FE260965MT FE260965RW FE260966GX FE260966I2 FE260966JI FE260966QA FE26096799 FE260967HS FE2609683C FE2609689Y FE2609692B FE2609694X FE260969AW FE260969CU FE260969EZ FE260969IZ FE260969RV FE26096A37

FE26096AJN FE26096AV5 FE26096AXJ FE26096B2C FE26096BA9 FE26096BTT FE26096BU3 FE26096BWV FE26096CCP FE26096CDP FE26096CII FE26096CM9 FE26096CNJ FE26096CNM FE26096D8G FE26096DAY FE26096DEK FE26096E88 FE26096E8R FE26096EBJ

FE26096EFA FE26096ENX FE26096EQ2 FE26096F3X FE26096FW0 FE26096G1C FE26096G8Y FE26096GDH FE26096GHM FE26096HC9 FE26096HYB FE26096HYT FE26096HZA FE26096IOD FE26096IOJ FE26096IIN FE26096IP0 FE26096J0I FE26096J78 FE26096J9J

FE26096JAS FE26096JEF FE26096JVY FE26096K0S FE26096K4J FE26096K5I FE26096KM9 FE26096KN5 FE26096KX2 FE26096KZM FE26096L5A FE26096LNY FE26096LRV FE26096LTG FE26096MCI FE26096MT8 FE26096N7X FE26096NB7 FE26096NN7 FE26096OHW
FE26096ORM FE26096OSF FE26096OST FE26096OUF FE26096P79 FE26096P83 FE26096PWI FE26096QQ8 FE26096R20 FE26096R67 FE26096R7B FE26096RG6 FE26096S1U FE26096S26 FE26096S4Z FE26096S5V FE26096SDI FE26096SLM FE26096SLX FE26096SWZ
FE26096T2Y FE26096T8K FE26096TWM FE26096V1G FE26096WFY FE26096XHD FE26096XPV FE26096Z3H FE26096Z5J FE26096Z9L FE26096ZC5 FE26097019 FE2609704R FE2609705A FE2609708M FE260970KE FE2609714D FE260971H0 FE260971L7 FE2609720A
FE2609721E FE260972AM FE260972ZP FE260973EC FE260973I9 FE260973IL FE260973K8 FE260974DC FE260974MQ FE260974SM FE2609756M FE260975DP FE260975NE FE260976FK FE260976K7 FE260976Q8 FE26097746 FE26097762 FE2609776E FE26097770
FE260977JP FE260977MB FE260977VX FE260978GU FE260978QP FE2609794I FE2609797V FE260979QD FE260979YD FE26097A50 FE26097AD2 FE26097AJT FE26097ALQ FE26097AR5 FE26097AUZ FE26097B34 FE26097B7J FE26097B7U FE26097B9Q FE26097BDY
FE26097BK5 FE26097C1Q FE26097C9T FE26097CB1 FE26097CBG FE26097CZY FE26097DRX FE26097DSA FE26097E4F FE26097F9T FE26097FDD FE26097FQ0 FE26097FYM FE26097GSA FE26097GVN FE26097HDG FE26097HDX FE26097HFQ FE26097HL7 FE26097ICM
FE26097ITT FE26097JS9 FE26097JY7 FE26097K67 FE26097KHS FE26097KKJ FE26097KS0 FE26097KUZ FE26097L12 FE26097L35 FE26097LFA FE26097LGA FE26097LIC FE26097MBJ FE26097MT7 FE26097MXN FE26097N2Z FE26097N8P FE26097NAH FE26097NFL
FE26097NFS FE26097NJS FE26097NW4 FE26097NZL FE26097O1X FE26097OED FE26097OZ0 FE26097P0W FE26097P6V FE26097P80 FE26097PKI FE26097PQN FE26097PVP FE26097Q25 FE26097Q8C FE26097QCE FE26097QND FE26097QQH FE26097R6S FE26097R7D
FE26097RCV FE26097RMS FE26097RU5 FE26097RWR FE26097SEE FE26097SFA FE26097SL7 FE26097T9F FE26097TOY FE26097U3V FE26097U8E FE26097UN9 FE26097US3 FE26097UY7 FE26097W38 FE26097WAA FE26097WBY FE26097WGH FE26097WL7 FE26097X00
FE26097XQG FE26097Y12 FE26097Y3R FE26097YG0 FE26097YHB FE26097YZ6 FE26097YZE FE26097Z0E FE26097ZBU FE26097ZFQ FE260980BL FE260981NP FE260981R9 FE260981W6 FE26098240 FE26098266 FE260982NN FE2609830C FE2609836K FE260983FD
FE260983LH FE260983N9 FE260983YI FE2609841T FE2609841Y FE260984U5 FE2609854P FE260985EA FE260985GB FE260985ZE FE2609873X FE2609877X FE2609878Z FE2609879X FE260987D1 FE260987HE FE260987LD FE26098829 FE26098873 FE260988HT
FE260988JL FE260988ZN FE26098A0G FE26098AAP FE26098ADE FE26098ALJ FE26098B5E FE26098B94 FE26098BGK FE26098BHJ FE26098BPN FE26098BWG FE26098C18 FE26098C9X FE26098CVE FE26098DD2 FE26098DQD FE26098DQY FE26098DW9 FE26098DWY
FE26098E3W FE26098E7X FE26098EBI FE26098EDY FE26098EJI FE26098EM9 FE26098EXX FE26098F7Y FE26098F91 FE26098FH5 FE26098FOR FE26098GGG FE26098HE7 FE26098HZQ FE26098II3 FE26098IIW FE26098IUJ FE26098JKN FE26098JNC FE26098JQB
FE26098JUK FE26098K7U FE26098KC4 FE26098KF7 FE26098KLY FE26098KN8 FE26098KP6 FE26098L0Z FE26098L4B FE26098L9S FE26098LUI FE26098LVX FE26098LWN FE26098LX2 FE26098NKR FE26098O0T FE26098O6U FE26098ON6 FE26098P04 FE26098P2L
FE26098P6C FE26098PCT FE26098PKS FE26098PSZ FE26098PVF FE26098Q9Z FE26098QAE FE26098QAO FE26098QOW FE26098QS2 FE26098R56 FE26098RBR FE26098RS7 FE26098RWX FE26098RZ6 FE26098S0S FE26098S2J FE26098S30 FE26098SDN FE26098SLT
FE26098T1W FE26098T21 FE26098T8Z FE26098TI1 FE26098TLK FE26098UAE FE26098UG7 FE26098UGG FE26098UHM FE26098UV4 FE26098V7Z FE26098VIO FE26098VUG FE26098VYI FE26098WD0 FE26098WFM FE26098WKH FE26098WLQ FE26098WN0 FE26098XE2
FE26098Y9F FE26098YES FE26098YGX FE26098ZRY FE2609901I FE2609905B FE260990AK FE260990JJ FE260990PQ FE26099140 FE2609914Z FE2609917G FE260991BP FE260991EH FE260991ZR FE260992BK FE260992SN FE260992VI FE2609930H FE2609933I
FE26099347 FE260993IW FE260993UP FE260994HR FE260994P6 FE26099504 FE260995CU FE2609965W FE260996E0 FE260996LS FE2609960A FE260996XZ FE260996Z4 FE260997CR FE260997MT FE260997PA FE26099815 FE2609983J FE2609984F FE260998QD
FE260999WT FE26099A59 FE26099A5D FE26099AEB FE26099AT3 FE26099B0M FE26099BEN FE26099BLR FE26099BSB FE26099C5G FE26099C86 FE26099CDX FE26099CZJ FE26099D0M FE26099DCA FE26099DCO FE26099DHE FE26099DHT FE26099DIE FE26099DK6
FE26099E65 FE26099EAI FE26099EBA FE26099EBH FE26099EQ2 FE26099EV1 FE26099EYR FE26099FG3 FE26099FHM FE26099FYW FE26099G6J FE26099G70 FE26099GBH FE26099GVH FE26099H58 FE26099HLZ FE26099I52 FE26099I5A FE26099IKR FE26099IR0
FE26099IUT FE26099J5N FE26099J5W FE26099JAQ FE26099JD6 FE26099JFV FE26099JPT FE26099JQ4 FE26099JVV FE26099K7M FE26099KPV FE26099KRV FE26099L60 FE26099L6C FE26099LLA FE26099LT7 FE26099LVX FE26099M04 FE26099MCI FE26099MVB
FE26099N5W FE26099NFJ FE26099O40 FE26099OBU FE26099OEF FE26099OOC FE26099OT1 FE26099P7V FE26099P8K FE26099PJ6 FE26099PJO FE26099PVB FE26099Q2U FE26099Q48 FE26099Q7U FE26099QKC FE26099QKR FE26099R0T FE26099R1R FE26099R62
FE26099RPG FE26099RPK FE26099RZ4 FE26099S49 FE26099TIT FE26099TOS FE26099UM4 FE26099UMJ FE26099V0J FE26099V0L FE26099VM3 FE26099VR1 FE26099VSM FE26099WAG FE26099WAP FE26099WB9 FE26099WEC FE26099WRB FE26099XC6 FE26099XMH
FE26099X0E FE26099XRD FE26099YH0 FE26099YNK FE26099YRC FE26099Z11 FE26099Z6M FE26099Z7Q FE26099ZOE FE26099ZQA FE26099ZVC FE2609A02F FE2609A02R FE2609A0AC FE2609A0H7 FE2609A0KU FE2609A0RB FE2609A10H FE2609A1U1 FE2609A21Q
FE2609A22J FE2609A2B0 FE2609A2IW FE2609A2P0 FE2609A3LZ FE2609A3N3 FE2609A48L FE2609A4E1 FE2609A4JD FE2609A4LR FE2609A4SB FE2609A4VN FE2609A4VR FE2609A5EP FE2609A5S2 FE2609A5W5 FE2609A638 FE2609A699 FE2609A6D2 FE2609A6KK
FE2609A6L6 FE2609A6N4 FE2609A70G FE2609A79A FE2609A7IJ FE2609A7UA FE2609A7YZ FE2609A88C FE2609A8UN FE2609A901 FE2609A9H5 FE2609A9NH FE2609A9QK FE2609AA0R FE2609AAO8 FE2609AB9Z FE2609ABWX FE2609ABXN FE2609AC9W FE2609ACBV
FE2609ACCM FE2609ACCU FE2609ACIF FE2609ACOB FE2609ACYG FE2609ACZ3 FE2609AD14 FE2609AD8Q FE2609ADJK FE2609ADZB FE2609AE43 FE2609AE9P FE2609AEJM FE2609AENX FE2609AF5R FE2609AF7E FE2609AFTS FE2609AFZF FE2609AG0N FE2609AGW6
FE2609AH3L FE2609AHA4 FE2609AHAA FE2609AHF0 FE2609AHOS FE2609AIL1 FE2609AJNN FE2609AK2T FE2609AKD0 FE2609AKMQ FE2609AKQG FE2609ALLF FE2609ALVD FE2609AM5R FE2609AM6S FE2609AM75 FE2609AMUW FE2609AN4Y FE2609ANCK FE2609ANN2
FE2609AO6J FE2609AOC5 FE2609AOJA FE2609AOKK FE2609AOW5 FE2609APAK FE2609AQA6 FE2609AQNP FE2609AQSJ FE2609AR1E FE2609AR6X FE2609ARA7 FE2609ARP3 FE2609ARUD FE2609ARVC FE2609AS44 FE2609AS5B FE2609ASAA FE2609ASE4 FE2609ASV1
FE2609AT7Q FE2609ATFY FE2609AUIH FE2609AUQ4 FE2609AV3C FE2609AV3Z FE2609AW05 FE2609AW9W FE2609AWL7 FE2609AXAD FE2609AXL6 FE2609AXQ6 FE2609AY9S FE2609AYIO FE2609AYZ9 FE2609AZGI FE2609AZOL FE2609AZOX FE2609AZYC FE2609B010
FE2609B09Z FE2609B0DC FE2609B0MX FE2609B0MY FE2609B0UF FE2609B0ZS FE2609B101 FE2609B10A FE2609B196 FE2609B1FL FE2609B1KG FE2609B1TL FE2609B1TP FE2609B1Y3 FE2609B286 FE2609B2B8 FE2609B2EY FE2609B2PA FE2609B3C4 FE2609B3M7
FE2609B3NQ FE2609B438 FE2609B4QI FE2609B4W0 FE2609B50J FE2609B57P FE2609B5CP FE2609B5F9 FE2609B5J5 FE2609B5JS FE2609B50H FE2609B633 FE2609B6GZ FE2609B6IA FE2609B6QC FE2609B6WF FE2609B72K FE2609B75W FE2609B75X FE2609B7AM
FE2609B7MJ FE2609B7NT FE2609B8DP FE2609B8O0 FE2609B8ZQ FE2609B95F FE2609B9JW FE2609B9L4 FE2609B9O2 FE2609B9UQ FE2609BA7Y FE2609BAEZ FE2609BARK FE2609BB5Q FE2609BBLM FE2609BBOM FE2609BBP6 FE2609BBSP FE2609BBV7 FE2609BBY4
FE2609BCBX FE2609BD1I FE2609BD9F FE2609BDEP FE2609BDJT FE2609BDT3 FE2609BDYZ FE2609BDZ0 FE2609BE10 FE2609BE7E FE2609BEEY FE2609BEVN FE2609BF4L FE2609BF8W FE2609BFAZ FE2609BFD7 FE2609BFLW FE2609BGQ7 FE2609BHUA FE2609BI7W
FE2609BI9V FE2609BIJT FE2609BJ2M FE2609BJ66 FE2609BJ9L FE2609BJAG FE2609BJM1 FE2609BJOP FE2609BK8R FE2609BKFW FE2609BLCE FE2609BLUS FE2609BM5H FE2609BM69 FE2609BMRM FE2609BN9Q FE2609BNAC FE2609BNEL FE2609BO72 FE2609BOG0
FE2609BOW8 FE2609BP3L FE2609BPHE FE2609BPMG FE2609BQAC FE2609BQJ1 FE2609BQX0 FE2609BQZ8 FE2609BR1M FE2609BRJY FE2609BRRG FE2609BRYQ FE2609BSGD FE2609BSN1 FE2609BSU6 FE2609BTGA FE2609BTJ4 FE2609BTN0 FE2609BTOS FE2609BU6N
FE2609BUB6 FE2609BUBC FE2609BUFQ FE2609BUOI FE2609BUZ6 FE2609BV4Y FE2609BVB9 FE2609BVEJ FE2609BVO3 FE2609BVT8 FE2609BWCK FE2609BXDR FE2609BXRT FE2609BYGR FE2609BZDK FE2609C0BH FE2609C0G7 FE2609C0NK FE2609C1DT FE2609C1P2
FE2609C1U0 FE2609C1V8 FE2609C20G FE2609C27D FE2609C28A FE2609C2IF FE2609C2KB FE2609C33J FE2609C33S FE2609C37X FE2609C30Y FE2609C3WK FE2609C40T FE2609C496 FE2609C4LV FE2609C4O4 FE2609C4R7 FE2609C53Q FE2609C587 FE2609C60C
FE2609C65D FE2609C6C8 FE2609C6CS FE2609C6XV FE2609C7VL FE2609C856 FE2609C8HS FE2609C8Z0 FE2609C9T6 FE2609CA0E FE2609CALE FE2609CAM7 FE2609CB0X FE2609CB9E FE2609CBCT FE2609CBM0 FE2609CBPL FE2609CCTZ FE2609CD0Y FE2609CDS7
FE2609CEEZ FE2609CEKJ FE2609CEPS FE2609CET0 FE2609CF13 FE2609CFHM FE2609CFO3 FE2609CFU1 FE2609CGJH FE2609CH2C FE2609CH6D FE2609CHF0 FE2609CILU FE2609CJ23 FE2609CJLQ FE2609CJMS FE2609CJNK FE2609CK2X FE2609CK63 FE2609CKQ5
FE2609CKRN FE2609CL0W FE2609CL52 FE2609CL83 FE2609CLBJ FE2609CLFM FE2609CM4C FE2609CMV7 FE2609CN05 FE2609CNQD FE2609CO54 FE2609COSB FE2609COT9 FE2609COVP FE2609COZF FE2609CP80 FE2609CPN7 FE2609CPRU FE2609CPXN FE2609CQ1F
FE2609CQ6Q FE2609CQ76 FE2609CQOD FE2609CQZ0 FE2609CRBN FE2609CRDR FE2609CRLN FE2609CS35 FE2609CSDA FE2609CSW3 FE2609CT8U FE2609CTDF FE2609CU6F FE2609CUFI FE2609CULS FE2609CUMR FE2609CUQD FE2609CUT9 FE2609CUVW FE2609CVBU
FE2609CVJZ FE2609CVMH FE2609CW8C FE2609CWH1 FE2609CWS7 FE2609CWTQ FE2609CX0A FE2609CXBG FE2609CXJ9 FE2609CXNL FE2609CXT3 FE2609CXUI FE2609CYCA FE2609CYIA FE2609CYX0 FE2609CYZ8 FE2609CZIE FE2609CZIP FE2609CZX4 FE2609D01M
FE2609D09T FE2609D0B1 FE2609D0EX FE2609D0F0 FE2609D0U0 FE2609D1EG FE2609D1JE FE2609D20X FE2609D2K9 FE2609D2NG FE2609D20K FE2609D2P9 FE2609D2UL FE2609D2X1 FE2609D2Z4 FE2609D3ET FE2609D3IB FE2609D3O5 FE2609D3S0 FE2609D3SX
FE2609D3VL FE2609D405 FE2609D45L FE2609D4CK FE2609D572 FE2609D5A2 FE2609D5TG FE2609D627 FE2609D6M0 FE2609D6N4 FE2609D6NC FE2609D6U2 FE2609D6WT FE2609D7AE FE2609D7EP FE2609D7JA FE2609D7Q5 FE2609D7SL FE2609D7TL FE2609D82U

FE2609D8UK FE2609D96J FE2609D9U0 FE2609DA1B FE2609DA2S FE2609DAA6 FE2609DAK4 FE2609DAKI FE2609DAU0 FE2609DB36 FE2609DB82 FE2609DBAD FE2609DBFC FE2609DBGH FE2609DBHR FE2609DBID FE2609DBMK FE2609DBYH FE2609DC7P FE2609DCF4
FE2609DCIX FE2609DCQN FE2609DCXS FE2609DD64 FE2609DDMI FE2609DE2E FE2609DE67 FE2609DE7V FE2609DED4 FE2609DF1F FE2609DF56 FE2609DFKL FE2609DFN2 FE2609DFPW FE2609DFXV FE2609DGAT FE2609DGC5 FE2609DGIJ FE2609DGVB FE2609DH2L
FE2609DH99 FE2609DHGF FE2609DHMZ FE2609DHNH FE2609DHVL FE2609DI1P FE2609DI5B FE2609DI65 FE2609DI6K FE2609DIL0 FE2609DISW FE2609DJ53 FE2609DJ60 FE2609DJAL FE2609DJHE FE2609DJV0 FE2609DJXZ FE2609DKC0 FE2609DKQE FE2609DL31
FE2609DL58 FE2609DLET FE2609DLG5 FE2609DLZ3 FE2609DMF0 FE2609DMOM FE2609DMWS FE2609DMY0 FE2609DN41 FE2609DNNE FE2609DNT3 FE2609DNZ3 FE2609DOTR FE2609DP47 FE2609DP7J FE2609DPP9 FE2609DPPP FE2609DPRD FE2609DPUQ FE2609DPWU
FE2609DQ63 FE2609DQJ1 FE2609DQKA FE2609DQNP FE2609DQZ5 FE2609DR13 FE2609DR22 FE2609DR3J FE2609DR82 FE2609DRHQ FE2609DRNG FE2609DR06 FE2609DS0M FE2609DSUN FE2609DTSD FE2609DTWG FE2609DU0D FE2609DU3P FE2609DUHR FE2609DUN3
FE2609DUTQ FE2609DV50 FE2609DVCG FE2609DW6C FE2609DWIV FE2609DWVL FE2609DWXJ FE2609DXNL FE2609DXV5 FE2609DY22 FE2609DY2E FE2609DY3U FE2609DY5F FE2609DYDB FE2609DZ0C FE2609DZFL FE2609DZP7 FE2609DZUJ FE2609E0BU FE2609E0D2
FE2609E0NN FE2609E0S9 FE2609E19F FE2609E1LX FE2609E247 FE2609E289 FE2609E2CX FE2609E2W3 FE2609E376 FE2609E3YD FE2609E4NH FE2609E5AJ FE2609E6GW FE2609E7ZT FE2609E88U FE2609E8EY FE2609E8F0 FE2609E8JU FE2609E8QR FE2609E8UN
FE2609E98R FE2609E9XE FE2609EA9Z FE2609EAAY FE2609EAER FE2609EASZ FE2609EAUP FE2609EBFY FE2609EBMF FE2609EBZ7 FE2609EC0C FE2609ECPZ FE2609ED2X FE2609EDXJ FE2609EE0M FE2609EE44 FE2609EE4D FE2609EEPS FE2609EEPZ FE2609EEY9
FE2609EFJ6 FE2609EFNY FE2609EFP4 FE2609EFSJ FE2609EGA0 FE2609EH21 FE2609EHHX FE2609EI40 FE2609EI6F FE2609EJ15 FE2609EJLS FE2609EK1T FE2609EKNF FE2609EKRD FE2609ELGI FE2609ELGQ FE2609EM9M FE2609EMA5 FE2609EMT2 FE2609EN8J
FE2609ENEG FE2609ENV8 FE2609E072 FE2609E08J FE2609EP3V FE2609EP5D FE2609EP7W FE2609EPHT FE2609EPIR FE2609EPQM FE2609EPSB FE2609EPSJ FE2609EPXW FE2609EPYE FE2609EPYF FE2609EQCD FE2609EQNT FE2609EQRJ FE2609ER4N FE2609EREI
FE2609ERM4 FE2609ESRT FE2609ET3F FE2609ET3H FE2609ETIL FE2609ETZQ FE2609EU8V FE2609EUMF FE2609EUNK FE2609EVA9 FE2609EVM3 FE2609EVP7 FE2609EVQH FE2609EVTE FE2609EW2U FE2609EWLG FE2609EWQM FE2609EWWC FE2609EWY1 FE2609EX15
FE2609EY2N FE2609EY2R FE2609EY5U FE2609EYCL FE2609EYIP FE2609EYJH FE2609EYYZ FE2609EYZT FE2609EZ7G FE2609EZIG FE2609EZSP FE2609F03K FE2609F0CH FE2609F0NY FE2609F1HB FE2609F1JC FE2609F1S9 FE2609F1SM FE2609F1VZ FE2609F2JI
FE2609F2YT FE2609F3DW FE2609F3EU FE2609F3RQ FE2609F3WE FE2609F4KX FE2609F4LW FE2609F51V FE2609F58B FE2609F5EZ FE2609F69J FE2609F6IG FE2609F6ML FE2609F6QB FE2609F6ZN FE2609F767 FE2609F7GV FE2609F7Y5 FE2609F82L FE2609F8AJ
FE2609F8CS FE2609F8UY FE2609F8WU FE2609F93M FE2609F9GG FE2609F9WB FE2609F9ZF FE2609FART FE2609FAVL FE2609FB6S FE2609FC3D FE2609FCCA FE2609FCDZ FE2609FCLJ FE2609FCPX FE2609FCT6 FE2609FCVK FE2609FD4B FE2609FDES FE2609FDKS
FE2609FDLW FE2609FDNE FE2609FDVF FE2609FDVM FE2609FE4T FE2609FE96 FE2609FEB9 FE2609FED0 FE2609FELJ FE2609FEUW FE2609FF7C FE2609FFKD FE2609FFXL FE2609FG00 FE2609FG1T FE2609FG3W FE2609FG5E FE2609FG9Q FE2609FGAX FE2609FH3A
FE2609FH8Q FE2609FIIE FE2609FIKJ FE2609FILH FE2609FJ7R FE2609FJLM FE2609FJTA FE2609FK8P FE2609FKAM FE2609FKL0 FE2609FKMP FE2609FL2L FE2609FLAZ FE2609FLII FE2609FLQV FE2609FM0D FE2609FM62 FE2609FMBB FE2609FME9 FE2609FMJJ
FE2609FMX0 FE2609FN4M FE2609FNGX FE2609FNJY FE2609FNT5 FE2609FNVS FE2609FO0Y FE2609F02I FE2609FOE5 FE2609FOK2 FE2609FOKK FE2609FOZP FE2609FPB4 FE2609FPE1 FE2609FPNN FE2609FPRC FE2609FPWC FE2609FQ2C FE2609FQJG FE2609FR4A
FE2609FRNL FE2609FRRE FE2609FS43 FE2609FSDG FE2609FSJG FE2609FSQG FE2609FT6W FE2609FTUI FE2609FTYD FE2609FU3Q FE2609FU4U FE2609FUJV FE2609FV07 FE2609FV3I FE2609FVIG FE2609FVJV FE2609FVKD FE2609FVPL FE2609FVQB FE2609FVWE
FE2609FVZG FE2609FWZJ FE2609FXAB FE2609FXG2 FE2609FYI3 FE2609FZ7L FE2609FZCR FE2609FZSH FE2609FZTN FE2609FZVY FE2609G042 FE2609G040 FE2609G086 FE2609G0AI FE2609G008 FE2609G0QQ FE2609G16Y FE2609G185 FE2609G19L FE2609G1D0
FE2609G1EX FE2609G1GA FE2609G1RM FE2609G266 FE2609G268 FE2609G32N FE2609G3E1 FE2609G3F3 FE2609G49M FE2609G402 FE2609G578 FE2609G57C FE2609G5N8 FE2609G50D FE2609G613 FE2609G6CD FE2609G6D6 FE2609G600 FE2609G60G FE2609G6SC
FE2609G788 FE2609G7WA FE2609G81C FE2609G810 FE2609G860 FE2609G92X FE2609G95R FE2609G99H FE2609G9AE FE2609G9CZ FE2609G9RJ FE2609G9XN FE2609G9YX FE2609GA9K FE2609GAIX FE2609GAMD FE2609GATX FE2609GB4F FE2609GCAK FE2609GCAM
FE2609GCGQ FE2609GCHJ FE2609GCQ7 FE2609GCRS FE2609GD65 FE2609GD84 FE2609GDIW FE2609GEJJ FE2609GEL7 FE2609GEMR FE2609GF9G FE2609GG2B FE2609GGCT FE2609GGE8 FE2609GGH5 FE2609GGHJ FE2609GGSX FE2609GGZH FE2609GHDF FE2609GHGQ
FE2609GHH0 FE2609GHXG FE2609GIF4 FE2609GJJL FE2609GJPX FE2609GJTP FE2609GJTS FE2609GJVG FE2609GK1G FE2609GK63 FE2609GKPS FE2609GKZU FE2609GL0U FE2609GL50 FE2609GL90 FE2609GLM3 FE2609GLRW FE2609GM3L FE2609GM72 FE2609GMFJ
FE2609GMKM FE2609GNOB FE2609GOTF FE2609GP8E FE2609GP9S FE2609GPD4 FE2609GPH0 FE2609GPIP FE2609GPZ4 FE2609GQCQ FE2609GQF5 FE2609GQHK FE2609GQIU FE2609GQJJ FE2609GQL0 FE2609GR03 FE2609GR4N FE2609GRM0 FE2609GRMT FE2609GRMU
FE2609GS6K FE2609GSNY FE2609GSQ9 FE2609GSX0 FE2609GTT2 FE2609GU00 FE2609GUGS FE2609GUT1 FE2609GVCX FE2609GVV2 FE2609GVVK FE2609GWC3 FE2609GWNS FE2609GXG5 FE2609GXPF FE2609GXY5 FE2609GYQ9 FE2609GYR6 FE2609GZNE FE2609H00P
FE2609H04P FE2609H0AU FE2609H16T FE2609H1AR FE2609H1EU FE2609H1N3 FE2609H1PK FE2609H20T FE2609H2AB FE2609H2KW FE2609H385 FE2609H3JN FE2609H3MZ FE2609H40F FE2609H44J FE2609H464 FE2609H4QK FE2609H4VY FE2609H59P FE2609H5IK
FE2609H5QR FE2609H5QX FE2609H5TX FE2609H691 FE2609H6E0 FE2609H6HG FE2609H6KA FE2609H6SI FE2609H73V FE2609H740 FE2609H77U FE2609H7EZ FE2609H7MP FE2609H80R FE2609H83K FE2609H884 FE2609H890 FE2609H8T2 FE2609H8XA FE2609H8XC
FE2609H9DK FE2609H9NY FE2609HARQ FE2609HAS9 FE2609HAYY FE2609HB34 FE2609HCP5 FE2609HCQ5 FE2609HCXS FE2609HDCQ FE2609HDLJ FE2609HDSH FE2609HE1T FE2609HE1V FE2609HEQD FE2609HF3E FE2609HF56 FE2609HFI3 FE2609HFWK FE2609HG3Z
FE2609HG4S FE2609HGX9 FE2609HH3J FE2609HHB3 FE2609HHBK FE2609HHG3 FE2609HHSC FE2609HHXJ FE2609HIBF FE2609HIJ8 FE2609HIQX FE2609HJ7N FE2609HJD8 FE2609HJUT FE2609HK24 FE2609HK2K FE2609HKA0 FE2609HKGE FE2609HKNR FE2609HKTG
FE2609HL0Z FE2609HL5V FE2609HLJ7 FE2609HLRP FE2609HM4M FE2609HMYG FE2609HNPS FE2609HNPU FE2609HNZI FE2609HOCU FE2609HOFT FE2609HOPH FE2609HOZC FE2609HPWC FE2609HQCQ FE2609HQN0 FE2609HQXR FE2609HRIZ FE2609HRNG FE2609HRPD
FE2609HS7U FE2609HSBQ FE2609HSCB FE2609HSGZ FE2609HSMW FE2609HSP7 FE2609HSZ0 FE2609HT8S FE2609HU1B FE2609HU82 FE2609HUFM FE2609HUM3 FE2609HUMK FE2609HUOM FE2609HUOX FE2609HUUJ FE2609HV2G FE2609HVFE FE2609HVG6 FE2609HVKN
FE2609HVOH FE2609HVZE FE2609HWJ1 FE2609HWWI FE2609HX1Q FE2609HX93 FE2609HXDM FE2609HXJP FE2609HXTE FE2609HYOC FE2609HYRT FE2609HZ09 FE2609HZ4B FE2609HZ7C FE2609HZ8A FE2609HZG5 FE2609HZGJ FE2609HZK3 FE2609HZKE FE2609HZM8
FE2609HZQ9 FE2609I04A FE2609I0GN FE2609I0H1 FE2609I1A6 FE2609I1AG FE2609I1KB FE2609I10J FE2609I10U FE2609I2PJ FE2609I2XH FE2609I339 FE2609I393 FE2609I3EY FE2609I3LD FE2609I3NA FE2609I3NE FE2609I42B FE2609I44N FE2609I44X
FE2609I4GT FE2609I4Q4 FE2609I4ZC FE2609I5SW FE2609I5U5 FE2609I60E FE2609I64L FE2609I67C FE2609I6H5 FE2609I6JW FE2609I719 FE2609I77W FE2609I7CN FE2609I7GO FE2609I7HT FE2609I7KP FE2609I7UO FE2609I86N FE2609I87P FE2609I8C8
FE2609I8TL FE2609I9PU FE2609I9WP FE2609IAXD FE2609IBGP FE2609IC42 FE2609IC67 FE2609ICDW FE2609ICQF FE2609ICQR FE2609IDDD FE2609IDIF FE2609IDU9 FE2609IDXY FE2609IE2T FE2609IEK8 FE2609IEX8 FE2609IF0U FE2609IF3P FE2609IFJ0
FE2609IFQ4 FE2609IFRX FE2609IG36 FE2609IG6Y FE2609IGAP FE2609IGXZ FE2609IH0X FE2609II0X FE2609II5B FE2609IIK1 FE2609IIQJ FE2609IIQQ FE2609IIYX FE2609IJ55 FE2609IJEW FE2609IJNX FE2609IK6P FE2609IK9J FE2609IKCJ FE2609IKSJ
FE2609ILFY FE2609ILL2 FE2609IL0Q FE2609IM5U FE2609IMG3 FE2609IMLS FE2609IMW8 FE2609IN0X FE2609IN47 FE2609IN5C FE2609INQF FE2609IO0X FE2609IO53 FE2609IO56 FE2609IO7V FE2609IO0F FE2609IP75 FE2609IPAD FE2609IP0A FE2609IQ2F
FE2609IQ9G FE2609IQFQ FE2609IQPX FE2609IR7P FE2609IR7T FE2609IRDS FE2609IRHM FE2609IRVM FE2609IS2C FE2609ISQC FE2609ISTA FE2609IT2J FE2609IT5K FE2609IT69 FE2609IT09 FE2609ITX2 FE2609IU2R FE2609IU40 FE2609IUSL FE2609IUV0
FE2609IUW6 FE2609IV5E FE2609IV6K FE2609IVG1 FE2609IWCE FE2609IWD3 FE2609IWEE FE2609IXPQ FE2609IY0N FE2609IYXE FE2609IZNF FE2609IZNL FE2609J08P FE2609J0J0 FE2609J0MT FE2609J0PZ FE2609J0S5 FE2609J0XC FE2609J10S FE2609J1CI
FE2609J1CU FE2609J1EX FE2609J1LJ FE2609J1VD FE2609J1W3 FE2609J2EK FE2609J2MY FE2609J2N0 FE2609J392 FE2609J3QC FE2609J41E FE2609J4KV FE2609J4YD FE2609J57X FE2609J5BW FE2609J5VK FE2609J605 FE2609J62L FE2609J6TD FE2609J725
FE2609J75W FE2609J763 FE2609J7CS FE2609J7DT FE2609J7H8 FE2609J7JG FE2609J8HG FE2609J8US FE2609J8V6 FE2609J8VB FE2609J8X9 FE2609J940 FE2609JBCW FE2609JBT1 FE2609JC1M FE2609JC6U FE2609JC8U FE2609JCEJ FE2609JC03 FE2609JCPQ
FE2609JCQS FE2609JCZZ FE2609JD1D FE2609JD50 FE2609JD97 FE2609JDPB FE2609JEC0 FE2609JEGD FE2609JESP FE2609JF8D FE2609JFGL FE2609JF0C FE2609JFUC FE2609JFY0 FE2609JG0T FE2609JHB8 FE2609JHHZ FE2609JHRT FE2609JIJR FE2609JJCG
FE2609JJHM FE2609JJKR FE2609JJN3 FE2609JJTM FE2609JKGT FE2609JKKY FE2609JL4X FE2609JL9N FE2609JLS9 FE2609JLVC FE2609JM8H FE2609JM9M FE2609JMEI FE2609JMJK FE2609JMUW FE2609JN2B FE2609JNF0 FE2609JNNY FE2609JNWT FE2609JOGV
FE2609JOJ7 FE2609JON9 FE2609JP80 FE2609JP8I FE2609JP8J FE2609JPAA FE2609JPBP FE2609JQL7 FE2609JQMT FE2609JQNB FE2609JQPQ FE2609JQRI FE2609JQU0 FE2609JQV0 FE2609JQX5 FE2609JR8W FE2609JRGQ FE2609JRWE FE2609JS7K FE2609JSAH
FE2609JSIX FE2609JSQE FE2609JT97 FE2609JU1Y FE2609JULY FE2609JV3F FE2609JVN6 FE2609JW20 FE2609JWQ2 FE2609JWXK FE2609JWYL FE2609JXFN FE2609JXG8 FE2609JXSB FE2609JXTV FE2609JYEM FE2609JYJ5 FE2609JYJT FE2609JYNC FE2609JZ1B

FE2609J7Z9 FE2609K1OM1 FE2609K1OR FE2609K11J FE2609K1G3 FE2609K1SY FE2609K1ZH FE2609K33H FE2609K40X FE2609K48X FE2609K4H7 FE2609K4K3 FE2609K5Q7 FE2609K5R9 FE2609K61V FE2609K6AR
FE2609K6HC FE2609K6N6 FE2609K6XR FE2609K7C9 FE2609K7EV FE2609K7PK FE2609K86S FE2609K8C FE2609K8PI FE2609K9F6 FE2609K9WB FE2609K9Y9 FE2609KA2J FE2609KA444 FE2609KA7I FE2609KA7R FE2609KAW8 FE2609KB4H FE2609KBSR
FE2609KB15 FE2609KCBB FE2609KD0E FE2609KDJU FE2609KDLQ FE2609KDSG6 FE2609KDZG FE2609KEH7 FE2609KEHZ FE2609KEM5 FE2609KEBE FE2609KFF8 FE2609KFK FE2609KFZI FE2609KG65 FE2609KGMA FE2609KH97 FE2609KHOM FE2609KHPN FE2609KI8O FE2609KIFE FE2609KINM FE2609KITE FE2609KJ15 FE2609KJ52 FE2609KJ5X FE2609KJE4 FE2609KJUP FE2609KK4C FE2609KK78 FE2609KKLX FE2609KKYC FE2609KKZM
FE2609KL0K FE2609KL9T FE2609KLH6 FE2609KLLJ FE2609KM5B FE2609KM63 FE2609KMCX FE2609KML3 FE2609KMS4 FE2609KN31 FE2609KN55 FE2609KNB8 FE2609KNRP FE2609KNS4 FE2609KNTC FE2609KO6J FE2609K08R FE2609K09Y FE2609K0DY FE2609K0HP
FE2609K0LE FE2609K0SN FE2609KRED FE2609KRQJ4 FE2609KROF FE2609KRRG FE2609KRRC FE2609KSEB FE2609KSMN FE2609KTAR FE2609KUBI FE2609KUQF FE2609KUXX FE2609KV6 FE2609KVLB FE2609KWT6 FE2609KWR3 FE2609KWIR
FE2609KWMC FE2609KWWG FE2609KWYB FE2609KWWQ FE2609KWXO FE2609KXAK FE2609KXHC FE2609KXW5 FE2609KY52 FE2609KZ6T FE2609KZ8 FE2609KZQU FE2609KZZM FE2609L142 FE2609L19T FE2609L1OF FE2609L1WA FE2609L1YJ FE2609L30A FE2609L3W4
FE2609L3TS FE2609L44H FE2609L4DO FE2609L5PO FE2609L67D FE2609L6C2 FE2609L6O7 FE2609L6RK FE2609L79R FE2609L7AL FE2609L7EN FE2609L81V FE2609L83X FE2609L849 FE2609L8NR FE2609L940 FE2609L95G FE2609L9FZ
FE2609L90B FE2609L9TO FE2609L9OU FE2609LAEC FE2609LBAC FE2609LBBZ FE2609LBWF FE2609LC4X FE2609LC61 FE2609LCFB FE2609LD1G FE2609LD5S FE2609LDKD FE2609LDRY FE2609LE19 FE2609LEB1 FE2609LEG2 FE2609LEKN
FE2609LF56 FE2609LFIX FE2609LFXG FE2609LFY9 FE2609LG6R FE2609LGC1 FE2609LGQB FE2609LGRG FE2609LH1Q FE2609LH21 FE2609LHFR FE2609LHP9 FE2609LHQF FE2609LI3B FE2609LIMQ FE2609LJ2X FE2609LJ9A FE2609LJUE
FE2609LJYF FE2609LK8S FE2609LKJ6 FE2609LKWV FE2609LL8 FE2609LL9G FE2609LLSO FE2609LLTJ FE2609LLZ3 FE2609LM2G FE2609LM8K FE2609LMBT FE2609LN4Q FE2609LNN6 FE2609LNXN FE2609LOLR
FE2609LO7V FE2609LPDB FE2609LPNX FE2609LPTG FE2609LPUS FE2609LQ8C FE2609LQOO FE2609LQPW FE2609LR6D FE2609LRSB FE2609LSND FE2609LSNB FE2609LTQZ FE2609LTRS FE2609LV5S FE2609LWEQ FE2609LWPO FE2609LWQX
FE2609LWS9 FE2609LWXD FE2609LX6D FE2609LXRV FE2609LY3H FE2609LYCL FE2609LZ6E FE2609LZBN FE2609LZSJ FE2609M0F9 FE2609M1BL FE2609M1NO FE2609M22D FE2609M2RK FE2609M3BY FE2609M3E6 FE2609M3F2 FE2609M3LQ FE2609M3NU
FE2609M4B1 FE2609M4EA FE2609M4FV FE2609M4OY FE2609M59J FE2609M5E9 FE2609M5G3 FE2609MAV3 FE2609MEWA FE2609MK6K FE2609MK74 FE2609MKCH FE2609MKFM FE2609MQ7Y FE2609MT7O FE2609MTVD FE2609MZZI
FE2609M83Y FE2609M8N8 FE2609M8X6 FE2609M9OG FE2609M9Z6 FE2609MA4H FE2609MAL5 FE2609MB3C FE2609MCCI FE2609MCHE FE2609MCXH FE2609MD69 FE2609MDG8 FE2609MDJ2 FE2609ME3 FE2609MEM3
FE2609MF8U FE2609MFAM FE2609MFFM FE2609MFHV FE2609MG3A FE2609MGB9 FE2609MGN8 FE2609MGVQ FE2609MH4N FE2609MHFK FE2609MHVE FE2609MIZO FE2609MJ1S FE2609MJ40
FE2609MJ4P FE2609MJ7O FE2609MJ7X FE2609MJTR FE2609MKEV FE2609MKML FE2609ML1C FE2609MMH5 FE2609MMJS FE2609MMP5 FE2609MMR7 FE2609MMUB FE2609MMVK FE2609MN80 FE2609MNFG FE2609MNIF
FE2609MO0B FE2609MO47 FE2609MO7C FE2609MOPD FE2609MOR3 FE2609MP5Q FE2609MP8E FE2609MPHT FE2609MPNQ FE2609MPQG FE2609MPS8 FE2609MQ7U FE2609MQXN FE2609MQXY FE2609MR3E FE2609MS2P FE2609MS9R FE2609MSJP FE2609MTFR
FE2609MTNE FE2609MTZY FE2609MU4Z FE2609MU52 FE2609MUBL FE2609MUQ3 FE2609MV6Q FE2609MWAW FE2609MWH4P FE2609MWHB FE2609MWLI FE2609MWNT FE2609MWZC FE2609MXIY FE2609MXUZ FE2609MXW6
FE2609MYC4 FE2609MZ6Z FE2609MZAG FE2609MZTH FE2609N02T FE2609N0RV FE2609N1JA FE2609N21D FE2609N271 FE2609N3NV FE2609N3X0 FE2609N3ZT FE2609N4K7 FE2609N4S8 FE2609N5BI FE2609N5FD
FE2609N5FU FE2609N5ZB FE2609N6WW FE2609N72W FE2609N7AJ FE2609N7OT FE2609N7W5 FE2609N7WF FE2609N7WH FE2609N8PY FE2609N8YY FE2609N8ZE FE2609N9AT FE2609N9XI FE2609NA08 FE2609NBS8
FE2609NBTW FE2609NBZE FE2609NC0E FE2609NC1T FE2609NC8F FE2609NCKQ FE2609NDWT FE2609NG7D FE2609NGCP FE2609NGCR FE2609NGN7 FE2609NGU2 FE2609NGX9 FE2609NHC7 FE2609NHF1
FE2609NI6L FE2609NIDH FE2609NIFV FE2609NIWT FE2609NJ3N FE2609NJBF FE2609NJMB FE2609NJNR FE2609NJZF FE2609NKN8 FE2609NKZC FE2609NLOO FE2609NLZ1 FE2609NLZ8 FE2609NLF6 FE2609NLTV
FE2609NLUN FE2609NM74 FE2609NMB7 FE2609NMNK FE2609NNO6 FE2609NNSK FE2609NNFE FE2609NO07 FE2609NOMP FE2609NP9Q FE2609NPTR FE2609NQCZ FE2609NQKO FE2609NQNH FE2609NQXA FE2609NQZB FE2609NRFA
FE2609NRJK FE2609NSEA FE2609NSJZ FE2609NSX5 FE2609NTAH FE2609NTLL FE2609NTNI FE2609NTW1 FE2609NUM7 FE2609NUTM FE2609NWBG FE2609NWS8 FE2609NX72 FE2609NXJD FE2609NXQC FE2609NXRS FE2609NYL9 FE2609NYTJ FE2609NYVU
FE2609NZ2H FE2609NZ9D FE2609NZZ4 FE2609O05X FE2609O0VZ FE2609O16P FE2609O1NC FE2609O1WH FE2609O2B3 FE2609O2BY FE2609O2ZP FE2609O30Z FE2609O31N FE2609O39Y FE2609O3P5 FE2609O410 FE2609O457
FE2609O461 FE2609O477 FE2609O5D0 FE2609O5FA FE2609O5RT FE2609O5Y2 FE2609O6B3 FE2609O6RW FE2609O6UL FE2609O7J1 FE2609O7TJ FE2609O804 FE2609O860 FE2609O88W FE2609O8FG FE2609O8ID FE2609O8OL FE2609O94M
FE2609O970 FE2609O9LU FE2609O9WN FE2609OA2L FE2609OA2N FE2609OA3E FE2609OADH FE2609OBG0 FE2609OBRF FE2609OBVM FE2609OOC2S FE2609OOWT FE2609OOD8L FE2609OOD7 FE2609OODLH FE2609OOE09 FE2609OOEPD FE2609OOF3W
FE2609OOFQ FE2609OOFJS FE2609OOG1K FE2609OOGMZ FE2609OOGPP FE2609OOGV4 FE2609OOH8Z FE2609OOHLE FE2609OOM7 FE2609OOR0R FE2609OOU00 FE2609OOU1P FE2609OOUB4 FE2609OOUD8 FE2609OOUE4 FE2609OOUIP FE2609OOV6P
FE2609OOJTO FE2609OOJUT FE2609OOJUU FE2609OOKTJ FE2609OOL75 FE2609OOLQT FE2609OOLXQ FE2609OOMB4 FE2609OOMMP FE2609OOMW5 FE2609OONN1 FE2609OONTH FE2609OONY9 FE2609OONZ2 FE2609OOO7M
FE2609OOPDQ FE2609OOPDU FE2609OPEKR FE2609OPFEM FE2609OPFG0 FE2609OPFMB FE2609OPFYF FE2609OPGJ2 FE2609OPHAX FE2609OPHC7 FE2609OPHD4 FE2609OPHEO FE2609OPHV5 FE2609OPIV8
FE2609OPJF3 FE2609OPJMS FE2609OPJYZ FE2609OPKFO FE2609OPKW0 FE2609OPLBH FE2609OPLNY FE2609OPLO8 FE2609OPLSS FE2609OPMC3 FE2609OPML1 FE2609OPMMS FE2609OPN5X FE2609OPN6K FE2609OPNGV
FE2609OPNOK FE2609OPOOO FE2609OPOIS FE2609OPQJ1 FE2609OPQNN FE2609OPR7O FE2609OPT42 FE2609OPT5U FE2609OPT8Y FE2609OPTPD FE2609OPTQ2 FE2609OPUAE FE2609OPR3S FE2609OPS8H FE2609OPSCN FE2609OPT1M
FE2609OPTA1 FE2609OPTFN FE2609OPUWN FE2609OPVBG FE2609OPVXQ FE2609OPWZ5 FE2609OPXM4 FE2609OPXP7 FE2609OPY4D FE2609OPYPG FE2609OPYRQ FE2609OPYUA FE2609OPYX6 FE2609OPZ0A
FE2609OPZ54 FE2609OPZ6W FE2609OPZ8C FE2609OPZBH FE2609OPZGR FE2609OQ01X FE2609OQ19Y FE2609OQ1VB FE2609OQ2CU FE2609OQ2IV FE2609OQ2ST FE2609OQ36K FE2609OQ3SN FE2609OQ3ZM FE2609OQ455 FE2609OQ4BX FE2609OQ4C6 FE2609OQ4D3
FE2609Q46W FE2609Q56P FE2609Q5A0 FE2609Q5L7 FE2609Q5X4 FE2609Q61R FE2609Q63Y FE2609Q6EM FE2609Q6LT FE2609Q6QV FE2609Q6R4 FE2609Q7BG FE2609Q7IC FE2609Q7QY FE2609Q7SU FE2609Q815 FE2609Q8BA FE2609Q8RG FE2609Q93A
FE2609Q914 FE2609Q9A2 FE2609QAVS FE2609QAZA FE2609QB4U FE2609QB96 FE2609QBK2 FE2609QC35 FE2609QCGP FE2609QCK3 FE2609QD2Y FE2609QDRK FE2609QE3C FE2609QE7E FE2609QEKR FE2609QEXC
FE2609QEZG FE2609QF9N FE2609QFYR FE2609QGBO FE2609QGM7 FE2609QGWM FE2609QHB6 FE2609QHH4 FE2609QHOG FE2609QHZJ FE2609QID1 FE2609QIIF FE2609QIJ0 FE2609QIW FE2609QJ06 FE2609QK21 FE2609QKS5
FE2609QKBX FE2609QKLL FE2609QKXP FE2609QL0A FE2609QLEF FE2609QLF6 FE2609QLUC FE2609QMRN FE2609QN20 FE2609QNBW FE2609QNGB FE2609QNJ2 FE2609QO7C FE2609QOIX FE2609QP10 FE2609QPLK FE2609QPW7 FE2609QQ1P FE2609QQJN
FE2609QQRN FE2609QRB8 FE2609QRNG FE2609QRSR FE2609QSF4 FE2609QSW3 FE2609QUEC FE2609QUFG FE2609QUO0 FE2609QUSR FE2609QUTE FE2609QW4G FE2609QWJ2 FE2609QWMR FE2609QWPE FE2609QXOV FE2609QXIE FE2609QXJ3 FE2609QXBF FE2609QXI6

FE2609QY1V FE2609QYPY FE2609QYW3 FE2609QZ31 FE2609QZ8J FE2609QZIG FE2609QZMP FE2609QZUP FE2609R0LK FE2609R18W FE2609R1E7 FE2609R1HM FE2609R1KY FE2609R2DC FE2609R2GD FE2609R2L9 FE2609R2LF FE2609R3CL FE2609R3P5 FE2609R3WT
FE2609R444 FE2609R4M5 FE2609R4TR FE2609R4V3 FE2609R51E FE2609R54B FE2609R59C FE2609R5AM FE2609R5X1 FE2609R66X FE2609R67G FE2609R6OZ FE2609R6SS FE2609R77V FE2609R7EA FE2609R7OP FE2609R7T2 FE2609R7YP FE2609R80W FE2609R863
FE2609R8G7 FE2609R8H8 FE2609R8MG FE2609R8ZV FE2609R9D3 FE2609R9K8 FE2609R9NX FE2609RA1K FE2609RAFB FE2609RAJM FE2609RAX0 FE2609RBTI FE2609RC32 FE2609RCA0 FE2609RCIZ FE2609RCL7 FE2609RCXJ FE2609RD9H FE2609RDP7 FE2609RDQ5
FE2609RDS0 FE2609RECC FE2609REH0 FE2609REW1 FE2609RF1D FE2609RF2A FE2609RF6Z FE2609RFOA FE2609RFOK FE2609RFTE FE2609RG7L FE2609RGGV FE2609RGK0 FE2609RH6L FE2609RHT3 FE2609RHY7 FE2609RIV4 FE2609RJ1O FE2609RJ5G FE2609RJC3
FE2609RJFB FE2609RK85 FE2609RKFK FE2609RKM4 FE2609RL7D FE2609RLYK FE2609RM1S FE2609RMMY FE2609RMN5 FE2609RNMK FE2609ROGL FE2609ROIS FE2609ROTA FE2609RPNJ FE2609RQ40 FE2609RQL9 FE2609RR5Y FE2609RRGF FE2609RRMS FE2609RRRV
FE2609RRTL FE2609RRW7 FE2609RSFT FE2609RSMT FE2609RSUB FE2609RT3U FE2609RTNR FE2609RTTI FE2609RU4Y FE2609RU68 FE2609RUBZ FE2609RUN6 FE2609RUPN FE2609RUXR FE2609RUZK FE2609RW5H FE2609RW5T FE2609RWHZ FE2609RWT1 FE2609RWTY
FE2609RWXU FE2609RX99 FE2609RXMZ FE2609RXSQ FE2609RXT4 FE2609RY0E FE2609RY3Z FE2609RYJL FE2609RYME FE2609RYNG FE2609RYXL FE2609RZ12 FE2609S0G3 FE2609S0PF FE2609S0TR FE2609S0YN FE2609S0Z0 FE2609S1R6 FE2609S21L FE2609S27P
FE2609S2EH FE2609S2M0 FE2609S3HH FE2609S3W4 FE2609S46U FE2609S4ZX FE2609S507 FE2609S56W FE2609S5IW FE2609S5NG FE2609S50C FE2609S66L FE2609S6GX FE2609S6I2 FE2609S7G5 FE2609S7GF FE2609S7IW FE2609S86R FE2609S882 FE2609S8OJ
FE2609S95A FE2609S9AT FE2609S9JT FE2609SA4L FE2609SAMP FE2609SB4S FE2609SB98 FE2609SBLD FE2609SCUV FE2609SD62 FE2609SDDP FE2609SDHX FE2609SDL1 FE2609SDMH FE2609SDN2 FE2609SDNE FE2609SDTP FE2609SDZ0 FE2609SE5J FE2609SE62
FE2609SE8L FE2609SED3 FE2609SES1 FE2609SEZT FE2609SFRR FE2609SFTZ FE2609SG1B FE2609SG2Y FE2609SG5M FE2609SGXE FE2609SHCE FE2609SHX0 FE2609SI4S FE2609SIEQ FE2609SIGX FE2609SIK1 FE2609SIN2 FE2609SIUY FE2609SJ9A FE2609SJF0
FE2609SJFJ FE2609SJN5 FE2609SJNH FE2609SJSW FE2609SJU3 FE2609SJZP FE2609SKES FE2609SKUF FE2609SKXA FE2609SKZH FE2609SL95 FE2609SLCJ FE2609SLQD FE2609SM4M FE2609SMZ1 FE2609SNLQ FE2609SNMP FE2609SNN4 FE2609SNWU FE2609SNZR
FE2609SO33 FE2609SO6F FE2609SOD2 FE2609SOVT FE2609SOYV FE2609SP3K FE2609SPA3 FE2609SPEH FE2609SPFW FE2609SPG9 FE2609SPNS FE2609SPZ9 FE2609SQ8H FE2609SQKA FE2609SQL3 FE2609SQXP FE2609SR43 FE2609SR9Z FE2609SRO3 FE2609SRRL
FE2609SRW4 FE2609SS6S FE2609SSLF FE2609SSP3 FE2609SSP4 FE2609ST23 FE2609ST5C FE2609ST8T FE2609STC9 FE2609STFP FE2609STR0 FE2609STY5 FE2609SUAP FE2609SV20 FE2609SV4C FE2609SV40 FE2609SVNG FE2609SVS7 FE2609SW13 FE2609SWSB
FE2609SWTN FE2609SWWW FE2609SWYE FE2609SXBF FE2609SXK1 FE2609SXQ1 FE2609SYDS FE2609SYT1 FE2609SZ5M FE2609SZ8L FE2609SZ8W FE2609SZEQ FE2609SZV6 FE2609T030 FE2609T0B3 FE2609T0IU FE2609T0SN FE2609T0U5 FE2609T1GR FE2609T1I5
FE2609T290 FE2609T2BU FE2609T2GZ FE2609T2K0 FE2609T2YE FE2609T2YV FE2609T3DK FE2609T3NR FE2609T3P1 FE2609T3SA FE2609T44K FE2609T4BB FE2609T4FH FE2609T4HG FE2609T4XB FE2609T4YT FE2609T50T FE2609T55F FE2609T5FJ FE2609T5I3
FE2609T5VQ FE2609T6DG FE2609T6PL FE2609T6QD FE2609T6R3 FE2609T6S6 FE2609T79C FE2609T7IG FE2609T7Z2 FE2609T86S FE2609T8D3 FE2609T8IZ FE2609T8KH FE2609T8PE FE2609T9W6 FE2609T9Z9 FE2609TA1G FE2609TA5P FE2609TAQJ FE2609TAS8
FE2609TAV0 FE2609TAWZ FE2609TB00 FE2609TBUN FE2609TBWK FE2609TBWY FE2609TC1S FE2609TC72 FE2609TC84 FE2609TCC3 FE2609TCE6 FE2609TCS9 FE2609TCXA FE2609TD8D FE2609TDC3 FE2609TDGJ FE2609TDIH FE2609TDO8 FE2609TE7Q FE2609TECL
FE2609TF1W FE2609TFKV FE2609TFZJ FE2609TG38 FE2609TG65 FE2609TGH1 FE2609TGO4 FE2609TGP3 FE2609TGXC FE2609TH7C FE2609THBD FE2609THGQ FE2609THSK FE2609TI1S FE2609TIDZ FE2609TII7 FE2609TIJL FE2609TIXZ FE2609TIZ0 FE2609TJ7T
FE2609TJK7 FE2609TJKI FE2609TJN4 FE2609TJV1 FE2609TK09 FE2609TK13 FE2609TK9T FE2609TKBL FE2609TKHH FE2609TKRZ FE2609TKXW FE2609TL23 FE2609TL7B FE2609TLFF FE2609TM5L FE2609TMAG FE2609TML0 FE2609TMOS FE2609TNED FE2609TOHR
FE2609TOK7 FE2609TOP0 FE2609TOZC FE2609TP60 FE2609TPDZ FE2609TPLN FE2609TPNH FE2609TPOO FE2609TPUW FE2609TQ3L FE2609TQCP FE2609TQPS FE2609TQYS FE2609TRDJ FE2609TS7A FE2609TSD8 FE2609TSFL FE2609TSQR FE2609TSS5 FE2609TSV4
FE2609TT96 FE2609TT9U FE2609TTB1 FE2609TTI8 FE2609TU1S FE2609TU41 FE2609TUHT FE2609TUO2 FE2609TUWD FE2609TV0K FE2609TV78 FE2609TV9T FE2609TVN4 FE2609TVR3 FE2609TW8I FE2609TX8E FE2609TXCM FE2609TXV7 FE2609TXZF FE2609TY3H
FE2609TY7H FE2609TYE7 FE2609TYOM FE2609TYQY FE2609TYUJ FE2609TZI8 FE2609TZL3 FE2609TZW1 FE2609TZZ3 FE2609U03M FE2609U075 FE2609U0SC FE2609U1L4 FE2609U1RL FE2609U1ZK FE2609U2HK FE2609U2K5 FE2609U2LB FE2609U2LO FE2609U2NQ
FE2609U2QF FE2609U2ZT FE2609U3G8 FE2609U3QT FE2609U3US FE2609U40S FE2609U4NL FE2609U4R2 FE2609U4TZ FE2609U540 FE2609U55T FE2609U5CC FE2609U5NM FE2609U5SM FE2609U606 FE2609U62K FE2609U632 FE2609U6FQ FE2609U6Q8 FE2609U6TC
FE2609U6VG FE2609U707 FE2609U77Z FE2609U7BI FE2609U7KH FE2609U7NZ FE2609U7V9 FE2609U884 FE2609U8V4 FE2609U8ZM FE2609U93A FE2609U997 FE2609U9DG FE2609U9NZ FE2609UA01 FE2609UB0T FE2609UB2G FE2609UBGK FE2609UBJW FE2609UBV2
FE2609UBZT FE2609UC26 FE2609UC5H FE2609UD14 FE2609UD25 FE2609UDH3 FE2609UDXJ FE2609UET9 FE2609UF99 FE2609UGGI FE2609UGNU FE2609UH6W FE2609UHIL FE2609UHQT FE2609UHV6 FE2609UI94 FE2609UIU5 FE2609UJ0R FE2609UJ78 FE2609UJ95
FE2609UJF0 FE2609UJXR FE2609UKML FE2609UKR6 FE2609ULB7 FE2609ULEZ FE2609ULP2 FE2609UM33 FE2609UM5T FE2609UNJQ FE2609UNVX FE2609UO4J FE2609UOE9 FE2609UOJD FE2609UON5 FE2609UP56 FE2609UPWD FE2609UPYS FE2609UQAW FE2609UQEJ
FE2609UQJH FE2609UQR0 FE2609UQVX FE2609UQXZ FE2609UR31 FE2609UR3H FE2609UR70 FE2609UR8T FE2609URAL FE2609URDM FE2609URIS FE2609URTW FE2609URWJ FE2609URWN FE2609USBU FE2609USGP FE2609USVR FE2609UT9J FE2609UTT1 FE2609UU8Z
FE2609UU95 FE2609UUGQ FE2609UUK6 FE2609UUOY FE2609UVGJ FE2609UVMC FE2609UW85 FE2609UXMK FE2609UXNV FE2609UXZN FE2609UY7G FE2609UYGX FE2609UZ6I FE2609V04H FE2609V074 FE2609V0CJ FE2609V0FF FE2609V0VT FE2609V1Z2 FE2609V2U7
FE2609V2VN FE2609V2YS FE2609V3TJ FE2609V3X9 FE2609V50T FE2609V58T FE2609V59L FE2609V5B0 FE2609V5S1 FE2609V658 FE2609V6DR FE2609V6TZ FE2609V6XF FE2609V77Z FE2609V7J3 FE2609V7M0 FE2609V7YU FE2609V81K FE2609V846 FE2609V8K6
FE2609V8UU FE2609V8ZR FE2609V9W5 FE2609V9WW FE2609VAH5 FE2609VB70 FE2609VBK8 FE2609VBQI FE2609VBTT FE2609VBU0 FE2609VBXQ FE2609VC2V FE2609VC4V FE2609VCRX FE2609VCS8 FE2609VD63 FE2609VE3Y FE2609VE5E FE2609VEBZ FE2609VEPJ
FE2609VETJ FE2609VEUX FE2609VFCZ FE2609VG6A FE2609VGJA FE2609VGJR FE2609VH82 FE2609VHKK FE2609VHYI FE2609VHYL FE2609VII2 FE2609VILB FE2609VIQN FE2609VJ8Z FE2609VJA8 FE2609VJP9 FE2609VJUL FE2609VJXC FE2609VK7W FE2609VK9S
FE2609VKDS FE2609VKG9 FE2609VKX4 FE2609VKYQ FE2609VL3T FE2609VLDM FE2609VLN0 FE2609VMBD FE2609VN4D FE2609VN7D FE2609VNN7 FE2609VOE9 FE2609VOR9 FE2609VPA0 FE2609VPBZ FE2609VPES FE2609VPF0 FE2609VPQ1 FE2609VQ3R FE2609VQPJ
FE2609VRDJ FE2609VREI FE2609VRG0 FE2609VRHX FE2609VRIU FE2609VS5B FE2609VS7S FE2609VSBY FE2609VSEI FE2609VSKQ FE2609VT8N FE2609VTON FE2609VTQT FE2609VTUA FE2609VU3V FE2609VU8N FE2609VURL FE2609VV1L FE2609VV46 FE2609VV8E
FE2609VW1A FE2609VWCG FE2609VWGW FE2609VWMH FE2609VWOE FE2609VWX2 FE2609VXUI FE2609VXX7 FE2609VYBJ FE2609VYGF FE2609VYL8 FE2609VYOK FE2609VYQ1 FE2609VZ1K FE2609VZ3G FE2609VZ4Y FE2609VZCE FE2609VZDS FE2609VZT1 FE2609VZYJ
FE2609W024 FE2609W05H FE2609W0DW FE2609W0J1 FE2609W13W FE2609W16D FE2609W171 FE2609W1IV FE2609W1LC FE2609W1NL FE2609W1R5 FE2609W229 FE2609W22P FE2609W24M FE2609W36E FE2609W3DP FE2609W3G6 FE2609W4AW FE2609W4MD FE2609W5CH
FE2609W5IF FE2609W5OE FE2609W5QU FE2609W67P FE2609W6EM FE2609W6IY FE2609W6NU FE2609W6XM FE2609W78V FE2609W7H1 FE2609W7ZT FE2609W8NR FE2609W970 FE2609W9DA FE2609W9QZ FE2609WA2Y FE2609WA73 FE2609WAFS FE2609WAGA FE2609WAPG
FE2609WAW0 FE2609WB2J FE2609WBIQ FE2609WC5Z FE2609WC9C FE2609WC9Y FE2609WCAJ FE2609WCFD FE2609WCK1 FE2609WCZZ FE2609WDET FE2609WDMQ FE2609WDZA FE2609WEBF FE2609WEFA FE2609WF1O FE2609WFDE FE2609WFEL FE2609WFGC FE2609WG38
FE2609WG5L FE2609WG73 FE2609WGH7 FE2609WH1A FE2609WH35 FE2609WHBR FE2609WHE3 FE2609WHK3 FE2609WI1L FE2609WI1P FE2609WIN2 FE2609WIZE FE2609WJ4I FE2609WJ7F FE2609WJNT FE2609WJZH FE2609WKR0 FE2609WKRL FE2609WKXH FE2609WMP6
FE2609WMWX FE2609WMXQ FE2609WMZK FE2609WNSQ FE2609WNZO FE2609WOX2 FE2609WOY3 FE2609WPHB FE2609WPMD FE2609WPWF FE2609WPWO FE2609WQ2F FE2609WQ70 FE2609WQFV FE2609WQJ2 FE2609WR6M FE2609WRJX FE2609WSU6 FE2609WSZC FE2609WTHR
FE2609WT0G FE2609WTRD FE2609WTY9 FE2609WUQP FE2609WV5L FE2609WVB9 FE2609WVFK FE2609WVZ4 FE2609WW40 FE2609WWH4 FE2609WWHC FE2609WWZA FE2609WXL8 FE2609WY0D FE2609WY5C FE2609WYLW FE2609WYN4 FE2609WYO3 FE2609WYOO FE2609WYPN
FE2609WYR4 FE2609WZG2 FE2609X03F FE2609X06N FE2609X0P0 FE2609X1ZF FE2609X295 FE2609X2AF FE2609X32Z FE2609X372 FE2609X37N FE2609X3DW FE2609X4CR FE2609X4DN FE2609X4EV FE2609X4H6 FE2609X4MA FE2609X4RQ FE2609X4UD FE2609X56F
FE2609X5VU FE2609X5WZ FE2609X63T FE2609X68A FE2609X6I8 FE2609X6ZB FE2609X73I FE2609X771 FE2609X78M FE2609X7SD FE2609X8WX FE2609X9DR FE2609X9FV FE2609X9VL FE2609XA15 FE2609XA4I FE2609XA9B FE2609XAYW FE2609XBGM FE2609XBLA
FE2609XBNP FE2609XBPJ FE2609XC0F FE2609XCZV FE2609XD2P FE2609XDGU FE2609XDIH FE2609XDNR FE2609XDQY FE2609XDXT FE2609XEDL FE2609XEQ6 FE2609XF1R FE2609XF4R FE2609XGBN FE2609XGFZ FE2609XGUW FE2609XHFC FE2609XHLH FE2609XHUD
FE2609XHZS FE2609XIBR FE2609XIEQ FE2609XIL1 FE2609XJM8 FE2609XKB7 FE2609XKGD FE2609XKU6 FE2609XKU8 FE2609XKWM FE2609XL98 FE2609XLOO FE2609XLVP FE2609XMGG FE2609XMI1 FE2609XMSF FE2609XNQ9 FE2609XO0U FE2609XO28 FE2609XO6A
FE2609XOSE FE2609XOT7 FE2609XOVV FE2609XP2Q FE2609XP3S FE2609XP4E FE2609XPC3 FE2609XPU0 FE2609XPV0 FE2609XPZ7 FE2609XQ2T FE2609XQ3C FE2609XQ5L FE2609XQ96 FE2609XQTA FE2609XQZQ FE2609XRAY FE2609XRFL FE2609XRJU FE2609XSA0
FE2609XSRM FE2609XSXW FE2609XTAG FE2609XTOC FE2609XU0J FE2609XU4C FE2609XU5T FE2609XU8M FE2609XUFM FE2609XUIJ FE2609XUKG FE2609XUNE FE2609XV9U FE2609XVDY FE2609XVGS FE2609XVH6 FE2609XVXR FE2609XWZG FE2609XX3C FE2609XX5M
FE2609XX9R FE2609XXRV FE2609XXVL FE2609XY4N FE2609XYB0 FE2609XYTH FE2609XZGT FE2609XZHL FE2609XZOX FE2609XZP8 FE2609XZVQ FE2609Y03C FE2609Y1CV FE2609Y25L FE2609Y36P FE2609Y387 FE2609Y3GX FE2609Y3P5 FE2609Y4G9 FE2609Y4LY
FE2609Y4VG FE2609Y512 FE2609Y57E FE2609Y5CC FE2609Y5FK FE2609Y5JU FE2609Y5T5 FE2609Y5YG FE2609Y625 FE2609Y6M3 FE2609Y6NR FE2609Y74T FE2609Y75Y FE2609Y770 FE2609Y7IO FE2609Y7KM FE2609Y7NS FE2609Y7RW FE2609Y7Z8 FE2609Y86Q
FE2609Y8IA FE2609Y92W FE2609Y9QB FE2609YAW2 FE2609YBCP FE2609YBKP FE2609YBN5 FE2609YBS7 FE2609YBYV FE2609YC4V FE2609YCUD FE2609YCWD FE2609YD9U FE2609YDH1 FE2609YDOD FE2609YE53 FE2609YEKZ FE2609YFV4 FE2609YFVX FE2609YFW4
FE2609YG11 FE2609YG95 FE2609YGGK FE2609YGH7 FE2609YGJC FE2609YGMH FE2609YHA7 FE2609YHT0 FE2609YI09 FE2609YI73 FE2609YIAR FE2609YIDD FE2609YIQK FE2609YJ3Z FE2609YK0S FE2609YK86 FE2609YKFK FE2609YKUC FE2609YL5A FE2609YL5X
FE2609YLJK FE2609YLV8 FE2609YLWA FE2609YM5T FE2609YM9R FE2609YMJY FE2609YMWT FE2609YNRK FE2609YNX7 FE2609YP01 FE2609YP9Y FE2609YPJI FE2609YPOX FE2609YPW8 FE2609YQ9R FE2609YQF9 FE2609YQIX FE2609YR1V FE2609YR4W FE2609YRA5
FE2609YRSG FE2609YRUY FE2609YS9A FE2609YSAE FE2609YSI0 FE2609YSQP FE2609YSTV FE2609YT72 FE2609YTAH FE2609YTN0 FE2609YTVH FE2609YTXV FE2609YUG8 FE2609YUNT FE2609YUV7 FE2609YV72 FE2609YWB0 FE2609YWWB FE2609YXH3 FE2609YXPC
FE2609YY3F FE2609YY87 FE2609YY8D FE2609YYOB FE2609YYRZ FE2609YYUR FE2609YYWQ FE2609YZ30 FE2609YZ7Y FE2609YZVX FE2609Z0TD FE2609Z0UM FE2609Z1EL FE2609Z2FF FE2609Z302 FE2609Z32Q FE2609Z3P9 FE2609Z3SE FE2609Z3UI FE2609Z3V1
FE2609Z44Z FE2609Z4EV FE2609Z4H2 FE2609Z4H4 FE2609Z4HS FE2609Z4L0 FE2609Z4VK FE2609Z598 FE2609Z5SJ FE2609Z5SU FE2609Z68G FE2609Z6F3 FE2609Z6OG FE2609Z720 FE2609Z7BV FE2609Z7JS FE2609Z7XP FE2609Z7YA FE2609Z83K FE2609Z86N
FE2609Z8L8 FE2609Z8ZJ FE2609Z912 FE2609Z939 FE2609Z97E FE2609Z9IC FE2609Z9T0 FE2609ZA1I FE2609ZA4A FE2609ZACG FE2609ZAJQ FE2609ZAOV FE2609ZAP4 FE2609ZARM FE2609ZAU8 FE2609ZBLJ FE2609ZBOI FE2609ZBSD FE2609ZCP6 FE2609ZD1F
FE2609ZD45 FE2609ZD9Q FE2609ZDO5 FE2609ZEKM FE2609ZEM1 FE2609ZE07 FE2609ZEP2 FE2609ZEVL FE2609ZEVM FE2609ZF3N FE2609ZF4I FE2609ZFE1 FE2609ZFG8 FE2609ZFJ3 FE2609ZFKX FE2609ZFM7 FE2609ZFSO FE2609ZFXD FE2609ZGLA FE2609ZGT8
FE2609ZGVH FE2609ZGXI FE2609ZHNT FE2609ZI34 FE2609ZIIT FE2609ZJHH FE2609ZJN0 FE2609ZK42 FE2609ZK7Y FE2609ZK92 FE2609ZKEJ FE2609ZKJS FE2609ZLFZ FE2609ZLK3 FE2609ZLL9 FE2609ZLO1 FE2609ZLPE FE2609ZLWK FE2609ZLWX FE2609ZLY8
FE2609ZM6G FE2609ZMIC FE2609ZN17 FE2609ZNCR FE2609ZNKF FE2609ZNOM FE2609ZNQ0 FE2609ZNU3 FE2609ZO7C FE2609ZOAI FE2609ZOGC FE2609ZP5A FE2609ZPP5 FE2609ZPXP FE2609ZQ11 FE2609ZQ28 FE2609ZQ59 FE2609ZQ5F FE2609ZQ92 FE2609ZR6C
FE2609ZR9E FE2609ZRBX FE2609ZRMJ FE2609ZRN4 FE2609ZS6E FE2609ZSKB FE2609ZSQN FE2609ZT1P FE2609ZT5C FE2609ZT6F FE2609ZT9E FE2609ZTEI FE2609ZTGE FE2609ZTHJ FE2609ZU9L FE2609ZUU5 FE2609ZUU9 FE2609ZVBN FE2609ZW2I FE2609ZW66
FE2609ZW7H FE2609ZWOY FE2609ZWWG FE2609ZWYP FE2609ZX45 FE2609ZXB2 FE2609ZXCG FE2609ZXIU FE2609ZXWY FE2609ZXZ3 FE2609ZY7P FE2609ZY90 FE2609ZYES FE2609ZYLM FE2609ZZHD FE2609ZZJ9 FE2609ZZQ7 FE2609ZZUT FE3109152 FE3109154
FE3109155 FE3109156 FE3109158 FE3109159

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年10月30日　　国土交通大臣　井林　辰憲

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	令和８年	東京	2―4	東京首部	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	東京	6―3	志木	〃
〃	〃	〃	東京	7―1	東京西南部	〃
〃	〃	〃	横須賀	5―1	横須賀	〃
〃	〃	〃	横須賀	5―2	浦賀	〃
〃	〃	〃	横須賀	5―3	鎌倉	〃
〃	〃	〃	横須賀	5―4	秋谷	〃
〃	〃	〃	横須賀	6―1	三浦三崎	〃
〃	〃	〃	京都及大阪	14―4	谷川	〃
〃	〃	〃	姫路	1―1	矢名瀬	〃
〃	〃	〃	姫路	7―1	前之庄	〃
〃	〃	〃	岡山及丸亀	3―3	丸亀	〃
〃	〃	〃	高知	6―1	杉	〃
〃	〃	〃	高知	7―4	高知	〃
〃	〃	〃	浜田	4―1	三良坂	〃
〃	〃	〃	浜田	4―3	三次	〃
〃	〃	〃	広島	7―1	安芸内海	〃
〃	〃	〃	広島	7―4	呉	〃
〃	〃	〃	広島	11―3	厳島	〃
〃	〃	〃	広島	15―2	大竹	〃
〃	〃	〃	広島	16―1	岩国	〃
〃	〃	〃	広島	16―2	由宇	〃

備考　地図の刊行日　令和８年11月１日

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年10月30日　　国土交通大臣　井林　辰憲

測量の種類	精度	実施時期	地域 都道府県	地域 市、区、(郡)、町、村名	備考
復旧測量		令和８年度	熊本県	熊本市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	八代市	〃
〃		〃	〃	人吉市	三角点（改算）
〃		〃	〃	荒尾市	〃
〃		〃	〃	水俣市	〃
〃		〃	〃	玉名市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	山鹿市	〃
〃		〃	〃	菊池市	〃
〃		〃	〃	宇土市	三角点（改算）
〃		〃	〃	上天草市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	宇城市	三角点（改算）
〃		〃	〃	阿蘇市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	天草市	〃
〃		〃	〃	合志市	三角点（改算）
〃		〃	〃	（下益城郡）美里町	〃
〃		〃	〃	（玉名郡）玉東町	〃
〃		〃	〃	〃　南関町	〃
〃		〃	〃	〃　長洲町	〃
〃		〃	〃	〃　和水町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	（菊池郡）大津町	三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　菊陽町	〃
〃		〃	〃	（阿蘇郡）高森町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　西原村	三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　南阿蘇村	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	（上益城郡）御船町	三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　嘉島町	〃
〃		〃	〃	〃　益城町	〃
〃		〃	〃	〃　甲佐町	〃
〃		〃	〃	〃　山都町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）

〃	〃	〃	（葦北郡）	芦北町	〃
〃	〃	〃	〃	津奈木町	三角点（改算）
〃	〃	〃	（球磨郡）	錦町	〃
〃	〃	〃	〃	多良木町	〃
〃	〃	〃	〃	湯前町	〃
〃	〃	〃	〃	水上村	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃	〃	〃	〃	相良村	〃
〃	〃	〃	〃	五木村	電子基準点（改測)、三角点（改算）
〃	〃	〃	〃	山江村	三角点（改算）
〃	〃	〃	〃	球磨村	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃	〃	〃	〃	あさぎり町	三角点（改算）
〃	〃	〃	（天草郡）	苓北町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃	令和７年度	北海道	（亀田郡）	七飯町	水準点（改測）
〃	〃	静岡県	掛川市		〃
〃	〃	〃	菊川市		〃
〃	〃	大阪府	泉佐野市		〃
〃	〃	〃	泉南市		〃
〃	〃	〃	阪南市		〃
〃	〃	和歌山県	和歌山市		〃
〃	〃	〃	海南市		〃
〃	〃	〃	有田市		〃
〃	〃	〃	御坊市		〃
〃	〃	〃	岩出市		〃
〃	〃	〃	（有田郡）	湯浅町	〃
〃	〃	〃	〃	広川町	〃
〃	〃	〃	〃	有田川町	〃
〃	〃	〃	（日高郡）	日高町	〃
〃	〃	〃	〃	由良町	〃
〃	〃	宮崎県	宮崎市		〃
〃	〃	〃	日南市		〃
〃	令和６年度	北海道	（空知郡）	上富良野町	水準点（改測）
〃	〃	〃	（上川郡）	和寒町	〃
〃	〃	〃	〃	剣淵町	〃
〃	〃	〃	（紋別郡）	遠軽町	〃
〃	〃	新潟県	村上市		三角点（改算）
水準測量	二等	令和８年度	青森県	十和田市	水準点（新設）
〃	〃	〃	〃	平川市	〃

追録

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和８年度の令和８年８月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和８年10月30日　財務省

1　一般会計

(1)　歳入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減)	収入歩合
						%
租税及印紙収入	83,735,000,000	2,898,687,216	1,135,164,354	4,033,851,570	△79,701,148,429	4.8
租税	82,655,000,000	2,816,201,064	962,439,453	3,778,640,517	△78,876,359,482	4.5
所得税	25,325,000,000	1,842,451,289	717,721,565	2,560,172,855	△22,764,827,144	10.1
防衛特別所得税	38,000,000	—	—	—	△38,000,000	—
法人税	20,696,000,000	258,278,043	—	258,278,043	△20,437,721,956	1.2
防衛特別法人税	576,000,000	408	—	408	△575,999,591	0.0
相続税	3,818,000,000	286,505,125	27,256,663	313,761,788	△3,504,238,211	8.2
消費税	26,688,000,000	—	—	—	△26,688,000,000	—
酒税	1,147,000,000	99,458,775	10,148,893	109,607,669	△1,037,392,330	9.5
たばこ税	976,000,000	61,602,717	54,165,583	115,768,301	△860,231,698	11.8
揮発油税	972,000,000	80,633,898	—	80,633,898	△891,366,101	8.2
石油ガス税	4,000,000	301,666	58,134	359,800	△3,640,199	8.9
航空機燃料税	40,000,000	3,309,342	3,137,896	6,447,239	△33,552,760	16.1
石油石炭税	598,000,000	47,738,762	5,962,563	53,701,325	△544,298,674	8.9
電源開発促進税	314,000,000	22,087,315	23,642,300	45,729,616	△268,270,383	14.5
自動車重量税	421,000,000	35,885,979	33,750,371	69,636,351	△351,363,648	16.5
国際観光旅客税	130,000,000	4,749,454	562,953	5,312,407	△124,687,592	4.0
関税	903,000,000	72,488,997	84,488,195	156,977,192	△746,022,807	17.3
とん税	9,000,000	709,134	1,544,331	2,253,466	△6,746,534	25.0
地価税	—	151	—	151	151	—
印紙収入						
印紙収入	1,080,000,000	82,486,152	172,724,900	255,211,053	△824,788,946	23.6

官業益金及官業収入						
官業収入	54,375,414	4,331,588	18,199,746	22,531,335	△ 31,844,078	41.4
政府資産整理収入	180,961,066	9,727,270	17,324,325	27,051,595	△ 153,909,470	14.9
国有財産処分収入	32,299,378	2,706,388	14,180,950	16,887,338	△ 15,412,039	52.2
回収金等収入	148,661,688	7,020,882	3,143,374	10,164,256	△ 138,497,431	6.8
雑収入	8,754,177,301	76,490,512	4,645,922,042	4,722,412,555	△ 4,031,764,745	53.9
国有財産利用収入	112,444,902	5,565,113	58,135,126	63,700,239	△ 48,744,662	56.6
納付金	1,920,890,305	26,987,428	967,030,343	994,017,772	△ 926,872,532	51.7
諸収入	6,720,842,094	43,937,970	3,620,756,572	3,664,694,542	△ 3,056,147,551	54.5
公債金						
公債金	32,697,504,625	4,601,199,887	9,812,141,392	14,413,341,280	△ 18,284,163,344	44.0
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	733,254	—	—	—	△ 733,254	—
合計	125,422,751,660	7,590,436,475	15,628,751,861	23,219,188,337	△ 102,203,563,322	18.5

(2) 歳出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	13,648,753	192,474	2,479,536	2,672,010	10,976,743	19.5
国会	145,773,232	8,295,498	42,730,984	51,026,482	94,746,749	35.0
裁判所	387,221,498	23,778,383	111,165,027	134,943,410	252,278,087	34.8
会計検査院	18,106,659	1,060,286	5,307,777	6,368,064	11,738,595	35.1
内閣	175,403,568	5,336,363	30,124,887	35,461,251	139,942,317	20.2
内閣府	5,019,452,537	59,795,822	2,281,534,625	2,341,330,447	2,678,122,089	46.6
デジタル庁	292,883,426	7,011,190	34,791,085	41,802,276	251,081,149	14.2
防災庁	2,414,573	—	—	—	2,414,573	—
総務省	23,349,780,017	8,883,201	14,850,006,481	14,858,889,682	8,490,890,334	63.6
法務省	944,651,583	57,828,724	271,196,206	329,024,930	615,626,652	34.8
外務省	889,281,550	18,757,740	324,507,753	343,265,494	546,016,056	38.6
財務省	36,156,303,182	209,191,028	7,309,918,966	7,519,109,994	28,637,193,187	20.7
文部科学省	7,726,659,065	221,808,440	2,913,468,760	3,135,277,201	4,591,381,863	40.5
厚生労働省	36,534,390,140	3,905,724,581	13,386,013,701	17,291,738,282	19,242,651,857	47.3
農林水産省	3,391,071,086	62,431,453	661,055,015	723,486,468	2,667,584,618	21.3
経済産業省	2,013,412,766	129,981,657	351,979,987	481,961,644	1,531,451,121	23.9
国土交通省	10,017,117,508	220,467,535	837,243,873	1,057,711,408	8,959,406,100	10.5
環境省	604,199,509	8,244,483	51,665,454	59,909,937	544,289,571	9.9
防衛省	9,919,987,096	451,148,377	2,200,725,619	2,651,873,997	7,268,113,099	26.7
合計	137,601,757,756	5,399,937,242	45,665,915,744	51,065,852,987	86,535,904,768	37.1

2　特別会計

単位　千円（千円未満切捨）

会計名	歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 本月分	収納済歳入額又は支出済歳出額 前月までの累計	収納済歳入額又は支出済歳出額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入歩合又は支出歩合
交付税及び譲与税配付金						%
歳入	51,307,459,118	645,127,033	15,614,407,063	16,259,534,097	△ 35,047,925,020	31.6
歳出	51,092,000,197	5,826,061,455	28,349,713,518	34,175,774,973	16,916,225,223	66.8
地震再保険						
歳入	126,339,766	5,923,180	32,418,392	38,341,572	△ 87,998,193	30.3
歳出	126,339,766	99,173	461,403	560,577	125,779,188	0.4
国債整理基金						
歳入	224,828,567,066	15,246,748,936	110,469,009,455	125,715,758,391	△ 99,112,808,674	55.9
歳出	227,871,441,806	12,870,624,954	75,312,134,359	88,182,759,314	139,688,682,492	38.6
外国為替資金						
歳入	4,824,674,375	477,802	914,839,290	915,317,092	△ 3,909,357,282	18.9
歳出	1,973,396,598	76,811,473	324,233,330	401,044,803	1,572,351,794	20.3
財政投融資						
財政融資資金勘定						
歳入	26,676,473,344	339,343,528	4,746,444,567	5,085,788,096	△ 21,590,685,247	19.0
歳出	26,676,473,344	320,314,461	4,785,625,318	5,105,939,779	21,570,533,564	19.1
投資勘定						
歳入	758,500,041	214,334,597	627,538,660	841,873,258	83,373,217	110.9
歳出	768,500,041	29,138	80,177,777	80,206,915	688,293,125	10.4
特定国有財産整備勘定						
歳入	31,207,322	8	25,025,196	25,025,204	△ 6,182,117	80.1
歳出	4,377,380	4,067	17,825	21,893	4,355,486	0.5
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定						
歳入	3,241,496,260	327,007,056	1,917,469,918	2,244,476,974	△ 997,019,285	69.2
歳出	4,155,649,433	651,380,063	1,437,834,322	2,089,214,385	2,066,435,047	50.2
電源開発促進勘定						
歳入	473,227,391	347,517	154,322,136	154,669,653	△ 318,557,737	32.6
歳出	547,422,104	2,717,980	69,758,637	72,476,618	474,945,486	13.2
原子力損害賠償支援勘定						
歳入	11,967,206,114	290,501,170	3,345,179,085	3,635,680,256	△ 8,331,525,857	30.3
歳出	11,967,206,114	90,501,170	3,477,057,737	3,567,558,908	8,399,647,205	29.8
先端半導体・人工知能関連技術勘定						
歳入	1,239,004,417	387,200,000	853,916,671	1,241,116,671	2,112,254	100.1
歳出	1,239,004,417	387,366,424	830,581,750	1,217,948,174	21,056,242	98.3
労働保険						
労災勘定						
歳入	1,331,596,448	1,962,458	441,358,221	443,320,679	△ 888,275,768	33.2
歳出	1,123,327,218	107,229,608	354,470,496	461,700,104	661,627,113	41.1
雇用勘定						
歳入	2,494,863,538	2,125,060	432,215,151	434,340,212	△ 2,060,523,325	17.4
歳出	2,290,439,006	176,902,982	658,943,530	835,846,512	1,454,592,493	36.4
徴収勘定						
歳入	4,224,165,321	20,753,803	1,047,401,659	1,068,155,463	△ 3,156,009,857	25.2
歳出	4,224,165,321	6,679,438	786,478,940	793,158,378	3,431,006,942	18.7
年金						
基礎年金勘定						
歳入	28,980,031,698	4,811,075,019	9,531,078,034	14,342,153,054	△ 14,637,878,643	49.4
歳出	28,980,031,698	3,810,515,458	8,934,399,202	12,744,914,660	16,235,117,037	43.9

国民年金勘定							
歳入	4,238,936,181	416,642,047	1,409,594,132	1,826,236,179	△ 2,412,700,001	43.0
歳出	4,238,936,181	613,365,646	1,154,963,741	1,768,329,387	2,470,606,793	41.7
厚生年金勘定						
歳入	53,781,662,807	6,735,974,249	18,005,223,815	24,741,198,065	△ 29,040,464,741	46.0
歳出	53,781,662,807	8,829,486,107	17,661,994,245	26,491,480,352	27,290,182,454	49.2
健康勘定						
歳入	14,640,093,254	1,265,991,994	4,618,421,014	5,884,413,008	△ 8,755,680,245	40.1
歳出	14,640,093,254	1,755,863,215	4,301,850,953	6,057,714,169	8,582,379,084	41.3
業務勘定						
歳入	1,285,836,031	102,858,186	515,660,619	618,518,805	△ 667,317,225	48.1
歳出	1,285,836,522	25,472,673	291,100,264	316,572,938	969,263,583	24.6
子ども・子育て支援						
子ども・子育て支援勘定						
歳入	4,796,876,921	1,972,796	3,137,728,668	3,139,701,465	△ 1,657,175,455	65.4
歳出	4,813,351,679	56,895,809	1,217,414,640	1,274,310,450	3,539,041,228	26.4
育児休業等給付勘定						
歳入	1,104,257,967	62,707	219,302,140	219,364,847	△ 884,893,119	19.8
歳出	1,104,257,967	69,263,105	328,754,343	398,017,448	706,240,518	36.0
食料安定供給						
農業経営安定勘定						
歳入	239,451,358	5,066,691	175,005,879	180,072,571	△ 59,378,786	75.2
歳出	239,451,358	60,182,336	6,960,149	67,142,485	172,308,872	28.0
食糧管理勘定						
歳入	905,209,426	34,818,123	357,052,287	391,870,411	△ 513,339,014	43.2
歳出	922,715,012	55,704,877	129,858,595	185,563,473	737,151,539	20.1
農業再保険勘定						
歳入	98,170,467	1,438,522	33,107,747	34,546,269	△ 63,624,197	35.1
歳出	93,361,649	2,049,083	24,263,410	26,312,494	67,049,154	28.1
漁船再保険勘定						
歳入	7,679,775	500,310	3,524,121	4,024,431	△ 3,655,343	52.4
歳出	6,681,619	397,670	593,919	991,589	5,690,029	14.8
漁業共済保険勘定						
歳入	23,467,932	305	5,353,692	5,353,997	△ 18,113,934	22.8
歳出	12,188,667	4,906	4,640,989	4,645,895	7,542,771	38.1
業務勘定						
歳入	31,040,437	13,547,166	1,392,974	14,940,141	△ 16,100,295	48.1
歳出	31,062,926	13,659,467	3,926,311	17,585,779	13,477,146	56.6
国営土地改良事業勘定						
歳入	6,271,017	432,279	1,858,666	2,290,946	△ 3,980,070	36.5
歳出	8,562,133	606,780	426,172	1,032,953	7,529,179	12.0
国有林野事業債務管理						
歳入	330,539,496	97,025,453	68,962,066	165,987,520	△ 164,551,975	50.2
歳出	330,539,496	97,025,453	68,962,066	165,987,520	164,551,975	50.2
特許						
歳入	291,219,450	12,916,179	193,547,341	206,463,520	△ 84,755,929	70.8
歳出	160,708,531	11,077,229	33,236,318	44,313,547	116,394,983	27.5
自動車安全						
自動車事故対策勘定						
歳入	86,050,827	882,641	70,709,334	71,591,975	△ 14,458,851	83.1
歳出	29,833,204	569,592	7,948,993	8,518,586	21,314,618	28.5
自動車検査登録勘定						
歳入	52,963,186	3,423,677	22,664,291	26,087,969	△ 26,875,216	49.2
歳出	46,988,221	1,441,501	8,400,075	9,841,577	37,146,643	20.9
空港整備勘定						
歳入	423,591,419	57,941,796	217,523,902	275,465,698	△ 148,125,720	65.0
歳出	525,744,419	11,985,555	89,252,656	101,238,212	424,506,207	19.2
東日本大震災復興						
歳入	633,368,369	108,237,859	238,574,279	346,812,139	△ 286,556,229	54.7
歳出	712,770,628	34,112,460	93,837,337	127,949,798	584,820,830	17.9

（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	前月までの累計	計	収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合
沖縄振興開発金融公庫						%
収入	15,847,922	1,099,958	3,051,576	4,151,534	△ 11,696,387	26.1
支出	13,556,576	449,328	3,935,824	4,385,153	9,171,422	32.3
株式会社日本政策金融公庫						
国民一般向け業務						
収入	218,589,405	13,169,012	49,869,589	63,038,602	△ 155,550,802	28.8
支出	133,089,839	6,272,606	34,762,545	41,035,151	92,054,687	30.8
農林水産業者向け業務						
収入	60,652,516	2,963,469	5,968,736	8,932,205	△ 51,720,310	14.7
支出	59,685,303	1,221,177	8,360,588	9,581,766	50,103,536	16.0
中小企業者向け業務						
収入	164,231,883	18,977,834	31,369,175	50,347,010	△ 113,884,872	30.6
支出	75,554,390	6,305,721	14,314,060	20,619,782	54,934,607	27.2
信用保険等業務						
収入	306,218,880	21,149,395	89,686,665	110,836,060	△ 195,382,819	36.1
支出	807,788,009	37,873,220	144,758,740	182,631,961	625,156,047	22.6
危機対応円滑化業務						
収入	20,590,247	317,988	3,242,040	3,560,028	△ 17,030,218	17.2
支出	50,253,662	1,062,036	6,627,238	7,689,275	42,564,386	15.3
特定事業等促進円滑化業務						
収入	8,261,111	31	406,756	406,788	△ 7,854,322	4.9
支出	8,261,091	5,393	390,899	396,293	7,864,797	4.7
株式会社国際協力銀行						
収入	3,303,556,755	54,486,004	328,872,188	383,358,193	△ 2,920,198,561	11.6
支出	3,270,846,394	54,892,348	337,987,618	392,879,966	2,877,966,427	12.0
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門						
収入	185,508,891	12,135,791	47,443,582	59,579,373	△ 125,929,517	32.1
支出	298,065,866	9,628,348	65,807,239	75,435,587	222,630,278	25.3

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。